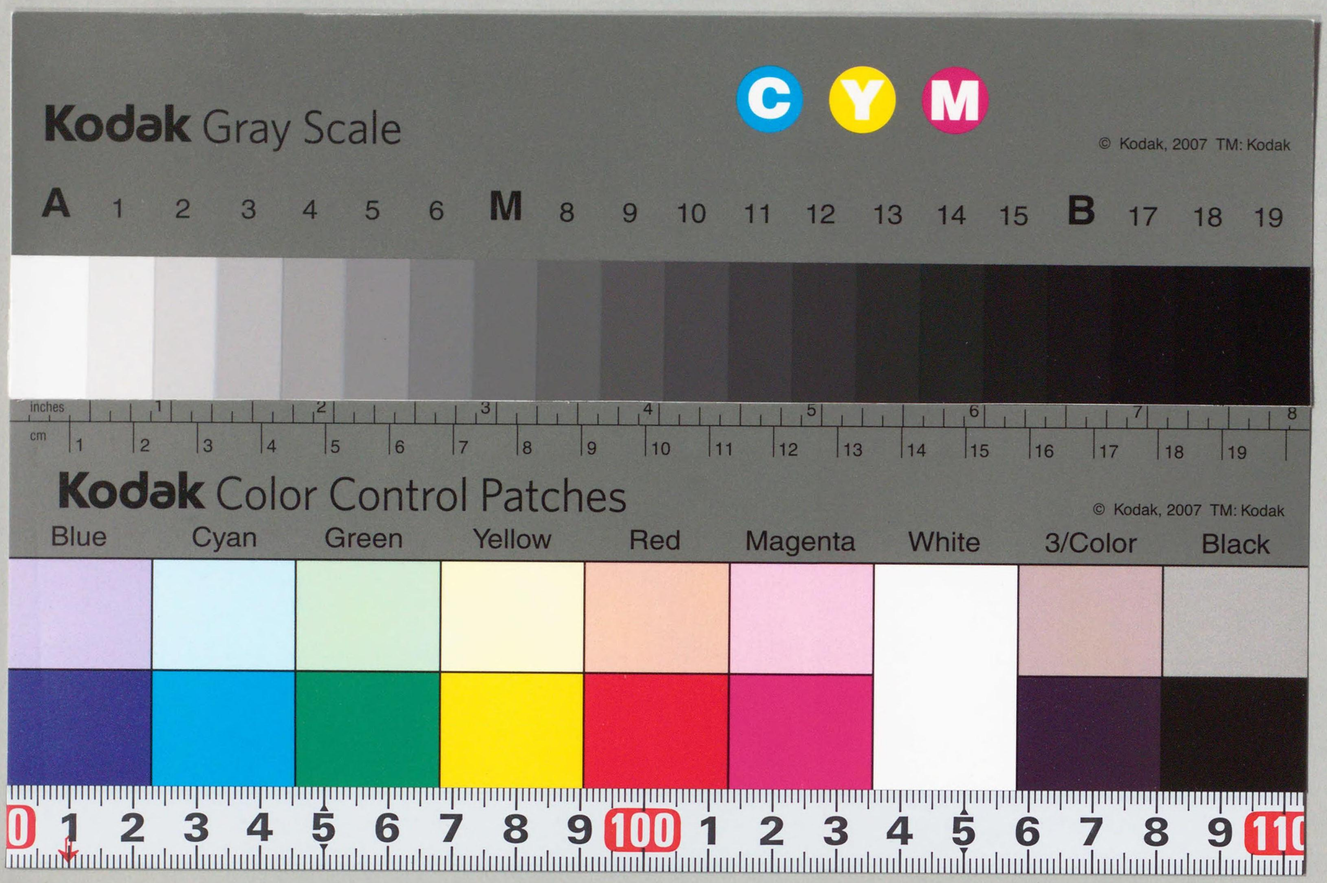

CZ-4-2
1200404228542
禁電

第十六回国会通過法律集

衆議院法制局

5411-3

第十六回国会通過法律集

衆議院法制局

320.91Sy996k

凡例

一、本書は、第十六回国会（特別会）（昭和二十八年五月十八日から昭和二十八年八月十日まで）を通過して公布された法律二百二十六件（内閣提出　百五十九件
衆議院議員提出　五十四件
参議院議員提出　十三件）を収録した。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて登載した。

三、公布番号順の目次、五十音順の件名索引及び部門別索引を掲載した。

目次、件名索引及び本文中「(衆法)」又は「(参法)」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員提出又は参議院議員提出のものであることを示し、その他は、すべて内閣提出のものであることを示す。

○参議院緊急集会議決法律に対する衆議院の同意

左記の四法律は、第十五回国会閉会後の参議院緊急集会で議決された法律であつて、第十六回国会において、昭和二十八年五月二十七日に日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く衆議院の同意があつた。よつて、右の旨昭和二十八年五月三十日内閣告示第二号、第三号、第四号及び第五号で公示された。

なお、各法律の内容は第十五回国会法律集の末尾に登載してあるので、この法律集においては、

CZ
4
2

国立国会図書館蔵書

国立国会
28.11.-6
図書館

K 5608

その登載を省略した。

記

（一）国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・三・二四・法二二）
（二）期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律（昭二八・三・二六・法二四）
（三）国立学校設置法の一部を改正する法律（昭二八・三・二六・法二五）
（四）不正競争防止法の一部を改正する法律（昭二八・三・二六・法二六）

目次

○法律第三十六号　厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭二八・五・三〇公布）……一
○法律第三十七号　保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭二八・五・三〇公布）……一
○法律第三十八号　恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・五・三〇公布）……一
○法律第三十九号　大蔵省関係法律のうち期限等の定のあるものにつき当該期限等を変更するための法律（昭二八・五・三〇公布）……一
○法律第四　十　号　昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律（昭二八・五・三〇公布）……二
○法律第四十一号　物品税法の一部を改正する法律（昭二八・五・三〇公布）……七
○法律第四十二号　外国人登録法一部を改正する法律（昭二八・五・三〇公布）……一〇
○法律第四十三号　少年院法の一部を改正する法律（昭二八・五・三〇公布）……一一
○法律第四十四号　国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・五・三〇公布）……一一
○法律第四十五号　農業災害補償法の臨時特例に関する法律（昭二八・六・四公布）（衆法）……一一
○法律第四十六号　市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期の延長に関する法律（昭二八・六・二七公布）……一二
○法律第四十七号　皇室経済法の一部を改正する法律（昭二八・六・三〇公布）……一二
○法律第四十八号　皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭二八・六・三〇公布）……一三
○法律第四十九号　理容師美容師法の一部を改正する法律（昭二八・六・三〇公布）……一三
○法律第五　十　号　郵便法の一部を改正する法律（昭二八・六・三〇公布）……一三
○法律第五十一号　国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭二八・七・四公布）……一四
○法律第五十二号　国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（昭二八・七・七公布）（衆法）……一五
○法律第五十三号　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・七・八公布）（衆法）……一五
○法律第五十四号　国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・七・八公布）（衆法）……一六
○法律第五十五号　日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施

等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律（昭二八・七・八公布）（衆法）……一六
○法律第五十六号　火薬類取締法の一部を改正する法律（昭二八・七・九公布）……一六
○法律第五十七号　鉱業法の一部を改正する法律（昭二八・七・九公布）……一七
○法律第五十八号　以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律（昭二八・七・一〇公布）……一九
○法律第五十九号　国土調査法の一部を改正する法律（昭二八・七・一四公布）……二〇
○法律第六十号　小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律（昭二八・七・一五公布）……二一
○法律第六十一号　農産物検査法の一部を改正する法律（昭二八・七・一五公布）（衆法）……二三
○法律第六十二号　金管理法（昭二八・七・一五公布）……二四
○法律第六十三号　産業労働者住宅資金融通法（昭二八・七・一七公布）……二六
○法律第六十四号　北海道防寒住宅建設等促進法（昭二八・七・一七公布）（衆法）……二九
○法律第六十五号　木船再保険法（昭二八・七・一七公布）……三二
○法律第六十六号　航空機抵当法（昭二八・七・二〇公布）……三四
○法律第六十七号　国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・七・二一公布）（参法）……三八
○法律第六十八号　逃亡犯罪人引渡法（昭二八・七・二一公布）……三八
○法律第六十九号　昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二八・七・二一公布）……四四
○法律第七十号　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭二八・七・二一公布）……四六
○法律第七十一号　人権擁護委員会法の一部を改正する法律（昭二八・七・二二公布）……四六
○法律第七十二号　離島振興法（昭二八・七・二二公布）（衆法）……四七
○法律第七十三号　道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭二八・七・二三公布）（衆法）……四九
○法律第七十四号　海上運送法の一部を改正する法律（昭二八・七・二三公布）……五〇
○法律第七十五号　大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭二八・七・二四公布）……五一
○法律第七十六号　町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（昭二八・七・二四公布）（衆法）……五二
○法律第七十七号　木船再保険特別会計法（昭二八・七・二四公布）……五三

○法律第七十八号　保険業法等の一部を改正する法律（昭二八・七・二四公布）……五四
○法律第七十九号　輸出信用保険法の一部を改正する法律（昭二八・七・二四公布）……五五
○法律第八十号　中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭二八・七・二四公布）……五八
○法律第八十一号　納税貯蓄組合法の一部を改正する法律（昭二八・七・二四公布）……六〇
○法律第八十二号　公認会計士法の一部を改正する法律（昭二八・七・二四公布）（衆法）……六〇
○法律第八十三号　青少年問題協議会設置法（昭二八・七・二五公布）……六〇
○法律第八十四号　在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭二八・七・二五公布）……六二
○法律第八十五号　司法試験法の一部を改正する法律（昭二八・七・二五公布）……六四
○法律第八十六号　少年法及び少年院法の一部を改正する法律（昭二八・七・二五公布）……六四
○法律第八十七号　消防施設強化促進法（昭二八・七・二七公布）……六五
○法律第八十八号　国立学校設置法の一部を改正する法律（昭二八・七・二八公布）……六六
○法律第八十九号　昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律（昭二八・七・三〇公布）……六八
○法律第九十号　市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（昭二八・七・三〇公布）……六九
○法律第九十一号　開拓融資保証法（昭二八・七・三〇公布）……六九
○法律第九十二号　教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律（昭二八・七・三〇公布）……七九
○法律第九十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭二八・七・三〇公布）……八二
○法律第九十四号　郵便物運送委託法の一部を改正する法律（昭二八・七・三〇公布）……八三
○法律第九十五号　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二八・七・三一公布）……八四
○法律第九十六号　有線電気通信法（昭二八・七・三一公布）……八五
○法律第九十七号　公衆電気通信法（昭二八・七・三一公布）……九〇
○法律第九十八号　有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法（昭二八・七・三一公布）……一一一
○法律第九十九号　自治大学校設置法（昭二八・七・三一公布）……一一八
○法律第百号　昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律（昭二八・七・三一公布）……一一九
○法律第百一号　登録税法の一部を改正する法律（昭二八・七・三一公布）……一一九
○法律第百二号　有価証券取引税法（昭二八・七・三一公布）……一二〇

○法律第百三号　砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭二八・七・三一公布）……一二五
○法律第百四号　揮発油税法の一部を改正する法律（昭二八・七・三一公布）……一二八
○法律第百五号　通行税法の一部を改正する法律（昭二八・七・三一公布）……一二九
○法律第百六号　国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭二八・七・三一公布）……一二九
○法律第百七号　塩業組合法（昭二八・七・三一公布）……一二九
○法律第百八号　行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一四一
○法律第百九号　保安庁法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一四一
○法律第百十号　厚生省設置法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一四二
○法律第百十一号　地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭二八・八・一公布）……一四二
○法律第百十二号　木材防腐特別措置法（昭二八・八・一公布）（衆法）……一四二
○法律第百十三号　食品衛生法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一四四
○法律第百十四号　と畜場法（昭二八・八・一公布）……一四四
○法律第百十五号　民生委員法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一四八
○法律第百十六号　健康保険法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一四九
○法律第百十七号　厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一五一
○法律第百十八号　国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一五三
○法律第百十九号　船員保険法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一五六
○法律第百二十号　昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一五七
○法律第百二十一号　外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一五七
○法律第百二十二号　産業投資特別会計法（昭二八・八・一公布）……一五八
○法律第百二十三号　印刷局特別会計法等の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一六一
○法律第百二十四号　造幣局特別会計法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一六一
○法律第百二十五号　食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一六二

○法律第百二十六号　漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一六三
○法律第百二十七号　一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする繰入金に関する法律（昭二八・八・一公布）……一六三
○法律第百二十八号　昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律（昭二八・八・一公布）……一六三
○法律第百二十九号　鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律（昭二八・八・一公布）……一六四
○法律第百三十号　社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一六四
○法律第百三十一号　関税定率法等の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一六五
○法律第百三十二号　日本専売公社法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一六七
○法律第百三十三号　閉鎖機関令の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一六九
○法律第百三十四号　日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一七四
○法律第百三十五号　相互銀行法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一七七
○法律第百三十六号　国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一七七
○法律第百三十七号　信用金庫法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一七八
○法律第百三十八号　中小企業金融公庫法（昭二八・八・一公布）……一七九
○法律第百三十九号　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一八三
○法律第百四十号　特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）（衆法）……一八四
○法律第百四十一号　証券投資信託法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一八七
○法律第百四十二号　証券取引法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……一九一
○法律第百四十三号　商工会議所法（昭二八・八・一公布）（衆法）……一九九
○法律第百四十四号　設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……二一三
○法律第百四十五号　武器等製造法（昭二八・八・一公布）……二一四
○法律第百四十六号　漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……二一九
○法律第百四十七号　鉄道敷設法等の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……二二七
○法律第百四十八号　日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……二二八
○法律第百四十九号　臨時船舶建造調整法（昭二八・八・一公布）……二三二

○法律第百五十号　臨時船質等改善助成利子補給法（昭二八・八・一公布）……二三三
○法律第百五十一号　海上衝突予防法（昭二八・八・一公布）……二三四
○法律第百五十二号　水先法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……二四四
○法律第百五十三号　海事代理士法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……二四五
○法律第百五十四号　日本航空株式会社（昭二八・八・一公布）……二四六
○法律第百五十五号　恩給法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……二四九
○法律第百五十六号　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八・八・一公布）……二六六
○法律第百五十七号　昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭二八・八・一公布）……二六九
○法律第百五十八号　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……二七三
○法律第百五十九号　昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた国家公務員法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭二八・八・一公布）……二七五
○法律第百六十号　昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭二八・八・一公布）……二七七
○法律第百六十一号　未帰還者留守家族等援護法（昭二八・八・一公布）……二八一
○法律第百六十二号　厚生保険特別会計法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……二九三
○法律第百六十三号　国税徴収法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……二九四
○法律第百六十四号　富裕税法を廃止する法律（昭二八・八・一公布）……二九五
○法律第百六十五号　相続税法の一部を改正する法律（昭二八・八・一公布）……二九六
○法律第百六十六号　災害救助法の一部を改正する法律（昭二八・八・三公布）（衆法）……三〇七
○法律第百六十七号　学校教育法等の一部を改正する法律（昭二八・八・五公布）……三〇八
○法律第百六十八号　道路運送法の一部を改正する法律（昭二八・八・五公布）……三〇九
○法律第百六十九号　地方鉄道軌道整備法（昭二八・八・五公布）（衆法）……三一三
○法律第百七十号　港湾整備促進法（昭二八・八・五公布）……三一七
○法律第百七十一号　電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（昭二八・八・七公布）……三一八

○法律第百七十二号　刑事訴訟法の一部を改正する法律（昭二八・八・七公布）……三一九
○法律第百七十三号　所得税法の一部を改正する法律（昭二八・八・七公布）……三二三
○法律第百七十四号　法人税法の一部を改正する法律（昭二八・八・七公布）……三七二
○法律第百七十五号　資産再評価法の一部を改正する法律（昭二八・八・七公布）……三八一
○法律第百七十六号　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭二八・八・七公布）……四〇四
○法律第百七十七号　昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律（昭二八・八・七公布）（衆法）……四一五
○法律第百七十八号　特別減税国債法（昭二八・八・七公布）……四一五
○法律第百七十九号　昭和二十八年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律（昭二八・八・七公布）（衆法）……四一九
○法律第百八十号　公職選挙法の一部を改正する法律（昭二八・八・七公布）（衆法）……四一九
○法律第百八十一号　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭二八・八・七公布）……四二〇
○法律第百八十二号　国家公務員等退職手当暫定措置法（昭二八・八・八公布）（衆法）……四二五
○法律第百八十三号　土地改良法の一部を改正する法律（昭二八・八・八公布）……四三〇
○法律第百八十四号　判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・八公布）……四三六
○法律第百八十五号　学校図書館法（昭二八・八・八公布）（衆法）……四三六
○法律第百八十六号　理科教育振興法（昭二八・八・八公布）（衆法）……四三八
○法律第百八十七号　昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二八・八・八公布）（衆法）……四四〇
○法律第百八十八号　輸出取引法の一部を改正する法律（昭二八・八・八公布）……四四二
○法律第百八十九号　漁業法の一部を改正する法律（昭二八・八・八公布）（衆法）……四四九
○法律第百九十号　農林漁業組合連合会整備促進法（昭二八・八・八公布）……四五〇
○法律第百九十一号　医療法の一部を改正する法律（昭二八・八・一〇公布）（参法）……四五三
○法律第百九十二号　医師等の免許及び試験の特例に関する法律（昭二八・八・一〇公布）……四五三
○法律第百九十三号　歯科医師法の一部を改正する法律（昭二八・八・一〇公布）（参法）……四五四
○法律第百九十四号　国有財産法等の一部を改正する法律（昭二八・八・一〇公布）……四五四

○法律第百九十五号　刑法等の一部を改正する法律（昭二八・八・一〇公布）……四五六
○法律第百九十六号　信用保証協会法（昭二八・八・一〇公布）……四五七
○法律第百九十七号　道路交通取締法の一部を改正する法律（昭二八・八・一一公布）（衆法）……四六三
○法律第百九十八号　国会職員法等の一部を改正する法律（昭二八・八・一二公布）（衆法）……四六四
○法律第百九十九号　土地収用法等の一部を改正する法律（昭二八・八・一二公布）……四六四
○法律第二百号　財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律（昭二八・八・一二公布）……四六四
○法律第二百一号　引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律（昭二八・八・一三公布）（衆法）……四六七
○法律第二百二号　地方税法の一部を改正する法律（昭二八・八・一三公布）……四六七
○法律第二百三号　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・一三公布）……四七四
○法律第二百四号　大日本育英会法の一部を改正する法律（昭二八・八・一三公布）……四七五
○法律第二百五号　畑地農業改良促進法（昭二八・八・一三公布）（衆法）……四七七
○法律第二百六号　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭二八・八・一四公布）……四七八
○法律第二百七号　日雇労働者健康保険法（昭二八・八・一四公布）……四八五
○法律第二百八号　地方財政法の一部を改正する法律（昭二八・八・一四公布）……四九四
○法律第二百九号　地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭二八・八・一四公布）……四九四
○法律第二百十号　建築士法の一部を改正する法律（昭二八・八・一四公布）（衆法）……四九六
○法律第二百十一号　青年学級振興法（昭二八・八・一四公布）……四九七
○法律第二百十二号　地方自治法の一部を改正する法律（昭二八・八・一五公布）……五〇一
○法律第二百十三号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二八・八・一五公布）……五一〇
○法律第二百十四号　らい予防法（昭和二八・八・一五公布）……五二一
○法律第二百十五号　外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律（昭二八・八・一五公布）……五二五
○法律第二百十六号　昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法（昭二八・八・一五公布）（衆法）……五二九
○法律第二百十七号　昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法（昭二八・八・一五公布）（衆法）……五三〇

○法律第二百十八号　昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行はれる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法（昭二八・八・一五公布）（衆法）……五三〇
○法律第二百十九号　昭和二十八年六月及び七月の水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法（昭二八・八・一五公布）（衆法）……五三二
○法律第二百二十号　昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二八・八・一五公布）（衆法）……五三二
○法律第二百二十一号　昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律（昭二八・八・一五公布）（衆法）……五三四
○法律第二百二十二号　昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律（昭二八・八・一五公布）（衆法）……五三五
○法律第二百二十三号　建設業法の一部を改正する法律（昭二八・八・一七公布）……五三五
○法律第二百二十四号　財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律（昭二八・八・一七公布）（衆法）……五三七
○法律第二百二十五号　農産物価格安定法（昭二八・八・一七公布）（衆法）……五三八
○法律第二百二十六号　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭二八・八・一七公布）（衆法）……五四〇
○法律第二百二十七号　労働金庫法（昭二八・八・一七公布）（参法）……五四〇
○法律第二百二十八号　昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例に関する法律（昭二八・八・一七公布）（参法）……五五六
○法律第二百二十九号　昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭二八・八・一七公布）（参法）……五五六
○法律第二百三十号　昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法（昭二八・八・一七公布）（参法）……五五七
○法律第二百三十一号　昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法（昭二八・八・一七公布）（参法）……五五七
○法律第二百三十二号　昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭和二八・八・一七公布）（参法）……五五九

○法律第二百三十三号　農林水産業施設災害復旧事業費国補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・一七公布）（衆法）……五五九
○法律第二百三十四号　昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二八・八・一七公布）（衆法）……五六〇
○法律第二百三十五号　昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（昭二八・八・一七公布）（衆法）……五六三
○法律第二百三十六号　国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律（昭二八・八・一八公布）……五六四
○法律第二百三十七号　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・一八公布）（衆法）……五六五
○法律第二百三十八号　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭二八・八・一八公布）……五六九
○法律第二百三十九号　昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律（昭二八・八・一八公布）（衆法）……五七〇
○法律第二百四十号　社会福祉事業振興会法（昭二八・八・一九公布）（衆法）……五七一
○法律第二百四十一号　昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡に関する特別措置法（昭二八・八・一九公布）（衆法）……五七六
○法律第二百四十二号　昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二八・八・一九公布）（衆法）……五七七
○法律第二百四十三号　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・二〇公布）（衆法）……五七八
○法律第二百四十四号　農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律（昭二八・八・二〇公布）……五七八
○法律第二百四十五号　私立学校教職員共済組合法（昭二八・八・二一公布）……五八〇
○法律第二百四十六号　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律（昭二八・八・二五公布）……五九〇
○法律第二百四十七号　公立学校施設費国庫負担法（昭二八・八・二七公布）……五九一
○法律第二百四十八号　危険校舎改築促進臨時措置法（昭二八・八・二七公布）……五九四
○法律第二百四十九号　昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法（昭二八・八・二七公布）（参法）……五九五

○法律第二百五十号　昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法（昭二八・八・二七公布）（参法）……五九七
○法律第二百五十一号　昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用小麦粉等の損失補償に関する特別措置法（昭二八・八・二七公布）（衆法）……五九八
○法律第二百五十二号　農業機械化促進法（昭二八・八・二七公布）（衆法）……五九九
○法律第二百五十三号　久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律（昭二八・八・二七公布）……六〇一
○法律第二百五十四号　総理府設置法の一部を改正する法律（昭二八・八・二八公布）……六〇一
○法律第二百五十五号　港湾運送事業法の一部を改正する法律（昭二八・八・二八公布）（衆法）……六〇二
○法律第二百五十六号　昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法（昭二八・八・三一公布）（衆法）……六〇六
○法律第二百五十七号　昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法（昭二八・八・三一公布）（参法）……六〇七
○法律第二百五十八号　町村合併促進法（昭二八・九・一公布）（参法）……六〇九
○法律第二百五十九号　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・九・一公布）……六一七
○法律第二百六十号　有畜農家創設特別措置法（昭二八・九・一公布）……六二八
○法律第二百六十一号　昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律（昭二八・九・三公布）（衆法）……六二九

国立国会図書館蔵書

件名索引（五十音順）

（註）○印は、第十六回国会を通過した法律を示す。

△印は、右法律によって改廃された法令を示す。

例えば

△医療法(昭二三―法二〇五)の一部改正(昭二八―法二一三)とあるのは、昭和二八年法律第二一三号(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律)によって、医療法(昭二三―法二〇五)が一部改正されたことを示す。

（あ）

△アルコール専売事業特別会計法(昭二二―法三九)の一部改正(昭二八―法一一三)……一六一

△あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭二二―法二一七)の一部改正(昭二八―法二一三)……五一三

（い）

○以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律(昭二八・七・一〇・法五八)……一九

○医師等の免許及び試験の特例に関する法律(昭二八・八・一〇・法一九二)……四五三

○医療法の一部を改正する法律(昭二八・八・一〇・法一九一)(参法)……四五三

△医療法(昭二三―法二〇五)の一部改正(昭二八―法二一三)……五一五

○一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律(昭二八・八・一・法一二七)……一六三

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭二八・八・一八・法二三七)(衆法)……五六五

△一般職の職員の給与に関する法律(昭二五―法九五)の一部改正(昭二八―法一六一)……二八五

○印刷局特別会計法等の一部を改正する法律(昭二八・八・一・法一一三)……一六一

△医師法(昭二三―法二〇一)の一部改正(昭二八―法二一三)……五一五

△印紙をもってする歳入金納付に関する法律(昭二三―法一四二)の一部改正(昭二八―法二〇七)……四九三

△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二八―法六五)……一三

△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二八―法九一)……七八

△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二八―法一〇七)……一四〇

△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二八―法一三八)……一八三

△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二八―法一八八)……四四八

△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二八―法一九六)……四六三

△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二八―法二〇四)……四七六

△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二八―法二二七)……五五五

△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二八―法二四〇)……五七五

△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭二八―法二四五)……五九〇

（う）

△運河法(大二―法一六)の一部改正(昭二八―法二一三)……五三〇

△運輸省設置法(昭二四―法一五七)の一部改正(昭二八―法六五)……一三

△運輸省設置法(昭二四―法一五七)の一

部改正(昭二八—法六六)……三六
△運輸省設置法(昭二四—法一五七)の一
部改正(昭二八—法一四九)……二三三
△運輸省設置法(昭二四—法一五七)の一
部改正(昭二八—法一五四)……二四八
△運輸省設置法(昭二四—法一五七)の一
部改正(昭二八—法一六八)……三一三
△運輸省設置法(昭二四—法一五七)の一
部改正(昭二八—法一六九)……三一七
△運輸省設置法(昭二四—法一五七)の一
部改正(昭二八—法一七〇)……三一八
△運輸省設置法の一部を改正する法律
(昭二七—法二七八)の一部改正(昭二
八—法一五二)……二四五

（え）

○塩業組合法(昭二八・七・三一・法一〇七)……一二九
△栄養士法(昭二二—法二四五)の一部改
正(昭二八—法二一三)……五一三

（お）

○大蔵省関係法律のうち期限等の定のある
ものにつき当該期限等を変更するための
法律(昭二八・五・三〇・法三九)……一
○大蔵省設置法の一部を改正する法律(昭
二八・七・二四・法七五)……五一
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一
部改正(昭二八—法六二)……二五
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一
部改正(昭二八—法六三)……二九
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一
部改正(昭二八—法九一)……七八
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一
部改正(昭二八—法一二二)……一六〇
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一
部改正(昭二八—法一二九)……一六四
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一
部改正(昭二八—法一三〇)……一六四
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一
部改正(昭二八—法一三八)……一八三
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一
部改正(昭二八—法一四一)……一九一
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一
部改正(昭二八—法一四二)……一九九
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一
部改正(昭二八—法一九六)……四六三
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一
部改正(昭二八—法二二七)……五五五
○恩給法の一部を改正する法律(昭二八・
八・一・法一五五)……二四九
△恩給法の一部を改正する法律(昭二
二—法七七)の一部改正(昭二八—法一
五五)……二六二
△恩給法の一部を改正する法律(昭二
六—法八七)の一部改正(昭二八—法一
五五)……二六二
△恩給法の一部を改正する法律(昭二
八—法一五五)の一部改正(昭二八—法
一五七)……二七〇
△恩給法の一部を改正する法律(昭二
八—法一五五)の一部改正(昭二八—法
一八一)……四二五
○恩給法の特例に関する措置に関する
法律の一部を改正する法律(昭二八・五・
三〇・法三八)……一
△恩給法の特例に関する件の措置に関す
る法律(昭二七—法二〇五)廃止(昭二
八—法一五五)……二五二
△恩給法の特例に関する件(昭二一—勅
六八)廃止(昭二八—法一五五)……二五二

（か）

○火薬類取締法の一部を改正する法律(昭
二八・七・九法五六)……一六
△火薬類取締法(昭二五—法一四九)の一
部改正(昭二八—法二一三)……五一九
○海事代理士法の一部を改正する法律(昭
二八・八・一・法一五三)……二四五
○海上運送法の一部を改正する法律(昭二

八・七・二三・法七四)……五〇
△海上運送法(昭二四—法一八七)の一部
改正(昭二八—法二五五)……六〇五
△海上運送法(昭二四—法一八七)の一部
改正(昭二八—法二五九)……六二七
○海上衝突予防法(昭二八・八・一・法一五
一)……二三四
△海上衝突予防法(明二五—法五)廃止
(昭二八—法一五一)……二三四
○開拓融資保証法(昭二八・七・三〇・法九
一)……六九
○外航船舶建造融資利子補給法の一部を改
正する法律(昭二八・八・一五・法二一五)……五二五
改題—「外航船舶建造融資利子補給及
び損失補償法」
○外国為替資金特別会計法の一部を改正す
る法律(昭二八・八・一・法一二一)……一五七
○外国人登録法の一部を改正する法律(昭
二八・五・三〇・法四二)……一〇
○学校教育法等の一部を改正する法律(昭
二八・八・五・法一六七)……三〇八
△学校教育法(昭二二—法二六)の一部改
正(昭二八—法二一三)……五一〇
○学校図書館法(昭二八・八・八・法一八五)
(衆法)……四三六
○関税定率法等の一部を改正する法律(昭
二八・八・一・法一三一)……一六五
△関税定率法(明四三—法五四)の一部改
正(昭二八—法三九)……一
△関税定率法の一部を改正する法律(昭
二六—法一一〇)の一部改正(昭二八—
法三九)……二
△関税定率法の一部を改正する法律(昭
二六—法一一〇)の一部改正(昭二八—
法一三一)……一六六
△河川法(明二九—法七一)の一部改正
(昭二八—法二一三)……五三〇
△家畜商法(昭二四—法二〇八)の一部改
正(昭二八—法二一三)……五一八
△家畜伝染病予防法(昭二六—法一六六)
の一部改正(昭二八—法一一四)……一四八
△家畜伝染病予防法(昭二六—法一六六)
の一部改正(昭二八—法二一三)……五一八
△会社更正法(昭二七—法一七二)の一部
改正(昭二八—法一〇二)……一二五
△海底電信線保護万国連合条約罰則(大
五—法二〇)の一部改正(昭二八—法九
八)……一一五
△外国為替及び外国貿易管理法(昭二
四—法二二八)の一部改正(昭二八—法
二五九)……六二七
△外国船舶の所得税等免除に関する法律
(大一三—法六)の一部改正(昭二八—
法二〇二)……四七四
△外国保険事業者に関する法律(昭二
四—法一八四)の一部改正(昭二八—法
七八)……五五
△外国保険事業者に関する法律(昭二
四—法一八四)の一部改正(昭二八—法
二五九)……六二六
△外資に関する法律(昭二五—法一六三)
の一部改正(昭二八—法二五九)……六二七
△貸家組合法(昭一六—法四七)の一部改
正(昭二八—法二一三)……五三〇
△監獄法(明四一—法二八)の一部改正
(昭二八—法六八)……四三

（き）

○危険校舎改築促進臨時措置法(昭二八・
八・二七・法二四八)……五九四
○揮発油税法の一部を改正する法律(昭二
八・七・三一・法一〇四)……一二八
○漁業法の一部を改正する法律(昭二八・
八・八・法一八九)(衆法)……四四九
△漁業法(昭二四—法二六七)の一部改正
(昭二八—法二一三)……五一八
○漁船再保険特別会計における漁船再保険
事業について生じた損失を補てんするた
め一般会計からする繰入金に関する法
律の一部を改正する法律(昭二八・八・一・

法一二六)……一六三
○漁船損害補償法の一部を改正する法律(昭二八・八・一・法一四六)……二一九
○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律(昭二八・八・一・法一五八)……二七三
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭二五—法二五六)の一部改正(昭二八—法一五九)……二七六
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭二五—法二五六)の一部改正(昭二八—法一六〇)……二七九
○教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律(昭二八・七・三〇・法九二)……七九
○行政管理庁設置法の一部を改正する法律(昭二八・八・一・法一〇八)……一四一
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭二八・七・三一・法九五)……八四
△行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭二七—法二五四)の一部改正(昭二八—法三六)……一
△行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭二七—法二五四)の一部改正(昭二八—法九五)……八五
○金管理法(昭二八・七・一五・法六二)……二四
△金管理法(昭二五—法一二八)の一部改正(昭二八—法三九)……一
△金管理法(昭二五—法一二八)全改(昭二八—法六二)……二四
△軌道法(大一〇—法七六)の一部改正(昭二八—法一六九)……三一七
△軌道法(大一〇—法七六)の一部改正(昭二八—法二一三)……五一九
△義務教育費国庫負担法(昭二七—法三〇三)の一部改正(昭二八—法一八六)……四四〇
△議院事務局法(昭二二—法八三)の一部改正(昭二八—法一九八)……四六四
△漁船再保険特別会計法(昭一二—法二四)の一部改正(昭二八—法一四六)……二三六
△漁船乗組員給与保険法(昭二七—法二一二)の一部改正(昭二八—法一四六)……二三七
△漁船法(昭二五—法一七八)の一部改正(昭二八—法一四九)……二三三
△漁船法(昭二五—法一七八)の一部改正(昭二八—法二一三)……五一八
△旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭二四—政二九一)の一部改正(昭二八—法二五九)……六二七
△狂犬病予防法(昭二五—法二四七)の一部改正(昭二八—法二一三)……五一六
△教育委員会法(昭二三—法一七〇)の一部改正(昭二八—法一六七)……三〇七
△教育委員会法(昭二三—法一七〇)の一部改正(昭二八—法二一二)……五一〇
△教育職員免許法施行法(昭二四—法一四八)の一部改正(昭二八—法九二)……八二
△緊要物資輸入基金特別会計法(昭二六—法五八)の一部改正(昭二八—法一二七)……一六三

(く)

○久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律(昭二八・八・二七・法二五三)……六〇一
○国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律(昭二八・八・一八・法二三六)……五六四
○国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律(昭二八・七・二一・法六七)(参法)……三八
△クリーニング業法(昭二五—法二〇七)の一部改正(昭二八—法二一三)……五一六

(け)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律(昭二八・八・七・法一七二)……三一九

△刑事訴訟法(昭二三—法一三一)の一部改正(昭二八—法一九五)……四五六
○刑法等の一部を改正する法律(昭二八・八・一〇・法一九五)……四五六
○建設業法の一部を改正する法律(昭二八・八・一七・法二二三)……五三五
○建築士法の一部を改正する法律(昭二八・八・一四・法二一〇)(衆法)……四九六
○健康保険法の一部を改正する法律(昭二八・八・一・法一一六)……一四九
△健康保険法(大一一—法七〇)の一部改正(昭二八—法二〇六)……四八四
△健康保険法(大一一—法七〇)の一部改正(昭二八—法二〇七)……四九二
△健康保険法(大一一—法七〇)の一部改正(昭二八—法二一三)……五一三
△健康保険法(大一一—法七〇)の一部改正(昭二八—法二四五)……五八九
△下水道法(明三三—法三二)の一部改正(昭二八—法二一三)……五二一
△刑事補償法(昭二五—法一)の一部改正(昭二八—法六八)……四三
△計量法(昭二六—法二〇七)の一部改正(昭二八—法二一三)……五一九
△経済関係罰則の整備に関する法律(昭一九—法四)の一部改正(昭二八—法一五四)……二四八
△経済関係罰則の整備に関する法律(昭一九—法四)の一部改正(昭二八—法二二七)……五五五
△経済審議庁設置法(昭二七—法二六三)の一部改正(昭二八—法七二)……四九
△競馬法(昭二三—法一五八)の一部改正(昭二八—法二一三)……五一八
△結核予防法(昭二六—法九六)の一部改正(昭二八—法一六一)……二八八
△結核予防法(昭二六—法九六)の一部改正(昭二八—法二〇七)……四九三
△建設省設置法(昭二三—法一一三)の一部改正(昭二八—法六三)……二九
△建設省設置法(昭二三—法一一三)の一部改正(昭二八—法六四)……三一
△建築基準法(昭二五—法二〇一)の一部改正(昭二八—法一一四)……一四八

(こ)

○公衆電気通信法(昭二八・七・三一・法九七)……九〇
△公衆電気通信法(昭二八—法九七)の一部改正(昭二八—法一六六)……三〇八
○公職選挙法の一部を改正する法律(昭二八・八・七・法一八〇)(衆法)……四一九
△公職選挙法(昭二五—法一〇〇)の一部改正(昭二八—法二一三)……五一〇
○公認会計士法の一部を改正する法律(昭二八・七・二四・法八二)(衆法)……六〇
○公立学校施設費国庫負担法(昭二八・八・二七・法二四七)……五九一
○皇室経済法施行法の一部を改正する法律(昭二八・六・三〇・法四八)……一三
○皇室経済法の一部を改正する法律(昭二八・六・三〇・法四七)……一三
○厚生省設置法の一部を改正する法律(昭二八・八・一・法一一〇)……一四三
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭二八—法六二)……二六
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭二八—法一一四)……一四八
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭二八—法一六一)……二八八
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭二八—法二〇六)……四八四
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭二八—法二〇七)……四九二
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭二八—法二一四)……五三四
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭二八—法二四〇)……五七五
○厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(昭二八・五・三〇・法

三六）……一
○厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一一七）……一五一
△厚生年金保険法（昭一六―法六〇）の一部改正（昭二八―法二〇六）……四八五
△厚生年金保険法（昭一六―法六〇）の一部改正（昭二八―法二一三）……五二三
○厚生保険特別会計法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一六二）……二九三
△厚生保険特別会計法（昭一九―法一〇）の一部改正（昭二八―法二四五）……五九〇
○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭二八・八・一八・法二三八）（衆法）……五六九
○航空機抵当法（昭二八・七・二〇・法六六）……三四
○港湾運送事業法の一部を改正する法律（昭二八・八・二八・法二五五）（衆法）……六〇三
○港湾整備促進法（昭二八・八・五・法一七〇）……三一七
○鉱業法の一部を改正する法律（昭二八・七・九・法五七）……一一七
△鉱業法（昭二五―法二八九）の一部改正（昭二八―法二〇二）……四七四
○国家公務員等退職手当暫定措置法（昭二八・八・八・法一八二）（衆法）……四三五
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・七・八・法五三）（衆法）……一一五
○国会職員法等の一部を改正する法律（昭二八・八・一二・法一九八）（衆法）……四六四
○国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（昭二八・七・七・法五二）（衆法）……一一五
○国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・七・八・法五四）（衆法）……一一六
○国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・五・三〇・法四四）……二
○国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭二八・七・三一・法一〇六）……一二九
○国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭二八・七・四・法五一）……一四
○国税徴収法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一六三）……二九四
△国税徴収法（明三〇―法二一）の一部改正（昭二八―法六六）……三六
△国税徴収法（明三〇―法二一）の一部改正（昭二八―法九八）……一二五
○国土調査法の一部を改正する法律（昭二八・七・一四・法五九）……二〇
○国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一三六）……一一七
△国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二八―法一三六）の一部改正（昭二八―法一八二）……四三〇
○国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一一八）……一五三
○国有財産法等の一部を改正する法律（昭二八・八・一〇・法一九四）……四五四
△国有財産法（昭二三―法七三）の一部改正（昭二八―法一一四）……一四八
△国有財産法（昭二三―法七三）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一〇
○国立学校設置法の一部を改正する法律（昭二八・七・二八・法八八）……六六
△小型自動車競走法（昭二五―法二〇八）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一九
△古物営業法（昭二四―法一〇八）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一〇
△公庫の予算及び決算に関する法律（昭二六―法九九）の一部改正（昭二八―法一三八）……一八七
△行旅病人及行旅死亡人取扱法（明三二―法九三）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一一

△更生緊急保護法（昭二五―法二〇三）の一部改正（昭二八―法一九五）……四三七
△航空法（昭二七―法二三一）の一部改正（昭二八―法六六）……三六
△航空法（昭二七―法二三一）の一部改正（昭二八―法一五一）……二一四
△航空法（昭二七―法二三一）の一部改正（昭二八―法二五九）……六三七
△港則法（昭二三―法一七四）の一部改正（昭二八―法一五一）……二一四
△港湾法（昭二五―法二一八）の一部改正（昭二八―法一九四）……四五五
△鉱業法施行法（昭二五―法二九〇）の一部改正（昭二八―法五七）……一一九
△国家行政組織法の一部を改正する法律（昭二七―法二五三）の一部改正（昭二八―法三六）……一
△国家公務員共済組合法（昭二三―法六九）の一部改正（昭二八―法一五八）……二七四
△国家公務員共済組合法（昭二三―法六九）の一部改正（昭二八―法一八二）……四三九
△国家公務員共済組合法（昭二三―法六九）の一部改正（昭二八―法二〇七）……四九三
△国家公務員災害補償法（昭二六―法一九一）の一部改正（昭二八―法一六一）……二八九
△国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭二五―法一四二）の一部改正（昭二八―法三九）……二
△国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭二五―法一四二）の一部改正（昭二八―法一三六）……一七八
△国庫出納金等端数計算法（昭二五―法六一）の一部改正（昭二八―法六〇）……二三
△国庫出納金等端数計算法（昭二五―法六一）の一部改正（昭二八―法一三八）……一八三
△国庫出納金等端数計算法（昭二五―法六一）の一部改正（昭二八―法二〇二）……四七四
△国庫出納金等端数計算法（昭二五―法六一）の一部改正（昭二八―法二〇七）……四九三
△国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律（昭二七―法九九）の一部改正（昭二八―法六〇）……二三
△国民健康保険法（昭一三―法六〇）の一部改正（昭二八―法二〇七）……四九二
△国民貯蓄組合法（昭一六―法六四）の一部改正（昭二八―法二二七）……五五五
△国有財産特別措置法（昭二七―法二一九）の一部改正（昭二八―法一九四）……四五五
△国有林野事業特別会計法（昭二二―法三八）の一部改正（昭二八―法一一三）……一六一
△国立公園法（昭六―法三六）の一部改正（昭二八―法二一三）……五二三

（さ）

○砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭二八・七・三一・法一〇三）……一二五
○災害救助法の一部を改正する法律（昭二八・八・三・法一六六）（衆法）……三〇七
○災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・一三・法二〇三）……四七四
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二―法一七五）の一部改正（昭二八―法一〇二）……一二五
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二―法一七五）の一部改正（昭二八―法一六四）……二九五
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二―法一七五）の一部改正（昭二八―法一六五）……三〇六
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二―法一七五）の一部改正（昭二八―法一七三）……三七二
○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭二八・七・二五・法八四）……六二
○財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律（昭二八・八・一一・法二〇〇）……四六六
○財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律（昭二八・八・一七・

法二二四)(衆法)……五三七
○産業投資特別会計法(昭二八・八・一・法一二二)……一五八
○産業労働者住宅資金融通法(昭二八・七・一七・法六三)……二六
△砂防法(明三〇―法二九)の一部改正(昭二八―法二一三)……五三〇
△在外公館増置令(昭二八―政三六)廃止(昭二八―法八四)……六四
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭二七―法九三)の一部改正(昭二八―法八四)……六三
△蚕糸業法(昭二〇―法五七)の一部改正(昭二八―法二一三)……五一七
△蚕糸業法(昭二〇―法五七)の一部改正(昭二八―法二五九)……六六

（し）

○市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律(昭二八・六・二七・法四六)……三
○市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(昭二八・七・三〇・法九〇)……六九
○司法試験法の一部を改正する法律(昭二八・七・二五・法八五)……六四
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭二八・九・一・法二五九)……六一七
○私立学校教職員共済組合法(昭二八・八・二一・法二四五)……五八〇
○歯科医師法の一部を改正する法律(昭二八・八・一〇・法一九三)(参法)……四五四
△歯科医師法(昭二三―法二〇二)の一部改正(昭二八―法二一三)……五一五
○資産再評価法の一部を改正する法律(昭二八・八・七・法一七五)……三八一
○自治大学校設置法(昭二八・七・三一・法九九)……一一八
○社会福祉事業振興会法(昭二八・八・一九・法二四〇)(衆法)……五七一
○社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭二八・八・一四・法二〇六)……四七八
○社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律(昭二八・八・一・法一三〇)……一六四
○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律(昭二八・八・一・法一三九)……一八三
△酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭二八―法七)の一部改正(昭二八―法二五九)……六二七
○所得税法の一部を改正する法律(昭二八・八・七・法一七三)……三三三
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二八―法九一)……七八
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二八―法一〇二)……一三五
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二八―法一三八)……一八三
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二八―一四三)……二一三
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二八―法一六四)……二九五
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二八―法一七五)……四〇三
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二八―法一九六)……四六三
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二八―法二〇四)……四七六
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二八―法二〇七)……四九三
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二八―法二四〇)……五七五
△所得税法(昭二二―法二七)の一部改正(昭二八―法二四五)……五九〇
○小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律(昭二八・七・一五・法六〇)……二一
○少年院法の一部を改正する法律(昭二八・五・三〇・法四三)……一一

△少年院法(昭二三―法一六九)の一部改正(昭二八―法八六)……六五
○少年法及び少年院法の一部を改正する法律(昭二八・七・二五・法八六)……六四
○消防施設強化促進法(昭二八・七・二七・法八七)……六五
○昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道特別会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律(昭二八・八・一・法一二〇)……一五七
△昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律(昭二五―法六)の一部改正(昭二八―法三九)……二
○昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭二八・八・一・法一五九)……二七五
○昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律(昭二八・八・一・法一五七)……二六九
○昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭二八・八・一・法一六〇)……二七七
○昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭二八・八・七・法一七七)(衆法)……四一五
○昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭二八・七・二一・法六九)……四四
○昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭二八・八・八・法一八七)(衆法)……四四〇
○昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律(昭二八・五・三〇・法四〇)……二
○昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律(昭二八・七・三〇・法八九)……六八
○昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律(昭二八・七・三一・法一〇〇)……一一九
○昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律(昭二八・八・一・法一二八)……一六三
○昭和二十八年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律(昭二八・八・七・法一七九)(衆法)……四一九
○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法(昭二八・八・一五・法二一六)(衆法)……五二九
○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八・八・一五・法二一七)(衆法)……五三〇
○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法(昭二八・八・一五・法二一八)(衆法)……五三〇
○昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法(昭二八・八・一五・法二一九)(衆法)……五三二
○昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭二八・八・一五・法二二〇)(衆法)……五三二
○昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律(昭二八・八・一五・法二二一)(衆法)……五三四
○昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律(昭二八・八・一五・法二二二)(衆法)……五三五
○昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公

務員共済組合の給付の特例に関する法律（昭二八・八・一七・法二二八）（参法）……五五六
○昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭二八・八・一七・法二二九）（参法）……五五六
○昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法（昭二八・八・一七・法二三〇）（参法）……五五七
○昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法（昭二八・八・一七・法二三一）（参法）……五五七
○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭二八・八・一七・法二三二）（参法）……五五九
○昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金融通に関する特別措置法（昭二八・八・一七・法二三四）（衆法）……五六〇
○昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（昭二八・八・一七・法二三五）（衆法）……五六三
○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律（昭二八・八・一八・法二三九）（衆法）……五七〇
○昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法（昭二八・八・一九・法二四一）（衆法）……五七六
○昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二八・八・一九・法二四二）（衆法）……五七七
○昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法（昭和二八・八・二七・法二四九）（参法）……五九五
○昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法（昭二八・八・二七・法二五〇）（参法）……五九七
○昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法（昭二八・八・二七・法二五一）（衆法）……五九八
○昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法（昭二八・八・三一・法二五六）（衆法）……六〇六
○昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法（昭二八・八・三一・法二五七）（参法）……六〇七
○昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律（昭和二八・九・三・法二六一）（衆法）……六三九
○商工会議所法（昭二八・八・一・法一四三）（衆法）……一九九
△商工会議所法（昭二五―衆二二五）廃止（昭二八―法一四三）……二二三
○証券投資信託法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一四一）……一八七
△証券投資信託法（昭二六―法一九八）の一部改正（昭二八―法二五九）……六三七
○証券取引法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一四二）……一九一
○食品衛生法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一一三）……一四四
△食品衛生法（昭二二―法二三三）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一三
○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一二五）……一六三
△食糧管理特別会計法（大一〇―法三七）の一部改正（昭二八―法二二五）……五三九

○信用金庫法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一三七）……一七八
○信用保証協会法（昭二八・八・一〇・法一九六）……四五七
○人権擁護委員法の一部を改正する法律（昭二八・七・二三・法七一）……四六

△死体解剖保存法（昭二四―法二〇四）の一部改正（昭二八・法二一三）……五一五
△私立学校振興会法（昭二七―法一一）の一部改正（昭二八―法二四五）……五九〇
△私立学校法（昭二四―法二七〇）の一部改正（昭二八―法一六七）……三〇八
△私立学校法（昭二四―法二七〇）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一一
△資金運用部資金法（昭二六―法一〇〇）の一部改正（昭二八―法一一二）……一六〇
△歯科衛生士法（昭二三―法二〇四）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一五
△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭二八―法九九）……一一九
△児童福祉法（昭二二―法一六四）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一三
△事業者団体法（昭二三―法一九一）の一部改正（昭二八―法九一）……七八
△事業者団体法（昭二三―法一九一）の一部改正（昭二八―法一九六）……四六三
△事業者団体法（昭二三―法一九一）の一部改正（昭二八―法二三七）……五五五
△事業者団体法（昭二三―法一九一）廃止（昭二八―法二五九）……六二四
△失業保険法（昭二二―法一四六）の一部改正（昭二八―法二一三）……五二〇
△出入国管理令（昭二六―政三一九）の一部改正（昭二八―法二一四）……五三四
△社会教育法（昭二四―法二〇七）の一部改正（昭二八―法二一一）……五〇〇
△社会福祉事業法（昭二六―法四五）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一六
△社会福祉事業法（昭二六―法四五）の一部改正（昭二八―法二四〇）……五七五
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三―法一二九）の一部改正（昭二八―法一一一）……二八八
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三―法一二九）の一部改正（昭二八―法二〇七）……四九三
△社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律（昭二五―法四七）の一部改正（昭二八―法二〇六）……四八四
改題―「社会保険審議会及び社会保険医療協議会法」
△社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭二五―法四七）の一部改正（昭二八―法二〇七）……四九三
△狩猟法（大七―法三二）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一七
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭二八―法六三）……二六
△住宅組合法（大一〇―法六六）の一部改正（昭二八―法二一三）……五二〇
△銃砲刀剣類等所持取締令（昭二五―政三三四）の一部改正（昭二八―法一四五）……二二九
△獣医師法（昭二四―法一八六）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一八
△小額紙幣整理法（昭二三―法四二）廃止（昭二八―法六〇）……二三
△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭二八―法九八）……一一五
△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭二八―法一四六）……二二七
△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法

律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭二八―法二五九）……六三五
△昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律（昭二七―法三三〇）の一部改正（昭二八―法三九）……二
△消費生活協同組合法（昭二三―法二〇〇）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一五
△商工組合中央金庫法（昭一一―法一四）の一部改正（昭二八―法一〇七）……一四〇
△食糧緊急措置令（昭二一―勅八六）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一八
△身体障害者福祉法（昭二四―法二八三）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一五
△診療エックス線技師法（昭二六―法二二六）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一七
△森林火災国営保険法（昭一二―法二五）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一七

（す）

△水産業協同組合法（昭二三―法二四二）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一八
△水産資源保護法（昭二六―法三一三）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一八
△水道条例（明二三―法九）の一部改正（昭二八―法二一三）……五二一
△水難救護法（明三二―法九五）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一九

（せ）

○青少年問題協議会設置法（昭二八・七・二五・法八三）……六〇
○青年学級振興法（昭二八・八・一四・法二一一）……四九七
○設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一四四）……二一三
改題―「設備等輸出為替損失補償法」
△設備輸出為替損失補償法（昭二七―法一六一）の一部改正（昭二八―法七九）……五八
○船員保険法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一一九）……一五六
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭二八―法二〇六）……四八四
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭二八―法二〇七）……四九二
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一三
○戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭二八・八・七・法一八一）……四三〇
△戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭二七―法一二七）の一部改正（昭二八―法一六一）……二八九
△生活保護法（昭二五―法一四四）の一部改正（昭二八―法一一五）……一四九
△生活保護法（昭二五―法一四四）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一六
△性病予防法（昭二三―法一六七）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一四
△政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭二四―法二五六）の一部改正（昭二八―法六〇）……二三
△精神衛生法（昭二五―法一二三）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一五
△税理士法（昭二六―法二三七）の一部改正（昭二八―法一六四）……二九六
△税理士法（昭二六―法二三七）の一部改正（昭二八―法一六五）……三〇七
△船員法（昭二二―法一〇〇）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一九
△船員法（昭二二―法一〇〇）の一部改正（昭二八―法二三六）……五六五
△船主相互保険組合法（昭二五―法一七七）の一部改正（昭二八―法六五）……三四
△船主相互保険組合法（昭二五―法一七七）の一部改正（昭二八―法二五九）……六三七
△船舶安全法（昭八―法一一）の一部改正（昭二八―法七四）……五一
△船舶安全法（昭八―法一一）の一部改正（昭二八―法一五一）……二四
△船舶職員法（昭二六―法一四九）の一部改正（昭二八―法七四）……五一

（そ）

○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭二八・八・七・法一七六）……四〇四
△租税特別措置法（昭二一―法一五）の一部改正（昭二八―法三九）……一
△租税特別措置法（昭二一―法一五）の一部改正（昭二八―法一〇三）……一三七
△租税特別措置法（昭二一―法一五）の一部改正（昭二八―法一五四）……二四八
△租税特別措置法（昭二一―法一五）の一部改正（昭二八―法一六四）……二九五
△租税特別措置法（昭二一―法一五）の一部改正（昭二八―法一七五）……四〇三
○相続税法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一六五）……二九六
△相続税法（昭二五―法七三）の一部改正（昭二八―法一〇二）……一三五
△相続税法（昭二五―法七三）の一部改正（昭二八―法一六四）……二九五
○相互銀行法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一三五）……一七
○総理府設置法の一部を改正する法律（昭二八・八・二八・法二五四）……六〇一
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭二八―法七二）……四八
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭二八―法八三）……六一
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭二八―法一五五）……二六三
○造幣局特別会計法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一二四）……一六一
△造幣局特別会計法（昭二五―法六三）の一部改正（昭二八―法一二三）……一六一
△装蹄師法（昭一五―法八九）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一七

（た）

○大日本育英会法の一部を改正する法律（昭二八・八・一三・法二〇四）……四五七
改題―「日本育英会法」
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五―法六二）の一部改正（昭二八―法七七）……五四
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五―法六二）の一部改正（昭二八―法七九）……五七
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五―法六二）の一部改正（昭二八―法一八二）……四三〇
△担保附社債信託法（明三八―法五二）の一部改正（昭二八―法六六）……三六

（ち）

○地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭二八・八・一・法一一一）……一四三
○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭二八・八・一四・法二〇九）……四九四
△地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭二七―法一六六）の一部改正（昭二八―法二〇九）……四九六
○地方財政法の一部を改正する法律（昭二八・八・一四・法二〇八）……四九四
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭二八―法一八五）……四三八
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭二八―法二〇七）……四九三
○地方自治法の一部を改正する法律（昭二八・八・一五・法二一二）……五〇一
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭二八―法六四）……三一
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭二八―法一六一）……二六八

○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二八・八・一五・法二一三）……五一〇
△地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二八―法二一三）の一部改正（昭二八―法二一四）……五三五
○地方税法の一部を改正する法律（昭二八・八・一三・法二〇二）……四六七
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二八―法九一）……一七九
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二八―法一〇七）……一四〇
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二八―法一三八）……一八三
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二八―法一四三）……二二三
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二八―法一六一）……二六八
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二八―法一六四）……二九六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二八―法一八八）……四四八
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二八―法一九六）……四六三
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二八―法二〇四）……四七六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二八―法二〇七）……四九三
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二八―法二一一）……五〇一
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二八―法二二七）……五五五
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二八―法二四〇）……五七五
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二八―法二四五）……五九〇
○地方鉄道軌道整備法（昭二八・八・五・法一六九）（衆法）……三一三
○中小企業金融公庫法（昭二八・八・一・法一三八）……一七九
△中小企業金融公庫法（昭二八―法一三八）の一部改正（昭二八―法一三九）……一八四
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭二八・七・二四・法八〇）……五八
△中小企業信用保険法（昭二五―法二六四）の一部改正（昭二八―法一〇七）……一四一
△中小企業信用保険法（昭二五―法二六四）の一部改正（昭二八―法一九六）……四六三
○町村合併促進法（昭二八・九・一・法二五八）（参法）……六〇九
○町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（昭二八―七・二四・法七六）（衆法）……五二
△町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（昭二七―法三三三）廃止（昭二八―法七六）……五三

△地方鉄道補助法（明四四―法一七）廃止（昭二八―法一六九）……三一六
△地方鉄道法（大八―法五二）の一部改正（昭二八―法一六九）……三一六
△中小企業信用保険特別会計法（昭二五―法二六五）の一部改正（昭二八―法八〇）……六〇
△中小企業庁設置法（昭二三―法八三）の一部改正（昭二八―法一三八）……一八三
△中小企業庁設置法（昭二三―法八三）の一部改正（昭二八―法一四〇）……一八七
△中小企業庁設置法（昭二三―法八三）の一部改正（昭二八―法一九六）……四六三
△中小企業庁設置法（昭二三―法八三）の一部改正（昭二八―法二五九）……六三六
△調達庁設置法（昭二四―法一二九）の一部改正（昭二八―法二四六）……五九一

（つ）

○通行税法の一部を改正する法律（昭二八・七・三一・法一〇五）……一三九

△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭二八―法五七）……一九
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭二八―法七九）……五八
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭二八―法一四三）……二二三
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭二八―法一四五）……二一八
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭二八―法一八八）……四四九
△通訳案内業法（昭二四―法二一〇）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一九

（て）

○鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律（昭二八・八・一・法一二九）……一六四
○鉄道敷設法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一四七）……二三七
○電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（昭二八・八・七・法一七一）……三一八

△帝都高速度交通営団法（昭一六―法五一）の一部改正（昭二八―法一二二）……一六〇
△鉄の輸入税免除に関する法律（昭一六―法八七）廃止（昭二八―法一三一）……一六六
△伝染病届出規則（昭二二―厚令五）の一部改正（昭二八―法二一四）……五三四
△伝染病予防法（明三〇―法三六）の一部改正（昭二八―法二一三）……五二一
△電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律（昭二五―法一四五）の一部改正（昭二八―法一二二）……一六〇
△電信線電話線建設条例（明二三―法五八）廃止（昭二八―法九八）……二一
△電信電話料金法（昭二三―法一〇五）廃止（昭二八―法九八）……二一
△電信法（明三三―法五九）廃止（昭二八―法九八）……二一
△電波法（昭二五―法一三一）の一部改正（昭二八―法九八）……二一五
△電話設備費負担臨時措置法（昭二六―法二二五）の一部改正（昭二八―法九八）……二一六

（と）

○と畜場法（昭二八・八・一・法一一四）……一四四
△屠場法（明三九―法三二）廃止（昭二八―法一一四）……一四七
○土地改良法の一部を改正する法律（昭二八・八・八・法一八三）……四三〇
△土地改良法（昭二四―法一九五）の一部改正（昭二八―法一九四）……四五五
○土地収用法の一部を改正する法律（昭二八・八・一二・法一九九）……四六四
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭二八―法九八）……二一五
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭二八―法一一四）……一四八
○逃亡犯罪人引渡法（昭二八・七・二一・法六八）……三八
△逃亡犯罪人引渡条例（明二〇―勅四二）廃止（昭二八―法六八）……四三
○道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭二八・七・二三・法七三）（衆法）……四九
○登録税法の一部を改正する法律（昭二八・七・三一・法一〇一）……二一九
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭二八―法六六）……三六
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭二八―法九一）……七八
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭二八―法一〇七）……一四〇
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭二八―法一三八）……一八三
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭二八―法一四三）……二二三
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭二八―法一八八）……四四八
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭二八―法一九六）……四六三

△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭二八—法二〇四）……四七六
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭二八—法二二六）……五四〇
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭二八—法二三七）……五五四
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭二八—法二四〇）……五七五
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭二八—法二四五）……五八九
○道路運送法一部を改正する法律（昭二八・八・五・法一六八）……三〇九
○道路交通取締法の一部を改正する法律（昭二八・八・一一・法一九七）（衆法）……四六三
○特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一四〇）（衆法）……一八四
　改題—「中小企業安定法」
○特別減税国債法（昭二八・八・七・法一七八）……四一五
△土地調整委員会設置法（昭二五—法二九二）の一部改正（昭二八—法二五九）……六二七
△道路運送車両法（昭二六—法一八五）の一部改正（昭二八—法二一三）……五三〇
△道路運送車両法（昭二六—法一八五）の一部改正（昭二八—法二五九）……六二七
△道路法（昭二七—法一八〇）の一部改正（昭二八—法二一三）……五三〇
△特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に関する政令（昭二五—政三六九）の一部改正（昭二八—法一三三）……一七三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四—法二五二）の一部改正（昭二八—法一四七）……三二八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四—法二五二）の一部改正（昭二八—法二〇六）……四八五
△特別未帰還者給与法（昭二三—法二七九）廃止（昭二八—法一六一）……二八五
△毒物及び劇物取締法（昭二五—法三〇三）の一部改正（昭二八—法二一三）……五一六

（に）

○日本航空株式会社法（昭二八・八・一・法一五四）……二四六
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・二〇・法二四三）（衆法）……五七八
○日本国と平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭二八・七・八・法五五）（衆法）……一六
○日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律（昭二八・八・二五・法二四六）……五九〇
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一四八）……三二八
○日本専売公社法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一三二）……一六七
△日本専売公社法（昭二三—法二五五）の一部改正（昭二八—法一〇七）……一四〇
○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一三四）……一七四
△日本輸出入銀行法（昭二五—法二六八）の一部改正（昭二八—法一二二）……一六〇
△日本開発銀行法（昭二六—法一〇八）の一部改正（昭二八—法五一）……一五
△日本開発銀行法（昭二六—法一〇八）の一部改正（昭二八—法一二二）……一六〇
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七—法一一一）の一部改正（昭二八—法一六四）……二九六
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七—法一一一）の一部改正（昭二八—法一六五）……三〇七
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律（昭二七—法一〇七）の一部改正（昭二八—法九八）……一一七
　改題—「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律」
△日本国政府在外事務所設置法（昭二五—法一〇五）の一部改正（昭二八—法八四）……六四
△日本政府在外事務所増置令（昭二七—政三六一）廃止（昭二八—法八四）……六四
△日本製鉄株式会社法廃止法（昭二五—法二四〇）の一部改正（昭二八—法一一二）……一六〇
△日本赤十字社法（昭二七—法三〇五）の一部改正（昭二八—法二四〇）……五七五
△日本電信電話公社法（昭二七—法二五〇）の一部改正（昭二八—法一二九）……一六四

（の）

○納税貯蓄組合法の一部を改正する法律（昭二八・七・二四・法八一）……六〇
△納税貯蓄組合法（昭二六—法一四五）の一部改正（昭二八—法二二七）……五五五
○農業機械化促進法（昭二八・八・二七・法二五二）（衆法）……五九九
○農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律（昭二八・八・二〇・法二四四）……五七八
○農業災害補償法の一部を改正する法律（昭二八・七・三〇・法九三）……八三
○農業災害補償法の臨時特例に関する法律（昭二八・六・四・法四五）（衆法）……一一
○農産物価格安定法（昭二八・八・一七・法二二五）（衆法）……五三八
○農産物検査法の一部を改正する法律（昭二八・七・一五・法六一）（衆法）……一三
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭二八・七・二一・法七〇）……四六
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭二八・八・一七・法二二六）（衆法）……五四〇
△農林漁業金融公庫法（昭二七—法三五五）の一部改正（昭二八—法一二二）……一六〇
○農林漁業組合連合会整備促進法（昭二八・八・八・法一九〇）……四五〇
○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・一七・法二三三）（衆法）……五五九
△農業共済再保険特別会計法（昭一九—法一一）の一部改正（昭二八—法九三）……八三
△農業共済再保険特別会計法（昭一九—法一一）の一部改正（昭二八—法二四四）……五八〇
△農業倉庫業法（大六—法一五）の一部改正（昭二八—法二一三）……五一七
△農山漁村電気導入促進法（昭二七—法三五八）の一部改正（昭二八—法七二）……四九
△農地法（昭二七—法二二九）の一部改正（昭二八—法一九四）……五三六
△農地法（昭二七—法二二九）の一部改正（昭二八—法二一三）……五二八
△農林漁業組合再建整備法（昭二六—法一四〇）の一部改正（昭二八—法一九〇）……四五〇
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭二八—法九一）……七八
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭二八—法一九〇）……四五〇
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭二八—法二〇五）……四八三
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭二八—法二三三）……五五九
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一

部改正（昭二八—法二五二）……六〇一
△農林省中央金庫法（大一二—法四二）の一部改正（昭二八—法九一）……一七八
△農林中央金庫法（大一二—法四二）の一部改正（昭二八—法一〇七）……一四〇
△農林物資規格法（昭二五—法一七五）の一部改正（昭二八—法二五九）……六三七

（は）

○畑地農業改良促進法（昭二八・八・一三・法二〇五）（衆法）……四七七
○判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・八・法一八四）……四三六

△博物館法（昭二六—法二八五）の一部改正（昭二八—法二一三）……五一一
△犯罪者予防更生法（昭二四—法一四二）の一部改正（昭二八—法一九五）……四五七

（ひ）

○日雇労働者健康保険法（昭二八・八・一四・法二〇七）……四八五
△日雇労働者健康保険法（昭二八—法二〇七）の一部改正（昭二八—法二四五）……五八九
○引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律（昭二八・八・一三・法二〇一）（衆法）……四六七

△引揚援護庁設置令（昭二三—政二二四）の一部改正（昭二八—法一六一）……二八八

（ふ）

○富裕税法を廃止する法律（昭二八・八・一・法一六四）……二九五
○武器等製造法（昭二八・八・一・法一四五）……二二四
○物品税法の一部を改正する法律（昭二八・五・三〇・法四一）……七

△物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭二二—法二二九）の一部改正（昭二八—法二六〇）……六二九
△文化財保護法（昭二五—法二一四）の一部改正（昭二八—法一九四）……四五五
△文化財保護法（昭二五—法二一四）の一部改正（昭二八—法二一三）……五一一

（へ）

○閉鎖機関令の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一三三）……一六九

△へい獣処理場等に関する法律（昭二三—法一四〇）の一部改正（昭二八—法一一四）……一四八
△閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する政令（昭二三—政二六四）の一部改正（昭二八—法一三三）……一七三
△閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令（昭二五—政三五六）の一部改正（昭二八—法一三三）……一七四
△米国対日援助見返資金特別会計法（昭二四—法四〇）廃止（昭二八—法一二二）……一五九

（ほ）

○保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭二八・五・三〇・法三七）……一
△保安庁職員給与法（昭二七—法二六六）の一部改正（昭二八—法一八二）……四二九
○保安庁法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一〇九）……一四一
△保安庁法（昭二七—法二六五）の一部改正（昭二八—法一五一）……二四四
○保険業法等の一部を改正する法律（昭二八・七・二四・法七八）……五四
△保険業法（昭一四—法四一）の一部改正（昭二八—法二五九）……六二六
○法人税法の一部を改正する法律（昭二八・八・七・法一七四）……三七三
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭二八—法九一）……七九
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭二八—法一〇二）……一三五

△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭二八—法一〇七）……一四〇
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭二八—法一三八）……一八三
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭二八—法一四三）……二一三
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭二八—法一八八）……四四八
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭二八—法一九六）……四六三
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭二八—法二〇四）……四七六
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭二八—法二二七）……五五四
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭二八—法二四〇）……五七五
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭二八—法二四五）……五九〇
○北海道防寒住宅建設等促進法（昭二八・七・一七・法六四）（衆法）……二九

△保健所法（昭二二—法一〇一）の一部改正（昭二八—法二一三）……五一三
△保健婦助産婦看護婦法（昭二三—法二〇三）の一部改正（昭二八—法二一三）……五一五
△補助貨幣損傷等取締法臨時特例（昭二二—法一三二）廃止（昭二八—法六〇）……三三
△北海道拓殖鉄道補助ニ関スル法律（大九—法五六）廃止（昭二八—法一六九）……三一六

（み）

○未帰還者留守家族等援護法（昭二八・八・一・法一六一）……二八一
○水先法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一五二）……三四四
○民生委員法の一部を改正する法律（昭二八・八・一・法一一五）……一四八
△民生委員法（昭二三—法一九八）の一部改正（昭二八—法二一三）……五一四

△未復員者給与法（昭二二—法一八二）廃止（昭二八—法一六一）……二八五

（も）

○木材防腐特別措置法（昭二八・八・一・法一一二）（衆法）……一四三
○木船再保険特別会計法（昭二八・七・二四・法七七）……五三三
○木船再保険法（昭二八・七・一七・法六五）……三三
△木船保険法（昭一八—法三九）廃止（昭二八—法六五）……三三
○元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八・八・一・法一五六）……二六六
△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八—法一五六）の一部改正（昭二八—法一八二）……四三〇

△モーターボート競走法（昭二六—法二四二）の一部改正（昭二八—法二一三）……五三〇
△木船運送法（昭二七—法一五一）の一部改正（昭二八—法二五五）……六〇五
△文部省設置法（昭二四—法一四六）の一部改正（昭二八—法一六七）……三〇九
△文部省設置法（昭二四—法一四六）の一部改正（昭二八—法一八五）……四三八
△文部省設置法（昭二四—法一四六）の一部改正（昭二八—法一八六）……四四〇

（や）

△薬事法（昭二三—法一九七）の一部改正（昭二八—法二一三）……五一四

（ゆ）

○輸出信用保険法の一部を改正する法律（昭二八・七・二四・法七九）……五五
改題—「輸出保険法」
○輸出取引法の一部を改正する法律（昭二八・八・八・法一八八）……四四三
改題—「輸出入取引法」
○有価証券取引税法（昭二八・七・三一・法一

〇二）……一三〇
○有線電気通信法（昭二八・七・三一・法九六）……八五
△有線電気通信法（昭二八―法九六）の一部改正（昭二八―法一六六）……三〇八
○有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法（昭二八・七・三一・法九八）……二一
○有畜農家創設特別措置法（昭二八・九・一・法二六〇）……六二八
○郵便法の一部を改正する法律（昭二八・六・三〇・法五〇）……一三
○郵便物運送委託法の一部を改正する法律（昭二八・七・三〇・法九四）……八三
△輸出信用保険特別会計法（昭二五―法六八）の一部改正（昭二八―法七九）……五八
改題―「輸出保険特別会計法」
△輸出補償法（昭五―法六）廃止（昭二八―法七九）……五七
△郵政事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二八―法一二三）……一六一
△郵政事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭二八―法一六二）……二九四
△郵便貯金法（昭二二―法一四四）の一部改正（昭二八―法六〇）……一三
△郵便振替貯金法（昭二三―法六〇）の一部改正（昭二八―法六三）……二九
△優生保護法（昭二三―法一五六）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一四

（よ）

△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五―法一七二）の一部改正（昭二八―法一三八）……一八三
△予防接種法（昭二三―法六八）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一三

（ら）

○らい予防法（昭二八・八・一五・法二一四）……五二一
△癩予防法（明四〇―法一一）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一三
△癩予防法（明四〇―法一一）廃止（昭二八―法二一四）……五二四

（り）

○理科教育振興法（昭二八・八・八・法一八六）（衆法）……四三八
○理容師美容師法の一部を改正する法律（昭二八・六・三〇・法四九）……一三
△理容師美容師法（昭二二―法二三四）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一三
○離島振興法（昭二八・七・二二・法七二）（衆法）……四七
○臨時船質等改善助成利子補給法（昭二八・八・一・法一五〇）……二三三
△臨時船質等改善助成利子補給法（昭二八―法一五〇）の一部改正（昭二八―法二一五）……五三八
○臨時船舶建造調整法（昭二八・八・一・法一四九）……二三三
△陸軍刑法を廃止する等の政令（昭二二―政五二）第七条の一部改正（昭二八―法一六一）……二八八
△領事官の職務に関する法律（明三二―法七〇）廃止（昭二八―法二三六）……五六五
△林業種苗法（昭一四―法一六）の一部改正（昭二八―法二一三）……五一七
△臨時金利調整法（昭二二―法一八一）の一部改正（昭二八―法二二七）……五五五
△臨時船舶管理法（昭一二―法九三）廃止（昭二八―法一四九）……二三三

（れ）

△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六―政六）の一部改正（昭二八―法一七五）……四〇四
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六―政六）の一部改正（昭二八―法二五九）……六二七

（ろ）

○労働金庫法（昭二八・八・一七・法二二七）（参法）……五四〇
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭二八―法二二七）……五五五

（わ）

△割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭二三―法一四三）の一部改正（昭二八―法一七六）……四一四
△割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭二三―法一四三）の一部改正（昭二八―法二二七）……五五五

部門別索引

一　第十六国会（昭和二十八年五月十八日召集昭和二十八年八月十日閉会）で制定した法律計二二六件を十三部門に分類して掲載した。

二　制定法律の次に△の記号を冠して制定法律によつて改廃された部門別法令の件名を掲載した。カツコの中の記載件名がその法令を改廃した法律である。

例えば△公職選挙法（昭二五法一〇〇）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律に伴う関係法令の整理に関する法律による）とあるのは昭和二十五年法律第百号公職選挙法が昭和二十八年法律第二百十三号地方自治法の一部を改正する法律に伴う関係法令の整理に関する法律によつて改正されたことを表わしたものである。

第一　憲法関係

○皇室経済法の一部を改正する法律（昭二八・六・三〇法四七）……一三
○皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭二八・六・三〇法四八）……一三
○公職選挙法の一部を改正する法律（昭二八・八・七法一八〇）……四一九
△公職選挙法（昭二五法一〇〇）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一〇

第二　国会関係

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・七・八法五三）……一五
○国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・七・八法五四）……一六
○国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（昭二八・七・七法五二）……一五
○国会職員法等の一部を改正する法律（昭二八・八・一二法一九八）……四六四
○昭和二十八年度における国会職員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律（昭二八・八・七法一七九）……四一九
△議院事務局法（昭二二法八三）の一部改正――（昭二八法一九八国会職員法等の一部を改正する法律による）……四六四

第三　国家行政組織関係

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二八・七・三一法九五）……八四
○総理府設置法の一部を改正する法律（昭二八・八・一二八法二五四）……六〇一
○行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一〇八）……一四一
○保安庁法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一〇九）……一四一
○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭二八・七・二四法七五）……五一
○少年院法の一部を改正する法律（昭二八・五・三〇法四三）……一一
○少年法及び少年院法の一部を改正する法律（昭二八・七・二五法八六）……六四
○青少年問題協議会設置法（昭二八・七・二五法八三）……六〇
○厚生省設置法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一一〇）……一四三
○厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭二八・五・三〇法三六）……一
○引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律（昭二八・八・一三法二〇一）……四六七
△国家行政組織法の一部を改正する法

律（昭二七法二五三）の一部改正――（昭二八法三六厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律による）……一
△行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二七法二五四）の一部改正――（昭二八法三六厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律による）……一
△行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二七法二五四）の一部改正――（昭二八法九五行政機関職員定員法の一部を改正する法律による）……八五
△総理府設置法（昭二四法一二七）の一部改正――（昭二八法七二離島振興法による）……四八
△総理府設置法（昭二四法一二七）の一部改正――（昭二八法八三青少年問題協議会設置法による）……六一
△総理府設置法（昭二四法一二七）の一部改正――（昭二八法一五五恩給法の一部を改正する法律による）……二六三
△自治庁設置法（昭二七法二六一）の一部改正――（昭二八法九九自治大学設置法による）……一一九
△調達庁設置法（昭二四法一二九）の一部改正――（昭二八法二四六日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律による）……五九一
△保安庁法（昭二七法二六五）の一部改正――（昭二八法一五一海上衝突予防法による）……二四
△経済審議庁設置法（昭二七法二六三）の一部改正――（昭二八法七二離島振興法による）……四九
△在外公館増置令（昭二八政三六）の廃止――（昭二八法八四在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律による）……六四
△日本政府在外事務所増置令（昭二七政三六一）の廃止――（昭二八法八四在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律による）……六四
△日本政府在外事務所設置法（昭二五法一〇五）の一部改正――（昭二八法八四在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律による）……六四
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二八法一四二証券取引法の一部を改正する法律による）……一九八
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二八法一三〇社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律による）……一六四
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二八法一九六信用保証協会法による）……四六三
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二八法六二金管理法による）……二五
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二八法六三産業労働者住宅資金融通法による）……二九
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二八法二二七労働金庫法による）……五五五
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二八法一三八中小企業金融公庫法による）……一八三
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二八法一四一証券投資信託法の一部を改正する法律による）……一九一
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二八法一二二産業投資特別会計法による）……一六〇
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二八法一二九鉄道債

券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律による）……一六四
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二八法九一開拓融資保証法による）……七八
△文部省設置法（昭二四法一四六）の一部改正――（昭二八法一六七学校教育法等の一部を改正する法律による）……三〇八
△文部省設置法（昭二四法一四六）の一部改正――（昭二八法一八六理科教育振興法による）……四四〇
△文部省設置法（昭二四法一四六）の一部改正――（昭二八法一八五学校図書館法による）……四三八
△厚生省設置法（昭二四法一五一）の一部改正――（昭二八法二四〇社会福祉事業振興会法による）……五七五
△厚生省設置法（昭二四法一五一）の一部改正――（昭二八法二〇七日雇労働者健康保険法による）……四九二
△厚生省設置法（昭二四法一五一）の一部改正――（昭二八法六二金管理法による）……二六
△厚生省設置法（昭二四法一五一）の一部改正――（昭二八法一六一未帰還者留守家族等援護法による）……二六八
△厚生省設置法（昭二四法一五一）の一部改正――（昭二八法二〇六社会保険審査官及び社会保険審査会法による）……四八四
△厚生省設置法（昭二四法一五一）の一部改正――（昭二八法二一四らい予防法による）……五三四
△厚生省設置法（昭二四法一五一）の一部改正――（昭二八法一一四と畜場法による）……一四八
△引揚援護庁設置令（昭二三政一二四）の一部改正――（昭二八法一六一未帰還者留守家族等援護法による）……二六八
△社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律（昭二五法四七）の一部改正――（昭二八法二〇六社会保険審査官及び社会保険審査会法による）……四八四
△社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭二五法四七）の一部改正――（昭二八法二〇七日雇労働者健康保険法による）……四九三
△保健所法（昭二二法一〇一）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一三
△農林省設置法（昭二四法一五三）の一部改正――（昭二八法九一開拓融資保証法による）……七八
△農林省設置法（昭二四法一五三）の一部改正――（昭二八法一九〇農林漁業組合連合会整備促進法による）……四五三
△農林省設置法（昭二四法一五三）の一部改正――（昭二八法二〇五畑地農業改良促進法による）……四七八
△農林省設置法（昭二四法一五三）の一部改正――（昭二八法二二五農産物価格安定法による）……五三九
△農林省設置法（昭二四法一五三）の一部改正――（昭二八法二五二農業機械化促進法による）……六〇一
△土地調整委員会設置法（昭二五法二九二）の一部改正――（昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による）……六二七
△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二八法一五四日本航空株式会社法による）……二四八
△通商産業省設置法（昭二七法二七五）の一部改正――（昭二八法五七鉱業

法の一部を改正する法律による）……一九
△通商産業省設置法（昭二七法二七五）の一部改正――（昭二八法一四三商工会議所法による）……二一三
△通商産業省設置法（昭二七法二七五）の一部改正――（昭二八法一四五武器等製造法による）……二一八
△通商産業省設置法（昭二七法二七五）の一部改正――（昭二八法一八八輸出取引法の一部を改正する法律による）……四四九
△通商産業省設置法（昭二七法二五七）の一部改正――（昭二八法七九輸出信用保険法の一部を改正する法律による）……五八
△中小企業庁設置法（昭二三法八三）の一部改正――（昭二八法一九六信用保証協会法による）……四六三
△中小企業庁設置法（昭二三法八三）の一部改正――（昭二八法一四〇特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律による）……一八七
△中小企業庁設置法（昭二三法八三）の一部改正――（昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による）……六二六
△中小企業庁設置法（昭二三法八三）の一部改正――（昭二八法一三八中小企業金融公庫法による）……一八三
△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二八法一六九地方鉄道整備法による）……三一七
△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二八法一七〇港湾整備促進法による）……三一八
△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二八法一六八道路運送法の一部を改正する法律による）……三一三
△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二八法一四九臨時船舶建造調整法による）……二三三
△運輸省設置法の一部を改正する法律（昭二七法二七八）の一部改正――（昭二八法一五二水先法の一部を改正する法律による）……二四五
△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二八法六五木船再保険法による）……三三
△運輸省設置法（昭二四法一五七）の一部改正――（昭二八法六六航空機抵当法による）……三六
△建設省設置法（昭二三法一一三）の一部改正――（昭二八法六三産業労働者住宅資金融通法による）……二九
△建設省設置法（昭二三法一一三）の一部改正――（昭二八法六四北海道防寒住宅建設等促進法による）……三一
△労働省設置法（昭二四法一六二）の一部改正――（昭二八法二二七労働金庫法による）……五五五

第四　公務員関係

○日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律（昭二八・七・八法五五）……一六
○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・一八法二三七）……五六五
○保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭二八・五・三〇法三七）……一
○国家公務員等退職手当暫定措置法（昭二八・八・八法一八二）……四二五
○昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律（昭二八・七・三〇法八九）……六八
○昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国

家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律（昭二八・八・一七法二二八）……五五六
○昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭二八・八・一法一六〇）……二七七
○昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭二八・八・一法一五九）……二七五
○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一五八）……二七三
○恩給法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一五五）……二四九
○恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・五・三〇法三八）……一
○昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭二八・八・一法一五七）……二六九
○元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八・八・一法一五六）……二六六
△一般職の職員の給与に関する法律（昭二五法九五）の一部改正――（昭二八法一六一未帰還者留守家族等援護法による）……二八五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四法二五二）の一部改正――（昭二八法二〇六社会保険審査官及び社会保険審査会法による）……四八五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四法二五二）の一部改正――（昭二八法一四七鉄道敷設法等の一部を改正する法律による）……三二八
△保安庁職員給与法（昭二七法二六六）の一部改正――（昭二八法一八二国家公務員等退職手当暫定措置法による）……四二九
△国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭二五法一四二）の一部改正――（昭二八法一三六国民金融公庫法の一部を改正する法律による）……一七八
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五法六二）の一部改正――（昭二八法一八二国家公務員等退職手当暫定措置法による）……四三〇
△国家公務員共済組合法（昭二三法六九）の一部改正――（昭二八法二〇七日雇労働者健康保険法による）……四九二
△国家公務員共済組合法（昭二三法六九）の一部改正――（昭二八法一五八旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律による）……二七四
△国家公務員共済組合法（昭二三法六九）の一部改正――（昭二八法一八二国家公務員等退職手当暫定措置法による）……四二九
△国家公務員災害補償法（昭二六法一九一）の一部改正――（昭二八法一六一未帰還者留守家族等援護法による）……二八九
△恩給法の一部を改正する法律（昭二六法八七）の一部改正――（昭二八法一五五恩給法の一部を改正する法律による）……二六二
△恩給法の一部を改正する法律（昭二八法一五五）の一部改正――（昭二八法一五七昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律による）……二七〇
△恩給法の一部を改正する法律（昭二二法七七）の一部改正――（昭二八法

一五五恩給法の一部を改正する法律による）……二六二

△恩給法の一部を改正する法律（昭二八法一五五）の一部改正——（昭二八法一八一戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律による）……四二五

△恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭二七法二〇五）の廃止——（昭二八法一五五恩給法の一部を改正する法律による）……二五三

△恩給法の特例に関する件（昭二一勅六八）の廃止——（昭二八法一五五恩給法の一部を改正する法律による）……二五三

△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八法一五六）の一部改正——（昭二八法一八二国家公務員等退職手当暫定措置法による）……四三〇

第五　外務関係

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭二八・七・二五法八四）……六三

○国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律（昭二八・八・一八法二三六）……五六四

△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七法九三）の一部改正——（昭二八法八四在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律による）……六三

△領事館の職務に関する法律（明三二法七〇）の廃止——（昭二八法二三六国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律による）……五六五

第六　地方行政・治安関係

○地方自治法の一部を改正する法律（昭二八・八・一五法二一二）……五〇一

○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二八・八・一五法二一三）……五一〇

○地方財政法の一部を改正する法律（昭二八・八・一四法二〇八）……四九四

○町村合併促進法（昭二八・九・一法二五八）……六〇九

○消防施設強化促進法（昭二八・七・二七法八七）……六二五

○昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭二八・八・一七法二二九）……五五六

○地方税法の一部を改正する法律（昭二八・八・一三法二〇二）……四六七

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭二八・八・一四法二〇九）……四九四

○地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭二八・八・一法一一二）……一四三

○町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（昭二八・七・二四法七六）……五三

△地方自治法（昭二二法六七）の一部改正——（昭二八法一六一未帰還者留守家族等援護法による）……二八八

△地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭二八法二一三）の一部改正——（昭二八法二一四らい予防法による）……五三五

△地方自治法（昭二二法六七）の一部改正——（昭二八法六四北海道防寒住宅建設等促進法による）……三一

△地方財政法（昭二三法一〇九）の一部改正——（昭二八法二〇七日雇労働者健康保険法による）……四九三

△地方財政法（昭二三法一〇九）の一部改正——（昭二八法一八五学校図書館法による）……四三八

△地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭二七法一六六）の一部改正——（昭二八法二〇九地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律による）……四九五

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二八法一〇七塩業組合法による）……一四〇

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二八法一三八中小企業金融公庫法による）……一八三

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二八法一四三商工会議所法による）……三一三

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二八法一六一未帰還者留守家族等援護法による）……二八八

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二八法一六四富裕税法を廃止する法律による）……二九六

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二八法一八八輸出取引法の一部を改正する法律による）……四四八

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二八法一九六信用保証協会法による）……四六三

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二八法二〇四大日本育英会法の一部を改正する法律による）……四七六

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二八法二〇七日雇労働者健康保険法による）……四九三

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二八法二一一青年学級振興法による）……五〇一

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二八法九一開拓融資保証法による）……七九

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二八法二二七労働金庫法による）……五五五

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二八法二四〇社会福祉事業振興会法による）……五七五

△地方税法（昭二五法二二六）の一部改正——（昭二八法二四五私立学校教職員共済組合法による）……五九〇

△町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（昭二七法三三三）の廃止——（昭二八法七六町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律による）……五三

△古物営業法（昭二四法一〇八）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一〇

△貸家組合法（昭一六法四七）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五二〇

第七　裁判所・法務関係

○判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・八法一八四）……四三六

○司法試験法の一部を改正する法律（昭二八・七・二五法八五）……六四

○人権擁護委員法の一部を改正する法律（昭二八・七・二三法七一）……四六

○刑法等の一部を改正する法律（昭二八・八・一〇法一九五）……四五六

○刑事訴訟法の一部を改正する法律（昭二八・八・七法一七二）……三一九

○逃亡犯罪人引渡法（昭二八・七・二一法六八）……三八

○少年法及び少年院法の一部を改正する法律（昭二八・七・二五法八六）……六四

○航空機抵当法（昭二八・七・一〇法六六）……三四

○外国人登録法の一部を改正する法律（昭二八・五・三〇法四二）……10
△出入国管理令（昭二六政三一九）の一部改正――（昭二八法二一四らい予防法による）……五三四
△担保附社債信託法（明三八法五二）の一部改正――（昭二八法六六航空機抵当法による）……三六
△刑事訴訟法（昭二三法一三一）の一部改正――（昭二八法一九五刑法等の一部を改正する法律による）……四五六
△刑事補償法（昭二五法一）の一部改正――（昭二八法六八逃亡犯罪人引渡法による）……四三
△陸軍刑法を廃止する等の政令（昭二二政五二）第七条の改正――（昭二八法一六一未帰還者留守家族等援護法による）……四三
△逃亡犯罪人引渡条例（明二〇勅四二）の廃止――（昭二八法二八法六八逃亡犯罪人引渡法による）……二六八
△監獄法（明四一法二八）の一部改正――（昭二八法六八逃亡犯罪人引渡法による）……四三
△犯罪者予防更生法（昭二四法一四二）の一部改正――（昭二八法一九五刑法等の一部を改正する法律による）……四五七
△更生緊急保護法（昭二五法二〇三）の一部改正――（昭二八法一九五刑法等の一部を改正する法律による）……四五七
△経済関係罰則の整備に関する法律（昭一九法四）の一部改正――（昭二八法二二七労働金庫法による）……五五五
△経済関係罰則の整備に関する法律（昭一九法四）の一部改正――（昭二八法一五四日本航空株式会社法による）……二四八

第八　財政・金融関係

○国有財産法等の一部を改正する法律（昭二八・八・一〇法一九四）……四五四
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・二〇法二四三）……五七八
○財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律（昭二八・八・一七法二二四）……五三七
○財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律（昭二八・八・一二法二〇〇）……四六六
○一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律（昭二八・八・一法一二七）……一六三
○漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一二六）……一六三
○鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律（昭二八・八・一法一二九）……一六四
○資産再評価法の一部を改正する法律（昭二八・八・七法一七五）……三八一
○国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・七・二二法六七）……三八
○小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律（昭二八・七・一五法六〇）……三
○閉鎖機関令の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一三三）……一六九
○社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一三〇）……一六四
○昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一二〇）……一五七
○大蔵省関係法律のうち期限等の定のあるものにつき当該期限等を変更するための法律（昭二八・五・三〇法三九）……一
○昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律（昭二八・七・三一法一〇〇）……二九
○金管理法（昭二八・七・一五法六二）……二四
○日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律（昭二八・八・二五法二四六）……五九〇
○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一二五）……一六三
○厚生保険特別会計法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一六二）……二九三
○昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律（昭二八・八・一法一二八）……一六三
○造幣局特別会計法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一二四）……一六一
○印刷局特別会計法等の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一二三）……一六一
○産業投資特別会計法（昭二八・八・一法一二二）……一五八
○外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一二一）……一五七
○木船再保険特別会計法（昭二八・七・二四法七七）……五三
○国税徴収法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一六三）……二九四
○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭二八・八・七法一七六）……四〇四
○特別減税国債法（昭二八・八・七法一七八）……四一五
○納税貯蓄組合法の一部を改正する法律（昭二八・七・二四法八一）……六〇
○災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・一三法二〇三）……四七四
○所得税法の一部を改正する法律（昭二八・八・七法一七三）……三三
○昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律（昭二八・五・三〇法四〇）……二
○国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭二八・七・三一法一〇六）……一三九
○昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律（昭二八・八・七法一七七）……四一五
○相続税法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一六五）……二九六
○法人税法の一部を改正する法律（昭二八・八・七法一七四）……三七二
○有価証券取引税法（昭二八・七・三一法一〇二）……一二〇
○富裕税法を廃止する法律（昭二八・八・一法一六四）……二九五
○登録税法の一部を改正する法律（昭二八・七・三一法一〇一）……一一九
○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一三九）……一八三
○物品税法の一部を改正する法律（昭二八・五・三〇法四一）……七
○揮発油税法の一部を改正する法律（昭二八・七・三一法一〇四）……一二八
○砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭二八・七・三一法一〇三）……一二五
○通行税法の一部を改正する法律（昭二八・七・三一法一〇五）……一三九
○関税定率法等の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一三一）……一六五
○日本専売公社法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一三二）……一六七
○塩業組合法（昭二八・七・三一法一〇

七）……一三九

○国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭二八・七・四法五一）……一四

○昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二八・八・一五法二二〇）……五三三

○開拓融資保証法（昭二八・七・三〇法九一）……六九

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一三四）……一七四

○相互銀行法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一三五）……一七七

○国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一三六）……一七七

○中小企業金融公庫法（昭二八・八・一法一三八）……一七九

○証券取引法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一四二）……一九一

○証券投資信託法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一四一）……一八〇

○信用保証協会法（昭二八・八・一〇法一九六）……四三七

○保険業法等の一部を改正する法律（昭二八・七・二四法七八）……五四

○信用金庫法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一三七）……一六八

△国有財産法（昭二三法七三）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一〇

△国有財産法（昭二三法七三）の一部改正――（昭二八法一一四と畜場法による）……一四八

△国有財産特別措置法（昭二七法二一九）の一部改正――（昭二八法一九四国有財産法等の一部を改正する法律による）……四五五

△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六政六）の一部改正――（昭二八法一七五資産再評価法の一部を改正する法律による）……四〇四

△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六政六）の一部改正――（昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による）……六二七

△特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に関する政令（昭二五政三六九）の一部改正――（昭二八法一三三閉鎖機関令の一部を改正する法律による）……一七三

△政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭二四法二五六）の一部改正――（昭二八法六〇小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律による）……一三

△閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令（昭二五政三五六）の一部改正――（昭二八法一三三閉鎖機関令の一部を改正する法律による）……一七四

△閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する政令（昭二三政二六四）の一部改正――（昭二八法一三三閉鎖機関令の一部を改正する法律による）……一七三

△物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭二二法二二九）の一部改正――（昭二八法二六〇有畜農家創設特別措置法による）……六二九

△印紙をもってする歳入金納付に関する法律（昭二三法一四二）の一部改正――（昭二八法二〇七日雇労働者健康保険法による）……四九三

△国庫出納金等端数計算法（昭二五法六一）の一部改正――（昭二八法二一〇二地方税法の一部を改正する法律に

よる）……四七四

△国庫出納金等端数計算法（昭二五法六一）の一部改正――（昭二八法二〇七日雇労働者健康保険法による）……四九三

△国庫出納金等端数計算法（昭二五法六一）の一部改正――（昭二八法一三八中小企業金融公庫法による）……一八三

△補助貨幣損傷等取締法臨時特例（昭二七法一三二）の廃止――（昭二八法六〇小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律による）……一三

△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五法一七二）の一部改正――（昭二八法一三八中小企業金融公庫法による）……一八三

△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五法六二）の一部改正――（昭二八法七七木船再保険特別会計法による）……五四

△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五法六二）の一部改正――（昭二八法七九輸出信用保険法の一部を改正する法律による）……五七

△食糧管理特別会計法（大一〇法三七）の一部改正――（昭二八法二二五農産物価格安定法による）……五三九

△輸出信用保険特別会計法（昭二五法六八）の一部改正――（昭二八法七九輸出信用保険法の一部を改正する法律による）……五八

△中小企業信用保険特別会計法（昭二五法二六五）の一部改正――（昭二八法八〇中小企業信用保険法の一部を改正する法律による）……六〇

△農業共済再保険特別会計法（昭一九法一一）の一部改正――（昭二八法九三農業災害補償の一部を改正する法律による）……八三

△国有林野事業特別会計法（昭二二法三八）の一部改正――（昭二八法一二三印刷局特別会計法等の一部を改正する法律による）……一六一

△緊要物資輸入基金特別会計法（昭二六法五八）の一部改正――（昭二八法一二七一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律による）……一六三

△造幣局特別会計法（昭二二法六三）の一部改正――（昭二八法一二三印刷局特別会計法等の一部を改正する法律による）……一六一

△アルコール専売事業特別会計法（昭二二法三九）の一部改正――（昭二八法一二三印刷局特別会計法等の一部を改正する法律による）……一六一

△郵政事業特別会計法（昭二四法一〇九）の一部改正――（昭二八法一六二厚生保険特別会計法の一部を改正する法律による）……二九四

△郵政事業特別会計法（昭二四法一〇九）の一部改正――（昭二八法一二三印刷局特別会計法等の一部を改正する法律による）……一六一

△厚生保険特別会計法（昭一九法一〇）の一部改正――（昭二八法二四五私立学校教職員共済組合法による）……五九〇

△漁船再保険特別会計法（昭一二法二四）の一部改正――（昭二八法一四六漁船損害補償法の一部を改正する法律による）……三三六

△農業共済再保険特別会計法（昭一九法一一）の一部改正――（昭二八法二四四農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律による）……五八〇

△米国対日援助見返資金特別会計法（昭二四法四〇）の廃止――（昭二八

法一二二産業投資特別会計法による）……一五九
△国庫出納金等端数計算法（昭二五法六一）の一部改正——（昭二八法六〇小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律による）……三三
△国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律（昭二七法九九）の一部改正——（昭二八法六〇小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律による）……三三
△小額紙幣整理法（昭二三法四二）の廃止——（昭二八法六〇小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律による）……三
△国税徴収法（明三〇法二一）の一部改正——（昭二八法九八有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法による）……一一五
△国税徴収法（明三〇法二一）の一部改正——（昭二八法六六航空機抵当法による）……三六
△租税特別措置法（昭二一法一五）の一部改正——（昭二八法一五四日本航空株式会社法による）……二四八
△租税特別措置法（昭二一法一五）の一部改正——（昭二八法一七五資産再評価法の一部を改正する法律による）……四〇三
△租税特別措置法（昭二一法一五）の一部改正——（昭二八法一六四富裕税法を廃止する法律による）……二九五
△租税特別措置法（昭二一法一五）の一部改正——（昭二八法一〇三砂糖消費税法の一部を改正する法律による）……一二七
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二法一七五）の一部改正——（昭二八法一七三所得税法の一部を改正する法律による）……三七二
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二法一七五）の一部改正——（昭二八法一六四富裕税法を廃止する法律による）……二九五
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二法一七五）の一部改正——（昭二八法一〇二有価証券取引税法による）……一三五
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二法一七五）の一部改正——（昭二八法一六五相続税法の一部を改正する法律による）……三〇六
△所得税法（昭二二法二七）の一部改正——（昭二八法九一開拓融資保証法による）……七八
△所得税法（昭二二法二七）の一部改正——（昭二八法一〇二有価証券取引税法による）……一三五
△所得税法（昭二二法二七）の一部改正——（昭二八法一三八中小企業金融公庫法による）……一八三
△所得税法（昭二二法二七）の一部改正——（昭二八法一四三商工会議所法による）……二一三
△所得税法（昭二二法二七）の一部改正——（昭二八法一六四富裕税法を廃止する法律による）……二九五
△所得税法（昭二二法二七）の一部改正——（昭二八法一七五資産再評価法の一部を改正する法律による）……四〇三
△所得税法（昭二二法二七）の一部改正——（昭二八法一九六信用保証協会法による）……四六三
△所得税法（昭二二法二七）の一部改正——（昭二八法二〇四大日本育英会法の一部を改正する法律による）……四七六
△所得税法（昭二二法二七）の一部改正——（昭二八法二〇六日雇労働者健康保険法による）……四九三

△所得税法（昭二二法二七）の一部改正——（昭二八法二四〇社会福祉事業振興会法による）……五七五
△所得税法（昭二二法二七）の一部改正——（昭二八法二四五私立学校教職員共済組合法による）……五九〇
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七法一一一）の一部改正——（昭二八法一六五相続税法の一部を改正する法律による）……三〇七
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七法一一一）の一部改正——（昭二八法一六四富裕税法を廃止する法律による）……二九六
△外国船舶の所得税等免除に関する法律（大一三法六）の一部改正——（昭二八法二〇二地方税法の一部を改正する法律による）……四七四
△法人税法（昭二二法二八）の一部改正——（昭二八法九一開拓融資保証法による）……七九
△法人税法（昭二二法二八）の一部改正——（昭二八法一〇二有価証券取引税法による）……一三五
△法人税法（昭二二法二八）の一部改正——（昭二八法一〇七塩業組合法による）……一四〇
△法人税法（昭二二法二八）の一部改正——（昭二八法一三八中小企業金融公庫法による）……一八三
△法人税法（昭二二法二八）の一部改正——（昭二八法一四三商工会議所法による）……二一三
△法人税法（昭二二法二八）の一部改正——（昭二八法一八八輸出取引法の一部を改正する法律による）……四四八
△法人税法（昭二二法二八）の一部改正——（昭二八法一九六信用保証協会法による）……四六三
△法人税法（昭二二法二八）の一部改正——（昭二八法二〇四大日本育英会法の一部を改正する法律による）……四七六
△法人税法（昭二二法二八）の一部改正——（昭二八法二二七労働金庫法による）……五五四
△法人税法（昭二二法二八）の一部改正——（昭二八法二四〇社会福祉事業振興会法による）……五七五
△法人税法（昭二二法二八）の一部改正——（昭二八法二四五私立学校教職員共済組合法による）……五九〇
△相続税法（昭二五法七三）の一部改正——（昭二八法一〇二有価証券取引税法による）……一三五
△相続税法（昭二五法七三）の一部改正——（昭二八法一六四富裕税法を廃止する法律による）……二九五
△酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭二八法七）の一部改正——（昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による）……六二七
△登録税法（明二九法二七）の一部改正——（昭二八法六六航空機抵当法による）……三六
△登録税法　明二九法二七）の一部改正——（昭二八法九一開拓融資保証法による）……七八
△登録税法（明二九法二七）の一部改正——（昭二八法一〇七塩業組合法による）……一四〇
△登録税法（明二九法二七）の一部改正——（昭二八法一三八中小企業金融公庫法による）……一八三
△登録税法（明二九法二七）の一部改正——（昭二八法一四三商工会議所法による）……二一三

△登録税法　明二九法二七）の一部改正——（昭二八法一八八輸出取引法の一部を改正する法律による）……四四八
△登録税法（明二九法二七）の一部改正——（昭二八法一九六信用保証協会法による）……四六三
△登録税法（明二九法二七）の一部改正——（昭二八法二〇四大日本育英会法の一部を改正する法律による）……四七六
△登録税法（明二九法二七）の一部改正——（昭二八法二二六農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律による）……五四〇
△登録税法（明二九法二七）の一部改正——　昭二八法二二七労働金庫法による）……五五四
△登録税法（明二九法二七）の一部改正——（昭二八法二四五私立学校教職員共済組合法による）……五八九
△登録税法（明二九法二七）の一部改正——（昭二八法二四〇社会福祉事業振興会法による　……五七五
△印紙税法（明三二法五四）の一部改正——（昭二八法九一開拓融資保証法による）……七八
△印紙税法（明三二法五四）の一部改正——（昭二八法一〇七塩業組合法による）……一四〇
△印紙税法（明三二法五四）の一部改正——（昭二八法一三八中小企業金融公庫法による）……一八三
△印紙税法（明三二法五四）の一部改正——（昭二八法一八八輸出取引法の一部を改正する法律による）……四四八
△印紙税法（明三二法五四）の一部改正——（昭二八法一九六信用保証協会法による）……四六三
△印紙税法（明三二法五四）の一部改正——（昭二八法二〇四大日本育英会法の一部を改正する法律による）……四七六
△印紙税法（明三二法五四）の一部改正——（昭二八法二二七労働金庫法による　……五五四
△印紙税法（明三二法五四）の一部改正——（昭二八法二四〇社会福祉事業振興会法による）……五七五
△印紙税法（明三二法五四）の一部改正——（昭二八法二四五私立学校教職員共済組合法による）……五八九
△印紙税法（明三二法五四）の一部改正——（昭二八法六五木船再保険法による）……一三
△鉄の輸入税免除に関する法律（昭一六法八七）の廃止——（昭二八法一三一関税定率法等の一部を改正する等の法律による）……一六六
△関税定率法の一部を改正する法律（昭二六法一一〇）の一部改正——（昭二八法一三一関税定率法等の一部を改正する等の法律による）……一六六
△税理士法（昭二六法二三七）の一部改正——（昭二八法一六四富裕税法を廃止する法律による）……二九六
△税理士法（昭二六法二三七）の一部改正——（昭二八法一六五相続税法の一部を改正する法律による）……三〇七
△日本専売公社法（昭二三法二五五）の一部改正——（昭二八法一〇七塩業組合法による）……一四〇
△資金運用部資金法（昭二六法一〇〇）の一部改正——（昭二八法一二二産業投資特別会計法による）……一六〇
△電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律（昭二五法一四五）の一部改正——（昭二八法一二二産業投資特別会計法による）……一六〇
△日本開発銀行法（昭二六法一〇八）の一部改正——（昭二八法五一国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律による）……一五

△日本開発銀行法（昭二六法一〇八）の一部改正——（昭二八法一二二産業投資特別会計法による）……一六〇
△日本輸出入銀行法（昭二五法二六八）の一部改正——（昭二八法一二二産業投資特別会計法による）……一六〇
△割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭二三法一四三）の一部改正——（昭二八法二二七労働金庫法による）……五五五
△割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭二三法一四三）の一部改正——（昭二八法一七六租税特別措置法の一部を改正する法律による）……四一四
△保険業法（昭一四法四一）の一部改正——（昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による）……六三六
△農林中央金庫法（大一二法四二）の一部改正——（昭二八法一〇七塩業組合法による）……一四〇
△農林中央金庫法（大一二法四二）の一部改正——（昭二八法九一開拓融資保証法による）……七八
△農林漁業金融公庫法（昭二七法三五五）の一部改正——（昭二八法一二二産業投資特別会計法による）……一六〇
△国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二八法一三六）の一部改正——（昭二八法一八二国家公務員等退職手当暫定措置法による）……四三〇
△中小企業金融公庫法（昭二八法一三八）の一部改正——（昭二八法一三九酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律による）……一八四
△商工組合中央金庫法（昭一一法一四）の一部改正——（昭二八法一〇七塩業組合法による）……一四〇
△公庫の予算及び決算に関する法律（昭二六法九九）の一部改正——（昭二八法一三八中小企業金融公庫法による）……一八三
△納税貯蓄組合法（昭二六法一四五）の一部改正——（昭二八法二二七労働金庫法による）……五五五
△国民貯蓄組合法（昭一六法六四）の一部改正——（昭二八法二二七労働金庫法による）……五五五
△臨時金利調整法（昭二二法一八一）の一部改正——（昭二八法二二七労働金庫法による）……五五五
△証券投資信託法（昭二六法一九八）の一部改正——（昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による）……六二七
△住宅金融公庫法（昭二五法一五六）の一部改正——（昭二八法六三産業労働者住宅資金融通法による）……二八

第九　産業・経済関係

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・九・一法二五九）……六一七
○国際的供給物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・五・三〇法四四）……二
○国土調査法の一部を改正する法律（昭二八・七・一四法五九）……二〇
○土地改良法の一部を改正する法律（昭二八・八・八法一八三）……四三〇
○離島振興法（昭二八・七・二二法七二）……四二七
○農業災害補償法の臨時特例に関する法律（昭二八・六・四法四五）……二
○農業災害補償法の一部を改正する法律（昭二八・七・三〇法九三）……八三
○農林漁業組合連合会整備促進法（昭二八・八・八法一九〇）……四五〇
○農業機械化促進法（昭二八・八・二七法二五二）……五九九
○有畜農家創設特別措置法（昭二八・九・

一法二六〇）……六二八
○農産物検査法の一部を改正する法律（昭二八・七・一五法六一）……二三
○畑地農業改良促進法（昭二八・八・一三法二〇五）……四七七
○農産物価格安定法（昭二八・八・一七法二二五）……五三八
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭二八・七・二二法七〇）……四六
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭二八・八・一七法二二六）……五四〇
○市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の延期延長に関する法律（昭二八・六・二七法四六）……一三
○昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（昭二八・八・一七法二三五）……五六三
○昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二八・八・八法一八七）……四四〇
○昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二八・八・一七法二三四）……五六〇
○昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二八・七・二一法六九）……四四
○農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律（昭二八・八・二〇法二四四）……五七八
○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・八・一七法二二三）……五五九
○漁業法の一部を改正する法律（昭二八・八・八法一八九）……四四九
○以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律（昭二八・七・一〇法五八）……一九
○久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律（昭二八・八・二七法二五三）……六〇一
○漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一四六）……二一九
○商工会議所法（昭二八・八・一法一四三）……一九九
○武器等製造法（昭二八・八・一法一四五）……二一四
○港湾運送事業法の一部を改正する法律（昭二八・八・二八法二五五）……六〇二
○鉱業法の一部を改正する法律（昭二八・七・九法五七）……一七
○火薬類取締法の一部を改正する法律（昭二八・七・九法五六）……一六
○木材防腐特別措置法（昭二八・八・一法一一二）……一四三
○特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一四〇）……一八四
○輸出取引法の一部を改正する法律（昭二八・八・八法一八八）……四四三
○設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一四四）……二一三
○昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律（昭二八・九・三法二六一）……六二九
○昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法（昭二八・八・一九法二四一）……五七六
○昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二八・八・一九法二四二）……五七七
○昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律（昭二八・八・一五法二一

二）……五三四
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭二八・七・二四法八〇）……五八
○輸出信用保険法の一部を改正する法律（昭二八・七・二四法七九）……五五
○公認会計士法の一部を改正する法律（昭二八・七・二四法八二）……六〇

△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二三法一三八）の一部改正――（昭二八法一四六漁船損害補償法の一部を改正する法律による）……二三七
△外国為替及び外国貿易管理法（昭二四法二二八）の一部改正――（昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による）……六二七
△旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭二四政二九一）の一部改正――（昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による）……六二七
△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二三法一三八）の一部改正――（昭二八法九八有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法による）……一一五
△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二三法一三八）の一部改正――（昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による）……六二五
△会社更正法（昭二七法一七二）の一部改正――（昭二八法一〇二有価証券取引税法による）……一三五
△外国保険事業者に関する法律（昭二四法一八四）の一部改正――（昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による）……六三六
△事業者団体法（昭二三法一九一）の廃止――（昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による）……六三四
△事業者団体法（昭二三法一九一）の一部改正――（昭二八法九一開拓融資保証法による）……七八
△事業者団体法（昭二三法一九一）の一部改正――（昭二八法一九六信用保証協会法による）……四六三
△事業者団体法（昭二三法一九一）の一部改正――（昭二八法二二七労働金庫法による）……五五五
△外資に関する法律（昭二五法一六三）の一部改正――（昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による）……六二七
△土地改良法（昭二四法一九五）の一部改正――（昭二八法一九四国有財産法等の一部を改正する法律による）……四五五
△農地法（昭二七法二二九）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一八
△農地法（昭二七法二二九）の一部改正――（昭二八法一九四国有財産法等の一部を改正する法律による）……四三六
△食糧緊急措置令（昭二一勅八六）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一八
△農山漁村電気導入促進法（昭二七法三五八）の一部改正――（昭二八法七

二離島振興法による)……四九
△農業倉庫業法(大六法一五)の一部改正——(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五一七
△農林漁業組合再建整備法(昭二六法一四〇)の一部改正——(昭二八法一九〇農林漁業組合連合会整備促進法による)……四五二
△農林物資規格法(昭二五法一七五)の一部改正——(昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による)……六二七
△林業種苗法(昭一四法一六)の一部改正——(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五一七
△森林火災国営保険法(昭一二法二五)の一部改正——(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五一七
△蚕糸業法(昭二〇法五七)の一部改正——(昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による)……六二六
△蚕糸業法(昭二〇法五七)の一部改正——(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五一七
△狩猟法(大七法三二)の一部改正——(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五一七
△家畜商法(昭二四法二〇八)の一部改正——(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五一八
△競馬法(昭二三法一五八)の一部改正——(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五一八
△装蹄師法(昭一五法八九)の一部改正——(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五一七
△水産業協同組合法(昭二三法二四二)の一部改正——(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五一八
△漁業法(昭二四法二六七)の一部改正——(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五一八
△漁船法(昭二五法一七八)の一部改正——(昭二八法一四九臨時船舶建造調整法による)……二三三
△漁船法(昭二五法一七八)の一部改正——(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五一八
△水産資源保護法(昭二六法三一三)の一部改正——(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五一八
△商工会議所法(昭二五法二一五)の廃止——(昭二八法一四三商工会議所法による)……二一三
△輸出補償法(昭五法六)の廃止——(昭二八法七九輸出信用保険法の一部を改正する法律による)……五七
△設備輸出為替損失補償法(昭二七法一六一)の一部改正——(昭二八法七九輸出信用保険法の一部を改正する法律による)……五八

△日本製鉄株式会社法廃止法(昭二五法二四〇)の一部改正——(昭二八法一二二産業投資特別会計法による)……一六〇
△中小企業信用保険法(昭二五法二六四)の一部改正——(昭二八法一九六信用保証協会法による)……四六三
△中小企業信用保険法(昭二五法二六四)の一部改正——(昭二八法一〇七塩業組合法による)……一四一
△火薬類取締法(昭二五法一四九)の一部改正——(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五一九
△鉱業法(昭二五法二八九)の一部改正——(昭二八法二〇二地方税法の一部を改正する法律による)……四七四
△鉱業法施行法(昭二五法二九〇)の一部改正——(昭二八法五七鉱業法の一部を改正する法律による)……一九
△銃砲刀剣類等所持取締令(昭二五政三三四)の一部改正——(昭二八法一四五武器等製造法による)……二一九
△小型自動車競走法(昭二五法二〇八)の一部改正——(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五一九
△計量法(昭二六法二〇七)の一部改正——(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五一九

第十　交通・通信・建設関係

○道路交通取締法の一部を改正する法律(昭二八・八・一一法一九七)……四六三
○道路運送法の一部を改正する法律(昭二八・八・五法一六八)……三〇九
○道路整備費の財源等に関する臨時措置法(昭二八・七・二三法七三)……四九
○日本国有鉄道法の一部を正する法律(昭二八・八・一法一四八)……二三八
○鉄道敷設法等の一部を改正する法律(昭二八・八・一法一四七)……二三七
○地方鉄道軌道整備法(昭二八・八・五法一六九)……三一三
○昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置法(昭二八・八・一五法二二二)……五三五
○外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律(昭二八・八・一五法二一五)……五二五
○海上運送法の一部を改正する法律(昭二八・七・二三法七四)……五〇
○臨時船質等改善助成利子補給法(昭二八・八・一法一五〇)……二三三
○臨時船舶建造調整法(昭二八・八・一法一四九)……二三三
○海上衝突予防法(昭二八・八・一法一五一)……二三四
○水先法の一部を改正する法律(昭二八・八・一法一五二)……二四四
○木船再保険法(昭二八・七・一七法六五)……三
○港湾整備促進法(昭二八・八・五法一七〇)……三一七
○海事代理士法の一部を改正する法律(昭二八・八・一法一五三)……二四五
○日本航空株式会社法(昭二八・八・一法一五四)……二四六
○郵便法の一部を改正する法律(昭二八・六・三〇法五〇)……一三
○郵便物運送委託法の一部を改正する法律(昭二八・七・三〇法九四)……八三
○公衆電気通信法(昭二八・七・三一法九七)……九〇
○有線電気通信法(昭二八・七・三一法九六)……八五
○有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法(昭二八・七・三一法九八)……二一

○建設業法の一部を改正する法律（昭二八・八・一七法二二三）……五三四

○土地収用法の一部を改正する法律（昭二八・八・一二法一九九）……四六四

○昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法（昭二八・八・三一法二五六）……六〇六

○昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法（昭二八・八・三一二五七）……六〇七

○建築士法の一部を改正する法律（昭二八・八・一四法二一〇）……四九六

○産業労働者住宅資金融通法（昭二八・七・一七法六三）……二六

○北海道防寒住宅建設等促進法（昭二八・七・一七法六四）……二九

△道路法（昭二七法一八〇）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五三〇

△道路運送車両法（昭二六法一八五）の一部改正——（昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による）……六二七

△道路運送車両法（昭二六法一八五）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五三〇

△帝都高速度交通営団法（昭一六法五一）の一部改正——（昭二八法一二二産業投資特別会計法による）……一六〇

△地方鉄道法（大八法五二）の一部改正——（昭二八法一六九地方鉄道軌道整備法による）……三一六

△地方鉄道補助法（明四四法一七）の廃止——（昭二八法一六九地方鉄道軌道整備法による）……三一六

△通訳案内業法（昭二四法二一〇）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一九

△北海道拓殖鉄道補助ニ関スル法律（大九法五六）の廃止——（昭二八法一六九地方鉄道軌道整備法による）……三一六

△軌道法（大一〇法七六）の一部改正——（昭二八法二一三法方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一九

△軌道法（大一〇法七六）の一部改正——（昭二八法一六九地方鉄道軌道整備法による）……三一七

△海上運送法（昭二四法一八七）の一部改正——（昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による）……六二七

△海上運送法（昭二四法一八七）の一部改正——（昭二八法二五五港湾運送事業法の一部を改正する法律による）……六〇五

△船舶安全法（昭八法一一）の一部改正（昭二八法七四 海上運送法の 一部を改正する法律による）……五一

△港湾法（昭二五法二一八）の一部改正——（昭二八法一九四国有財産法等の一部を改正する法律による）……四五五

△港則法（昭二三法一七四）の一部改正——（昭二八法一五一海上衝突予防法による）……二四四

△運河法（大二法一六）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五三〇

△船舶安全法（昭八法一一）の一部改正——（昭二八法一五一海上衝突予防法による）……二四四

△船舶職員法（昭二六法一四九）の一部

改正——（昭二八法七四海上運送法の一部を改正する法律による）……五一

△臨時船舶管理法（昭一二法九三）の廃止——（昭二八法一四九臨時船舶建造調整法による）……三三

△海上衝突予防法（明二五法五）の廃止——（昭二八法一五一海上衝突予防法による）……二四四

△木船運送法（昭二七法一五一）の一部改正——（昭二八法二五五港湾運送事業法の一部を改正する法律による）……六〇五

△木船保険法（昭一八法三九）の廃止——（昭二八法六五木船再保険法による）……三三

△船主相互保険組合法（昭二五法一七七）の一部改正——（昭二八法六五木船再保険法による）……三四

△船主相互保険組合法（昭二五法一七七）の一部改正——（昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による）……六二七

△船員法（昭二二法一〇〇）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一九

△船員法（昭二二法一〇〇）の一部改正——（昭二八法二三六国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律による）……五六五

△漁船乗組員給与保険法（昭二七法二一二）の一部改正——（昭二八法一四六漁船損害補償法の一部を改正する法律による）……二三七

△水難救護法（明三二法九五）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一九

△河川法（明二九法七一）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五三〇

△モーターボート競走法（昭二六法二四二）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五三〇

△航空法（昭二七法二三一）の一部改正——（昭二八法一五一海上衝突予防法による）……二四四

△航空法（昭二七法二三一）の一部改正——（昭二八法二五九私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律による）……六二七

△航空法（昭二七法二三一）の一部改正——（昭二八法六六航空機抵当法による）……三六

△郵便貯金法（昭二二法一四四）の一部改正——（昭二八法六〇小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律による）……二三

△郵便振替貯金法（昭二三法六〇）の一部改正——（昭二八法六三産業労働者住宅資金融通法による）……二九

△電信法（明三三法五九）の廃止——（昭二八法九八有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法による）……二二

△日本電信電話公社法（昭二七法二五〇）の一部改正——（昭二八法一二九鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律による）……一六四

△電話設備費負担臨時措置法（昭二六法二二五）の一部改正——（昭二八法九八有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法による）……二六

△電波法（昭二五法一三一）の一部改正——（昭二八法九八有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法による）……二五

△電信線電話線建設条例（明二三法五

八)の廃止――(昭二八法九八有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法による)……二一
△海底電信線保護万国連合条約罰則(大五法二〇)の一部改正――(昭二八法九八有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法による)……二一五
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律(昭二七法一〇七)の一部改正――(昭二八法九八有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法による)……二一七
△電信電話料金法(昭二三法一〇五)の廃止――(昭二八法九八有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法による)……二一
△公衆電気通信法(昭二八法九七)の一部改正――(昭二八法一六六災害救助法の一部を改正する法律による)……三〇八
△有線電気通信法(昭二八法九六)の一部改正――(昭二八法一六六災害救助法の一部を改正する法律による)……三〇八
△土地収用法(昭二六法二一九)の一部改正――(昭二八法一一四、と畜場法による)……一四八
△土地収用法(昭二六法二一九)の一部改正――(昭二八法九八有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法による)……二一五
△砂防法(明三〇法二九)の一部改正――(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五三〇
△建築基準法(昭二五法二〇一)の一部改正――(昭二八法一一四、と畜場法による)……一四八
△住宅組合法(大一〇法六六)の一部改正――(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五三〇

第十一　教育・文化関係

○学校教育法等の一部を改正する法律(昭二八・八・五法一六七)……三〇八
○国立学校設置法の一部を改正する法律(昭二八・七・二八法八八)……六六
○学校図書館法(昭二八・八・八法一八五)……四三六
○自治大学校設置法(昭二八・七・三一法九九)……一一八
○教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律(昭二八・七・三〇法九二)……七九
○市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(昭二八・七・三〇法九〇)……六九
○大日本育英会法の一部を改正する法律(昭二八・八・一三法二〇四)……四七五
○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭二八・八・一八法二三八)……五六九
○理科教育振興法(昭二八・八・八法一八六)……四三八
○青年学級振興法(昭二八・八・一四法二一一)……四九七
○昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法(昭二八・八・二七法二五〇)……五九七
○昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法(昭二八・八・二七法二五一)……五九八
○昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法(昭二八・八・二七法二四九)……五九五
○危険校舎改築促進臨時措置法(昭二八・

八・二七法二四八)……五九四
○公立学校施設費国庫負担法(昭二八・八・二七法二四七)……五九一
○私立学校教職員共済組合法(昭二八・八・二一法二四五)……五八〇

△学校教育法(昭二二法二六)の一部改正――(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五一〇
△社会教育法(昭二四法二〇七)の一部改正――(昭二八法二一一青年学級振興法による)……五〇〇
△義務教育費国庫負担法(昭二七法三〇三)の一部改正――(昭二八法一八六理科教育振興法による)……四四〇
△教育委員会法(昭二三法一七〇)の一部改正――(昭二八法一六七学校教育法等の一部を改正する法律による)……三〇八
△教育委員会法(昭二三法一七〇)の一部改正――(昭二八法二一二地方自治法の一部を改正する法律による)……五一〇
△私立学校法(昭二四法二七〇)の一部改正――(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五二一
△私立学校法(昭二四法二七〇)の一部改正――(昭二八法一六七学校教育法等の一部を改正する法律による)……三〇八
△私立学校振興会法(昭二七法一一)の一部改正――(昭二八法二四五私立学校教職員共済組合法による)……五九〇
△博物館法(昭二六法二八五)の一部改正――(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五二一
△文化財保護法(昭二五法二一四)の一部改正――(昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による)……五二一
△文化財保護法(昭二五法二一四)の一部改正――(昭二八法一九四国有財産法等の一部を改正する法律による)……四五五

第十二　厚　生　関　係

○戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭二八・八・七法一八一)……四三〇
○未帰還者留守家族等援護法(昭二八・八・一法一六一)……二八一
○社会福祉事業振興会法(昭二八・八・一九法二四〇)……五七一
○社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭二八・八・一四法二〇六)……四七八
○災害救助法の一部を改正する法律(昭二八・八・三法一六六)……三〇七
○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法(昭二八・八・一七法二三二)……五五九
○昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法(昭二八・八・一七法二三一)……五五七
○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法(昭二八・八・一五法二一六)……五二九
○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法(昭二八・八・一五法二一八)……五三〇
○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特

別措置法（昭二八・八・一五法二二七）……五三〇
○昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法（昭二八・八・一七法二三〇）……五五七
○医療法の一部を改正する法律（昭二八・八・一〇法一九一）……四五三
○健康保険法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一一六）……一四九
○国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一一八）……一五三
○日雇労働者健康保険法（昭二八・八・一四法二〇七）……四八五
○厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一一七）……一五一
○船員保険法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一一九）……一五六
○医師等の免許及び試験の特例に関する法律（昭二八・八・一〇法一九二）……四五三
○歯科医師法の一部を改正する法律（昭二八・八・一〇法一九三）……四五四
○理容師美容師法の一部を改正する法律（昭二八・六・三〇法四九）……一三
○食品衛生法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一一三）……一四
○民生委員法の一部を改正する法律（昭二八・八・一法一一五）……一四八
○らい予防法（昭二八・八・一五法二一四）……五三一
○と畜場法（昭二八・八・一法一一四）……一四

△未復員者給与法（昭二二法一八二）の廃止——（昭二八法一六一未帰還者留守家族等援護法による）……二八五
△特別未帰還者給与法（昭二三法二七九）の廃止——（昭二八法一六一未帰還者留守家族等援護法による）……二八五
△戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭二七法一二七）の一部改正——（昭二八法一六一未帰還者留守家族等援護法による）……二八九
△社会福祉事業法（昭二六法四五）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一六
△社会福祉事業法（昭二六法四五）の一部改正——（昭二八法二四〇社会福祉事業振興会法による）……五七五
△国立公園法（昭六法三六）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一三
△児童福祉法（昭二二法一六四）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一三
△身体障害者福祉法（昭二四法二八三）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一五
△健康保険法（大一一法七〇）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一三
△健康保険法（大一一法七〇）の一部改正——（昭二八法二四五私立学校教職員共済組合法による）……五八九
△健康保険法（大一一法七〇）の一部改正——（昭二八法二〇六社会保険審査官及び社会保険審査会法による）……四八四
△健康保険法（大一一法七〇）の一部改正——（昭二八法二〇七日雇労働者健康保険法による）……四九二
△国民健康保険法（昭一三法六〇）の一部改正——（昭二八法二〇七日雇労働者健康保険法による）……四九二

△日雇労働者健康保険法（昭二八法二〇七）の一部改正——（昭二八法二四五私立学校教職員共済組合法による）……五八九
△厚生年金保険法（昭一六法六〇）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一三
△厚生年金保険法（昭一六法六〇）の一部改正——（昭二八法二〇六社会保険審査官及び社会保険審査会法による）……四八五
△船員保険法（昭一四法七三）の一部改正——（昭二八法二〇六社会保険審査官及び社会保険審査会法による）……四八四
△船員保険法（昭一四法七三）の一部改正——（昭二八法二〇七日雇労働者健康保険法による）……四九二
△船員保険法（昭一四法七三）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一三
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三法一二九）の一部改正——（昭二八法一六一未帰還者留守家族等援護法による）……二八八
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三法一二九）の一部改正——（昭二八法二〇七日雇労働者健康保険法による）……四九三
△医療法（昭二三法二〇五）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一五
△薬事法（昭二三法一九七）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一四
△医師法（昭二三法二〇一）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一五
△歯科医師法（昭二三法二〇二）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一五
△歯科衛生士法（昭二三法二〇四）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一五
△獣医師法（昭二四法一八六）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一八
△あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭二二法二一七）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一三
△保健婦助産婦看護婦法（昭二三法二〇三）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一五
△理容師美容師法（昭二二法二三四）の一部改正——　昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一三
△栄養士法（昭二二法二四五）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一三
△食品衛生法（昭二二法二三三）の一部改正——（昭二八法二一三地方自治

法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一三
△水道条例（明二三法九）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一一
△下水道法（明三三法三二）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一一
△優生保護法（昭二三法一五六）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一四
△生活保護法（昭二五法一四四）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一六
△民生委員法（昭二三法一九八）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一四
△生活保護法（昭二五法一四四）の一部改正――（昭二八法一一五民生委員法の一部を改正する法律による）……一四九
△日本赤十字社法（昭二七法三〇五）の一部改正――（昭二八法二四〇社会福祉事業振興会法による）……五七五
△精神衛生法（昭二五法一二三）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一五
△毒物及び劇物取締法（昭二五法三〇三）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一六
△行旅病人及行旅死亡人取扱法（明三二法九三）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一一
△死体解剖保存法（昭二四法二〇四）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一五
△予防接種法（昭二三法六八）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一三
△結核予防法（昭二六法九六）の一部改正――（昭二八法二〇七日雇労働者健康保険法による）……四九三
△結核予防法（昭二六法九六）の一部改正――（昭二八法一六一未帰還者留守家族等援護法による）……二八八
△診療エックス線技師法（昭二六法二二六）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一七
△狂犬病予防法（昭二五法二四七）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一六
△伝染病予防法（明三〇法三六）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一一
△伝染病届出規則（昭二二厚省五）の一部改正――（昭二八法二一四らい予防法による）……五二四

△性病予防法（昭二三法一六七）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一四
△家畜伝染病予防法（昭二六法一六六）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一八
△家畜伝染病予防法（昭二六法一六六）の一部改正――（昭二八法一一四と畜場法による）……一四八
△癩予防法（明四〇法一一）の廃止――（昭二八法二一四らい予防法による）……五二四
△癩予防法（明四〇法一一）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一三
△屠場法（明三九法三二）の廃止――（昭二八法一一四と畜場法による）……一四七
△へい獣処理場等に関する法律（昭二三法一四〇）の一部改正――（昭二八法一一四と畜場法による）……一四八
△クリーニング業法（昭二五法二〇七）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一六
△消費生活協同組合法（昭二三法二〇〇）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五一五

第十三　労働関係

○労働金庫法（昭二八・八・一七法二二七）……五四〇
○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律（昭二八・八・一八法二三九）……五七〇
○電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（昭二八・八・七法一七一）……三一八
○昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法（昭二八・八・一五法二一九）……五三三
△失業保険法（昭二二法一四六）の一部改正――（昭二八法二一三地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による）……五三〇

―了―

法律第三十六号（昭二八・五・三〇）

◎厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

第一条　厚生省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「昭和二十八年六月一日」を「昭和二十九年四月一日」に改める。

第二条　国家行政組織法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十九年三月三十一日」に改める。

第三条　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十九年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第三十七号（昭二八・五・三〇）

◎保安庁職員給与法の一部を改正する法律

保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項の表及び同条第三項中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十八年七月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十八号（昭二八・五・三〇）

◎恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和二十七年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十八年七月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第三十九号（昭二八・五・三〇）

◎大蔵省関係法律のうち期限等の定あるものにつき当該期限等を変更するための法律

第一条　左に掲げる法律の規定中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十八年七月三十一日」に改める。

一　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）附則第二項

二　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二十六条第一項

三　金管理法（昭和二十五年法律第百二十八号）第二

十条第一項

四　関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第百十号）附則第五項及び第六項

第二条　昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律（昭和二十五年法律第六号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和二十八年六月一日」を「昭和二十八年八月一日」に改める。

第三条　国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十八年七月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和二十八年六月一日」を「昭和二十八年八月一日」に改める。

第四条　昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律（昭和二十七年法律第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第六条から第九条まで中「同年五月三十一日」を「同年七月三十一日」に改める。

別表第二及び別表第三中「5月」を「7月」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第四十号（昭二八・五・三〇）

◎昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律

（七月予定申告書の提出を要しない場合の特例）

第一条　昭和二十八年分の所得税については、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号。以下「法」という。）第二十一条第二項第一号及び第三項に規定する場合の外、左の各号に該当する場合においても、同条第一項に規定する七月予定申告書を提出することを要しない。

一　法第九条の規定により計算した昭和二十八年分の総所得金額（法第九条第一項第五号に規定する給与所得（以下「給与所得」という。）については、同号中「三万円」とあるのを「四万五千円」と読み替えて同条の規定により計算するものとする。以下次条第四項において同じ。）が、昭和二十八年七月一日において、六万円と次条第二項に規定する扶養控除額との合計額以下であると見積られる場合

二　昭和二十八年中に二以上の給与の支払者から給与所得の支払を受ける者の同年中における給与所得の収入金額が、同年七月一日において、二十万円と法第十一条の五の規定により控除を受ける金額、次条第二項に規定する扶養控除額及び同条第三項に規定する社会保険料控除額との合計額以下で、且つ、その他の所得の金額が三万円に満たないと見積られる場合

（七月予定申告書に記載すべき総所得金額及び課税総所得金額の計算等の特例）

第二条　昭和二十八年分の所得税に係る法第二十一条第一項に規定する七月予定申告書（以下「七月予定申告書」という。）に記載すべき同年分の総所得金額の見積額の計算については、給与所得の金額の見積額は、法第九条第一項第五号の規定にかかわらず、同年中の給与所得の収入金額の見積額からその十分の一・五に相当する金額（その金額が四万五千円をこえるときは、四万五千円）を控除した金額とする。

2　七月予定申告書に記載すべき昭和二十八年分の課税総所得金額の見積額の計算については、法第十一条の六の規定による控除は、同条の規定にかかわらず、扶養親族の数に応じ、左に掲げる金額（この金額を「扶養控除額」という。）を控除するものとし、法第十二条の規定により控除を受ける金額は、同条の規定にかかわらず、六万円（この金額を「基礎控除額」という。）とする。

一　扶養親族が一人である場合　三万五千円
二　扶養親族が二人である場合　五万五千円
三　扶養親族が三人である場合　七万五千円
四　扶養親族が三人をこえる場合　七万五千円に扶養親族の数が三人をこえる一人ごとに一万五千円を加算して得た金額

3　七月予定申告書に記載すべき昭和二十八年分の課税総所得金額の見積額の計算については、法第一条第一項の規定に該当する個人が自己又はその扶養親族の負担すべき社会保険料（昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律（昭和二十七年法律第三百三十号）第一条に規定する社会保険料をいう。）を同年中に支払う場合又は同年中の支給に係る給与から控除される場合においては、七月予定申告書に記載すべき同年分の総所得金額の見積額から、その支払う金額又はその控除される金額の同年七月一日における見積額（この見積額を「社会保険料控除額」という。）を控除するものとする。

4　前二項において扶養親族とは、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、昭和二十八年分の総所得金額及び法第九条の規定により計算した退職所得の金額の合計額の同年七月一日における見積額が三万五千円以下であるものをいう。この場合において、納税義務者が二人以上あるときは、政令で定めるところにより、納税義務者のいずれか一人の扶養親族であるものとする。

5　昭和二十八年分の課税総所得金額の見積額の計算について第三項の規定による社会保険料控除額の控除をしようとする者は、七月予定申告書に同項の規定による社会保険料控除額の控除に関する事項を記載しなければならない。

6　法律第二十五条及び第三十三条第三項の規定は、第三項の規定による社会保険料控除額の控除について準用する。

（七月予定申告書に記載すべき所得税額の見積額の計算の特例）

第三条　七月予定申告書に記載すべき法第二十一条第一項第三号に規定する所得税額の見積額は、同号の規定にかかわらず、七月予定申告書に記載される課税総所得金額に応じ別表に定める金額から法第十五条の二から第十五条の七までの規定による控除をして得た金額とする。

2　七月予定申告書に記載すべき法第三十八条又は第四十条の規定により徴収される所得税額の見積額は、これらの規定にかかわらず、左の各号に掲げる金額の合計額とする。

一　法第四十条に規定する支払者から受ける給与所得については、昭和二十八年中の支給に係る当該給与所得の収入金額の見積額からその十分の一・五に相当する金額（その金額が四万五千円をこえるときは、四万五千円）、法第十一条の五の規定により控除を受ける金額、前条第二項に規定する扶養控除額及び基礎控除額並びに同条第三項に規定する社会保険料控除額の合計額を控除して得た金額に応じ別表に定める金額から、法第十五条の二から第十五条の五までの規定による控除をして得た金額

二　前号に規定する給与所得以外の給与所得については、昭和二十八年中の支給に係る給与所得につき昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律第六条の規定の適用があるものとした場合において、当該給与所得につき法第三十八条第一項の規定により徴収されるべき所得税額

（変動所得がある場合における七月予定申告書の記載事項等の特例）

第四条　法第十四条第一項に規定する変動所得の金額の合計額の昭和二十八年七月一日における見積額が、七月予定申告書に記載される総所得金額の百分の二十以上である場合においては、七月予定申告書に記載すべき所得税額の見積額は、同項の規定により計算することができる。

2　七月予定申告書に記載すべき所得税額を法第十四条第一項又は第十四条の二第一項の規定により計算する場合においては、七月予定申告書の記載事項については、左の各号の定めるところによる。

一　法第二十一条第一項第二号に規定する調整所得金額、第二次調整所得金額又は特別所得金額の見積額は、七月予定申告書に記載される総所得金額又は課税総所得金額の見積額につき計算するものとする。この場合において、法第十四条第一項第一号又は第十四条の二第一項第一号の規定の適用については、法第十二条の規定により控除を受ける金額は第二条第二項に規定する基礎控除額とし、法第十一条の六の規定により控除を受ける金額は第二条第二項に規定する扶養控除額とし、同条第三項に規定する社会保険料控除額があるときは、同条第二項に規定する基礎控除額に加え当該

社会保険料控除額を控除するものとする。

二　法第二十一条第一項第四号又は第五号に規定する法第十四条第一項第一号又は第十四条の二第一項第一号に掲げる税額の見積額は、法第十四条第一項及び第十四条の二第一項の規定にかかわらず、前号の規定により計算した調整所得金額又は第二次調整所得金額の見積額に応じ別表に定める金額とする。

三　法第二十一条第一項第四号又は第五号に規定する法第十四条第一項第二号又は第十四条の二第一項第二号に掲げる税額の見積額は、前号に規定する税額の見積額の第一号の規定により計算した調整所得金額又は第二次調整所得金額に対する割合を同号の規定により計算した特別所得金額に乗じて計算した金額とする。

（七月予定申告書の提出について政府の承認を受けようとする場合等の特例）

第五条　昭和二十八年分の所得税についての法第二十一条の二の規定の適用については、同年分の総所得金額の見積額又は昭和二十七年分の総所得金額を計算する場合（昭和二十七年分の所得税につき法第二十六条第一項前段の規定により確定申告書を提出する義務があつたかどうかを知るために同年分の総所得金額を計算する場合を除く。）における給与所得の金額は、法第九条第一項第五号の規定にかかわらず、昭和二十八年中の給与所得の収入金額の見積額又は昭和二十七年中の給与所得の収入金額からそれぞれその十分の一・五に相当する金額（その金額が四万五千円をこえるときは、四万五千円）を控除した金額とする。

2　前三条の規定は、法第二十一条の二第十項後段に規定する所得税額の見積額を計算する場合について準用する。

（予定納税額の計算の特例）

第六条　昭和二十八年分の所得税については、法第二十三条第二項に規定する予定税額は、同項の規定にかかわらず、第二条から第四条までの規定により七月予定申告書に記載されたところに基き、当該申告書に記載すべき法第二十一条第一項第七号に規定する金額として計算した金額とする。

（災害被害者に対する租税の減免の特例）

第七条　昭和二十八年中に災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第一条に規定する災害を受けた者に対する同法第二条及び第三条の規定の適用については、これらの条に規定する合計所得金額の見積額の計算上、給与所得の金額の見積額は、法第九条第一項第五号の規定にかかわらず、同年中の給与所得の収入金額の見積額からその十分の一・五に相当する金額（その金額が四万五千円をこえるときは、四万五千円）を控除した金額とする。

（相続税の申告書の提出期限の延長）

第八条　昭和二十八年一月一日以後相続若しくは遺贈に因り財産を取得した者が相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条第一項の規定により昭和二十八年八月三十一日以前に概算申告書を提出しなければならないとき、又は同年一月一日以後相続、遺贈若しくは贈与に因り財産を取得した者が死亡した場合においてその相続人若しくは包括受遺者が同法第二十九条第一項の規定により同年八月三十一日以前に最終確定申告書を提出しなければならないときは、これらの申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同日（最終確定申告書を提出すべき者が同日前に相続税法の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日）とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

別表　**昭和28年分所得税の7月予定申告のための簡易税額表**（第三条及び第四条第二項の規定による所得税額表）

（一）

課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
500	円未満	0	0	45,000	46,000	8,000	17	95,000	96,000	19,250	20
500	1,000	75	15	46,000	47,000	8,200	17	96,000	97,000	19,500	20
1,000	1,500	150	15	47,000	48,000	8,400	17	97,000	98,000	19,750	20
1,500	2,000	225	15	48,000	49,000	8,600	17	98,000	99,000	20,000	20
2,000	2,500	300	15	49,000	50,000	8,800	17	99,000	100,000	20,250	20
2,500	3,000	375	15	50,000	51,000	9,000	18	100,000	102,000	20,500	20
3,000	3,500	450	15	51,000	52,000	9,200	18	102,000	104,000	21,000	20
3,500	4,000	525	15	52,000	53,000	9,400	18	104,000	106,000	21,500	20
4,000	4,500	600	15	53,000	54,000	9,600	18	106,000	108,000	22,000	20
4,500	5,000	675	15	54,000	55,000	9,800	18	108,000	110,000	22,500	20
5,000	6,000	750	15	55,000	56,000	10,000	18	110,000	112,000	23,000	20
6,000	7,000	900	15	56,000	57,000	10,200	18	112,000	114,000	23,500	20
7,000	8,000	1,050	15	57,000	58,000	10,400	18	114,000	116,000	24,000	21
8,000	9,000	1,200	15	58,000	59,000	10,600	18	116,000	118,000	24,500	21
9,000	10,000	1,350	15	59,000	60,000	10,800	18	118,000	120,000	25,000	21
10,000	11,000	1,500	15	60,000	61,000	11,000	18	120,000	122,000	25,500	21
11,000	12,000	1,650	15	61,000	62,000	11,200	18	122,000	124,000	26,100	21
12,000	13,000	1,800	15	62,000	63,000	11,400	18	124,000	126,000	26,700	21
13,000	14,000	1,950	15	63,000	64,000	11,600	18	126,000	128,000	27,300	21
14,000	15,000	2,100	15	64,000	65,000	11,800	18	128,000	130,000	27,900	21
15,000	16,000	2,250	15	65,000	66,000	12,000	18	130,000	132,000	28,500	21
16,000	17,000	2,400	15	66,000	67,000	12,200	18	132,000	134,000	29,100	22
17,000	18,000	2,550	15	67,000	68,000	12,400	18	134,000	136,000	29,700	22
18,000	19,000	2,700	15	68,000	69,000	12,600	18	136,000	138,000	30,300	22
19,000	20,000	2,850	15	69,000	70,000	12,800	18	138,000	140,000	30,900	22
20,000	21,000	3,000	15	70,000	71,000	13,000	18	140,000	142,000	31,500	22
21,000	22,000	3,200	15	71,000	72,000	13,250	18	142,000	144,000	32,100	22
22,000	23,000	3,400	15	72,000	73,000	13,500	18	144,000	146,000	32,700	22
23,000	24,000	3,600	15	73,000	74,000	13,750	18	146,000	148,000	33,300	22
24,000	25,000	3,800	15	74,000	75,000	14,000	18	148,000	150,000	33,900	22
25,000	26,000	4,000	16	75,000	76,000	14,250	19	150,000	152,000	34,500	23
26,000	27,000	4,200	16	76,000	77,000	14,500	19	152,000	154,000	35,100	23
27,000	28,000	4,400	16	77,000	78,000	14,750	19	154,000	156,000	35,700	23
28,000	29,000	4,600	16	78,000	79,000	15,000	19	156,000	158,000	36,300	23
29,000	30,000	4,800	16	79,000	80,000	15,250	19	158,000	160,000	36,900	23
30,000	31,000	5,000	16	80,000	81,000	15,500	19	160,000	162,000	37,500	23
31,000	32,000	5,200	16	81,000	82,000	15,750	19	162,000	164,000	38,100	23
32,000	33,000	5,400	16	82,000	83,000	16,000	19	164,000	166,000	38,700	23
33,000	34,000	5,600	16	83,000	84,000	16,250	19	166,000	168,000	39,300	23
34,000	35,000	5,800	17	84,000	85,000	16,500	19	168,000	170,000	39,900	23
35,000	36,000	6,000	17	85,000	86,000	16,750	19	170,000	172,000	40,500	23
36,000	37,000	6,200	17	86,000	87,000	17,000	19	172,000	174,000	41,100	23
37.000	38,000	6,400	17	87,000	88,000	17,250	19	174,000	176,000	41,700	23
38,000	39,000	6,600	17	88,000	89,000	17,500	19	176,000	178,000	42,300	24
39,000	40,000	6,800	17	89,000	90,000	17,750	19	178,000	180,000	42,900	24
40,000	41,000	7,000	17	90,000	91,000	18,000	20	180,000	182,000	43,500	24
41,000	42,000	7,200	17	91,000	92,000	18,250	20	182,000	184,000	44,100	24
42,000	43,000	7,400	17	92,000	93,000	18,500	20	184,000	186,000	44,700	24
43,000	44,000	7,600	17	93,000	94,000	18,750	20	186,000	188,000	45,300	24
44,000	45,000	7,800	17	94,000	95,000	19,000	20	188,000	190,000	45,900	24

（二）

課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
190,000	192,000	46,500	24	320,000	324,000	92,500	28	505,000	510,000	166,750	33
192,000	194,000	47,100	24	324,000	328,000	94,100	29	510,000	515,000	169,000	33
194,000	196,000	47,700	24	328,000	332,000	95,700	29	515,000	520,000	171,250	33
196,000	198,000	48,300	24	332,000	336,000	97,300	29	520,000	525,000	173,500	33
198,000	200,000	48,900	24	336,000	340,000	98,900	29	525,000	530,000	175,750	33
200,000	203,000	49,500	24	340,000	344,000	100,500	29	530,000	535,000	178,000	33
203,000	206,000	50,550	24	344,000	348,000	102,100	29	535,000	540,000	180,250	33
206,000	209,000	51,600	25	348,000	352,000	103,700	29	540,000	545,000	182,500	33
209,000	212,000	52,650	25	352,000	356,000	105,300	29	545,000	550,000	184,750	33
212,000	215,000	53,700	25	356,000	360,000	106,900	30	550,000	555,000	187,000	34
215,000	218,000	54,750	25	360,000	364,000	108,500	30	555,000	560,000	189,250	34
218,000	221,000	55,800	25	364,000	368,000	110,100	30	560,000	565,000	191,500	34
221,000	224,000	56,850	25	368,000	372,000	111,700	30	565,000	570,000	193,750	34
224,000	227,000	57,900	25	372,000	376,000	113,300	30	570,000	575,000	196,000	34
227,000	230,000	58,950	25	376,000	380,000	114,900	30	575,000	580,000	198,250	34
230,000	233,000	60,000	26	380,000	384,000	116,500	30	580,000	585,000	200,500	34
233,000	236,000	61,050	26	384,000	388,000	118,100	30	585,000	590,000	202,750	34
236,000	239,000	62,100	26	388,000	392,000	119,700	30	590,000	595,000	205,000	34
239,000	242,000	63,150	26	392,000	396,000	121,300	30	595,000	600,000	207,250	34
242,000	245,000	64,200	26	396,000	400,000	122,900	31	600,000	605,000	209,500	34
245,000	248,000	65,250	26	400,000	404,000	124,500	31	605,000	610,000	211,750	35
248,000	251,000	66,300	26	404,000	408,000	126,100	31	610,000	615,000	214,000	35
251,000	254,000	67,350	26	408,000	412,000	127,700	31	615,000	620,000	216,250	35
254,000	257,000	68,400	26	412,000	416,000	129,300	31	620,000	625,000	218,500	35
257,000	260,000	69,450	27	416,000	420,000	130,900	31	625,000	630,000	220,750	35
260,000	263,000	70,500	27	420,000	424,000	132,500	31	630,000	635,000	223,000	35
263,000	266,000	71,550	27	424,000	428,000	134,100	31	635,000	640,000	225,250	35
266,000	269,000	72,600	27	428,000	432,000	135,700	31	640,000	645,000	227,500	35
269,000	272,000	73,650	27	432,000	436,000	137,300	31	645,000	650,000	229,750	35
272,000	275,000	74,700	27	436,000	440,000	138,900	31				
275,000	278,000	75,750	27	440,000	444,000	140,500	31	650,000	1,000,000	(イ)の金額に45%を乗じて算出した金額から60,500円を控除した金額	
278,000	281,000	76,800	27	444,000	448,000	142,100	32				
281,000	284,000	77,850	27	448,000	452,000	143,700	32				
284,000	287,000	78,900	27	452,000	456,000	145,300	32				
287,000	290,000	79,950	27	456,000	460,000	146,900	32				
290,000	293,000	81,000	27	460,000	464,000	148,500	32	1,000,000	2,000,000	(イ)の金額に50%を乗じて算出した金額から110,500円を控除した金額	
293,000	296,000	82,050	28	464,000	468,000	150,100	32				
296,000	299,000	83,100	28	468,000	472,000	151,700	32				
299,000	302,000	84,150	28	472,000	476,000	153,300	32				
302,000	305,000	85,300	28	476,000	480,000	154,900	32				
305,000	308,000	86,500	28	480,000	485,000	156,500	32	2,000,000円以上		(イ)の金額に55%を乗じて算出した金額から210,500円を控除した金額	
308,000	311,000	87,700	28	485,000	490,000	158,500	32				
311,000	314,000	88,900	28	490,000	495,000	160,500	32				
314,000	317,000	90,100	28	495,000	500,000	162,500	32				
317,000	320,000	91,300	28	500,000	505,000	164,500	32				

（備考）「課税総所得金額」とは、法第二十一条第一項第一号の規定により昭和28年分の所得税に係る七月予定申告書に課税総所得金額として記載すべき金額として、第二条の規定により計算した金額をいい、「調整所得金額又は第二次調整所得金額」とは、変動所得がある場合において、法第二十一条第一項第二号の規定により昭和28年分の所得税に係る七月予定申告書に調整所得金額又は第二次調整所得金額として記載すべき金額として、第四条第二項の規定により計算した金額をいう。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十一号（昭二八・五・三〇）

◎物品税法の一部を改正する法律

物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一種及び第二種を次のように改める。

第一種
一　貴石若ハ半貴石又ハ此等ヲ用ヒタル製品
二　真珠又ハ之ヲ用ヒタル製品
三　貴金属製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ第二種第四号ニ掲グルモノヲ除ク
四　鼈甲製品、珊瑚製品、琥珀製品及象牙製品
五　七宝製品
六　書画及骨董

第二種
甲類
一　ゴルフ用具、同部分品及附属品
二　娯楽用ノモーターボート、スカール及ヨット
三　撞球用具
四　貴金属製ノ時計及同部分品並ニ金又ハ白金ヲ用ヒタル時計及同部分品但シ第四十八号ニ掲グルモノヲ除ク
五　毛皮製品但シ第五十号ニ掲グルモノヲ除ク
乙類
六　銃及同部分品
七　薬莢及弾丸
八　ネオン管
九　羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品
丙類
十　写真機、写真引伸機、映写機、同部分品及附属品並ニ現像焼付用器具
十一　双眼鏡、隻眼鏡及同ケース
十二　蓄音器及同部分品
十三　楽器、同部分品及附属品
十四　化粧品但シ第五十五号ニ掲グルモノヲ除ク
十五　写真用ノ乾板、フイルム及感光紙
十六　扇風機及同部分品
十七　暖房用又ハ冷房用ノ電気器具、瓦斯器具又ハ液体燃料器具但シ第四十四号ニ掲グルモノヲ除ク
十八　電気冷蔵器、瓦斯冷蔵器及同部分品
十九　煙火類
二十　薫物及線香類
二十一　室内装飾用品及釣燈籠
二十二　囲碁用具、将棋用具及チエス用具
二十三　貴金属ヲ鍍シ又ハ張リタル製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
二十四　茶道用具、香道用具及華道用具
二十五　釣用具類
二十六　普通乗用自動車但シ第四十六号及第六十号ニ掲グルモノヲ除ク
丁類
二十七　蓄音器用ノレコード及針
二十八　氷冷蔵器
二十九　電気器具、瓦斯器具及液体燃料器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
三十　大理石及之ニ類スル装飾用石材
三十一　煙草入、パイプ、喫煙用ライター、電気マッチ其ノ他ノ喫煙用具
三十二　嗜好飲料但シ第三種第三号ニ掲グルモノ及酒税ヲ課セラルルモノヲ除ク
三十三　皮革製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
三十四　照明器具及ネオン管用変圧器
三十五　鞄及トランク類
三十六　飾物、玩具、遊戯具、揺籃及乳母車類
三十七　鉄瓶並ニ漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
三十八　文房具
三十九　身辺用細貨類及化粧用具
四十　観賞用ノ写真及印刷物類
四十一　帽子、杖及鞭
四十二　家具
四十三　袱紗及化粧廻並ニ装飾用及調度用繊維製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
四十四　瓦斯ストーブ
四十五　ラジオ聴取機但シ第五十八号ニ掲グルモノヲ除ク

四十六　小型普通乗用四輪自動車

戊類

四十七　烏龍茶、包種茶、コーヒー、ココア及此等ノ代用物

四十八　時計及同部分品

四十九　グルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料

五十　犬毛皮、猫毛皮、兎毛皮、羊毛皮、ムササビ毛皮及牛毛皮ノ製品

五十一　幻燈機及同ケース

五十二　運動用具

五十三　魔法瓶及同ケース

五十四　電球類

己類

五十五　化粧クリーム、化粧水、化粧下、頭髪用ノ油及煉油、整髪料、養毛料並ニ染毛料

五十六　金庫

五十七　大理石又ハ之ニ類スル装飾用石材ヲ原料トスル擬石、陶磁器製タイル及スタンド硝子

五十八　オールウエーヴラジオ聴取機以外ノラジオ聴取機ニシテ受信用真空管五個以下ノモノ及ラジオ聴取機ノ部分品

五十九　受信用真空管、マイクロフオン、拡声用増幅器及拡声器

六十　乗用三輪自動車及自動自転車

六十一　果実エッセンス類

六十二　敷物類

六十三　紙及セロフアン

六十四　口中剤

第三種

一　燐寸

二　サッカリン、ヅルチン及此等ヲ原料トスル調味用固型人工甘味料

三　清涼飲料

第一条第二項を次のように改める。

同一物品ニシテ第一種及第二種ノ物品ニ該当スルモノハ之ヲ第一種ノ物品トス

第二種ノ物品中甲類ニ該当スル物品ニシテ乙類、丙類、丁類、戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ甲類トシ乙類ニ該当スル物品ニシテ丙類、丁類、戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ乙類トシ丙類ニ該当スル物品ニシテ丁類、戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ丙類トシ丁類ニ該当スル物品ニシテ戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ丁類トシ戊類ニ該当スル物品ニシテ己類ニ該当スルモノハ之ヲ戊類トス

第二条を次のように改める。

第二条　物品税ノ税率左ノ如シ

第一種　物品ノ価格ノ百分ノ二十

第二種

甲類　物品ノ価格ノ百分ノ五十

乙類　物品ノ価格ノ百分ノ四十

丙類　物品ノ価格ノ百分ノ三十

丁類　物品ノ価格ノ百分ノ二十

戊類　物品ノ価格ノ百分ノ十

己類　物品ノ価格ノ百分ノ五

第三種

一　燐寸　千本ニ付　一円

二　サッカリン、ヅルチン及此等ヲ原料トスル調味用固型人工甘味料

イ　サッカリン及ヅルチン　一瓩ニ付　三百円

ロ　サッカリン又ハヅルチンヲ原料トスル調味用固型人工甘味料サッカリン又ハヅルチンノ使用量　一瓩ニ付　三百円

三　清涼飲料

イ　玉ラムネ壜詰ノモノ　一石ニ付　千二百円

ロ　其ノ他ノ壜詰ノモノ　一石ニ付　二千円

ハ　壜詰以外ノモノ

炭酸瓦斯使用量　一瓩ニ付　五百円

書画及骨董ニシテ前条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ十ノ税率ニ依ル

紙及セロフアンニシテ前条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ三ノ税率ニ依ル

第三条第一項中「前条ノ価格ハ」の下に「第一種ノ物品ニ在リテハ小売業者ノ販売価格第二種ノ物品ニ在リテハ」を加え、「書画及骨董（書画及骨董ニシテ第一条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ）ニ付テハ小売業者ノ販売価格トシ」を削る。

第三条ノ二第一項中「第一種又ハ第二種」を「第一種、第二種又ハ第三種」に改める。

第四条中「物品税ハ」の下に「第一種ノ物品ニ付テハ販売セラレタル物品ノ価格ニ応ジ小売業者ヨリ第二種又ハ第三種ノ物品ニ付テハ」を加え、「第二種」を「第三種」に改め、「書画及骨董ニ付テハ販売セラレタル物品ノ価格ニ応ジ小売業者ヨリ之ヲ徴収シ」を削る。

第六条第一項中「貴金属製品、金若ハ白金ヲ用ヒタル製品、」を削り、同条第三項中「第二種」を「第三種」に改め、同条第四項中「第一種又ハ第二種ノ物品」を「第二種又ハ第三種ノ物品」に改め、「（書画及骨董ヲ除ク以下第八条第二項、第十六条第一項、第十七条及第十七条ノ二ノ場合ヲ除キ同ジ）」を削り、同条第五項中「貴金属製品、金若ハ白金ヲ用ヒタル製品、」を削る。

第七条第一項各号列記以外の部分及び第一号中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改め、同項第二号中「第一種及第二種」を「第二種及第三種」に、「第一種第三十七号」を「第二種第三十二号又ハ第四十七号」に改め、同項第三号中「公売」の下に「若ハ競売セラレタルトキ又ハ破産手続ニ於テ換価」を加え、同項第四号中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改め、同条第二項中「第一種第三十七号」を「第二種第三十二号又ハ第四十七号」に改める。

第八条第一項中「書画及骨董ノ小売業者」を「第一種ノ物品ノ小売業者」に、「第一種ノ物品（書画及骨董ヲ除ク）」を「第二種ノ物品」に、「第二種ノ物品ノ製造者」を「第三種ノ物品ノ製造者」に、「第二種第三号」を「第三種第三号」に、「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改め、同条第二項中「第一種又ハ第二種」を「第一種、第二種又ハ第三種」に改める。

第九条第一項中「書画及骨董」を「第一種ノ物品」に、「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改め、同条第二項中「書画及骨董ノ小売業者」を「第一種ノ物品ノ小売業者」に、「第一種若ハ第二種ノ物品（書画及骨董ヲ除ク以下同ジ）」を「第二種若ハ第三種ノ物品」に、「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改める。

第十条第一項中「物品税ハ」の下に「第一種ノ物品ニ在リテハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ第二種及第三種ノ物品ニ在リテハ」を加え、同条第三項中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改める。

第十条ノ二に次の一項を加える。

国税徴収法第七条ノ四第四項ノ規定ハ前条第三項又ハ第四項ノ規定ニ依リ提供セラレタル担保物ニ付之ヲ準用ス

第十一条第一項及び第十二条第一項中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条　物品税ヲ徴収スル場合ニ於テ納税義務者ガ国税徴収法第六条ノ規定ニ依ル指定納期日（第十条第三項ノ規定ニ依リ徴収ヲ猶予セラレタル場合ニ於テハ其ノ猶予セラレタル納期日）迄ニ物品税額ヲ完納セザルトキハ其ノ未納ニ係ル物品税額ニ対シ当該納期日（第十八条第一項第二号ノ規定ニ該当シ同条第三項ノ規定ニ依リ物品税ヲ徴収スル場合ニ於テ当該納期日ガ第十条第一項ニ規定スル納期限ヨリ遅キトキハ当該納期限）ノ翌日ヨリ当該物品税ヲ納付スル日迄ノ日数ニ応ジ百円ニ付一日四銭ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ニ相当スル利子税ヲ物品税額ニ併セ徴収ス

前項ノ場合ニ於テ納税義務者ガ其ノ未納ニ係ル物品税額ノ一部ヲ納付シタルトキハ其ノ納付ノ日ノ翌日以降ノ期間ニ係ル利子税額計算ノ基礎トナル物品税額ハ同項ノ未納ニ係ル物品税額ヨリ其ノ一部納付ニ係ル物品税額ヲ控除シタル税額ニ依ル

利子税額計算ノ基礎トナル物品税額ガ千円未満ナルトキハ第一項ノ規定ヲ適用セズ当該税額ニ千円未満ノ端数ガアルトキハ之ヲ切捨テ計算ス

利子税額ガ三百円未満ナルトキハ之ヲ徴収セズ

第一項ノ規定ニ依リ利子税額ヲ併セ徴収スベキ場合ニ於テ当該納税義務者ガ納付シタル物品税額ガ同項ノ未納ニ係ル税額ニ達スル迄ハ其ノ納付シタル税額ハ当該物品税額ニ充当シタルモノトス但シ国税徴収法第二十八条ノ適用ヲ妨ゲズ

第十五条中「書画及骨董」を「第一種ノ物品」に、「第一種若ハ第二種」を「第二種若ハ第三種」に改める。

第十六条第一項中「第一種又ハ第二種」を「第一種、第二種又ハ第三種」に改め、同条第二項中「書画及骨董ノ小売業者」を「第一種ノ物品ノ販売者」に、「第一種若ハ第二種」を「第二種若ハ第三種」に改める。

第十六条ノ二第一項中「書画及骨董ノ小売業者」を「第一種ノ物品ノ販売者」に、「第一種若ハ第二種」を

「第二種若ハ第三種」に、「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改め、同条第三項中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改め、同条第四項中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に、「物品税表示証ニ同項ノ」を「物品税表示証トシテノ」に改める。

第十六条ノ三第一項及び第二項中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に、「第十六条ノ二」を「前条」に、「物品ニ貼付」を「物品ニ付貼付」に改め、同条第三項中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に、「物品ニ貼付」を「物品ニ付貼付」に改める。

第十六条ノ四第一項から第三項まで中「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に改め、同条第四項中「第一種」を「第二種」に、「第二種」を「第三種」に改める。

第十七条及び第十七条ノ二中「第一種又ハ第二種」を「第一種、第二種又ハ第三種」に改める。

第十八条第一項第一号中「書画及骨董」を「第一種ノ物品」に、「第一種若ハ第二種」を「第二種若ハ第三種」に改め、同条第二項中「書画及骨董」を「第一種ノ物品」に改める。

第二十二条ノ二中「第十六条」を「第十五条、第十六条」に改める。

第二十五条中「第一種ノ物品（書画及骨董ヲ除ク）」を「第二種ノ物品」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年六月一日から施行する。

2　この法律施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

3　改正前の物品税法（以下「旧法」という。）第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による承認を受けてこの法律施行前に製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた当該承認に係る物品が指定期間内に移出先若しくは引取先に移入され、若しくは輸出され、又は用途に供されたことの証明がない場合における物品税の徴収又は免除については、なお従前の例による。

4　この法律施行の際、製造場以外の場所において物品の販売業者が所持する改正後の物品税法（以下「新法」という。）第一条第一項第一種第一号から第五号までに掲げる物品については、政令で定めるところにより、新法第四条の規定にかかわらず、物品税を免除する。

5　書画及び骨とうの小売業者が、昭和二十八年六月中に小売した書画及び骨とうに対する物品税は、政令で定めるところにより、新法第十条第一項の規定にかかわらず、同年九月末日までに納付しなければならない。

6　新法第十五条の規定は、この法律施行後一月を限り、この法律施行前から引き続いて、新法第一条第一項第一種第一号から第五号までに掲げる物品の小売業者を営む者については、適用しない。

7　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十二号（昭二八・五・三〇）

◎外国人登録法の一部を改正する法律

外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一項但書中「昭和二十八年六月一日までの間」を「二年以内」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第四十三号（昭二八・五・三〇）

◎少年院法の一部を改正する法律

少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項及び第二項中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十八年七月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第四十四号（昭二八・五・三〇）

◎国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和二十八年六月一日」を「昭和二十九年四月一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政各大臣署名）

法律第四十五号（昭二八・六・四）

◎農業災害補償法の臨時特例に関する法律（衆法）

（目的）

第一条　この法律は、昭和二十八年産の麦及び蚕繭の共済に係る農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の規定の適用に関し、特例を設けることを目的とする。

（蚕繭共済掛金の一部国庫負担）

第二条　農業災害補償法第十三条の二の規定により国庫が負担する金額を定める場合において、共済金額を共済目的の種類ごとに都道府県別に合計した金額に乗ずべき率は、左の率を合計したものとする。

一　当該共済目的に係る農業災害補償法第百七条第四項第一号の通常共済掛金標準率を定めるため基礎とした平均被害率が全都道府県を通じて最低となる都道府県のその平均被害率（以下この項において「最低率」という。）の三分の一

二　当該都道府県の当該共済目的に係る農業災害補償法第百七条第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率から最低率を差し引いて得た率の二分の一

三　当該都道府県の当該共済目的に係る農業災害補償法第百七条第四項第二号に規定する異常共済掛金標準率の二分の一

四　当該都道府県の当該共済目的に係る農業災害補償法第百七条第四項第三号に規定する超異常共済掛金標準率

（共済責任期間）

第三条　蚕繭共済の共済責任期間は、春蚕繭については桑の発芽期から春蚕期の収繭をするに至るまでの期間、夏秋蚕繭については桑の発芽期から最終蚕期の収繭をするに至るまでの期間とする。

（麦の共済掛金の一部国庫負担）

第四条　農業災害補償法第十二条第一項の規定により国庫が負担する金額を定める場合において、共済金額を都道府県別に合計した金額を乗ずべき率は、麦については、左の率を合計したものとする。

一　麦の共済に係る農業災害補償法第百七条第四項第一号の通常共済掛金標準率を定めるため基礎と

した平均被害率が全都道府県を通じて最低となる都道府県のその平均被害率を当該都道府県に係る農業災害補償法第百七条第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率から差し引いて得た率の二分の一

二　当該都道府県の麦の共済に係る農業災害補償法第百七条第四項第二号に規定する異常共済掛金標準率の二分の一

三　当該都道府県の麦の共済に係る農業災害補償法第百七条第四項第三号に規定する超異常共済掛金標準率

（読替規定）

第五条　蚕繭についての農業災害補償法の適用については、第八十四条第一項第二号中「蚕繭」とあるのは「春蚕繭及び夏秋蚕繭」と、第百六条中「標準として定める」とあるのは「標準として次条第三項の規定による危険階級の別に定める」と、第百九条第二号中「百分の四十」とあるのは「百分の三十」と読み替えるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年産の蚕繭及び麦について適用する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第四十六号（昭二八・六・二七）

◎市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律

（市町村農業委員会の委員の任期）

第一条　この法律の施行の際現に市町村農業委員会の委員である者及びこの法律の施行の後に新たに市町村農業委員会の委員となつた者であつて、その任期が農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第十五条の規定により昭和二十九年一月十八日までに満了するものの任期は、同条の規定にかかわらず、昭和二十九年一月十九日までとする。

（都道府県農業委員会の委員の任期）

第二条　この法律の施行の際現に都道府県農業委員会の委員である者及びこの法律の施行の後に新たに都道府県農業委員会の委員となつた者であつて、その任期が農業委員会法第三十四条において準用する同法第十五条の規定により昭和二十九年二月十九日までに満了するものの任期は、同条の規定にかかわらず、昭和二十九年二月二十日までとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・農林大臣署名）

法律第四十七号（昭二八・六・三〇）

◎皇室経済法の一部を改正する法律

皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条　削除

第二条第二号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　外国交際のための儀礼上の贈答に係る場合

三　公共のためになす遺贈又は遺産の賜与に係る場合

第六条第三項第二号に次の但書を加える。

但し、その夫を失つて独立の生計を営む親王妃に対しては、定期相当額の金額とする。この場合において、独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。

附　則

この法律は、昭和二十八年七月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第四十八号（昭二八・六・三〇）

◎皇室経済法施行法の一部を改正する法律

皇室経済法施行法（昭和二十二年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「法第二条第二号」を「法第二条第四号」に改める。

第七条中「三千万円」を「三千八百万円」に改める。

第八条中「百四十万円」を「百九十万円」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年七月一日から施行し、第二条の改正規定以外の規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

2　昭和二十八年度においては、改正後の皇室経済法施行法第七条の規定中「三千八百万円」とあるのは、「三千六百万円」と、同法第八条の規定中「百九十万円」とあるのは、一時金額により支出する皇族費に関する場合を除く外、「百七十七万五千円」と読み替えるものとする。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第四十九号（昭二八・六・三〇）

◎理容師美容師法の一部を改正する法律

理容師美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「において一年以上」を「において省令で定める期間以上」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条　厚生大臣は、政令で定めるところにより、前二条に規定する理容師養成施設又は美容師養成施設の指定に関する事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年七月一日から施行する。

2　この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の第二条又は第三条の規定により理容師養成施設又は美容師養成施設において修習中の者又は修習を終えている者の理容師又は美容師の免許を受けることができる資格については、第二条又は第三条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　第二十一条又は理容師法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百八十一号）による改正前の第二条第二号若しくは第三条第二号の規定により都道府県知事が行つた理容師若しくは理髪師又は美容師の試験の受験を出願した者は、第二条又は第三条の規定にかかわらず、昭和二十八年十二月三十一日までは、都道府県知事が行う理容師又は美容師の試験に合格したときは、免許を受けて理容師又は美容師になることができる。

4　旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終つた者又は省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第二条又は第三条の規定の適用については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者とみなす。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第五十号（昭二八・六・三〇）

◎郵便法の一部を改正する法律

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「又は印紙の売さばき」を「、印紙

の売さばき、国民貯蓄債券の売さばき、買上若しくは償還」に改める。

第三十一条第一項第一号(ろ)中「五十円」を「五十五円」に、「十五円」を「二十円」に改め、同項第二号中「六十五円」を「七十円」に、「十五円」を「二十五円」に改め、同項第三号中「八十五円」を「九十円」に、「十五円」を「三十円」に改める。

第四十四条第一項中「又は航空郵便」を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の規定により納付すべき書留料は、第五十八条第五項第二号の規定にかかわらず、損害要償額が千円をこえるものについても三十五円とする。

第五十二条第一項中「又は航空郵便」を削る。

第五十三条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定により納付すべき書留料は、第五十八条第五項第二号の規定にかかわらず、損害要償額が千円をこえるものについても三十五円とする。

第五十六条中「差出、」の下に「運送、」を加える。

第五十七条中「航空郵便、」を削る。

第六十条第二項を次のように改め、同条第三項中「四十円」を「五十円」に改め、同条第五項を削る。

速達の取扱は、郵政大臣の定める地域にあてる郵便物（重量四キログラムをこえる第一種郵便物並びに重量四キログラムをこえ、又は長さ、幅及び厚さの合計が一メートルをこえる小包郵便物を除く。）につき、これをするものとする。

第六十条の二を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年七月五日から施行する。

2　この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第五十一号（昭二八・七・四）

◎国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律

（貸付金債権の取得の認可に関する特例）

第一条　国際復興開発銀行又は外国政府金融機関（外国政府が半額以上出資して設立した金融機関であつて政令で定めるものをいう。）（以下「国際復興開発銀行等」という。）が、貸付金債権でその果実又は元本の回収金を外国へ向けた支払により受領しようとするものを取得しようとする場合において、その貸付を受けようとする者が主務大臣の認可を受けたときは、外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）第十三条第一項の規定により国際復興開発銀行等が当該貸付金債権の取得について認可を受けたものとみなす。

2　前項の規定による認可の手続及び認可に関する事務その他同項の認可に関しては、これを外資に関する法律第十三条第一項の認可とみなして、同法の規定を適用する。

（日本開発銀行又は日本輸出入銀行の外貨債務の保証）

第二条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその国際復興開発銀行等からの資金の借入契約に基き外貨で支払わなければならない債務について、予算の定めるところにより、保証契約をすることができる。

（日本開発銀行又は日本輸出入銀行の債券の発行）

第三条　日本開発銀行又は日本輸出入銀行は、その国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基き債券を引き渡す必要があるときは、政令で定めるところにより、その借入金額を限り債券を発行することができる。

2　外資に関する法律第三条に規定する外国投資家が前項の債券を譲り受けたときは、当該債券に係る貸付金債権について同法第十三条の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（外国為替及び外国貿易管理法の適用）

第十九条の二　日本開発銀行は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の適用については、銀行とみなす。

附則第十八項中「他の法令」を「第十九条の二に規定する場合を除き、他の法令」に改める。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第五十二号（昭二八・七・七）

◎国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（衆法）

第一条　国会が国の唯一の立法機関たる性質にかんがみ、国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するため必要な経費の一部として、各議院における各会派（ここにいう会派には、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出のあつた政党で議院におけるその所属議員が一人の場合を含む。以下同じ。）に対し、立法事務費を交付する。

2　前項の立法事務費は、議員に対しては交付しないものとする。

第二条　立法事務費は、毎月交付する。

第三条　立法事務費として各会派に対し交付する月額は、各議院における各会派の所属議員数に応じ、議員一人につき一万円の割合をもつて算定した金額とする。

第四条　前条の所属議員数は、毎月交付日における各会派の所属議員数による。

2　立法事務費の交付日において、議員の任期満限、辞職、退職、除名若しくは死亡、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は衆議院の解散があつた場合には、当月分の立法事務費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、また同様とする。

3　各会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。

第五条　各会派の認定は、各議院の議院運営委員会の議決によつて決定する。

第六条　各会派は、立法事務費の交付を受けるために、立法事務費経理責任者を定めなければならない。

第七条　各議院の議長は、立法事務費の交付に関し疑義があると認めるときは、議院運営委員会に諮つて決定する。

第八条　この法律に定めるものを除く外、立法事務費の交付に関する規程は、両議院の議長が協議して定める。

附　則

この法律は、昭和二十八年七月七日から施行し、同年四月一日以後の立法事務費につき適用する。但し、同年四月から六月までの立法事務費は、第二条及び第四条第一項の規定にかかわらず、同年七月七日現在における各会派に対し一括して交付するものとし、その金額は、同日現在の当該所属議員数に応じて算定する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第五十三号（昭二八・七・八）

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭

和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二但書中「日額五百円」を「日額千円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月十八日から適用する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第五十四号（昭二八・七・八）

◎国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（昭和二十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

「日額千五百円」を「日額二千五百円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第五十五号（昭二八・七・八）

◎日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律（衆法）

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭和二十七年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

4　前項の駐留軍労務者に対しては、その者の退職前でも、その者が連合国軍労務者として在職した期間に対する退職手当分として、同項中「退職の日」とあるのを「昭和二十八年七月十日」と読み替えて同項の規定により計算した退職手当の額を支給する。

5　前項の規定による退職手当は、昭和二十八年七月十日に支給する。

附　則

この法律は、昭和二十八年七月十日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第五十六号（昭二八・七・九）

◎火薬類取締法の一部を改正する法律

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ヘ中「（がん具用煙火を除く。）」を「（通商産業省令で定めるものを除く。）」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二　火薬庫の譲渡又は引渡があつたときは、譲受人又は引渡を受けた者は、火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継する。

2　前項の規定により火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十二条中「第十七条第一項」の下に「若しくは第二十四条第二項」を、「譲受」の下に「若しくは輸入」を加え、同条に後段として次のように加える。

相続若しくは遺贈又は法人の合併により火薬類の所有権を取得した者が、その火薬類を消費することを要しなくなつたとき及び狩猟法第三条の規定による狩猟免許を受けた者であつて装薬銃を使用するものが、狩猟免状の有効期間満了の際火薬類を所持する場合において、その満了の日から一年を経過したときも同様である。

第二十五条第一項但書中「又は射的練習」を「、射的練習、信号又は観賞」に改める。

第四十八条第一項中「第五条、」の下に「第十二条第一項、」を加える。

第四十九条第一項の表を次のように改める。

手数料を納付すべき者	金額
一　第三条の許可の申請をする者	二万円
二　第五条の許可の申請をする者	一万五千円
三　第十二条第一項の許可の申請をする者	五千円
四　第十五条の完成検査を受けようとする者	三千円
五　第十七条第一項の許可の申請をする者	三百円
六　第二十条の運搬証明書の交付を受けようとする者	三百円
七　第二十四条第二項の許可の申請をする者	三千円
八　煙火について第二十五条第一項の許可の申請をする者	三百円
九　第三十一条第三項に規定する通商産業大臣の行う試験を受けようとする者	千円
十　第三十一条第三項に規定する都道府県知事の行う試験を受けようとする者	七百円
十一　火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状の再交付を受けようとする者	三百円

第四十九条第二項中「並びに甲種火薬類作業主任者免状及び乙種火薬類作業主任者免状の交付」を「、第三十一条第三項に規定する通商産業大臣の行う試験を受けようとする者及び甲種火薬類作業主任者免状又は乙種火薬類作業主任者免状の再交付」に改める。

第五十条第一項中「第十二条、」の下に「第十二条の二第二項、」を加える。

第五十一条第二項中「、信号火せん及び煙火」を「及び信号火せん」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条に第三項として次の一項を加える。

3　煙火については、第十七条、第十九条から第二十二条まで、第二十七条、第三十条第二項、第三十三条及び第三十六条の規定は、適用しない。

第五十二条第一項中「又は第十六条」を「又は第十二条の二第二項、第十六条」に改める。

第六十条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条に次の一号を加える。

六　第四十八条第一項の条件に違反した者

第六十一条第四号中「第十六条第一項」を「第十二条の二第二項、第十六条第一項」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（内閣総理・通商産業大臣署名）

法律第五十七号（昭二八・七・九）

◎鉱業法の一部を改正する法律

鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中

「　第四節　地方鉱害賠償基準協議会（第百六十五条―第百七十条）
第七章　異議の申立（第百七十一条―第百八十条）」

「第六章の二　地方鉱業協議会（第百六十五条―第百七十条）
を　第七章　異議の申立（第百七十一条―第百八十条）」
に改める。

第十五条に次の一項を加える。

2　土地調整委員会は、前項の規定による禁止をした場合において、その鉱区禁止地域内における同項の規定により指定された鉱物の掘採が著しく公共の福祉に反するようになつていると認めるときは、通商産業局長に対し、その鉱区禁止地域内に存する当該鉱物を目的とする鉱業権について第五十三条の規定による処分をすべきことを勧告することができる。

第三十三条中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第三十五条及び第五十三条中「公共の用に供する施設」の下に「若しくはこれに準ずる施設」を加え、「破壊し、」の下に「文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、」を加える。

第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二　国は、前条の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消によつて生じた損失を当該鉱業権者（減少の処分に係る鉱区の部分又は取消に係る鉱業権の鉱区に租鉱権が設定されているときは、当該鉱業権者及び当該租鉱権者）に対し補償しなければならない。

2　前項の規定により補償すべき損失は、前条の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消によつて通常生ずべき損失とする。

3　通商産業局長は、前条の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消によつて著しく利益を受ける者があるときは、その者に対し、その利益を受ける限度において第一項の規定による補償金の額の全部又は一部を負担させることができる。

4　第一項の規定による補償金及び前項の規定による負担金の額は、通商産業局長が地方鉱業協議会の意見をきき、且つ、通商産業大臣の承認を受けて決定する。

5　前条の規定により鉱区の減少の処分を受け、又は取り消された採掘権の上に抵当権があるときは、当該抵当権者の承諾を得た場合を除き、国は、その補償金を供託しなければならない。

6　前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対して、その権利を行うことができる。

第六十四条の次に次の一条を加える。

第六十四条の二　鉱業権者は、前条の管理人の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

2　第四十七条第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

3　通商産業局長は、第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ土地調整委員会の承認を得なければならない。

第八十七条中「第六十四条、」の下に「第六十四条の二、」を加える。

第百十二条第一項、第百六十五条、第百六十九条及び第百七十条中「地方鉱害賠償基準協議会」を「地方鉱業協議会」に改める。

「**第四節**　地方鉱害賠償基準協議会」を削り、第百六十五条の前に次の章名を加える。

第六章の二　地方鉱業協議会

第百六十六条を次のように改める。

（所掌事務）

第百六十六条　地方鉱業協議会は、通商産業局長の諮問に応じて、第五十三条の二第一項の規定による補償金及び同条第三項の規定による負担金の額並びに第百十二条第一項の基準に関し調査審議する。

第百六十七条第一項中「地方鉱害賠償基準協議会」を「地方鉱業協議会」に、「十二人」を「二十人」に改め、同条第二項中「職員」の下に「及び鉱業に関し学識経験がある者」を加える。

第百八十七条第一項中「租鉱権の取消、」の下に「第五十三条の二第四項の決定、」を加える。

第百八十九条中「規定による通知又は」の下に「第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（強制徴収）

第百八十九条の二　通商産業局長は、第五十三条の二第三項の規定による負担金を納付しない者があるときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2　通商産業局長は、前項の規定により督促をするときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3　通商産業局長は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る負担金を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。

4　通商産業局長は、第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る負担金の金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその納付の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、省令で定めるときは、この限りでない。

5　第一項に規定する負担金及び前項の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税につぎ、他の公課に先だつものとする。

6　国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四条ノ九及び第四条ノ十の規定は、第一項に規定する負担金及び第四項の延滞金に関する書類の送達に準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。但し、附則第三項の規定は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から適用する。

2　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の適用に関しては、鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）第四条の規定により鉱物の掘採を継続することができる者は、鉱山保安法第二条第一項の鉱業権者と、その者が掘採の事業を行う事業場は、同条第二項の鉱山と、その事業場において掘採の事業に従事する者は、同条第三項の鉱山労働者とみなす。

3　日本国との平和条約の規定に基き同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を喪失した者がその日に鉱業権又は租鉱権を有していたときは、その者及びその相続人は、鉱業法第十七条（同法第八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和二十九年四月二十七日までは、当該鉱業権又は租鉱権を有することができる。

4　鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

3　新法第百八十九条の規定は、第一項の土地の所有者が知れない場合又はその所在が不分明な場合における同項の通知に準用する。

5　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「地方鉱害賠償基準協議会」を「地方鉱業協議会」に改める。

（内閣総理・通商産業大臣署名）

法律第五十八号（昭二八・七・一〇）

◎以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律

第一条　以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業についての漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第一項の許可及び同法第五十四条の起業の認可には、同法第五十八条の規定は、適用しない。

第二条　前条の許可又は起業の認可は、漁業法第五十五条第一項又は第五十九条の規定により許可又は起業の認可をしなければならない場合を除く外、左に掲げる場合に限つてすることができる。

一　中型機船底曳網漁業取締規則（昭和九年農林省令第二十号）第一条ノ二又は第三条第一項の規定により東経百二十八度三十分以西、北緯二十五度以北の海面を操業区域の全部又は一部とする漁業の許可又は起業の認可（以下「第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等」という。）を昭和二十七年十二月一日において受けていた者（以下「第二条第一号の中型機船底びき網漁業者」という。）で、

その許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶（改造により総トン数が増加したものを含む。次号において同じ。）について以西機船底びき網漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

二 中型かつお・まぐろ漁業取締規則（昭和二十一年農林省令第四十三号）第二条又は第四条第一項の規定により総トン数七十トン以上の船舶についての漁業の許可又は起業の認可（以下「第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等」という。）を昭和二十七年十二月一日において受けていた者（以下「第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者」という。）で、その許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶について遠洋かつお・まぐろ漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

第三条 左の各号の一に該当する者は、第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者とみなす。

一 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者から、相続又は合併により、その許可又は起業の認可を承継した者

二 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者から、その許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他その船舶を使用する権利を取得した者又は取得しようとする者で、その船舶について第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

三 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者で、その許可の期間の満了により更に第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

四 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者で、その許可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、他の船舶について第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

五 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者で、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内に、他の船舶について第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

六 前五号に掲げる者に準ずる者として農林省令で定める者

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した時にその効力を失う。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第五十九号（昭二八・七・一四）

◎国土調査法の一部を改正する法律

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第九条各号列記以外の部分中「当該調査を行う者に対し、」を「当該調査を行う者又は当該調査を行う者に対して補助金を交付する都道府県に対し、」に改める。

第十二条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第十五条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条第一号として次の一号を加える。

一 第五条第一項の規定による計画及び作業規程の作成並びに同条第二項の規定による計画及び同条第三項の規定による作業規程の作成

第十七条第一項中「当該国土調査が行われた市町村の事務所において、」を「当該調査を行つた者の事務所（地籍調査にあつては、当該調査が行われた市町村の事務所）において、」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第六十号（昭二八・七・一五）

◎小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、最近における取引の実情に即応し、一円以下の臨時補助貨幣並びに一円未満の貨幣、小額紙幣及び日本銀行券を整理するとともに、一円未満の通貨の発行を停止することとし、これに伴い、現金支払の場合における支払金の端数計算の基準を定めて取引の円滑化に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「小額補助貨幣」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一 貨幣法（明治三十年法律第十六号）の規定により政府が発行した貨幣のうち額面価格が五十銭以下のもの

二 貨幣法第十七条の規定により通用を認められた貨幣

三 臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）の規定により政府が発行した臨時補助貨幣のうち額面価格が一円以下のもの

2 この法律において「小額紙幣」とは、臨時通貨法の規定により政府が発行した五十銭の小額紙幣で昭和二十八年十二月三十一日において現に通用するものをいう。

3 この法律において「小額日本銀行券」とは、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十九条第一項の規定により日本銀行が発行した十銭及び五銭の日本銀行券をいう。

4 この法律において「小額通貨」とは、小額補助貨幣、小額紙幣及び小額日本銀行券をいう。

（小額通貨の通用禁止及び引換）

第三条 小額通貨は、昭和二十八年十二月三十一日限り、その通用を禁止する。

2 小額通貨は、昭和二十九年一月四日以後次条から第六条までの規定により引き換えるものとする。

（小額通貨の引換の請求）

第四条 小額通貨を所持する者は、昭和二十九年一月四日から昭和二十九年六月三十日までに、その所持する小額通貨を小額通貨以外の通貨と引き換えることを請求することができる。但し、小額通貨の合計額に五十銭未満の端数がある場合におけるその端数額に相当する小額通貨及び小額通貨の合計額が五十銭未満である場合におけるその小額通貨については、この限りでない。

2 左の各号に掲げる場合における前項の規定による引換の期間は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間とする。

一 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十九年六月一日以後本邦（当該政令で定める地域を除く。）に到着した者の所持する小額通貨を引き換える場合については、到着の日から一月以内

二 その他やむを得ない事由がある場合であつて政令で定める場合については、政令で定める期間

3 通用を禁止したる貨幣紙幣の引換に関する件（明治二十三年法律第十三号）は、第一項の規定による小額補助貨幣及び小額紙幣の引換を請求する場合には、適用しない。

（引換事務の取扱機関）

第五条 小額通貨の引換に関する事務は、大蔵省令で定めるところにより、日本銀行が行う。

2 郵政官署は、政令で定めるところにより、日本銀行に代り、前項の事務の一部を取り扱うものとする。

（引換金額の特例）

第六条　第四条第一項の規定による小額通貨の引換の請求があつた場合において、引換を請求する小額通貨の合計額に五十銭以上一円未満の端数があるときはその端数額を、その合計額が五十銭以上一円未満であるときはその合計額を、引換を請求する者一人につき一回に限り、一円と引き換えるものとする。

（日本銀行に対する引換差額の交付）

第七条　政府は、第四条から前条までの規定により小額通貨が小額通貨以外の通貨と引き換えられた場合において、当該小額通貨以外の通貨の額面価格の合計額がその引き換えられた小額通貨の額面価格の合計額を超過するときは、その超過額に相当する金額を、予算の定めるところにより、日本銀行に交付するものとする。

（報告）

第八条　日本銀行は、大蔵省令で定める手続により、第四条から第六条までの規定による小額通貨の引換に関する報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

（小額通貨の未回収残高の処理）

第九条　政府は、昭和二十九年六月三十日における小額紙幣の発行高から、同日において日本銀行代理店及び郵政官署が保有する小額紙幣の額面価格の合計額及び大蔵大臣が定める金額を差し引いた金額を、大蔵省令で定める手続により、小額紙幣発行高から除去し、その除去した発行高に相当する金額を即日歳入に受け入れるものとする。

2　日本銀行は、昭和二十九年六月三十日における小額日本銀行券の発行高を、同年七月一日における日本銀行券発行高から除去するものとする。

3　日本銀行は、特別の勘定を設け、前項の規定により除去した発行高に相当する金額を区分整理しなければならない。

4　日本銀行は、第二項の規定により除去した発行高に相当する金額から政令で定める金額を差し引いた金額に相当する金額を、政令で定めるところにより、政府に納付しなければならない。

5　前項に定めるものの外、第二項の規定により除去した発行高に相当する日本銀行の財産の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

（一円未満の通貨の発行停止）

第十条　政府は、当分の間、一円未満の額面価格を有する貨幣（臨時補助貨幣を含む。）及び紙幣を発行しないものとする。

2　日本銀行は、当分の間、一円未満の額面価格を有する日本銀行券を発行することができない。

（債務の支払金の端数計算）

第十一条　債務の弁済を現金の支払により行う場合において、その支払うべき金額（数個の債務の弁済を同時に現金の支払により行う場合においては、その支払うべき金額の合計額）に五十銭未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が五十銭未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を切り捨てて計算するものとし、その支払うべき金額に五十銭以上一円未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が五十銭以上一円未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を一円として計算するものとする。但し、特約がある場合には、この限りでない。

2　前項の規定は、国及び公社等（国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）に規定する国及び公社等をいう。以下同じ。）が収納し、又は支払う場合においては、適用しない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第十条、第十一条及び次項から附則第十項までの規定は、昭和二十九年一月一日から施行する。

2　左に掲げる法律は、廃止する。

一　小額紙幣整理法（昭和二十三年法律第四十二号）

二　補助貨幣損傷等取締法臨時特例（昭和二十七年法律第百三十二号）

3　旧小額紙幣整理法第一条に規定する小額紙幣のうち、同法第二条但書に規定する外国その他大蔵大臣の指定する地域から引き揚げ、昭和二十八年十二月一日以後本邦に到着した者の所持するものは、第三条第二項及び第四条から第八条までの規定の適用については、第二条第二項に規定する小額紙幣とみなす。

4　附則第二項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5　昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約の保険料については、簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百四十五号）附則第三項の規定により保険料の取立を停止したものを除いて、当該保険料の一年分を前納する払込方法によることを約したものとみなす。但し、左に掲げるものについては、この限りでない。

一　簡易生命保険約款の定めるところによりその払込について団体の取扱を受ける保険料

二　昭和二十一年十月一日以後に効力が発生した簡易生命保険契約の保険料と併合して払い込む保険料

6　前項各号に掲げる保険料が払い込まれる場合において、その払込金額（当該保険料と併合して払い込まれる保険料を含む。）の合計額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。

7　国庫出納金等端数計算法の一部を次のように改正する。

第一条中「法令による公団、」及び「商船管理委員会、閉鎖機関整理委員会、」を削り、「国及び公団等」を「国及び公社等」に改める。

第二条から第四条まで中「国及び公団等」を「国及び公社等」に改める。

第五条第一項中「百円未満であるときは、」の下に「政令をもつて指定する国税又は地方税の場合を除く外、」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

（益金等の端数計算の特例）

第六条の二　法令の規定により納付をする益金又は欠損補てん金に対する第二条第一項の規定の適用については、同項中「五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、」とあるのは、「一円未満の端数があるときは、益金についてはその端数金額を切り捨て、欠損補てん金については」とする。

第七条第一項各号列記以外の部分中「第二項及び第三項の規定に該当する場合を除き、」を削り、同項第一号から第五号までを削り、同項第六号中「、第十条及び附則第二項」を「及び第十条」に改め、同号を同項第一号とし、同項第七号を同項第二号とし、同項第八号を削り、同項第九号を同項第三号とし、同条第二項及び第三項を削る。

附則第三項を削る。

8　国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一項の項番号及び附則第二項を削る。

9　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項但書を削る。

10　政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「遅延利息の額について特に定めない限り、その額」を「遅延利息の額」に改める。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第六十一号（昭二八・七・一五）

◎農産物検査法の一部を改正する法律（衆法）

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「前二項」を「前三項」に、「売り渡す場合」を「売渡、売渡の委託又は加工の委託をする場合」に改め、同項に次の一号を加え、同項を第四項とする。

五　みずから消費する目的で大麦、はだか麦又は小麦の加工の委託をする場合

第三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　大麦、はだか麦又は小麦の生産者は、その生産し

た大麦、はだか麦又は小麦の加工の委託をする場合には、その委託前に国の検査を受けなければならない。

第五条の次に次の一条を加える。

（検査前の買受等の禁止）

第五条の二　米麦又は精米の売買取引（その仲立又は取次を含む。）又は加工を業とする者は、第三条第一項及び第二項の規定により国の検査を受けるべき米麦又は精米については、生産者から当該米麦又は精米で国の検査を受けていないものを買い受け、売渡の委託を受け、又は加工の委託を受けてはならない。

第六条第二項に次の但書を加える。

　但し、災害その他やむを得ない事情により農林大臣が必要があると認めるときは、公示の日から施行期日までの期間を短縮することができる。

第二十条の次に次の一条を加える。

（調査）

第二十条の二　農林大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、農産物の生産者、販売業者、加工業者又は倉庫業者に対し、省令の定めるところにより、必要な事項の報告を徴し、又は当該職員にこれらの者のほ場、事務所、事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入つて調査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入調査を行う場合においては、省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十二条第一号中「第三条第一項若しくは第二項」を「第三条第一項、第二項若しくは第三項」に改め、同条中第二号を第三号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　第五条の二の規定に違反した者

第二十二条に次の一号を加える。

六　第二十条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第六十二号（昭二八・七・一五）

◎金管理法

金管理法（昭和二十五年法律第百二十八号）の全部を改正する。

（目的）

第一条　この法律は、対外決済の準備に充てるため政府が金を買い上げることとするとともに、金の取引の実態を調査することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「金鉱物」とは、金を含有する鉱物及びその製錬により得られる物（粗金及び金地金を除く。）をいう。

2　この法律において「粗金」とは、金鉱物の製錬又は採取により得られる金を含有する地金（粗銅又は粗鉛からの電解澱物、青化澱物、混汞澱物及び貴鉛を除く。）であつて、金の品位が千分中一以上九百九十未満のものをいう。

3　この法律において「金地金」とは、粗金の精製により得られる地金であつて、金の品位が千分中九百九十以上のものをいう。

（金地金の政府への売却）

第三条　金鉱物の製錬又は採取により、新たに粗金を取得した者は、主務省令で定めるところにより、その取得の日の属する月の末日後三月以内に、その取得に係る粗金のうち、その取得に係る粗金中に含まれる金量のうちで政令で定める金量を得るに必要な粗金を金地金に精製して、これを政府に売却しなければならない。但し、主務省令で定めるところにより、当該粗金を取得した日の属する月の翌々月の末日までに当該粗金を金地金に精製すべきことを造幣局に委託して、その精製により得られるべき金地金を政府に売却したときは、この限りでない。

2　主務大臣は、災害その他やむを得ない事由があるときは、前項に規定する者の申請により、六月をこえない範囲内において、同項に規定する期限を延長することができる。

（買入価格）

第四条　前条の規定により政府が金地金を買い入れる場合の価格は、国際通貨基金協定（昭和二十七年条約第十三号）第四条の規定による価格の範囲内で主務大臣が定める。

（報告及び立入検査）

第五条　主務大臣は、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、第三条第一項に規定する者から粗金及び金地金の生産及び受払の状況に関する報告を徴することができる。

2　主務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員をして、前項に規定する者の事務所、営業所、工場、倉庫又は金鉱物、粗金若しくは金地金が蔵置されていると認められる場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

4　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告）

第六条　主務大臣は、金の取引の実態を調査するため必要な限度において、主務省令で定めるところにより、第三条第一項に規定する者から粗金又は金地金を買い受けた者から粗金及び金地金の受払及び使用の状況に関する報告を徴することができる。

（主務大臣及び主務省令）

第七条　第五条第一項及び第二項の規定における主務大臣は、大蔵大臣及び通商産業大臣とし、前条の規定における主務大臣は、大蔵大臣、厚生大臣及び通商産業大臣とし、その他の規定における主務大臣は、大蔵大臣とする。

2　第五条第一項の規定における主務省令は、大蔵省令、通商産業省令とし、前条の規定における主務省令は、大蔵省令、厚生省令、通商産業省令とし、その他の規定における主務省令は、大蔵省令とする。

（罰則）

第八条　第三条第一項の規定に違反して金地金を政府に売却しなかつた者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、当該違反行為の目的物の価格の三倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

第九条　左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第五条第一項又は第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　改正前の金管理法（以下「旧法」という。）第三条から第五条までの規定により金地金（旧法第二条第一項の金地金をいう。）を政府に売却しなければならなかつた者であつて、この法律の施行の日の前日までに当該金地金を政府に売却していない者については、旧法第三条から第六条まで、第二十四条第一項並びに第二十七条及び第二十八条（第二十四条第一項の規定に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

4　旧法第二十条の規定により輸入税の免除を受けた物品を輸入した金鉱業者については、旧法第二十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

5　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十三号中「金地金の配給、」を削る。

第十条第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一　金の買取及び売渡並びに輸出入の規制に関

すること。

十二　金地金の政府買入価格の決定に関すること。

第十五条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、以下順次第一号ずつ繰り上げる。

6　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第四十七号を削り、第四十八号を第四十七号とし、第四十八号の二を第四十八号とする。

第十一条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

（大蔵・厚生・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第六十三号（昭二八・七・一七）

◎産業労働者住宅資金融通法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　公庫の業務（第七条―第十条）
第三章　雑則（第十一条―第十四条）
第四章　罰則（第十五条・第十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、健康で文化的な生活を営むに足りる産業労働者住宅を建設しようとする者に対し、産業労働者住宅の建設に必要な資金の一部を長期且つ低利で融通することにより、その建設を促進し、もつて産業労働者の福祉の増進と産業の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　事業者　生産、販売、運送その他の事業を営み、常時五人以上の従業員を使用する者で、国、国がその資本金の二分の一以上を出資している法人及び地方公共団体以外のものをいう。

二　産業労働者　事業者に使用されている者をいう。

三　産業労働者住宅　産業労働者の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。

（業務を行う機関）

第三条　この法律による資金の融通に関する業務は、住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が行うものとする。

（資金融通の原則）

第四条　この法律による資金の融通は、一事業者に使用されている産業労働者の住宅不足が甚しい場合において、当該産業労働者のために産業労働者住宅（以下「住宅」という。）を建設しようとする者で、宅住の建設に必要な資金の全額を調達することが困難であるものに対し、その住宅の建設資金の不足額を補足するためのものとして行わなければならない。

（住宅の敷地の選定基準等）

第五条　この法律により資金の融通を受けて建設する住宅の敷地は、安全上及び衛生上良好な土地であるとともに、その位置は、産業労働者の日常生活の利便の増進及び労働能率の向上に寄与するように選ばなければならない。

2　この法律により資金の融通を受けて建設する住宅は、安全上、衛生上及び耐久上必要な規模、構造及び設備を有するものとするとともに、集団的に建設されるように努めなければならない。

（地方公共団体の援助）

第六条　地方公共団体は、その公益上必要があると認める場合においては、第七条第一項各号に掲げる者に対して、資金上及び技術上の援助を与えることができる。

第二章　公庫の業務

（資金の貸付の範囲）

第七条　公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、左に掲げる者に対し、住宅の建設に必要な資金の貸付を行う。

一　事業者でその事業に使用する産業労働者に対し住宅を建設して貸し付けるもの

二　事業者が、その事業に使用する産業労働者のために住宅を建設して貸し付けさせる目的で出資又は融資する会社その他の法人

2　公庫は、前項各号に掲げる者が住宅の建設に附随して新たに土地の取得を必要とする場合においては、土地の取得に必要な資金を当該住宅の建設に必要な資金にあわせて貸し付けることができる。

3　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号。以下「公庫法」という。）第十九条の規定は、第一項の規定により貸付をすることができる住宅について準用する。この場合において、公庫法第十九条中「第二十条第一項」とあるのは、「産業労働者住宅資金融通法第九条第一項」と読み替えるものとする。

（貸付を受けるべき者の選定）

第八条　公庫は、前条の規定による資金の貸付を行う場合においては、貸付の申込をした者について、住宅を必要とする事由、貸付希望金額、元利金の償還の見込その他資金の貸付に必要な事項をそれぞれ充分に審査し、且つ、申込をした者の総数及び申込に係る貸付希望金額の総額を参しやくして、資金の貸付を受けるべき者を公正に選ばなければならない。

2　公庫は、前項の規定により資金の貸付を受けるべき者を選ぼうとする場合においては、住宅の貸付を受ける産業労働者を使用する事業者を管轄する都道府県労働基準局の意見を参しやくしなければならない。

（貸付の条件）

第九条　第七条の規定による貸付金（以下「貸付金」という。）の一戸当りの金額の限度並びに貸付金の利率及び償還期間は、左のとおりとする。

区分	貸付金の限度	貸付金の利率	貸付金の償還期間
耐火構造の住宅（主要構造部を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。以下本条において同じ。）の建設及びこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本条において同じ。）又は土地の価額（価額が標準価額をこえる場合においては標準価額。以下本条において同じ。）の六割に相当する金額	年六分五厘	三十五年以内
簡易耐火構造の住宅（外壁を建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。以下本条において同じ。）の建設及びこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地の価額の六割に相当する金額	年六分五厘	二十五年以内
耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地の価額の五割五分に相当する金額	年六分五厘	十八年以内

2　公庫法第二十条第三項の規定は前項の場合における住宅の床面積について、公庫法第二十条第四項及び第五項の規定は前項に規定する標準建設費及び標準価額について、それぞれ準用する。

3　公庫法第二十一条第三項、第四項（第五号、第六号及び第八号を除く。）及び第五項の規定は、貸付金の償還について準用する。この場合において、公庫法第二十一条第四項第四号中「第十七条第一項第一号又は第三号」とあるのは、「産業労働者住宅資金融通法第七条第一項各号の一」と読み替えるものとする。

4　公庫法第二十二条の規定は、貸付金の貸付の条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更について準用する。

（業務の委託）

第十条　公庫は、主務大臣の認可を受けて、地方公共団体に対し、第七条の規定による資金の貸付に関する申込の受付及び審査、貸付金に係る住宅の建設工事の審査その他資金の貸付に関する業務を、公庫の業務を委託するに必要で、且つ、適切な組織と能力を有する銀行（日本銀行を除く。）その他の金融機関に対し、資金の貸付及び元利金の回収その他回収に

関する業務を、それぞれ委託することができる。但し、貸付の決定については、この限りでない。

2　公庫法第二十三条第二項から第六項までの規定は、前項の規定により委託する場合について準用する。

第三章　雑則

（公庫の業務方法書の認可）

第十一条　主務大臣は、公庫法第二十四条第一項の規定により公庫の業務方法書に関し認可をしようとする場合において、この法律に基く業務に係る部分については、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

（公庫の事業計画及び資金計画の認可）

第十二条　主務大臣は、公庫法第二十五条第一項の規定により公庫の事業計画及び資金計画のうち住宅に係るものを認可しようとする場合においては、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

（家賃その他の賃貸の条件等）

第十三条　この法律による貸付金に係る住宅の家賃その他の賃貸の条件は、主として入居者の住居費の負担能力を考慮して、適正に定めなければならない。

2　この法律による貸付金に係る住宅は、産業労働者以外の者に貸し付けてはならない。

（主務大臣、主務省令）

第十四条　この法律における主務大臣は、建設大臣及び大蔵大臣とし主務省令は、建設省令・大蔵省令とする。

第四章　罰則

第十五条　第十条第一項の規定により公庫の業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員が同条第二項において準用する公庫法第二十三条第五項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第十六条　左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定（この法律において準用する公庫法の規定を含む。）により主務大臣の認可を受け、又は承認を得なければならない場合において、その認可を受けず、又は承認を得なかつたとき。

二　第七条第三項において準用する公庫法第十九条の規定に違反して貸付をしたとき。

三　第九条第一項の規定又は同条第二項において準用する公庫法第二十条第三項の規定に違反して貸付金の限度をこえて貸付を行つたとき。

四　第九条第二項において準用する公庫法第二十条第五項の規定に違反して公表を怠り、又は不実の公表をしたとき。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項中住宅金融公庫法第十六条の改正規定に係る部分は、昭和二十八年四月一日から適用する。

2　住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2　住宅金融公庫は、前項に規定するものの外、産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）に基き、産業労働者住宅の建設に必要な資金を融通することを目的とする。

第十六条の見出しを「（役職員の地位及び給与）」に改め、同条に次の二項を加える。

2　公庫の役員及び職員は、国家公務員としての給与を受ける。但し、総裁は、公庫の役員及び職員に対して、その受ける俸給の百分の二十に相当する金額をこえない範囲内において、主務大臣の承認を受けて、特別手当を支給することができる。この場合において、主務大臣が承認を与えようとするときは、人事院に協議しなければならない。

3　前項の特別手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定による俸給とはしない。

第十七条第一項中「第一条」を「第一条第一項」に改める。

第十七条第三項各号列記以外の部分中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　公庫は、前二項に規定する業務の外、産業労働者住宅資金融通法（以下「融通法」という。）第七条に規定する資金貸付の業務を行う。

第二十四条第二項中「前条第二項に規定する」を削る。

第二十八条第三項中「資金のうち、」を「資金を郵便振替貯金とし、又は」に、「必要な金額を限り」を「必要な金額の範囲内において」に改める。

第三十条中「金融機関」の下に「（融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関を含む。）」を加える。

第三十一条第二項中「この法律」の下に「及び融通法」を加える。

第三十二条第一項第一号中「若しくはこの法律に基く命令又は」を「若しくはこの法律若しくは融通法又はこれらの法律に基く命令若しくは」に改める。

第三十三条第一項中「金融機関」の下に「若しくは融通法第十条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体若しくは金融機関」を加える。

3　郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の次に次の一条を加える。

第六十三条の二　（住宅金融公庫の償還金）　第五十八条から第六十一条までの規定は、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）による住宅金融公庫又は住宅金融公庫から業務の委託を受けた金融機関を加入者とし、当該加入者に住宅金融公庫の貸付に係る償還金を納付するための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱について、これを準用する。

2　前項の償還金を納付するために払い込む場合における払込の料金は、第十八条第一項の規定にかかわらず、十円、即時払の料金は、八円とする。

4　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の二中「住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）」の下に「及び産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）」を加える。

5　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　産業労働者住宅資金の融通に関すること。

（大蔵・郵政・労働・建設・内閣総理大臣署名）

法律第六十四号（昭二八・七・一七）

◎北海道防寒住宅建設等促進法（衆法）

（この法律の目的）

第一条　この法律は、北海道における寒冷がはなはだしいことにかんがみ、防寒住宅の建設及び防寒改修を促進することにより、その気象に適した居住条件を確保し、もつて北海道の開発に寄与し、あわせて北海道における火災その他の災害の防止及び木材の消費の節約に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　関係地方公共団体　北海道及びその区域内の市町村をいう。

二　防寒住宅　北海道の気象に適した防寒的な構造及び設備を有する住宅をいう。

三　防寒改修　既存の住宅の構造又は設備を北海道の気象に適するように防寒的なものとすることをいう。

（国の責務）

第三条　国は、防寒住宅の建設若しくは防寒改修又はこれらに関する試験研究若しくは普及事業を行う者に対し、財政上、金融上又は技術上の援助を与えるように努めなければならない。

（試験研究及び普及事業に対する国の援助）

第四条　国は、防寒住宅の建設又は防寒改修に関し、左に掲げる事業を行う関係地方公共団体に対し、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十六条（補助金の交付）の規定に基く補助金を交付することができる。

一　試験研究

二　巡回指導、資料の展示、出版物の配布、講習会の開催その他の普及事業

三　技術者又は技能者の養成又は研修

（補助金の交付の手続）

第五条　前条の規定により国の補助金の交付を受けようとする関係地方公共団体は、建設省令の定めるところにより、事業の計画書及び経費見積書を添えて、補助金交付申請書を建設大臣に提出しなければならない。

2　建設大臣は、前項の規定により提出された書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、これを当該関係地方公共団体に通知しなければならない。

3　市町村が第一項の規定により補助金交付申請書を建設大臣に提出する場合及び建設大臣が前項の規定による通知を市町村にする場合においては、それぞれ北海道知事を経由してしなければならない。

（補助金の返還等）

第六条　建設大臣は、第四条の規定により国の補助金の交付を受ける関係地方公共団体が当該補助に係る試験研究若しくは普及事業を行わず、又は当該補助金を補助の目的以外に使用したときは、当該関係地方公共団体に対し、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（国又は地方公共団体の資金によつて建設された住宅）

第七条　国又は地方公共団体が北海道の区域内において建設する住宅は、これを防寒住宅とするように努めなければならない。

（住宅金融公庫の資金によつて建設される住宅）

第八条　住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が、住宅金融公庫法　昭和二十五年法律第百五十六号）（以下「公庫法」という。）第十七条（業務の範囲）第一項の規定により、北海道の区域内において住宅の建設（あらたに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下本条において同じ。）をしようとする者に対し、資金の貸付をすることができる住宅は、防寒住宅であつて、且つ、公庫法第十九条（貸付をすることができる住宅）並びに第二十条（貸付金額の限度）第一項及び第二項に規定する簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅でなければならない。

2　公庫が北海道の区域内において住宅の建設をしようとする者に対し、公庫法第十七条第一項又は第二項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の利率は年五分五厘とし、貸付金の一戸当りの金額の限度及び貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

区分	貸付金の限度	償還期間
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する簡易耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本条において同じ。）又は土地若しくは借地権の価額（価額が標準価額をこえる場合においては標準価額。以下本条において同じ。）の八割五分に相当する金額	三十年以内
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	三十五年以内

3　第一項に規定する住宅の構造及び設備について必要な技術的事項は、公庫法第二十条第二項に規定する主務省令で定めるものの外、建設省令・大蔵省令で定める。

4　公庫法第二十条第三項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、同条第四項及び第五項の規定は、第二項に規定する標準建設費及び標準価額について、準用する。

（住宅金融公庫の資金によつて建設される産業労働者住宅）

第九条　公庫が産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）（以下「融通法」という。）第七条（資金の貸付の範囲）第一項の規定により、北海道の区域内において産業労働者住宅の建設をしようとする者に対し、資金の貸付をすることができる住宅は、防寒住宅であつて、且つ、融通法第七条第三項において準用する公庫法第十九条及び融通法第九条（貸付の条件）第一項に規定する耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅でなければならない。

2　公庫が北海道の区域内において産業労働者住宅の建設をしようとする者に対し、融通法第七条第一項又は第二項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の利率は年六分五厘とし、貸付金の一戸当りの金額の限度及び貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

区分	貸付金の限度	貸付金の償還期間
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本条において同じ。）又は土地の価額（価額が標準価額をこえる場合においては標準価額。以下本条において同じ。）の六割に相当する金額	三十五年以内
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する簡易耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地の価額の六割に相当する金額	三十年以内

3　第一項に規定する防寒住宅の構造及び設備について必要な技術的事項は、建設省令・大蔵省令で定める。

4　融通法第九条第二項において準用する公庫法第二十条第三項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、融通法第九条第二項において準用する公庫法第二十条第四項及び第五項の規定は、第二項に規定する標準建設費及び標準価額について、準用する。

（報告）

第十条　北海道知事は、毎年一回、建設省令の定めるところにより、北海道の区域内における防寒住宅の建設及び防寒改修並びにこれらに関する試験研究及び普及事業の状況について建設大臣に報告しなければならない。

2　北海道知事は、前項の規定による報告をするについて必要があると認めるときは、北海道の区域内の市町村の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（罰則）

第十一条　第八条又は第九条の規定に違反して資金の貸付をした公庫の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第八条及び第九条の規定は、この法律の施行の日から起算して一年を限り、政令で指定する地域内において建設（あらたに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。）をする住宅については適用しない。

3　公庫が、この法律の施行前（前項に規定する住宅については、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日前）に、資金の貸付をし、又は貸付の申込を受理したものについては、第八条及び第九条の規定にかかわらず、公庫法の規定を適用する。

4　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の三の次に次の一号を加える。

二十三の四　北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の施行に関する事務を管理すること。

5　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号百二十二の次に次のように加える。

百二十二の二　北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の定めるところにより、建設大臣に報告をする等の事務を行うこと。

建設・内閣総理大臣署名）

◆

法律第六十五号（昭二八・七・一七）

◎木船再保険法

（この法律の目的）

第一条　この法律は、政府が、木船相互保険組合（船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第二条第二項に定める木船相互保険組合をいう。以下「組合」という。）が同法の規定による保険事業によつてその組合員に対して負う保険責任を再保険し、もつて組合の健全な経営を確保することを目的とする。

（再保険）

第二条　政府は、組合が船主相互保険組合法の規定による保険事業によつてその組合員に対して負う保険責任を再保険するものとする。

（再保険関係の成立）

第三条　政府と組合との間の再保険関係は、組合とその組合員との間の保険関係の成立により、その成立の時において、成立する。

（再保険金額）

第四条　再保険金額は、保険金額の百分の七十とする。

（再保険料率）

第五条　再保険料率は、組合の保険料率に政令で定める割合を乗じたものとする。

2　前項の割合は、すべての組合の保険料の合計額から組合の通常の事務費の合計額を控除した額とすべての組合の保険料の合計額との割合を基準として定める。

（政府の支払うべき再保険金の金額）

第六条　政府が支払うべき再保険金の金額は、組合が支払うべき保険金の金額の百分の七十とする。

（再保険料の分割納付）

第七条　政府は、組合が、当該組合の定款で定めるところにより組合員から保険料を分割して徴収するときは、その徴収する当該保険料に対応するように再保険料を分割して納付させてもよい。

（再保険料の払いもどし）

第八条　政府は、組合が、その組合の定款で定めるところにより保険料の払いもどしをしたときは、政令で定めるところにより、その組合に対し、再保険料の一部を払いもどすことができる。

（保険関係に関する事項の通知）

第九条　組合は、その組合員との間に保険関係が成立したときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、当該保険関係に関する事項を運輸大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたときも、同様とする。

（保険事故発生の通知）

第十条　組合は、組合が負担した危険の発生によつて損害が生じたと認めるときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を運輸大臣に通知しなければならない。

（再保険の免責）

第十一条　左の場合には、政府は、再保険金の全部又は一部につき支払の責を免かれる。

一　組合が法令又は定款に違反して保険金を支払つたとき。

二　組合が損害額を不当に認定して保険金を支払つたとき。

三　組合が不正の目約をもつて、前二条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

（組合が委付等により取得した権利）

第十二条　政府が組合に対して再保険金を支払おうとする場合において、組合が当該保険関係に保る委付又は代位により取得した権利があるときは、運輸大臣は、その一切の権利の適正な行使が行われるように、その行使の方法について審査しなければならない。

第十三条　再保険金の支払を受けた組合は、当該保険関係に係る委付又は代位により取得した権利を行使した場合には、その行使によつて得た金額から行使に要した費用を控除した額の百分の七十に相当する金額を、遅滞なく、政府に納付しなければならない。

（報告等）

第十四条　運輸大臣は、この法律に規定する再保険事業の健全な経営を確保するため必要があると認めるときは、組合に対し、その事業に関し報告を求め、又は帳簿書類の提出を命ずることができる。

（検査等）

第十五条　運輸大臣は、この法律に規定する再保険事業の健全な経営を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、組合の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2　前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

（再保険事業に関する事務費の繰入）

第十六条　政府は、この法律に規定する再保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより一般会計から木船再保険特別会計に繰り入れるものとする。

（短期時効）

第十七条　再保険金の支払の義務及び再保険料の払いもどしの義務は二年、再保険料の支払の義務は一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（審査の請求）

第十八条　組合は、再保険に関する政府の処分につき不服があるときは、運輸大臣に対し、審査の請求をすることができる。

2　前項の規定による審査の請求があつたときは、運輸大臣は、木船再保険審査会の審査を経て裁決する。

3　第一項の審査の請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（木船再保険審査会）

第十九条　運輸省に、木船再保険審査会を置く。

2　木船再保険審査会は、前条第二項の規定によりその権限に属する事項を処理する。

第二十条　木船再保険審査会は、委員四人をもつて組織する。

2　委員は、左に掲げる者につき運輸大臣が任命する。

一　大蔵省の職員	一人
二　運輸省の職員	一人
三　組合の役員	一人
四　学識経験のある者	一人

3　委員は、非常勤とする。

4　前三項に規定するものの外、木船再保険審査会の委員及び運営に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

（罰則）

第二十一条　左の各号の一に該当する場合においては、その行為をした組合の役員、使用人又は代理人は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十四条の規定による報告をせず、若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出したとき。

二　第十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2　この法律の施行の際現に組合とその組合員との間に保険関係が存する場合は、この法律の施行により、当該保険関係に関する政府と組合との間の再保険関係が、この法律の施行の日に成立するものとする。

3　前項の規定により成立した再保険関係に係る再保険料は、当該再保険関係に係る組合とその組合員との間の保険関係に係る保険料のうち、再保険関係の成立の日前の期間に係るものに対応する再保険料を含まないものとする。

4　組合は、附則第二項の規定により政府と組合との間に再保険関係が成立したときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、当該保険関係に関する事項を運輸大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたときも、同様とする。

5　第十一条（同条第三号の場合に限る。）の規定は、前項の規定による通知に関して準用する。

6　木船保険法（昭和十八年法律第三十九号）は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ六の次に次の一号を加える。

九ノ七　木船相互保険組合ノ発スル証書、帳簿

8　通輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の三の次に次の一号を加える。

十五の四　木船相互保険組合の設立を認可し、及び木船再保険事業を行うこと。

第二十三条第一項第七号を次のように改める。

七　木船相互保険組合の設立の認可及び木船再保険事業に関すること。

第三十八条第一項の表中水先審議会の項の次に次の一項を加える。

木船再保険審査会	運輸大臣の諮問に応じ木船再保険法（昭和二十八年法律第六十五号）第十八条第二項に規定する審査を行うこと。

9　船主相互保険組合法の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「百隻以上」を「百隻以上（木船相互保険組合にあつては三百隻以上）」に改める。

第四十三条に次の一項を加える。

2　主務大臣は、木船相互保険組合について前項の保険金の削減の認可をする場合には、保険金の削減によつて木船相互保険組合が組合員に対して支払う保険金の額が政府から支払を受ける再保険金の額を下ることとならないようにしなければならない。

第五十四条に次の一項を加える。

5　大蔵大臣は、第十六条第二項第三号に掲げる書類に定めた事項のうち保険料に関する事項（木船相互保険組合に関するものに限る。）について、同条第四項の規定により変更の認可をし、又は第五十一条の規定により変更の命令をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならない。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第六十六号（昭二八・七・二〇）

◎航空機抵当法

（この法律の目的）

第一条　この法律は、航空機に関する動産信用の増進により、航空の発達を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「航空機」とは、飛行機及び回転翼航空機で航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章の規定による登録を受けたものをいう。

（抵当権の目的）

第三条　航空機は、抵当権の目的とすることができる。

（抵当権の内容）

第四条　抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移さないで債務の担保に供した航空機（以下「抵当航空機」という。）につき、他の債権者に先だつて、自己の債権の弁済を受けることができる。

（対抗要件）

第五条　抵当権の得喪及び変更は、航空法に規定する航空機登録原簿に運輸大臣が行う登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（抵当権の効力の及ぶ範囲）

第六条　抵当権は、抵当航空機に附加して一体となつている物に及ぶ。但し、設定行為に別段の定がある場合及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条の規定により他の債権者が債務者の行為を取り消すことができる場合は、この限りでない。

（不可分性）

第七条　抵当権は、債権の全部の弁済を受けるまでは、抵当航空機の全部につき、その権利を行使することができる。

（物上代位）

第八条　抵当権は、抵当航空機の売却、賃貸、滅失又はき損によつて抵当権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。この場合においては、その払渡又は引渡前に差押をしなければならない。

（物上保証人の求償権）

第九条　他人の債務を担保するため抵当権を設定した者がその債務を弁済し、又は抵当権の実行によつて抵当航空機の所有権を失つたときは、民法に規定する保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

（抵当権の順位）

第十条　数個の債権を担保するため同一の航空機について抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は、登録の前後による。

（先取特権との順位）

第十一条　同一の航空機について抵当権及び先取特権が競合する場合には、抵当権は、民法第三百三十条第一項に規定する第一順位の先取特権と同順位とする。

（担保される利息等）

第十二条　抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となつた最後の二年分についてのみその抵当権を行使することができる。

2　前項の規定は、抵当権者が債務の不履行によつて生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合においても適用する。但し、利息その他の定期金を通算して二年分をこえることができない。

（抵当権の処分）

第十三条　抵当権者は、抵当権を他の債権の担保に供し、又は同一の債務者に対する他の債権者の利益のため抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することができる。

2　前項の場合において、抵当権者が数人のために抵当権の処分をしたときは、その処分の利益を受ける者の権利の順位は、抵当権の登録にした附記の前後による。

第十四条　前条の処分は、民法第四百六十七条の規定に従い、主たる債務者に抵当権の処分を通知し、又はその債務者がこれを承諾しなければ、これをもつてその債務者、保証人、抵当権設定者又はこれらの承継人に対抗することができない。

2　主たる債務者が前項の通知を受け、又は承諾をしたときは、抵当権の処分の利益を受ける者の承諾を得ないで行つた弁済は、これをもつてその者に対抗することができない。

（代価弁済）

第十五条　抵当航空機を買い受けた第三者が抵当権者の請求に応じてその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。

（第三取得者の費用償還請求権）

第十六条　抵当航空機を取得した第三者が抵当航空機について必要費又は有益費を出したときは、民法第百九十六条の区別に従い、抵当航空機の代価をもつて最も先にその償還を受けることができる。

（共同抵当の代価の配当）

第十七条　債権者が同一の債権の担保として数個の航空機の上に抵当権を有する場合において、同時にその代価を配当すべきときは、その各航空機の価額に応じてその債権の負担を分ける。

2　ある航空機の代価のみを配当すべきときは、抵当権者は、その代価につき債権の全部の弁済を受けることができる。この場合においては、次の順位にある抵当権者は、右の抵当権者が前項の規定により他の航空機につき弁済を受けるべき金額に達するまでこれに代位して抵当権を行うことができる。

3　前項後段の規定により代位して抵当権を行う者は、その抵当権の登録にその代位を附記することができる。

（一般財産からの弁済）

第十八条　抵当権者は、抵当航空機の代価で弁済を受けない債権の部分についてのみ他の財産から弁済を受けることができる。

2　前項の規定は、抵当航空機の代価に先だつて他の財産の代価を配当すべき場合には、適用しない。

3　前項の場合において、抵当権者に第一項の規定による弁済を受けさせるため、他の債権者は、抵当権者に配当すべき金額の供託を請求することができる。

（抵当権者に対する通知）

第十九条　運輸大臣は、抵当航空機が航空法第八条第一項第三号に該当することとなつた場合において、同条第一項の規定によりまつ消登録の申請を受理したとき、又は同条第二項の催告をした後当該航空機の所有者が同項の期間内にまつ消登録を申請しないときは、遅滞なく、抵当権者に通知しなければならない。

（抵当権の実行）

第二十条　抵当権者は、前条の通知を受けたときは、直ちに、当該航空機に対して、その権利を実行する

ことができる。

2　前項の規定により抵当権を実行しようとするときは、抵当権者は、前条の通知を受けた日から三箇月以内に、その手続をしなければならない。

3　運輸大臣は、前項の規定により抵当権の実行の手続をすることができる期間内及び抵当権の実行の終るまでの期間内は、第一項の航空機について航空法の規定によるまつ消登録をすることができない。

4　競落を許す決定が確定したときは、第一項の航空機について航空法第八条第一項第三号の事由が発生しなかつたものとみなす。

（時効による消滅）

第二十一条　抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時でなければ、時効によつて消滅しない。

第二十二条　債務者又は抵当権設定者以外の者が抵当航空機について取得時効に必要な条件を具備した占有をしたときは、抵当権は、これによつて消滅する。

（質権設定の禁止）

第二十三条　航空機は、質権の目的とすることができない。

（命令への委任）

第二十四条　航空機登録原簿の記載その他登録に関する事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める。

2　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条ノ三第一項中「航空機ノ登録」を「航空機ニ関スル登録」に、同項第一号中「新規登録」を「新規登録又は移転登録」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一ノ二　抵当権ノ取得　債権金額　千分ノ三

第四条ノ三第一項第二号の次に次の三号を加える。

二ノ二　抹消シタル登録ノ回復　航空機毎一箇　金五十円

二ノ三　仮登録　航空機毎一箇　金五十円

二ノ四　附記登録　航空機毎一箇　金五十円

第四条ノ三第一項第三号中「抹消」を「更正又ハ抹消」に改める。

3　国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ三中「所轄登記所」を「関係官庁」に、同条第一項中「不動産又は船舶」を「不動産若ハ船舶又ハ登録シタル自動車若ハ航空機」に、「登記」を「登記又ハ登録」に改める。

4　担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四ノ三　航空機抵当

5　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　航空機抵当に関すること。

第二十八条の二第二項中「前項第五号から第七号まで」を「前項第一号、第一号の二、第五号から第七号まで」に、「同項第一号から第四号まで」を「同項第二号から第四号まで」に改める。

6　航空法の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（登録）

第三条　運輸大臣は、この章で定めるところにより、航空機登録原簿に航空機の登録を行う。

第三条の次に次の二条を加える。

（国籍の取得）

第三条の二　航空機は、登録を受けたときは、日本の国籍を取得する。

（対抗力）

第三条の三　登録を受けた飛行機及び回転翼航空機の所有権の得喪及び変更は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

第五条の見出しを「（新規登録）」に改め、同条中「登録は、航空機の所有者の申請により」を「登録を受けていない航空機の登録（以下「新規登録」という。）は、所有者の申請により」に改め、同条第六号中「及び登録番号」を削る。

第六条中「登録」を「新規登録」に改める。

第七条を次のように改める。

（変更登録）

第七条　新規登録を受けた航空機（以下「登録航空機」という。）について第五条第四号又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは、その所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、変更登録の申請をしなければならない。但し、次条の規定による移転登録又は第八条の規定によるまつ消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

第七条の次に次の一条を加える。

（移転登録）

第七条の二　登録航空機について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、移転登録の申請をしなければならない。

第八条の見出しを「（まつ消登録）」に改め、同条中「登録のまつ消を申請し」を「まつ消登録の申請をし」に、同条第一項第二号中「三箇月」を「二箇月」に、同条第三項中「登録をまつ消し」を「まつ消登録をし」に改め、同項中「正当な理由がないのに」を削る。

第八条の次に次の三条を加える。

（航空機登録原簿の謄本等）

第八条の二　何人も、運輸大臣に対し、航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付を請求し、又は利害関係がある部分に限り航空機登録原簿の閲覧を請求することができる。

（登録記号の打刻）

第八条の三　運輸大臣は、飛行機又は回転翼航空機について新規登録をしたときは、遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしなければならない。

2　前項の航空機の所有者は、同項の打刻を受けるために、運輸大臣の指定する期日に当該航空機を運輸大臣に呈示しなければならない。

3　何人も、第一項の規定により打刻した登録記号の表示をき損してはならない。

（新規登録を受けた飛行機及び回転翼航空機に関する強制執行等）

第八条の四　新規登録を受けた飛行機又は回転翼航空機に関する強制執行については、地方裁判所が執行裁判所として、これを管轄する。

2　前項の強制執行に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

3　前二項の規定は、新規登録を受けた飛行機又は回転翼航空機の競売について準用する。

第九条を次のように改める。

（命令への委任）

第九条　航空機登録原簿の記載、登録の回復、登録の更正その他登録に関する事項は、政令で定める。

2　航空機登録証明書及び登録記号の打刻に関する細目的事項は、運輸省令で定める。

第十五条中「登録がまつ消された」を「まつ消登録があつた」に改める。

第百三十五条の表中

「一	第十条第一項の耐空証明を申請する者	八万一千四百円」

を

「一	航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者	五十円
一の二	第十条第一項の耐空証明を申請する者	八万一千四百円」

に改める。

第百五十条中第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一　第八条の三第二項の規定に違反して、航空機を呈示しなかつた者

一の二　第八条の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示をき損した者

第百五十九条中「又は人の業務」の下に「又は財産」を加える。

第百六十一条中第一号を第一号の二とし、同号中「第七条第一項、」を削り、同号の前に次の一号を加える。

一　第七条、第七条の二又は第八条第一項の規定による申請をしなかつた者

7　改正前の航空法の規定によりした航空機の登録は、この法律の施行後は、改正後の航空法第五条の規定によりした新規登録とみなす。

8　改正前の航空法第七条第一項の規定によりした登録の変更の届出は、この法律の施行後は、改正後の航空法第七条又は第七条の二の区分に従い、これらの規定によりした変更登録又は移転登録の申請とみ

なす。

9　改正前の航空法第八条第一項の規定によりした登録のまつ消の申請は、この法律の施行後は、改正後の航空法第八条第一項の規定によりしたまつ消登録の申請とみなす。

10　運輸大臣は、改正前の航空法の規定により登録をした飛行機又は回転航空機について、この法律の施行後遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしなければならない。

11　前項の規定による打刻については、改正後の航空法第八条の三第二項及び第三項、第百五十条第一号及び第一号の二並びに第百五十九条の規定を準用する。

（法務・大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第六十七号（昭二八・七・二一）

◎国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（参法）

国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和二十四年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「半年」の下に「（国有の林野から産出する樹木の売払代金にあつては、一年）」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六十八号（昭二八・七・二一）

◎逃亡犯罪人引渡法

（定義）

第一条　この法律において「締約国」とは、日本国との間に犯罪人の引渡に関する条約（以下「引渡条約」という。）を締結した外国をいう。

2　この法律において「引渡犯罪」とは、引渡条約において締約国が日本国に対し犯罪人の引渡を請求することができるものとして掲げる犯罪をいう。

3　この法律において「逃亡犯罪人」とは、引渡犯罪を犯し、その犯罪について締約国の刑事に関する手続が行われた者であつて、引渡条約により締約国が日本国に対し引渡を請求することができるものをいう。

（引渡に関する制限）

第二条　左の各号の一に該当する場合には、逃亡犯罪人を引き渡してはならない。但し、第六号又は第七号に該当する場合において、引渡条約に別段の定があるときは、この限りでない。

一　逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪が政治犯罪であるとき。

二　引渡の請求が、逃亡犯罪人の犯した政治犯罪について審判し、又は刑罰を執行する目的でなされたものと認められるとき。

三　逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われ、又はその引渡犯罪に係る裁判が日本国の裁判所において行われたとした場合において、日本国の法令により逃亡犯罪人に刑罰を科し、又はこれを執行することができないと認められるとき。

四　逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪について締約国の有罪の裁判がある場合を除き、逃亡犯罪人がその引渡犯罪に係る行為を行つたことを疑うに足りる相当な理由がないとき。

五　逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

六　逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪以外の罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について逃亡犯罪人が日本国の裁判所において刑に処せられ、その執行を終らず、若しくは執行

を受けないこととなつていないとき。

七　逃亡犯罪人が日本国民であるとき。

（引渡の請求を受けた外務大臣の措置）

第三条　外務大臣は、締約国から逃亡犯罪人の引渡の請求があつた場合において、その方式が引渡条約に適合すると認めるときは、引渡請求書又は外務大臣の作成した引渡の請求があつたことを証明する書面に関係書類を添附し、これを法務大臣に送付しなければならない。

（法務大臣の措置）

第四条　法務大臣は、外務大臣から前条の規定による引渡の請求に関する書面の送付を受けたときは、左の各号の一に該当する場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し関係書類を送付して、逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて東京高等裁判所に審査の請求をなすべき旨を命じなければならない。

一　明らかに逃亡犯罪人を引き渡すことができない場合に該当すると認めるとき。

二　第二条第六号又は第七号に該当する場合には逃亡犯罪人を引き渡すかどうかについて日本国の裁量に任せる旨の引渡条約の定がある場合において、明らかに同条第六号又は第七号に該当し、且つ、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるとき。

（逃亡犯罪人の拘禁）

第五条　東京高等検察庁検事長は、前条の規定による法務大臣の命令を受けたときは、逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官のあらかじめ発する拘禁許可状により、逃亡犯罪人を拘禁させなければならない。但し、逃亡犯罪人が定まつた住居を有する場合であつて、東京高等検察庁検事長において逃亡犯罪人が逃亡するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

2　前項の拘禁許可状は、東京高等検察庁の検察官の請求により発する。

3　拘禁許可状には、逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、引渡を請求した締約国の名称、有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず拘禁許可状は返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判官が記名押印しなければならない。

第六条　東京高等検察庁の検察官は、検察事務官、警察吏員、海上保安官又は海上保安官補（以下「検察事務官等」という。）に前条の拘禁許可状による拘束をさせることができる。

2　拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束するには、これを逃亡犯罪人に示さなければならない。

3　検察事務官等は、拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束したときは、できる限りすみやかに、これを東京高等検察庁の検察官に引致しなければならない。

4　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七十一条、第七十三条第三項、第七十四条及び第百二十六条の規定は、拘禁許可状による拘束について準用する。

第七条　東京高等検察庁の検察官は、拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束したとき、又は拘禁許可状により拘束された逃亡犯罪人を受け取つたときは、直ちに、その人違でないかどうかを取り調べなければならない。

2　逃亡犯罪人が人違でないときは、直ちに、拘束の事由を告げた上、拘禁すべき監獄を指定し、すみやかに且つ直接、逃亡犯罪人をその監獄に送致しなければならない。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

（審査の請求）

第八条　東京高等検察庁の検察官は、第四条の規定による法務大臣の命令があつたときは、逃亡犯罪人の現在地が判らない場合を除き、すみやかに、東京高等裁判所に対し、逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束し、又は拘禁許可状により拘束された逃亡犯罪人を受け取つたときは、拘束した時又は受け取つた時から二十四時間以内に審査の請求をしなければならない。

2　前項の審査の請求は書面で行い、これに関係書類を添附しなければならない。

3　東京高等検察庁の検察官は、第一項の請求をした

ときは、逃亡犯罪人に前項の請求書の謄本を送付しなければならない。

（東京高等裁判所の審査）

第九条　東京高等裁判所は、前条の審査の請求を受けたときは、すみやかに、審査を開始し、決定をするものとする。逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されているときは、おそくとも、拘束を受けた日から二箇月以内に決定をするものとする。

2　逃亡犯罪人は、前項の審査に関し、弁護士の補佐を受けることができる。

3　東京高等裁判所は、第一項の決定をする前に、逃亡犯罪人及びこれを補佐する弁護士に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。但し、次条第一項第一号又は第二号の決定をする場合は、この限りでない。

4　東京高等裁判所は、第一項の審査をするについて必要があるときは、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。この場合においては、その性質に反しない限り、刑事訴訟法第一編第十一章から第十三章まで及び刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

（東京高等裁判所の決定）

第十条　東京高等裁判所は、前条第一項の規定による審査の結果に基いて、左の区別に従い、決定をしなければならない。

一　審査の請求が不適法であるときは、これを却下する決定

二　逃亡犯罪人を引き渡すことができない場合に該当するときは、その旨の決定

三　逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するときは、その旨の決定

2　前項の決定は、その主文を東京高等検察庁の検察官に通知することによつて、その効力を生ずる。

3　東京高等裁判所は、第一項の決定をしたときは、すみやかに、東京高等検察庁の検察官及び逃亡犯罪人に裁判書の謄本を送達し、東京高等検察庁の検察官にその提出した関係書類を返還しなければならない。

（審査請求命令の取消）

第十一条　外務大臣は、第三条の規定による書面の送付をした後に締約国から逃亡犯罪人の引渡の請求を撤回する旨の通知があつたときは、直ちに、その旨を法務大臣に通知しなければならない。

2　法務大臣は、第四条の命令をした後に、外務大臣から前項の規定による通知を受け、又は第四条各号の一に該当するに至つたときは、直ちに、その命令を取り消すとともに、第八条第三項の規定による審査請求書の謄本の送付を受けた逃亡犯罪人にその旨を通知しなければならない。

3　東京高等検察庁の検察官は、審査の請求をした後に審査請求命令が取り消されたときは、すみやかに、審査の請求を取り消さなければならない。

（逃亡犯罪人の釈放）

第十二条　東京高等検察庁の検察官は、第十条第一項第一号若しくは第二号の決定があつたとき、又は前条の規定により審査請求命令が取り消されたときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

（裁判所の謄本等の法務大臣への提出）

第十三条　東京高等検察庁検事長は、第十条第三項の規定により、裁判書の謄本が東京高等検察庁の検察官に送達されたときは、すみやかに、意見を附し、関係書類とともに、これを法務大臣に提出しなければならない。

（引渡に関する法務大臣の命令等）

第十四条　法務大臣は、第十条第一項第三号の決定があつた場合において、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当であると認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し逃亡犯罪人の引渡を命ずるとともに、逃亡犯罪人にその旨を通知し、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるときは、直ちに、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならない。

2　東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたとき、又は第十条第三項の規定により同条第一項第三号の決定の裁判書の謄本の送達を受けた日から十日以内に前項の規定による引渡の命令がないときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

3　法務大臣は、第一項の規定により逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認める旨の通知をした後は、当該引渡請求につき逃亡犯罪人の引渡を命ずることができない。但し、第二条第六号の場合に関し引渡条約に別段の定がある場合において、同条同号に該当するため逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認める旨の通知をした後同条同号に該当しないこととなつたときは、この限りでない。

（引渡の場所及び期限）

第十五条　前条第一項の引渡の命令による逃亡犯罪人の引渡の場所は、逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されている監獄とし、引渡の期限は、引渡命令の日の翌日から起算して三十日目の日とする。但し、逃亡犯罪人が引渡の命令の日に拘禁されていないときは、引渡の場所は、拘禁状により逃亡犯罪人を拘禁すべき監獄又は拘禁が停止されるまで逃亡犯罪人が拘禁されていた監獄とし、引渡の期限は、逃亡犯罪人が拘禁状により拘束され、又は拘禁の停止の取消により拘束された日の翌日から起算して三十日目の日とする。

（引渡に関する措置）

第十六条　第十四条第一項の規定による引渡の命令は、引渡状を発して行う。

2　引渡状は、東京高等検察庁検事長に交付しなければならない。

3　法務大臣は、引渡状を発すると同時に、外務大臣に受領許可状を送付しなければならない。

4　引渡状及び受領許可状には、逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、引渡を請求した締約国の名称、引渡の場所、引渡の期限及び発付の年月日を記載し、法務大臣が記名押印しなければならない。

第十七条　東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡状の交付を受けた場合において、逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁され、又はその拘禁が停止されているときは、逃亡犯罪人が拘禁され、又は停止されるまで拘禁されていた監獄の長に対し、引渡状を交付して逃亡犯罪人の引渡を指揮しなければならない。

2　前項に規定する場合を除き、東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡状の交付を受けたときは、東京高等検察庁の検察官をして拘禁状により逃亡犯罪人を拘禁させなければならない。

3　前項の拘禁状は、東京高等検察庁の検察官が発する。

4　第六条及び第七条の規定は、拘禁状による逃亡犯罪人の拘束について準用する。

5　東京高等検察庁検事長は、拘禁状により拘束された逃亡犯罪人が拘禁すべき監獄に送致されたときは、すみやかに、その監獄の長に対し引渡状を交付して逃亡犯罪人の引渡を指揮するとともに、法務大臣にその旨及び拘束した年月日を報告しなければならない。

第十八条　法務大臣は、東京高等検察庁検事長から前条第五項又は第二十二条第六項の規定による報告があつたときは、直ちに、外務大臣に対し、逃亡犯罪人を引き渡すべき場所に拘束した旨及び引渡の期限を通知しなければならない。

第十九条　外務大臣は、第十六条第三項の規定による受領許可状の送付を受けたときは、直ちに、これを引渡を請求した締約国に送付しなければならない。

2　外務大臣は、前条の規定による通知を受けたときは、直ちに、その内容を締約国に通知しなければならない。

第二十条　第十七条第一項又は第五項の規定による逃亡犯罪人の引渡の指揮を受けた監獄の長は、締約国の官憲から受領許可状を示して逃亡犯罪人の引渡を求められたときは、逃亡犯罪人を引き渡さなければならない。

2　監獄の長は、引渡の期限内に前項の規定による引渡の求がないときは、逃亡犯罪人を釈放し、その旨を東京高等検察庁検事長に報告しなければならない。

（締約国の官憲による逃亡犯罪人の護送）

第二十一条　前条第一項の規定により、逃亡犯罪人の引渡を受けた締約国の官憲は、すみやかに、逃亡犯罪人を締約国内に護送するものとする。

（拘禁の停止）

第二十二条　東京高等検察庁の検察官は、必要と認めるときは、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を親族その他の者に委託し、又は逃亡犯罪人の住居を制限し、拘禁の停止をすることができる。

2　東京高等検察庁の検察官は、必要と認めるときは、いつでも、拘禁の停止を取り消すことができる。第十七条第一項の規定により法務大臣から東京高等検察庁検事長に対して引渡状の交付があつたときは、拘禁の停止を取り消さなければならない。

3　東京高等検察庁の検察官は、前項の規定により拘禁の停止を取り消したときは、検察事務官等に逃亡犯罪人の拘束をさせることができる。

4　前項の規定による拘束は、拘禁許可状の謄本及び東京高等検察庁の検察官が作成した拘禁の停止を取り消した旨の書面を逃亡犯罪人に示した上、これを拘禁すべき監獄に引致して行う。

5　前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、逃亡犯罪人に対し拘禁の停止が取り消された旨を告げて、これを拘禁すべき監獄に引致することができる。但し、その書面は、できる限りすみやかに逃亡犯罪人に示さなければならない。

6　東京高等検察庁検事長は、第二項後段の規定による拘禁の停止の取消があつた場合において、逃亡犯罪人が拘禁すべき監獄に送致されたときは、すみやかに、法務大臣にその旨及び拘束した年月日を報告しなければならない。

7　左の各号の一に該当するときは、停止されている拘禁は、その効力を失う。

一　逃亡犯罪人に対し、第十条第一項第一号又は第二号の決定の裁判書の謄本が送達されたとき。

二　逃亡犯罪人に対し、第十一条第二項の規定による通知があつたとき。

三　逃亡犯罪人に対し、第十四条第一項の規定により、法務大臣から引き渡すことが相当でないと認める旨の通知があつたとき。

（仮拘禁に関する通知等）

第二十三条　外務大臣は、引渡条約に基き、締約国から逃亡犯罪人が犯した引渡犯罪についてその者を逮捕すべき旨の令状が発せられたことの通知があり、且つ、当該締約国の外交官が締約国において引渡条約に従つて逃亡犯罪人の引渡の請求をすべき旨を保証したときは、その通知及び保証があつたことを証明する書面を作成し、これを法務大臣に送付しなければならない。

2　前項の書面には、関係書類があるときは、これを添附しなければならない。

（仮拘禁に関する措置）

第二十四条　法務大臣は、前条第一項の規定による書面の送付を受けた場合において、逃亡犯罪人を仮に拘禁することを相当と認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し、逃亡犯罪人を仮に拘禁すべき旨を命じなければならない。

第二十五条　東京高等検察庁検事長は、前条の規定による法務大臣の命令を受けたときは、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する仮拘禁許可状により、逃亡犯罪人を拘禁させなければならない。

2　第五条第二項及び第三項、第六条並びに第七条の規定は、仮拘禁許可状による拘禁について準用する。

第二十六条　法務大臣は、仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人について、外務大臣から第三条の規定による引渡の請求に関する書面の送付を受けた場合において、第四条各号の一に該当するため同条の規定による命令をしないときは、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し、仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならない。

2　東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたときは、直ちに、逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

第二十七条　東京高等検察庁検事長は、仮拘禁許可状が発せられている逃亡犯罪人について第四条の規定による法務大臣の命令を受けたときは、直ちに、東京高等検察庁の検察官をして、逃亡犯罪人に対し引渡の請求があつた旨を告知させなければならない。

2　前項の告知は、逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁されている場合には、その監獄の長に通知して行い、拘禁されていない場合には、逃亡犯罪人に書面を送付して行う。

3　仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人に対し第一項の規定による告知があつたときは、その拘禁は、拘禁許可状による拘禁とみなし、第八条第一項の規定の適用については、その告知があつた時に東京高等検察庁の検察官が拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘禁したものとみなす。

第二十八条　外務大臣は、第二十三条の規定による書面の送付をした後に締約国から逃亡犯罪人の引渡の請求をしない旨の通知があつたときは、直ちに、その旨を法務大臣に通知しなければならない。

2　法務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し、仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならない。

3　東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたときは、直ちに、逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

第二十九条　仮拘禁許可状により逃亡犯罪人が拘禁されている監獄の長は、逃亡犯罪人が拘束された日から二箇月以内に第二十七条第二項の規定による通知を受けないときは、逃亡犯罪人を釈放し、その旨を東京高等検察庁検事長に報告しなければならない。

第三十条　第二十二条第一項から第五項までの規定は、仮拘禁許可状による拘禁に準用する。

2　前項において準用する第二十二条第一項の規定により、仮拘禁許可状による拘禁の停止があつた場合において、逃亡犯罪人に対し第二十七条第一項の規定による告知がなされたときは、当該仮拘禁許可状による拘禁の停止は、第二十二条第一項の規定による拘禁の停止とみなす。

3　第一項において準用する第二十二条第一項の規定により、仮拘禁許可状による拘禁の停止があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、停止されている仮拘禁許可状による拘禁は、その効力を失う。

一　逃亡犯罪人に対し、第二十六条第一項又は第二十八条第二項の規定による通知があつたとき。

二　逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘束された日から二箇月以内に、逃亡犯罪人に対し第二十七条第一項の規定による告知がないとき。

（最高裁判所の規則）

第三十一条　この法律に定めるものの外、東京高等裁判所の審査に関する手続及び拘禁許可状又は仮拘禁許可状の発付に関する手続について必要な事項は、最高裁判所が定める。

（東京高等裁判所の管轄区域の特例）

第三十二条　この法律に定める東京高等裁判所若しくはその裁判官又は東京高等検察庁の検察官の職務の執行に関しては、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の規定にかかわらず、東京高等裁判所には、管轄区域の定がないものとする。

（引渡条約発効前に犯された引渡犯罪に関する引渡の請求）

第三十三条　日本国と外国との間に新たに引渡条約が締結された場合においては、引渡条約に締約国が日本国に対し当該引渡条約の効力発生前に犯された引渡犯罪については逃亡犯罪人の引渡を請求することができない旨の定がある場合を除き、この法律は、当該引渡条約の効力発生前に犯された引渡犯罪につきその効力発生後になされた引渡の請求に関しても、適用されるものとする。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年七月二十二日から施行する。

2　逃亡犯罪人引渡条例（明治二十年勅令第四十二号）は、廃止する。

3　この法律は、この法律の施行前に犯された引渡犯罪に関する逃亡犯罪人の引渡の請求についても、適用する。

4　監獄法（明治四十一年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「刑事被告人」の下に「、拘禁許可状、仮拘禁許可状又ハ拘禁状ニ依リ監獄ニ拘禁シタル者」を加える。

第九条中「刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ」の下に「拘禁許可状、仮拘禁許可状又ハ拘禁状ニ依リ監獄ニ拘禁シタル者、」を加える。

5　刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（逃亡犯罪人の引渡を請求した場合における補償）

第二十六条　犯罪人の引渡に関する条約により、日本国が締約国に対し逃亡犯罪人の引渡を請求した場合において、締約国が当該逃亡犯罪人の引渡のためにした抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留又は拘禁とみなす。

（法務・外務・内閣総理大臣署名）

法律第六十九号（昭二八・七・二一）

◎昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法

（この法律の目的）

第一条　この法律は、昭和二十八年四月から五月までの間における凍霜害によつて損失を受けた農業者（養蚕業者を含む。）に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「被害農家」とは、養蚕業者又は茶その他政令で定める農作物を栽培している農業者であつて、昭和二十八年四月から五月までの間における凍霜害（以下「凍霜害」という。）による繭又は当該農作物の減収がその平年における収穫量の百分の三十以上である旨の市町村長（特別区のある地にあつては特別区の区長、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合管理者。次項において同じ。）の認定を受けたものをいう。

2　この法律において「営農資金」とは、農業協同組合又は金融機関が、被害農家に対し、肥料、薬剤等の購入資金その他農業経営に必要な資金として、市町村長が認定する損失額を基準として政令の定めるところにより算出される額の範囲内において、償還期限二年（政令で定める場合は三年）以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和二十八年九月三十日までに貸し付けるものをいう。

（国庫補助）

第三条　政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で左に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一　都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対しその貸し付けた営農資金（農業協同組合が農業協同組合連合会又は農林中央金庫から借り入れた資金をもつて貸し付けたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ。）につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

二　都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

三　市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対し、その貸し付けた営農資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四　市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

五　都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が営農資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

六　都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

七　市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が営農資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償するのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

八　市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し補償するのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

2　前項第五号から第八号までの契約には、左の各号の事項を含まなければならない。

一　当該契約の当事者である農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関（以下「融資機関」という。）は、当該契約により損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二　融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

3　第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限到来後三月を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

第四条　前条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る同項各号の営農資金の総額は、二十億円を限度とする。

2　前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘（政令で定める場合は年三分）の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額の範囲内とする。

（政府への納付金）

第五条　第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2　第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

（補助金の打切又は返還）

第六条　政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三条第一項各号の契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（農林漁業金融公庫の行う業務の特例）

第七条　農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条に掲げる業務の外、政令の定めるところにより、被害農家、農業協同組合又は農業協同組合連合会に対し、凍霜害を受けた桑、茶その他政令で定める農作物の樹勢回復のため昭和二十八年において施用する肥料の購入に必要な資金、昭和二十八年産夏秋蚕を増産するた

めに要する蚕種の購入に必要な資金及び凍霜害を受けたそ菜の代作用種子の購入に必要な資金の貸付をすることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第七十号　（昭二八・七・二一）

◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百億円」を「百八十億九千三百万円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　農林漁業金融公庫法第四条の改正規定による政府の一般会計からの出資金は、昭和二十八年度において出資するものとする。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第七十一号　（昭二八・七・二二）

◎人権擁護委員法の一部を改正する法律

人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「都道府県の人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県人権擁護委員連合会」に改める。

第六条の見出し中「推薦委嘱」を「推薦及び委嘱」に改め、同条第二項中「都道府県知事、当該都道府県の区域内の弁護士会及び当該都道府県人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県知事並びに当該都道府県の区域（北海道にあつては、第十六条第二項但書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第五項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会」に、同条第三項中「第四条第二項の規定により定められた定数の倍数の者」を「人権擁護委員の候補者」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項として、第三項の次に次の二項を加える。

4　法務大臣は、市町村長が推薦した候補者が、人権擁護委員として適当でないと認めるときは、市町村長に対し、相当の期間を定めて、さらに他の候補者を推薦すべきことを求めることができる。

5　前項の場合において、市町村長が、同項の期間内に他の候補者を推薦しないときは、法務大臣は、第二項の規定にかかわらず、第三項に規定する者の中から、都道府県知事並びに当該都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聞いて、人権擁護委員を委嘱することができる。

第六条に次の一項を加える。

8　市町村長は、法務大臣から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。

第九条中「二年」を「三年」に改め、同条に次の但書を加える。

但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

第十条中「その者を推薦した市町村長の管轄する区域内」を「その者の置かれている市町村の区域内」に改める。

第十五条第一項中「都道府県人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県人権擁護委員連合会」に改める。

第十六条の見出しを「（協議会、連合会及び全国連合会）」に改め、同条第二項中「人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県人権擁護委員連合会」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

第十六条に次の一項を加える。

3　全国の都道府県人権擁護委員連合会は、全国人権擁護委員連合会を組織する。

第十七条第二項及び第十八条中「都道府県人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県人権擁護委員連合会」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（全国連合会の任務）

第十八条の二　全国人権擁護委員連合会の任務は、左の通りとする。

一　都道府県人権擁護委員連合会の任務に関する連絡及び調整をすること。

二　人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集をすること。

三　人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表をすること。

四　人権擁護上必要がある場合に、関係機関に対し意見を述べること。

五　その他人権擁護上必要と認める事項を行うこと。

2　全国人権擁護委員連合会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を法務大臣に報告しなければならない。

第十九条中「人権擁護委員協議会又は都道府県人権擁護委員協議会連合会」を「人権擁護委員協議会、都道府県人権擁護委員連合会又は全国人権擁護委員連合会」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第七十二号　（昭二八・七・二二）

◎離島振興法　（衆法）

（目的）

第一条　この法律は、本土より隔絶せる離島の特殊事情よりくる後進性を除去するための基礎条件の改善並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基く事業を迅速且つ強力に実施することによつて、その経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（指定）

第二条　内閣総理大臣は、離島振興対策審議会の意見を聞いて、第一条の目的を達成するために必要と認める離島を、離島振興対策実施地域として指定する。

2　内閣総理大臣は、前項の指定をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

（離島振興計画の作成）

第三条　前条の規定により、離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県知事は、当該地域について離島振興計画を作成し、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

2　前項の離島振興計画は、その地域について、国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）第七条の二第一項又は第十条第四項に基く総合開発計画がある場合には、これと調和したものでなければならない。

（離島振興計画の内容）

第四条　前条の離島振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

一　本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通を確保するために必要な海空路、港湾、道路及び通信施設の整備

二　資源開発及び産業の振興を促進するために必要な漁港、林道、農地及び電力施設等の整備

三　水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設の整備

四　住民の福祉向上のため必要な教育、厚生及び文化に関する諸施設の整備

（離島振興計画の設定）

第五条　内閣総理大臣は、第三条第一項の規定による報告があつたときは、離島振興対策審議会の意見を聞いて、離島振興計画を定める。

2　内閣総理大臣は、前項の離島振興計画を定めたときは、これを関係都道府県知事に通知するものとする。

第六条　内閣総理大臣は、毎年度、離島振興計画の実施のために必要な事業計画を作成しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による事業計画を作成するときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

（事業の実施）

第七条 前条第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるものの外当該事業に関する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（経費の計上）

第八条 国は、第五条第一項の離島振興計画の実施に要する経費については、毎年度、国の財政の許す範囲内において、これを予算に計上しなければならない。

（特別の助成）

第九条 国は、第五条第一項の離島振興計画の事業を行う地方公共団体その他の者に対し、必要な資金を融通し、又はあつ旋し、その他必要と認める措置を講じなければならない。

2 第五条第一項の離島振興計画の事業に要する費用について国が負担し又は補助する割合は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十二条第一項及び第三項、同法第四十三条第二号及び第三号、漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第二項及び第三項並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十六条の規定（これらの法律に基く命令の規定を含む。）にかかわらず、別表の通りとする。

3 前項の場合において、地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条に規定する普通交付金の交付を受けない地方公共団体については、別表で定める国庫の負担割合及び補助割合を減ずることができる。但し、同項に掲げる法律に規定する国庫の負担割合又は補助割合を下ることはできない。

4 政府は、別表に掲げる費用以外の費用についても、これに対し国が補助する割合及び対象を定める政令がある場合においては、第二項の規定に準じ当該政令の特例を設けるものとする。

（離島振興対策審議会の設置及び権限）

第十条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他離島に関する重要事項を調査審議するために、総理府に離島振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、離島振興に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

（審議会の組織等）

第十一条 審議会は、左に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 七人

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 四人

三 自治庁次長

四 経済審議庁次長

五 大蔵事務次官

六 文部事務次官

七 厚生事務次官

八 農林事務次官

九 通商産業事務次官

十 運輸事務次官

十一 郵政事務次官

十二 建設事務次官

十三 都道府県知事 三人

十四 市町村長 三人

十五 学識経験のある者 三人

2 前項第十三号から第十五号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各号に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第十二条 この法律の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

附　則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十八年三月三十一日限りその効力を失う。

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中特殊土じよう地帯対策審議会の項の次に次の一項を加える。

離島振興対策審議会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

4 経済審議庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十九号に次のように加える。

ホ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）

5 農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「開拓地」の下に「及び離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条の規定による離島振興対策実施地域」を加える。

別表

㈠ 港湾法第四十二条第一項及び第三項並びに同法第四十三条第二号及び第三号に規定する費用について

港湾の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合又は補助割合
特定重要港湾以外の重要港湾	水域施設又は外かく施設の建設又は改良（重要な工事に限る。） けい留施設又は臨港交通施設の建設又は改良	港湾管理者	十分の十 十分の七・五
避難港	水域施設又は外かく施設の修築 けい留施設の修築	港湾管理者	百分の百 百分の七十五
地方港湾	水域施設又は外かく施設の建設又は改良 けい留施設又は臨港交通施設の建設又は改良	港湾管理者	十分の十 十分の七・五

㈡ 漁港法第二十条第二項及び第三項に規定する費用について

漁港の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合又は補助割合
第一種漁港 第二種漁港 第三種漁港	外かく施設又は水域施設の修築 けい留施設の修築	国以外の者	百分の百 百分の七十五
第四種漁港	外かく施設又は水域施設の修築 けい留施設の修築	国以外の者	百分の百 百分の八十

㈢ 道路法第五十六条に規定する費用について

道路の区分	事業の区分	事業主体	国庫の補助割合
建設大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道	新設及び改築	道路管理者	三分の二
資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に整備する必要のある道路	新設及び改築	道路管理者	三分の二

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・建設大臣署名）

* * *

法律第七十三号（昭二八・七・二三）

◎道路整備費の財源等に関する臨時措置法（衆法）

（目的）

第一条 この法律は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）に規定する道路のほ装その他の改築及び修繕を促進して道路の整備を図り、もつて自動車交通

の安全の保持とその能率の増進とに寄与することを目的とする。

（道路整備五箇年計画）

第二条　建設大臣は、昭和二十九年度以降五箇年間における一級国道及び二級国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路のほ装その他の道路の改築及び修繕（北海道にあつては維持を含む。）に関する計画（以下「道路整備五箇年計画」という。）の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

2　建設大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、道路整備五箇年計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3　前二項の規定は、道路整備五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

（道路整備費の財源）

第三条　政府は、昭和二十九年度以降五箇年間は、毎年度揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）による当該年度の税収入額に相当する金額を、道路整備五箇年計画の実施に要する道路法及び道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）に基く国の負担金又は補助金の財源に充てなければならない。

（負担金等の特例）

第四条　地方公共団体に対する道路のほ装その他の改築又は修繕に関する国の負担金の割合又は補助金の率については、昭和二十九年度以降五箇年間は、道路法（第八十八条を除く。）及び道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の規定にかかわらず、改築については四分の三、修繕については二分の一の範囲内で、政令で特別の定をすることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第七十四号（昭二八・七・二三）

◎海上運送法の一部を改正する法律

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二、第十九条の三及び第十九条の四をそれぞれ第十九条の三、第十九条の四及び第十九条の五とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（保険契約締結の命令）

第十九条の二　運輸大臣は、旅客定期航路事業を永続的に確保し、且つ、旅客の利益を保護するため必要があると認めるときは、運輸審議会にはかり、旅客定期航路事業者に対し、当該旅客定期航路事業者が旅客の運送に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結することを命ずることができる。

第二十条の二中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

第三十条第三号及び第三十条の三中「第十九条の三（第十九条の四において準用する場合を含む。）」を「第十九条の四（第十九条の五において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十三条に次の但書を加える。

但し、総トン数五トン未満の船舶（ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。）のみをもつて営む旅客定期航路事業については、この限りでない。

第四十四条中「前条中」を「前条及び第四十五条の二中」に改める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（職権の委任）

第四十五条の二　この法律に規定する運輸大臣の職権で総トン数五トン未満の船舶のみをもつて営む旅客定期航路事業に関するもののうち省令で定めるものは、海運局長が行う。

2　この法律の規定中運輸審議会に関する部分は、海運局長が前項の規定により委任された運輸大臣の職権を行う場合には、適用しない。

第四十九条第一号中「第十九条の二」を「第十九条の三」に改める。

第四十九条第二号中「第十九条の三（第十九条の四において準用する場合を含む。）」を「第十九条の四（第十九条の五において準用する場合を含む。）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律中第十九条の二、第二十条の二、第三十条第三号、第三十条の三、第四十九条第一号及び第四十九条第二号の改正規定は、公布の日から施行し、その他の規定は、公布の日から九十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　この法律中第四十三条の改正規定施行の際現に改正後の同条の規定により新たに旅客定期航路事業となる事業を営んでいる者は、同条の改正規定の施行の日から六十日以内は、海上運送法第三条第一項の規定にかかわらず、当該事業を従前の例により引き続き営むことができる。その期間内に当該航路について旅客定期航路事業の免許を申請した場合においては、その申請について免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受けるまでの期間についても同様である。

3　運輸大臣が前項の申請を受けた日から百八十日以内に、当該申請について免許をする旨又は免許をしない旨の通知をしないときは、当該申請は、免許されたものとする。

（他の法律の改正）

4　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の一部を次のように改める。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一　総噸数五噸未満ノ船舶（旅客運送ノ用ニ供スルモノヲ除ク）

第五条の次に次の一条を加える。

第五条ノ二　前条ノ規定ニ拘ラズ総噸数五噸未満ノ船舶及第三十二条各号ニ掲グル船舶ニシテ旅客運送ノ用ニ供スルモノニ付テノ検査ハ主務大臣ニ於テ必要ト認ムル時ニ随時之ヲ行フモノトシ当該検査ノ方法及検査ニ基キ交付スル証書ソノ他ノ書類ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条中「第五条」の次に「、第五条ノ二」を加える。

第二十四条ノ二中「第十条第二項」を「第五条ノ二、第十条第二項」に改める。

第三十二条に次の但書を加える。

但シ旅客運送ノ用ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

5　船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「船舶」の下に「（旅客運送の用に供する船舶を除く。）」を加える。

別表第一の船舶の欄平水区域を航行区域とする汽船の項中

「

総トン数百トン未満のもの	船長	丙種航海士
	機関長	丙種機関士

」の前に

「

総トン数五トン未満のもの	船長	小型船舶操縦士

」を加える。

別表第七の船舶の欄中「平水区域を航行区域とする汽船」を「平水区域を航行区域とする汽船（総トン数五トン未満であつて旅客運送の用に供するものを除く。）」に改める。

6　運輸大臣は、附則第五項施行の際、現に総トン数五トン未満の船舶であつて旅客運送の用に供するものにおいて、船長の職務を行つている者に対しては、その居住する市町村の長（特別区にあつては特別区の長）のその旨及び当該船舶が旅客運送の用に供するものであることの証明があつた場合に限り、昭和二十九年八月三十一日までのその者の申請により、試験を行わないで、小型船舶操縦士の資格についての免許を与えることができる。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第七十五号（昭二八・七・二四）

◎大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号を同条第三号とし、以下一号ずつ繰り

下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　政府関係機関の予算、決算及び会計に関すること。

第十四条中「印刷局」を「税関研修所」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（税関研修所）

第十六条の二　税関研修所は、大蔵省の職員に対して、税関行政に従事するため必要な職務上の訓練を行う機関とする。

2　税関研修所に支所を置く。

3　税関研修所及び支所の位置及び組織は、大蔵省令で定める。

第二十三条各号列記以外の部分中「並びに同条第四号から第九号までに掲げるもの」を「、同項第四号から第九号までに掲げるもの、第十条第十一号並びに第十三条第四号、第五号、第八号及び第十三号に掲げるもの」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「、支払手段、貴金属、証券及び債権を化体する書類」を「及び貴金属」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第二十四条の表中

「

横浜税関	横浜市	東京都　神奈川県　埼玉県　茨城県　群馬県　栃木県　千葉県　山梨県　新潟県　福島県　宮城県　山形県

」を

「

東京税関	東京都	東京都
横浜税関	横浜市	神奈川県　埼玉県　茨城県　群馬県　栃木県　千葉県　山梨県　新潟県　福島県　宮城県　山形県

」に、

「

門司税関	門司市	福岡県　山口県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県

」を

「

門司税関	門司市	福岡県（長崎税関の管轄に属する地域を除く。）　山口県　佐賀県のうち唐津市、東松浦郡及び西松浦郡　長崎県のうち壱岐郡、下県郡及び上県郡　大分県　宮崎県
長崎税関	長崎市	長崎県（門司税関の管轄に属する地域を除く。）　佐賀県（門司税関の管轄に属する地域を除く。）　福岡県のうち久留米市、大牟田市、柳川市、浮羽郡、三井郡、三潴郡、八女郡、山門郡及び三池郡　熊本県　鹿児島県

」に

改める。

第二十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、東京税関及び長崎税関においては、税関長官房及び左の二部を置く。

監視部

業務部

附　則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第七十六号（昭二八・七・二四）

◎町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（衆法）

昭和二十七年十二月二十一日から昭和二十八年七月三十一日までに警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）第四十条の三第六項の規定により警察を維持しないことに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村長がその議会の同意を得て、警察維持に関する責任の転移の時期を繰り上げたい旨を昭和二十八年八月二十日までに国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請し、同年八月三十一日までにその承認を得たものについては、その警察維持に関する責任の転移は、同条第八項の規定にかかわらず、同年九月一日に行われるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（昭和二十七年法律第三百三十三号）は、廃止する。

（内閣総理大臣署名）

法律第七十七号（昭二八・七・二四）

◎木船再保険特別会計法

（設置）

第一条　木船再保険法（昭和二十八年法律第六十五号。以下「法」という。）による木船再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、木船再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条　この会計は、運輸大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条　この会計においては、再保険料、法第十三条の規定による納付金、法第十六条の規定による一般会計からの繰入金、借入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、再保険金、法第八条の規定による再保険料の払いもどし金（以下「再保険料の払いもどし金」という。）、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予定計算書の作製及び送付）

第四条　運輸大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

一　前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

（歳入歳出予算の区分）

第五条　この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第六条　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第四条第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第七条　この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理するものとする。

2　この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、積立金を減額して整理するものとする。但し、その損失の額が積立金の額を超過するときは、その超過額を、積立金がないときは、その損失の額をそれぞれ損失の繰越として整理するものとする。

（剰余金の繰入）

第八条　この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第九条　運輸大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十条　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国

会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（余裕金の預託）

第十一条　この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（借入金）

第十二条　この会計において、再保険金及び再保険料の払いもどし金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2　前項の規定により借入金をすることができる金額は、再保険料をもつて再保険金及び再保険料の払いもどし金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

（一時借入金）

第十三条　この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることができる。

2　前項の規定による一時借入金は、当該年度内において償還しなければならない。

（借入金及び一時借入金の借入、償還等の事務）

第十四条　前二条の規定による借入金及び一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（国債整理基金特別会計への繰入）

第十五条　第十二条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十三条第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（支出未済額の繰越）

第十六条　この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　運輸大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

第十七条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、法施行の日から施行する。

2　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「緊要物資輸入基金特別会計、」の下に「木船再保険特別会計、」を加える。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第七十八号（昭二八・七・二四）

◎保険業法等の一部を改正する法律

第一条　保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「前条」を「第一条」に改める。

第十二条ノ三第一号中「海上保険事業（船舶又ハ海上運送（之ニ附随スル船積前又ハ陸揚後一定期間内ニ於ケル陸上運送ヲ含ム）中ノ貨物ヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ヲ云ヒ当該陸上運送中ノ貨物ノミヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ヲ除ク以下同ジ）」の下に「又ハ航空保険事業（航空機、航空機ニ依リ運送セラルル貨物又ハ航空機ノ管理ニ際シ他人ニ与ヘタル損害ヲ賠償スル責任ヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ヲ云ヒ旅行者ノ航空機搭乗中ノ傷害ニ因ル損害ヲ塡補スル損害保険事業ヲ含ム以下同ジ）」を加え、同条第二号中「海上保険事業」の下に「及航空保険事業」を加える。

第十四条中「前条」を「第十三条」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条ノ二　会社ハ商法第二百二十四条ノ二第二項ノ規定ニ拘ラズ毎決算期ノ翌日ヨリ九十日ヲ超エザル期間株主名簿ノ記載ノ変更ヲ為サザル旨ヲ定款ヲ以テ定ムルコトヲ得

会社ハ商法第二百二十四条ノ二第三項ノ規定ニ拘ラズ定時総会ノ会日以前九十日ヲ超エザル日以内ノ一定ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載アル株主又ハ質権者ヲ以テ定時総会ニ於テ議決権ヲ行使シ又ハ配当ヲ受クベキ者ト看做ス旨ヲ定款ヲ以テ定ムルコトヲ得

第十九条第二項中「十万円」を「三千万円」に改める。

第八十八条に次の一項を加える。

第一項ノ責任準備金ノ計算ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条　外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項第五号中「未経過保険料準備金」を「責任準備金」に改め、同条第六項中「及び未経過保険料準備金」を削る。

第十三条中「又は未経過保険料準備金」を削る。

第二十一条第一項中「又は未経過保険料準備金」を削る。

第三十六条第三号中「、未経過保険料準備金」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第七十九号（昭二八・七・二四）

◎輸出信用保険法の一部を改正する法律

輸出信用保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

輸出保険法

「輸出信用保険」を「輸出保険」に、「甲種保険」を「普通輸出保険」に、「乙種保険」を「輸出代金保険」に、「丙種保険」を「輸出金融保険」に、「丁種保険」を「海外広告保険」に、「輸出信用保険審議会」を「輸出保険審議会」に改める。

目次を次のように改める。

目次
第一章　総則（第一条―第一条の七）
第二章　普通輸出保険（第二条―第五条）
第三章　輸出代金保険（第五条の二―第五条の六）
第三章の二　輸出手形保険（第五条の七―第五条の十一）
第四章　輸出金融保険（第六条―第十条）
第五章　海外広告保険（第十一条―第十四条）
第六章　不服の申立（第十五条）
第七章　輸出保険審議会（第十六条―第十九条）
附則

第一条の二第一項中「輸出する契約」の下に「及びその貨物の輸出に伴い技術を提供する契約」を加え、同条第二項中「貨物を輸出するもの」の下に「及び技術を提供するもの」を加える。

第一条の三を次のように改める。

（輸出保険の種類）

第一条の三　輸出保険は、普通輸出保険、輸出代金保険、輸出手形保険、輸出金融保険及び海外広告保険とする。

第一条の六中「再保険若しくは」を「再保険、輸出手形保険若しくは」に改める。

第一条の七を次のように改める。

（契約の限度）

第一条の七　政府は、左の各号に掲げる金額がそれぞれ会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内において、輸出保険の保険契約を締結するものとする。

一　一会計年度内に締結する保険契約により再保険する普通輸出保険の保険金額の総額

二　一会計年度内に引き受ける輸出代金保険の保険金額の総額

三　一会計年度内に締結する輸出手形保険の保険契約に基いて成立する保険関係の保険金額の総額

四　一会計年度内に締結する輸出金融保険の保険契約に基いて成立する保険関係の保険金額の総額

五　一会計年度内に引き受ける海外広告保険の保険金額の総額

第三条を次のように改める。

（保険契約）

第三条　普通輸出保険は、輸出者が保険契約の締結後生じた左の各号の一に該当する事由によつて輸出契約に基いて貨物を輸出し、若しくは輸出貨物の代金を回収することができなくなつたことにより受ける損失（輸出貨物について生じた損失を除く。）、輸出者が当該損失を受けたことによつて供給契約の当事者たる政令で定める貨物に係る生産者が供給契約に基いて当該貨物を引き渡し、若しくは当該貨物の代金を回収することができなくなつたことにより受ける損失又は輸出者が保険契約の締結後生じた左の各号の一に該当する事由による航海若しくは航路の変更により海上の運賃若しくは保険料を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失をてん補する輸出保険とする。

一　外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二　仕向国において実施される輸入の制限又は禁止

三　仕向国における戦争、革命又は内乱

四　前各号に掲げるものの外、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰することができないもの

五　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）による輸出の制限又は禁止（同法第五十三条の規定による禁止を除く。）

第五条第一項を次のように改める。

輸出者を被保険者とする普通輸出保険において保険会社がてん補すべき額は、輸出者が第三条各号の一に該当する事由により輸出することができなくなつた貨物の輸出契約に基く代金の額又は輸出契約に基く輸出貨物の代金の額のうち回収することができなくなつた金額から左の各号に掲げる金額を控除した残額又は輸出者が第三条各号の一に該当する事由による航海若しくは航路の変更により新たに負担すべきこととなつた海上の運賃若しくは保険料の増加額に、百分の九十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額とする。

一　輸出貨物の処分その他損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額又は回収し得べき金額

二　当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

三　貨物の輸出によつて取得すべきであつた利益（当該事由の発生により輸出することができなくなつた貨物に係る部分に限る。）の額

第五条の二第二項中「政令で定める貨物を輸出した場合」を「、政令で定める貨物を輸出し、又は政令で定める貨物の輸出に伴い技術を提供した場合」に、「輸出貨物の代金」を「輸出貨物の代金又は技術の対価」に改める。

第五条の三第一項中「輸出貨物の代金」を「輸出貨物の代金又は技術の対価」に、「代金の決済」を「代金又は対価の決済」に、「当該代金」を「当該代金又は対価」に改め、同条第二項中「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第五条の四中「代金」の下に「又は対価」を加える。

第五条の四の次に次の二条及び一章を加える。

（代金の回収）

第五条の五　保険金の支払を受けた輸出者は、当該輸出貨物の代金の回収に努めなければならない。

（回収金の納付）

第五条の六　保険金の支払を受けた輸出者は、その支払の請求をした後回収した金額から決済期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

第三章の二　輸出手形保険

（保険契約）

第五条の七　政府は、会計年度又はその半期ごとに、外国為替銀行（外国為替及び外国貿易管理法第十条第一項の認可を受けた銀行をいう。以下同じ。）を相手方として、輸出手形保険の保険契約を締結することができる。

2　輸出手形保険は、外国為替銀行が輸出貨物の代金の回収のため振り出された荷為替手形をその振出人から買い取つたことを政府に通知することにより、その買取につき政府と外国為替銀行との間に、外国為替銀行が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた金額又は荷為替手形につきそ求を受けて支払つた金額をてん補すべき保険関係が成立する輸出保険とする。

（保険価額及び保険金額）

第五条の八　輸出手形保険の保険関係においては、手形金額を保険価額とし、保険価額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。

（保険金）

第五条の九　輸出手形保険の保険関係に基いて政府がてん補すべき額は、保険価額のうち外国為替銀行が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた金額又は荷為替手形につきそ求を受けて支払つた金額から左の各号に掲げる金額を控除した残額に百分の八十を乗じて得た金額とする。

一　満期後に支払を受けた金額

二　附属貨物の処分その他附属貨物に関する権利の行使により回収した金額

三　そ求権を行使して回収した金額

（手形上の権利等）

第五条の十　保険金の支払を受けた外国為替銀行は、第五条の七第二項の保険関係が成立した荷為替手形について、手形上の権利の行使（次項に規定する場合における支払を受けた保険金の額に相当する金額についてのそ求権の行使を除く。）及び附属貨物の処分その他附属貨物に関する権利の行使に努めなければならない。

2　保険金の支払を受けた外国為替銀行は、荷為替手形の満期において支払を受けることができず、又は荷為替手形につきそ求を受けたことについて荷為替手形の振出人の責に帰すべき事由がない場合は、支払を受けた保険金の額に相当する金額についてそ求権を行使してはならない。

（回収金の納付）

第五条の十一　保険金の支払を受けた外国為替銀行は、その支払の請求をした後回収した金額（前条第二項に規定する場合にそ求権を行使して回収した金額を除く。）から荷為替手形の満期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第五条の九に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

第六条第二項中「又は手形割引により」を「若しくは手形割引により」に、「又は輸出する目的」を「若しくは輸出する目的」に、「又は一部」を「若しくは一部」に改め、「譲渡することができなくなつたこと」の下に「又は当該資金によつて輸出した貨物の代金の全部若しくは一部を回収することができなくなつたこと」を加え、同項各号を次のように改める。

一　輸出契約が成立している場合において、輸出者が当該契約に基いて輸出すべき貨物を輸出するため、又は生産者が当該貨物を生産し、加工し、若しくは集荷するために必要とする資金

二　通商産業大臣が政令で定める貨物を輸出する輸出契約が確実に成立する見込があると認めた場合において、生産者が当該貨物を生産し、加工し、又は集荷するために必要とする資金

第七条及び第八条中「百分の七十五」を「百分の八十」に改める。

第十条中「百分の七十五」を「支払を受けた保険金の額の第八条に規定する残額に対する割合」に改める。

第十一条第二項中「政令で定める地域に向け」を削る。

第十五条第一項中「及び」を「又は第一条の五若しくは」に改める。

第十八条第一項中「六箇月」を「一年」に改め、「一回に限り、」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2　輸出補償法（昭和五年法律第六号）は、廃止する。

3　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「輸出保険特別会計」を「輸出保険特別会計」に改める。

4　輸出信用保険特別会計法（昭和二十五年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

輸出保険特別会計法

第一条中「輸出信用保険法」を「輸出保険法」に、「輸出信用保険」を「輸出保険」に改める。

5　設備輸出為替損失補償法（昭和二十七年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条（見出しを含む。）中「輸出信用保険法」を「輸出保険法」に、「輸出信用保険」を「輸出保険」に改める。

6　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十三号を次のように改める。

二十三　輸出保険（普通輸出保険にあつては、その再保険）を行うこと。

第七条第一項第五号及び第六号中「輸出信用保険特別会計」を「輸出保険特別会計」に改める。

第八条中第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一　輸出保険に関すること。

十二　輸出保険特別会計の経理を行うこと。

第二十五条第一項の表中「輸出信用保険審議会」を「輸出保険審議会」に、「輸出信用保険」を「輸出保険」に改める。

第二十七条第四号を次のように改める。

四　輸出保険に関すること。

7　この法律の施行前に保険会社が引き受けた甲種保険並びにこの法律の施行前に成立した甲種保険の再保険及び丙種保険の保険関係については、なお従前の例による。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第八十号（昭二八・七・二四）

◎中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　金融機関を相手方とする保険（第三条―第九条）
第三章　指定法人を相手方とする保険（第九条の二―第九条の五）」を
「第二章　融資保険（第三条―第九条）
第三章　保証保険
第一節　指定法人を相手方とするもの（第九条の二―第九条の五）
第二節　金融機関を相手方とするもの（第九条の六・第九条の七）」に改める。

第一条中「金融機関の」、「指定法人の」及び「金融機関に対する」を削る。

第二条第三項を次のように改める。

3　この法律において「中小企業者」とは、左に掲げるものをいう。

一　資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三十人、鉱業を主たる事業とする事業者については千人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの

二　中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

三　医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの（前二号に掲げるものを除く。）

四　調整組合及び調整組合連合会

「**第二章**　金融機関を相手方とする保険」を「**第二章**　融資保険」に改める。

第三条第一項中「貸付を行つたこと」を「貸付（相互銀行法（昭和二十六年法律第百九十九号）第二条第一項第一号の契約に基く給付及び同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条の無尽による給付（以下「給付」と総称する。）を含む。以下同じ。）を行つたこと」に、「貸付金」を「貸付金の額（給付の場合は、給付金の額から当該給付に係る契約に基いて既に受け入れた掛金の額を控除した残額。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「弁済期」の下に「（給付の場合は、当該給付に係る契約の期間の満了の時。以下同じ。）」を、「回収未済」の下に「（給付の場合は、掛金の受入未済）」を加え、「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同条第三項中「保険関係が成立する貸付金」を「保険関係における保険価額」に改める。

第四条第一項中「貸付金」の下に「（給付の場合は、給付金）」を、「貸付期間」の下に「（給付の場合は、給付の時から当該給付に係る契約の期間の満了の時までの期間）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　前条第一項の保険関係における保険価額は、中小企業者一人につき、合計一千万円（その中小企業者が中小企業等協同組合、調整組合又は調整組合連合会であるときは、三千万円）をこえてはならない。

第六条中「百分の七十五」を「百分の八十」に改める。

第七条第一項中「六月」を「三月」に改める。

第八条を次のように改める。

（回収金の納付）

第八条　保険金の支払を受けた金融機関は、その支払の請求をした後回収した額から弁済期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に、支払を受けた保険金の額の第六条に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を政府に納付しなければならない。

第九条中「貸付金の回収」を「貸付について、貸付金の回収（給付の場合は、掛金の受入）」に改める。

「**第三章**　指定法人を相手方とする保険」を
「**第三章**　保証保険
第一節　指定法人を相手方とするもの」に改める。

第九条の二第一項中「借入」の下に「（給付の受領を含む。）」を、「借入金の額」の下に「（給付の場合は、給付金の額から当該給付に係る契約に基いて既に払い込んだ掛金の額を控除した残額。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「全部又は一部の弁済」を「弁済（給付の場合は、掛金の払込）」に、「百分の五十」を「百分の六十」に改め、同条第三項中「保険関係が成立する保証をした借入金の額」を「保険関係における保険価額」に改める。

第九条の三第一項中「借入金」の下に「（給付の場合は、給付金）」を加え、同条第二項を削る。

第九条の四中「弁済をした借入金」を「弁済（給付の場合は、払込。以下同じ。）をした借入金（給付の場合は、掛金。以下同じ。）」に、「法定利息」を「利息」に改め、「又は費用」を削り、「総弁済額」の下に「（給付の場合は、総払込額）」を加え、「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第九条の五第一項中「第五条」を「第四条第二項及び第五条」に、「保険」を「保証保険」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第七条から第九条までの規定は、指定法人に準用する。この場合において、第八条中「第六条」とあるのは「第九条の四」と読み替えるものとする。

第九条の五の次に次の一節を加える。

第二節　金融機関を相手方とするもの

（保険契約）

第九条の六　政府は、会計年度の半期ごとに、金融機関を相手方として、当該金融機関が中小企業金融公庫若しくは日本開発銀行の委託を受け、又は国民金融公庫を代理して中小企業者に対する貸付を行つたときは、当該金融機関が中小企業者の当該借入による債務を保証することとなつている場合において、当該金融機関がその貸付を行つたことを政府に通知することにより、借入金の額のうち保証をしたこととなる額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、政府と当該金融機関との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2　前項の保険関係においては、借入金の額のうち保証をしたこととなる額を保険価額とし、中小企業者に代つてする借入金の弁済を保険事故とし、保険価額に百分の六十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3　政府は、第一項の保険関係における保険価額の総額の金融機関を通ずる合計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければ、同項の契約を締結することができない。

（準用）

第九条の七　第四条第二項、第五条、第九条の三及び

第九条の四の規定は、金融機関を相手方とする保証保険に準用する。

2　第七条から第九条までの規定は、金融機関に準用する。この場合において、第八条中「第六条」とあるのは「第九条の七第一項において準用する第九条の四」と読み替えるものとする。

第十条中「若しくは第九条の二第一項」を「、第九条の二第一項若しくは第九条の六第一項」に改める。

第十一条第一項中「又は第九条の二第一項」を「、第九条の二第一項又は第九条の六第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「金融機関又は指定法人」を「商工組合中央金庫」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二条第二項中「又は第九条の二第一項」を「、第九条の二第一項又は第九条の六第一項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。但し、第七条第一項及び第八条（これらの各規定を条九条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

3　中小企業信用保険特別会計法（昭和二十五年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第九条の五第三項」を「第九条の五第二項及び第九条の七第二項」に改め、「代位による」を削る。

第十二条中「基金に相当する金額を限度として、」を削る。

（大蔵・厚生・農林・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第八十一号（昭二八・七・二四）

◎納税貯蓄組合法の一部を改正する法律

納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項但書中「部分の金額」を「部分の金額が政令で定める期間内において五万円をこえる場合におけるその引き出された部分の金額」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2　改正後の納税貯蓄組合法第八条第一項の規定は、この法律施行後引き出される納税貯蓄組合預金の利子について適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第八十二号（昭二八・七・二四）

◎公認会計士法の一部を改正する法律（衆法）

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「五年以内」を「六年以内」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第八十三号（昭二八・七・二五）

◎青少年問題協議会設置法

（設置）

第一条　総理府に、附属機関として、中央青少年問題協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。

2　都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）を置くことができる。

（中央協議会）

第二条　中央協議会は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　青少年の指導、育成、保護及びきよう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。

二　青少年の指導、育成、保護及びきよう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2　中央協議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

第三条　中央協議会は、委員二十五人以内で組織する。

2　委員は、左の各号に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一　衆議院議員のうちから衆議院が指名する者　三人

二　参議院議員のうちから参議院が指名する者　二人

三　内閣官房長官その他関係各行政機関の職員　十一人以内

四　最高裁判所の職員　一人

五　学識経験がある者　八人以内

3　前項第五号の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　前項の委員は、再任されることができる。

5　中央協議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6　会長は、会務を総理する。

7　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

8　中央協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

9　専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

10　委員及び専門委員は、非常勤とする。

第四条　中央協議会は、少くとも一月に一回定例会議を開く外、必要に応じて、会議を開くものとする。

2　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第五条　中央協議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

（地方協議会）

第六条　都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（以下「地方協議会」と総称する。）は、当該地方公共団体における第二条第一項に規定する事務をつかさどる。

2　地方協議会は、第二条第一項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

第七条　地方協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2　会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。

3　委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

4　第四条の規定は、地方協議会の会議について準用する。

（相互の協力）

第八条　中央協議会及び地方協議会は、第二条第一項に規定する事項に関し、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

（経費）

第九条　国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

（政令又は条例への委任）

第十条　この法律に定めるものを除く外、中央協議会又は地方協議会に関し必要な事項は、それぞれ、政令又は条例で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の表中「

中央青少年問題協議会	青少年問題協議会設置法（昭和二十八年法律第八十三号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

」を「

中央青少年問題協議会	青少年の指導、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議し、及びその施策の適切な実施のため必要な連絡調整を図ること。

」に改める。

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・労働大臣署名）

◆

法律第八十四号（昭二八・七・二五）

◎在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

（在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正）

第一条　在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

表中「

在南アフリカ連邦日本国公使館	南アフリカ連邦	プレトリア

」を「

在南アフリカ連邦日本国公使館	南アフリカ連邦	プレトリア
在キューバ日本国公使館	キューバ	ハヴアナ
在コスタ・リカ日本国公使館	コスタ・リカ	サン・ホセ
在パナマ日本国公使館	パナマ	パナマ
在ヴェネズエラ日本国公使館	ヴェネズエラ	カラカス
在ボリヴィア日本国公使館	ボリヴィア	ラ・パス
在イラン日本国公使館	イラン	テヘラン
在オーストリア日本国公使館	オーストリア	ウイーン
在ルクセンブルグ日本国公使館	ルクセンブルグ	ルクセンブルグ

」に、「

在リマ日本国領事館	ペルー	リマ

」を「

在リマ日本国領事館	ペルー	リマ
在ベレーン日本国領事館	ブラジル	ベレーン
在ダッカ日本国領事館	パキスタン	ダッカ
在ナイロビ日本国領事館	英領ケニア	ナイロビ
在ラゴス日本国領事館	英領ナイジェリア	ラゴス

」に改める。

（在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正）

第二条　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「俸給、年末手当」を「俸給、期末手当」に改め、同条第二項中「俸給」の下に「及び期末手当」を加え、同条第四項を削る。

第三条及び第四条中「年末手当」を削る。

附則に次の二項を加える。

5　昭和二十八年度に限り、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十四号）施行の日に在職する大使及び公使に対しては、第二条の規定により大使及び公使に支給する期末手当のうち六月十五日に支給すべき期末手当に相当するものを同法施行の日から五日以内に支給する。

6　一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の規定は、前項の期末手当の額について準用する。この場合において、同項中「それぞれその支給日」又は「支給日」とあるのは「在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十四号）施行の日」と、「職員」とあるのは「大使及び公使」と、「俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額」とあるのは「俸給月額」と読み替えるものとする。

別表公使館の項中「

南アフリカ連邦		一三、二〇〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇	二、一〇〇	一、八九〇

」を「

南アフリカ連邦		一三、二〇〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇	二、一〇〇	一、八九〇
キューバ		一三、二〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇
コスタ・リカ		一三、二〇〇	九、九〇〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、二〇〇	四、四六〇	三、七一〇	三、二二〇	二、七二〇	二、四八〇	二、二五〇	二、〇三〇
パナマ		一三、二〇〇	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇
ヴェネズエラ		一三、二〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇
ボリヴィア		一三、二〇〇	九、九〇〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、二〇〇	四、四六〇	三、七一〇	三、二二〇	二、七二〇	二、四八〇	二、二五〇	二、〇三〇
イラン		一三、九〇〇	一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇
オーストリア		一三、九〇〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇	二、一〇〇	一、八九〇
ルクセンブルグ		一三、二〇〇	一〇、六七〇	八、五四〇	七、四七〇	六、四〇〇	五、六〇〇	四、八〇〇	四、〇〇〇	三、四七〇	二、九三〇	二、六七〇	二、四三〇	二、一八〇

」に改め、同表領事館の項中「

リマ		九、九〇〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、二〇〇	四、四六〇	三、七一〇	三、二二〇	二、七二〇	二、四八〇	二、二五〇	二、〇三〇

」を「

リマ			九、九〇〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、二〇〇	四、四六〇	三、七一〇	三、二二〇	二、七二〇	二、四八〇	二、二五〇
ベレーン			一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇
ダッカ			一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇
ナイロビ			九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇	二、一〇〇
ラゴス			八、四七〇	六、七八〇	五、九三〇	五、〇八〇	四、四五〇	三、八一〇	三、一八〇	二、七五〇	二、三三〇	二、一二〇	一、九三〇

二、〇三〇
二、一四〇
二、三五〇
一、八九〇
一、七三〇」

に改める。

（日本政府在外事務所設置法の一部改正）

第三条　日本政府在外事務所設置法（昭和二十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及びその給与」を削る。

第二条の表を次のように改める。

名称	位置
在マニラ日本政府在外事務所	フイリピン　マニラ

第六条から第十二条まで及び別表を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　左に掲げる政令は、廃止する。

一　日本政府在外事務所増置令（昭和二十七年政令第三百六十一号）

二　在外公館増置令（昭和二十八年政令第三十六号）

（外務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第八十五号（昭二八・七・二五）

◎司法試験法の一部を改正する法律

司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項各号を次のように改める。

一　憲法

二　民法

三　商法

四　刑法

五　民事訴訟法

六　刑事訴訟法

七　左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

行政法

破産法

労働法

国際私法

刑事政策

第六条第二項中「民法、」の下に「商法、」を加え、「五科目」を「六科目」に改める。

第十一条第一項中「二百円」を「五百円」に、「五百円」を「千円」に改める。

第十三条第二項中「弁護士会」を「日本弁護士連合会」に改める。

附則第四項中「第六条」を「第六条第一項及び第二項」に、「憲法並びに民法及び刑法のうち一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち一科目」を「左の四科目」に改め、同項に次の各号を加える。

一　憲法

二　刑法

三　民法及び商法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

四　民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

附　則

この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第八十六号（昭二八・七・二五）

◎少年法及び少年院法の一部を改正する法律

第一条　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

（少年鑑別所送致の場合の仮収容）

第十七条の二　家庭裁判所は、前条第一項第二号の措置をとつた場合において、直ちに少年鑑別所に収容することが著しく困難であると認める事情があるときは、決定をもつて、少年を仮に最寄の少年院又は拘置監（監獄法（明治四十一年法律第二十八号）第一条第三項の規定により代用されるものを含まない。）の特に区別した場所に収容することができる。但し、その期間は、収容したときから七十二時間を超えることはできない。

2　前項の規定による収容の期間は、これを前条第一項第二号の措置により少年鑑別所に収容した期間とみなし、同条第三項の期間は、少年院又は拘置監に収容した日から、これを起算する。

3　裁判官が第四十三条第一項の請求のあつた事件につき、第一項の収容をした場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その収容は、これを第一項の規定による収容とみなす。

第二十六条第一項及び第二項中「第十七条第一項第二号」の下に「、第十七条の二第一項」を加える。

第二条　少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項に次の但書を加える。

但し、医療少年院については、男女を分隔する施設がある場合は、この限りでない。

第十七条の二を第十七条の三とし、以下第十七条の四まで順次一条ずつ繰り下げ、第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二　少年院又は少年鑑別所に収容中の者を同行する場合において、やむを得ない事由が生じたときは、少年院に収容中の者については最寄の少年鑑別所又は拘置監（監獄法（明治四十一年法律第二十八号）第一条第三項の規定により代用されるものを含まない。以下同じ。）の特に区別した場所に、少年鑑別所に収容中の者については最寄の少年院又は拘置監の特に区別した場所に、仮にこれを収容することができる。

第二十一条を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2　この法律の施行の際、現に少年院法第二十一条第一項の規定により少年鑑別所に充てられた少年院又は拘置監の特に区別した場所に収容されている者については、この法律の施行の際、少年法第十七条の二の規定による決定があつたものとみなす。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第八十七号（昭二八・七・二七）

◎消防施設強化促進法

（目的）

第一条　この法律は、市町村の消防の用に供する施設の強化を促進し、もつて社会公共の福祉を増進することに寄与することを目的とする。

（国の補助）

第二条　国は、消防の用に供する施設（以下「消防施設」という。）を購入し、又は設置しようとする市町村に対し、その費用の一部を補助することができる。

（補助の対象）

第三条　この法律の規定により国が補助を行うことができる消防施設は、消防の用に供する機械器具及び設備で政令で定めるものとする。

（基準額及び補助率）

第四条　前条の規定により国が行う補助は、予算の範囲内で、基準額の三分の一以内とする。

2　前項の基準額は、消防施設の種類及び規格ごとに、内閣総理大臣が定める。

（補助の申請）

第五条　市町村長は、当該市町村が購入し、又は設置しようとする消防施設に要する費用について国の補助を受けようとする場合においては、総理府令で定めるところにより、当該市町村を包括する都道府県

の知事を経由して、内閣総理大臣に補助金の交付申請書を提出しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、必要な意見を附することができる。

（補助金の交付の取消、停止等）

第六条 内閣総理大臣は、市町村に対して補助金を交付する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、当該市町村に対して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 正当な理由がなくて、消防施設の購入又は設置の全部又は一部を行わないこととなつたとき。

二 補助金を補助の目的以外に使用したとき。

2 前項の規定により内閣総理大臣が補助金の交付の取消若しくは停止又は交付した補助金の返還を命じようとする場合においては、あらかじめ、当該市町村長に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該市町村のため有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

（監督）

第七条 内閣総理大臣は、補助金の交付の目的を最もよく達成するため、必要があると認めるときは、その目的を達成するのに必要な限度において、補助金の交付を受ける市町村の長に対して、報告書の提出を命じ、又は部下の職員をして当該補助に係る消防施設を実地検査させることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第八十八号（昭二八・七・二八）

◎国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表北海道大学の項中「法経学部」を「法学部 経済学部」に改め、同表東京工業大学の項中「東京工業大学附属高等工業教員養成所」を削り、同表富山大学の項中「教育学部」を「教育学部 経済学部」に、同表大阪大学の項中「法経学部」を「法学部 経済学部」に、同表奈良女子大学の項中「理家政学部」を「理学部 家政学部」に、同表広島大学の項中「理学部」を「理学部 医学部」に改める。

第三条の三の表中

「

千葉大学工業短期大学部	千葉県	千葉大学
名古屋工業大学短期大学部	愛知県	名古屋工業大学
京都工芸繊維大学工業短期大学部	京都府	京都工芸繊維大学

」を

「

群馬大学工業短期大学部	群馬県	群馬大学
千葉大学工業短期大学部	千葉県	千葉大学
電気通信大学短期大学部	東京都	電気通信大学
静岡大学工業短期大学部	静岡県	静岡大学
名古屋工業大学短期大学部	愛知県	名古屋工業大学
滋賀大学経済短期大学部	滋賀県	滋賀大学
京都工芸繊維大学工業短期大学部	京都府	京都工芸繊維大学
山口大学工業短期大学部	山口県	山口大学

」に改める。

第四条の見出しを「（大学附置の研究施設）」に改め、同条の表中

「

東京大学	伝染病研究所	東京都	伝染病その他の病源の検索並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究
	東京天文台		天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、暦書編製、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務
	地震研究所		地震の学理及び震災予防に関する事項並びに爆震、爆風及び地震探鉱法に関する事項の研究
	東洋文化研究所		東洋文化に関する総合研究
	理工学研究所		理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究
	社会科学研究所		社会科学に関する総合研究
	新聞研究所		新聞及び時事についての出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成
	史料編さん所		本邦に関する史料の研究、編さん及び出版
	生産技術研究所	千葉県	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験

」を

「

東京大学	伝染病研究所	東京都	伝染病その他の病源の検索並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究
	東京天文台		天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、暦書編製、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務
	地震研究所		地震の学理及び震災予防に関する事項並びに爆震、爆風及び地震探鉱法に関する事項の研究
	東洋文化研究所		東洋文化に関する総合研究
	理工学研究所		理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究
	社会科学研究所		社会科学に関する総合研究
	新聞研究所		新聞及び時事についての出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成
	史料編さん所		本邦に関する史料の研究、編さん及び出版
	応用微生物研究所		応用微生物に関する学理及びその応用の研究
	生産技術研究所	千葉県	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験

」に、同表中

「

岡山大学	温泉研究所	鳥取県	温泉に関する学理及びその応用の研究

」を

「

岡山大学	農業生物研究所	岡山県	農業生物に関する学理及びその応用の研究
	温泉研究所	鳥取県	温泉に関する学理及びその応用の研究

」に改め、

同条に次の一項を加える。

2 前項に掲げる研究所の外、国立大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の研究に従事するものに利用させるため、国立大学に、左表の通り、研究施設を附置する。

大学の名称	研究施設の名称	位置	目的
東京大学	宇宙線観測所	長野県	宇宙線の観測及び研究
京都大学	基礎物理学研究所	京都府	素粒子論その他の基礎物理学に関する研究

第五条の表北海道大学の項中

「

農学部	植物園、農場、演習林

」を

「

農学部	植物園、農場、演習林、牧場
獣医学部	家畜病院

」に、同表帯広畜産大学の項中「農場」を「農場、家畜病院」に、同表岩手大学の項中「演習林」を「演習林、家畜病院」に、同表東北大学の項中「助産婦学校」を「助産婦学校、診療エックス線技師学校」に、同表東京大学の項中「看護学校」を「看護学校、脳研究施設」に、「演習林、」を「演習林、牧場、家畜病院」に、同表東京医科歯科大学の項中「看護学校」を「看護学校、

農村厚生医学研究施設」に、同表東京農工大学の項中「演習林」を「演習林、家畜病院」に、同表新潟大学の項中「教育学部　小学校、中学校、幼稚園」を「教育学部　小学校、中学校、幼稚園　理学部　臨海実験所」に、同表岐阜大学の項中「演習林」を「演習林、家畜病院」に、同表大阪大学の項中「医学部　病院、病院分院、看護学校、助産婦学校、診療エックス線技術学校」を「医学部　病院、病院分院、看護学校、助産婦学校、診療エックス線技師学校　歯学部　病院」に、同表鳥取大学の項中「演習林」を「演習林、家畜病院」に改め、同表岡山大学の項中「、農学研究施設」を削り、同表広島大学の項中「理学部　臨海実験所」を「理学部　臨海実験所　水畜産学部　農場」に、同表山口大学の項中「農場」を「農場、家畜病院」に、同表高知大学の項中「教育学部　小学校、中学校」を「文理学部　臨海実験所　教育学部　小学校、中学校」に、同表九州大学の項中「医学部　病院、看護学校、助産婦学校、結核研究施設」を「理学部　臨海実験所　医学部　病院、看護学校、助産婦学校、結核研究施設」に、同表宮崎大学の項中「演習林」を「演習林、家畜病院」に、同表鹿児島大学の項中「演習林」を「演習林、家畜病院」に改める。

別表第一北海道学芸大学の項中「七〇四人」を「七一二人」に、同表群馬大学の項中「九六三人」を「九六四人」に、同表東京大学の項中「五、六八五人」を「五、七二八人」に、同表東京医科歯科大学の項中「一、〇四七人」を「一、〇四八人」に、同表東京学芸大学の項中「九〇四人」を「九〇五人」に、同表東京教育大学の項中「一、一三七人」を「一、一四八人」に、同表電気通信大学の項中「一四五人」を「一四七人」に、同表新潟大学の項中「一、四五一人」を「一、四五三人」に、同表福井大学の項中「三六〇人」を「三六一人」に、同表静岡大学の項中「七七六人」を「七七七人」に、同表名古屋大学の項中「一、九八一人」を「一、九八五人」に、同表滋賀大学の項中「二九五人」を「二九六人」に、同表京都大学の項中「三、三〇二人」を「三、三〇七人」に、同表大阪大学の項中「二、六一七人」を「二、六二一人」に、同表神戸大学の項中「九九五人」を「九九八人」に、同表岡山大学の項中「一、三八一人」を「一、三八三人」に、同表広島大学の項中「一、三三九人」を「一、四〇二人」に、同表山口大学の項中「六八二人」を「六八三人」に、同表高知大学の項中「三六五人」を「三六六人」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。但し、第三条の三の改正規定は、修業年限及び学年の進行に関しては、同年四月一日から適用する。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第八十九号（昭二八・七・三〇）

◎昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律

1　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十九条の四（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）、検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）第一条、裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）第九条、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第二条若しくは第十条、保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二又は在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条（南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者で、昭和二十八年十二月十五日以前の日で政令で定める日（以下「指定日」という。）に在職するものに対しては、これらの規定による期末手当の額の計算の基礎となるべき給与であつて、その者が指定日現在において受けるべきものの月額の合計額に、指定日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、左の各号の割合を乗じて得た額を、指定日に支給する。

一　在職期間が六月の場合　百分の二十五

二　在職期間が三月以上六月未満の場合　百分の十五

三　在職期間が三月未満の場合　百分の七・五

2　前項に規定する者が同項に掲げる法律の規定により昭和二十八年十二月十五日に受けるべき期末手当の額は、これらの規定にかかわらず、当該期末手当の額から前項の規定により支給を受けるべき額を控除した金額とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第九十号（昭二八・七・三〇）

◎市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「年末手当」を「期末手当、勤勉手当」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年度から適用する。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

法律第九十一号（昭二八・七・三〇）

◎開拓融資保証法

目次

第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　保証協会の業務（第十条―第十七条）
第三章　保証協会の会員（第十八条―第二十八条）
第四章　保証協会の設立（第二十九条―第三十四条）
第五章　保証協会の管理（第三十五条―第五十三条）
第六章　保証協会の解散及び清算（第五十四条―第五十九条）
第七章　保証協会の監督（第六十条―第六十五条）
第八章　罰則（第六十六条―第六十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、開拓者の農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、開拓者の団体と政府又は都道府県との共同の出資によつて設立される開拓融資保証協会が会員の金融機関に対する債務を保証する制度を確立し、もつて開拓地における農業生産力の発展と農業経営の確立を促進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「開拓農業協同組合」とは、開拓者を主たる構成員とする農業協同組合（北海道にあつては、開拓者を構成員の全部又は一部とする農業協同組合）であつて政令で定めるところにより都道府県知事が指定したものをいい、「都道府県開拓農業協同組合連合会」とは、都道府県の区域をこえない区域を地区とする農業協同組合連合会であつて開拓農業協同組合を主たる構成員とするものをいい、「全国開拓農業協同組合連合会」とは、全国を地区とする農業協同組合連合会であつて都道府県開拓農業協

同組合連合会を主たる構成員とするものをいう。

2　都道府県知事は、前項の規定により指定した農業協同組合が政令で定める事由に該当するに至つたときは、政令で定めるところによりその指定を取り消すことができる。

3　この法律で「金融機関」とは、農林中央金庫及び資金の融通を業とするその他の法人であつて政令で定めるものをいう。

（法人格）

第三条　開拓融資保証協会（以下「保証協会」という。）は、法人とする。

（種類）

第四条　保証協会は、都道府県開拓融資保証協会（以下「地方保証協会」という。）及び中央開拓融資保証協会（以下「中央保証協会」という。）とする。

（国及び都道府県の出資）

第五条　都道府県は、地方保証協会に対し、出資をすることができる。

2　政府は、中央保証協会に対し、一億円を出資する。

（区域）

第六条　地方保証協会の区域は、都道府県の区域により、中央保証協会の区域は、全国とする。

（住所）

第七条　保証協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）

第八条　保証協会は、その名称中に「開拓融資保証協会」という文字を用いなければならない。

2　保証協会でない者は、その名称中に「開拓融資保証協会」という文字又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

（登記）

第九条　保証協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章　保証協会の業務

（地方保証協会の業務）

第十条　地方保証協会は、左に掲げる業務を行う。

一　左に掲げる資金の借入により会員が金融機関に対して負担する債務の保証

イ　会員である開拓農業協同組合がその組合員である開拓者に対しその農業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ　会員である開拓農業協同組合がその組合員である開拓者の農業経営に必要な事業を行うために必要な資金

ハ　会員である都道府県開拓農業協同組合連合会がその会員である開拓農業協同組合に対しイ及びロに掲げる資金を貸し付けるために必要な資金

ニ　会員である都道府県開拓農業協同組合連合会がその連合会を直接又は間接に構成する開拓農業協同組合の組合員である開拓者の農業経営に必要な事業を行うために必要な資金

二　前号に掲げる業務に附帯する業務

（中央保証協会の業務）

第十一条　中央保証協会は、左に掲げる業務を行う。

一　前条第一号に掲げる業務により地方保証協会が負担する保証債務の保証

二　会員である全国開拓農業協同組合連合会が、その連合会を直接又は間接に構成する開拓農業協同組合の組合員である開拓者の農業経営に必要な事業を行うために必要な資金の借入により、金融機関に対して負担する債務の保証

三　地方保証協会に対する業務の指導

四　前各号に掲げる業務に附帯する業務

2　地方保証協会がその定款及び業務方法書の定めるところに従つて前条第一号の保証をしたときは、その時に、その保証により地方保証協会が負担した債務について、中央保証協会が、その定款及び業務方法書の定めるところに従つて前項第一号の保証をしたものとみなす。但し、中央保証協会がその保証をすれば、これによつて、当該地方保証協会に対する保証の金額が、中央保証協会がその業務方法書の定めるところに従つてあらかじめ地方保証協会に通知した当該地方保証協会に対する保証の金額の最高限度をこえることとなるときは、この限りでない。

（中央保証協会への通知）

第十二条　地方保証協会は、第十条第一号の保証をしたときは、省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を中央保証協会に通知しなければならない。

（地方保証協会への交付金）

第十三条　中央保証協会は、地方保証協会の行う業務の円滑化を図るため必要があると認めるときは、第六十条の規定により主務大臣の承認を受けた収支予算に基き、地方保証協会に対し、その業務を行うのに必要な経費の一部に充てるための資金を交付することができる。

（基金）

第十四条　保証協会は、第五条、第十九条又は附則第五項の規定による出資金、次条第二項の規定による繰入金及び保証協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条件として都道府県その他の団体から交付された金額を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、左の方法によつて管理しなければならない。保証協会が保証債務の弁済によつて得た求償権の行使により取得した金額（その保証債務の弁済のため支払つた金額をこえる部分を除く。）についても、また同様とする。

一　業務方法書で定める金融機関への預金

二　国債証券、地方債証券又は業務方法書で定める金融機関の発行する債券の保有

（剰余金の処分）

第十五条　保証協会は、毎事業年度の剰余金の全部を、準備金として積み立てなければならない。

2　前項の準備金は、欠損のてん補に充て、又は前条の基金に繰り入れる場合を除いては、取りくずしてはならない。

（事業年度）

第十六条　保証協会の事業年度は、七月一日から翌年六月三十日までとする。但し、設立当初の事業年度は、保証協会の成立の日から翌年六月三十日までとする。

（業務の委託）

第十七条　保証協会は、業務方法書で定めるところにより、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を、地方保証協会にあつては都道府県開拓農業協同組合連合会に、中央保証協会にあつては全国開拓農業協同組合連合会に委託することができる。

2　都道府県開拓農業協同組合連合会又は全国開拓農業協同組合連合会は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条の規定にかかわらず、前項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

第三章　保証協会の会員

（会員の資格）

第十八条　地方保証協会の会員たる資格を有する者は、地方保証協会の区域内に住所を有する左に掲げる者とする。

一　開拓農業協同組合

二　都道府県開拓農業協同組合連合会

2　中央保証協会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者とする。

一　地方保証協会

二　全国開拓農業協同組合連合会

（会員の出資）

第十九条　会員は、出資一口以上を有しなければならない。

2　出資一口の金額は、地方保証協会にあつては千円とし、中央保証協会にあつては一万円とする。

3　出資は、現金をもつて、出資の各口につきその全額を払い込むものとする。

4　会員は、出資の払込について、相殺をもつて保証協会に対抗することができない。

5　会員の責任は、その出資額を限度とする。

（持分の譲渡）

第二十条　会員は、保証協会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2　会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3　持分の譲受人は、その持分について、譲受人の権利義務を承継する。

4　会員は、持分を共有することができない。

（議決権）

第二十一条　保証協会の会員は、各〻一個の議決権を有する。

2　会員は、定款で定めるところにより、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

3　前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみ

なす。

4　代理人は、代理権を証する書面を保証協会に提出しなければならない。

（加入）

第二十二条　会員たる資格を有する者が地方保証協会に加入しようとするときは、地方保証協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

2　地方保証協会に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき地方保証協会の承認を得て、引受出資口数に応ずる金額を払い込み、又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

第二十三条　中央保証協会が成立したときは、地方保証協会は、すべて中央保証協会の会員となる。中央保証協会の成立後に地方保証協会が成立したときも、また同様とする。

2　全国開拓農業協同組合連合会の中央保証協会への加入については、前条の規定を準用する。

（脱退）

第二十四条　地方保証協会の会員は、左の事由によつて脱退する。

一　会員たる資格の喪失

二　解散

三　除名

2　除名は、定款で定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、保証協会は、その総会の会日の十日前までにその会員に対してその旨を通知し、且つ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

3　除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

第二十五条　地方保証協会の会員は、事業年度の終において脱退することができる。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　地方保証協会が当該会員の債務を保証している場合

二　地方保証協会が当該会員に代つて債務を弁済したことにより取得した求償権を有する場合

三　地方保証協会が当該会員に対しその脱退を承認しない旨を通知した場合

四　地方保証協会と保証契約を結んでいる金融機関が地方保証協会に対し当該会員の脱退について異議を申し出た場合

五　中央保証協会が地方保証協会に対し当該会員の脱退について異議を申し出た場合

2　会員は、前項の規定により脱退しようとするときは、六箇月前までに地方保証協会に予告しなければならない。

3　地方保証協会は、前項の規定による予告があつたときは、第一項第四号の金融機関及び中央保証協会に対し、当該会員の脱退について異議があれば地方保証協会の当該事業年度の終了の日までにこれを申し出るべき旨を、遅滞なく（前項の規定による予告があつた後に地方保証協会と新たに保証契約を結ぶに至つた金融機関に対しては、その契約の締結の際又は締結後遅滞なく）催告しなければならない。但し、第一項第三号の通知をするときは、この限りでない。

4　地方保証協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第三号の通知をしてはならない。

5　金融機関は、当該会員の脱退により地方保証協会が現に当該金融機関と結んでいる保証契約に基く債務の弁済に支障を及ぼす場合でなければ、第一項第四号の異議の申出をしてはならない。

6　中央保証協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第五号の異議の申出をしてはならない。

第二十六条　地方保証協会は、その解散により中央保証協会から脱退する。

2　全国開拓農業協同組合連合会の中央保証協会からの脱退については、前条第一項第五号及び第六項の規定を除き、前二条の規定を準用する。

（脱退者に対する払いもどし）

第二十七条　会員が脱退したときは、その者は、定款で定めるところにより、その出資額の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

2　会員が脱退した場合において、保証協会が当該会員の債務を保証しているときはその債務につきその

者に代つて弁済をしないことが明らかになるまで、保証協会が当該会員に代つて債務を弁済したことによりその者に対して求償権を有しているときは当該求償権に係る債務が完済されるまでは、保証協会は、その者に対し前項の払いもどしを停止することができる。

3　第一項の規定による請求権は、脱退の時（前項の規定により払いもどしを停止されたときは、払いもどしを請求することができるようになつた時）から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

（出資口数の減少）

第二十八条　会員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2　前項の場合には、第二十五条（中央保証協会の会員の出資口数の減少については、同条第一項第五号及び第六項を除く。）及び前条の規定を準用する。

第四章　保証協会の設立

（発起人）

第二十九条　保証協会を設立するには、第十八条に掲げる者で保証協会の会員になろうとするもの七人以上が発起人とならなければならない。

2　発起人は、定款及び業務方法書を作成しなければならない。

3　定款には、発起人が署名するものとする。

（創立総会）

第三十条　発起人は、定款及び業務方法書を作成したときは、会日の二週間前までにこれを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　発起人及び保証協会の設立に同意した会員たる資格を有する者は、創立総会の開会までに、書面によつて出資の引受をしなければならない。

3　定款及び業務方法書の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4　創立総会では、定款及び業務方法書を修正することができる。

5　創立総会の議事は、会員たる資格を有する者であつてその開会までに出資の引受をしたものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6　創立総会については、第二十一条及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十六条（表決権のない場合）の規定を準用する。

（設立の認可の申請）

第三十一条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款、業務方法書及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

（設立の認可）

第三十二条　主務大臣は、前条の認可の申請があつた場合において、左の各号の一に該当せず、且つ、その事業が健全に行われると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一　設立の手続又は定款、業務方法書若しくは事業計画の内容が法令又はこれに基く行政庁の処分に違反するとき。

二　定款、業務方法書又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

三　区域を同じくする他の保証協会が既に成立しているとき。

2　中央保証協会にあつては、これに対する出資の額が政令で定める額に達しないときは、前項の規定にかかわらず、設立の認可をしないことができる。

（理事への事務の引渡）

第三十三条　設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

2　理事は、前項の規定による事務の引渡を受けたときは、遅滞なく、第三十条第二項の規定による出資の引受をした者に対し、その出資の払込をさせなければならない。

（成立の時期）

第三十四条　保証協会は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

第五章　保証協会の管理

（定款に記載すべき事項）

第三十五条　保証協会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　区域

四　事務所の所在地

五　業務
六　事業年度
七　会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定
八　会員の出資の払込の方法
九　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
十　準備金に関する規定
十一　役員の定数、職務の分担及び選任に関する規定
十二　公告の方法
十三　残余財産の処分

（業務方法書に記載すべき事項）

第三十六条　保証協会の業務方法書には、左の事項を記載しなければならない。

一　基金の管理方法
二　保証の金額の合計額の最高限度
三　一被保証人についての保証の金額の最高限度
四　保証に係る借入資金の種類及びその借入期間の最高限度
五　保証契約の締結及び変更に関する事項
六　被保証人の守るべき条件に関する事項
七　保証債務の弁済に関する事項
八　求償権の行使方法及び償却に関する事項

2　中央保証協会にあつては、前項に掲げる事項の外、第十一条第二項の規定による地方保証協会への通知に関する事項を記載しなければならない。

（規約）

第三十七条　左の事項は、定款及び業務方法書で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一　総会に関する規定
二　業務の執行及び会計に関する規定
三　役員に関する規定
四　その他必要な事項

（役員の定数）

第三十八条　保証協会に、役員として理事及び監事を置く。

2　理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

（役員の選任）

第三十九条　保証協会の役員は、定款で定めるところにより、左に掲げる者のうちから総会において選任する。但し、第二号の規定による役員の数は、理事及び監事につき、それぞれの定数の二分の一をこえることができない。

一　会員の役員
二　開拓又は金融に関する学識経験を有する者であつて、地方保証協会にあつては都道府県知事が、中央保証協会にあつては主務大臣が推薦したもの

2　設立当初の役員は、前項の規定に準じ、創立総会において選任する。

（役員の任期）

第四十条　役員の任期は、二年とする。但し、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2　設立当初の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会で定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

（役員の兼職禁止）

第四十一条　何人も、理事、監事及び保証協会の使用人のうち二以上を兼ねてはならない。

（理事の自己契約等の禁止）

第四十二条　保証協会が理事と契約するときは、監事が保証協会を代表する。保証協会と理事との訴訟についても、また同様とする。

（総会の招集）

第四十三条　理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2　理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第四十四条　会員が、総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第四十五条　理事の職務を行う者がないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（会員に対する通知又は催告）

第四十六条　保証協会が会員に対してする通知又は催

告は、会員名簿に記載したその者の住所（その者が通知又は催告を受ける別の場所を保証協会に通知したときは、その場所）にあてれば足りる。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3　総会招集の通知は、その会日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

（定款その他の書類の備付及び閲覧）

第四十七条　理事は、定款、業務方法書、規約、会員名簿、基金明細書及び総会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。

一　名称及び住所
二　加入の年月日
三　出資口数及び出資各口の取得の年月日

3　基金明細書には、第十四条の基金について、その金額及び取得又は繰入の年月日を記載しなければならない。

4　会員、出資者及び保証協会の債権者（保証協会が保証契約を結んでいる金融機関を含む。次条において同じ。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧）

第四十八条　理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらをその会日まで主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　会員、出資者及び保証協会の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができる。

3　第一項の書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

（役員に関する民法の準用）

第四十九条　役員については、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十二条第二項（理事の業務執行）、第五十三条から第五十六条まで（理事の代表権等）及び第五十九条（監事の職務）の規定を準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

（総会の決議事項）

第五十条　左の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更
二　業務方法書の変更
三　規約の設定、変更及び廃止
四　毎事業年度の事業計画の設定及び変更
五　事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案

2　業務方法書の記載事項のうち第三十六条第四号及び第五号に掲げる事項に係るものについては、前項の規定にかかわらず、定款で、理事全員の同意をもつてこれを変更することができる。

3　定款又は業務方法書の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　前項の認可の申請があつた場合には、第三十二条の規定を準用する。

（総会の議事）

第五十一条　総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定がある場合を除いて、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、総会で選任する。

3　議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

（特別決議事項）

第五十二条　左の事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更
二　会員の除名

（総会に関する民法の準用）

第五十三条　総会については、民法第六十四条（総会の決議事項）及び第六十六条（表決権のない場合）の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「開拓融資保証法第四十六条第三項」と読み替えるものとする。

第六章　保証協会の解散及び清算

（解散事由）

第五十四条　保証協会は、左の事由によつて解散する。

一　総会の決議

二　破産

三　第六十三条第二項の規定による解散の命令

2　解散の決議は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

3　解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、解散の決議の手続が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款に違反しないと認められるときは、同項の認可をしなければならない。

（清算人）

第五十五条　保証協会が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。但し、総会で他人を選任したときは、この限りでない。

（清算事務）

第五十六条　清算人は、就職の後遅滞なく、保証協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第五十七条　清算人は、保証協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを出資者に対し定款で定めるところにより分配しなければならない。

2　前項の規定により出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3　第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分については、政令で定める。

第五十八条　清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第五十九条　保証協会の解散及び清算については、民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（法人の解散及び清算の監督の管轄）、第三十六条（検査人の選任）、第三十七条ノ二（清算人等の報酬）、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項（意見の聴取等）、第百三十七条前段（清算人の選任又は解任の裁判）及び第百三十八条（清算人不適格者）の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「開拓融資保証法第五十五条」と読み替えるものとする。

第七章　保証協会の監督

（事業計画及び収支予算の承認）

第六十条　中央保証協会は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。これに変更を加えようとするときも、また同様とする。

（業務又は財産状況の報告の徴収）

第六十一条　主務大臣は、保証協会の業務又は財産の状況に関して監督上必要があると認めるときは、保証協会又は保証協会から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）からその業務又は財産の状況に関し報告を徴することができる。但し、受託者に対しては、その委託された業務の範囲内に限る。

（業務又は会計状況の検査）

第六十二条　会員が、総会員の十分の一以上の同意を得て、保証協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、主務大臣は、その保証協会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2　主務大臣は、保証協会又は受託者の業務又は会計が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、何時でも、その保証協会又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。この場合には、前条但書の規定を準用する。

3　主務大臣は、保証協会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

（法令等の違反に対する措置）

第六十三条　主務大臣は、第六十一条の規定により報告を徴した場合又は前条の規定により検査を行つた場合において、保証協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反すると認めるときは、その保証協会に対して、役員の解任、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2　保証協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、主務大臣は、その役員を解任し、又はその保証協会の解散を命ずることができる。

（議決の取消）

第六十四条　会員が、総会員の十分の一以上の同意を得て、総会（創立総会を含む。）の招集手続又は議決の方法が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反することを理由として、その議決の日から三十日以内に、その議決の取消を請求した場合において、主務大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該議決を取り消すことができる。

（主務大臣）

第六十五条　この法律で「主務大臣」とあるのは、農林大臣及び大蔵大臣とする。但し、第六十一条及び第六十二条に規定する主務大臣の権限は、農林大臣又は大蔵大臣が各〻単独に行使することを妨げない。

2　この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行わせることができる。

第八章　罰則

第六十六条　第六十一条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六十二条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　保証協会の役員若しくは受託者の代表者又は保証協会若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者がその保証協会の業務又は受託者の受託した業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その保証協会又は受託者に対しても同項の刑を科する。

第六十七条　左の場合には、保証協会の役員又は清算人を三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合にその認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第九条第一項の規定に基く政令の規定による登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三　この法律の規定に基き保証協会が行うことができる業務以外の業務を行つたとき。

四　第十四条又は第十五条の規定に違反したとき。

五　第四十一条の規定に違反したとき。

六　第四十三条第一項、第四十四条又は第四十五条の規定に違反したとき。

七　第四十七条又は第四十八条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

八　第五十六条又は第五十八条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

九　第五十七条の規定に違反したとき。

十　第五十九条で準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十一　第五十九条で準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十二　第五十九条で準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第六十八条　第八条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　中央保証協会が成立したときは、財団法人中央開拓信用基金協会が、農林中央金庫への預入又は農林中央金庫の発行する農林債券の取得に充てることを条件とする政府からの貸付金の借入によつて政府に対し負担している一億円の債務及び財団法人中央開拓信用基金協会が、その貸付の条件に従い当該貸付金をもつて取得した農林債券に基き農林中央金庫に対して有する権利は、中央保証協会が、その成立の時に承継する。

3　前項の規定により中央保証協会が承継した政府からの貸付金一億円は、その承継の時に、第五条第二項の規定により政府から出資されたものとみなす。

4　財団法人中央開拓信用基金協会に対し政府が貸し付けた貸付金一億円について中央保証協会がこれを

承継する時までに生じた利息は、免除する。

5　財団法人中央開拓信用基金協会は、中央保証協会の設立の際において、政令で定める金額を、預金又は証券をもつて中央保証協会に出資することができる。

6　地方保証協会が成立したときは、その成立の時において、当該地方保証協会は、その区域内に住所を有する財団法人都道府県開拓信用基金協会の有する一切の権利義務を承継し、当該財団法人都道府県開拓信用基金協会は、解散する。

7　中央保証協会の成立の時において地方保証協会がその定款及び業務方法書の定めるところに従つて現に負担している保証債務は、その時に、すべて中央保証協会によつてその定款及び業務方法書の定めるところに従つて保証されたものとみなす。

8　地方保証協会の成立の時においてその地方保証協会の区域を地区とする都道府県開拓農業協同組合連合会が金融機関に対し現に負担している債務のうち地方保証協会がその業務として保証することができるものについて、当該地方保証協会の成立後三箇月以内に、当該都道府県開拓農業協同組合連合会及び当該金融機関からその保証を求められたときは、地方保証協会は、これを拒んではならない。

9　地方保証協会が前項の規定による保証をした場合において、当該都道府県開拓農業協同組合連合会が、当該保証に係る債務の弁済の担保に充てることを条件として都道府県から補助金の交付又は貸付金の貸付を受け、その条件に従つてこれらを金融機関に預け入れているときは、当該交付、貸付又は預入につき当該都道府県開拓農業協同組合連合会の有する債権債務は、その保証の時に、地方保証協会が承継する。

10　地方保証協会が成立していない都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会が開拓者の農業経営に必要な資金を貸し付けるために金融機関に対して中央保証協会の成立の時において現に負担している債務のうち中央保証協会が保証することが相当であると認められるものについて、中央保証協会の成立後三箇月以内に、当該農業協同組合連合会及び当該金融機関からその保証を求められたときは、中央保証協会は、第十一条第一項の規定にかかわらず、その保証をすることができる。

11　前項の規定により中央保証協会が農業協同組合連合会の債務を保証している場合において、当該農業協同組合連合会の地区を区域とする地方保証協会が成立し、当該債務を保証したときは、その保証の時に、当該債務に係る中央保証協会の保証債務は、消滅する。

12　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「漁業信用基金協会」を「開拓融資保証協会、漁業信用基金協会」に改める。

13　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　開拓融資保証協会の指導監督及び助成を行うこと。

14　事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「ソ　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）」を「ソ　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
ツ　開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）」に改める。

15　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「漁船保険組合、」の下に「開拓融資保証協会、」を加える。

16　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「農業共済基金、」の下に「開拓融資保証協会、」を、「農業共済基金法、」の下に「開拓融資保証法、」を加える。

17　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ七の次に次の一号を加える。

九ノ八　開拓融資保証協会ノ発スル証書、帳簿

18　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「農業共済基金、」の下に「開拓融資保証協会、」を加える。

19　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「農業共済基金、」の下に「開拓融資保証協会、」を加える。

20　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六条中「農業共済基金、」の下に「開拓融資保証協会、」を加える。

第七百四十三条第二号中「及び私立学校法第六十四条第四項の法人」を「、私立学校法第六十四条第四項の法人及び開拓融資保証協会」に改める。

（内閣総理・大蔵・農林大臣署名）

法律第九十二号（昭二八・七・三〇）

◎教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

（教育職員免許法の一部改正）

第一条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

3　一以上の教科についての教諭の免許状を有する者に他の教科についての教諭の免許状を授与するため行う教育職員検定は、第一項の規定にかかわらず、受検者の人物、学力及び身体について行う。この場合における学力の検定は、前項の規定にかかわらず、別表第四の二の定めるところによつて行わなければならない。

附則第八項を次のように改める。

10　養護助教諭の臨時免許状は、当分の間、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）による准看護婦の免許を受けた者、同法第五十三条第一項の規定に該当する者又は同条第三項の規定により免許を受けた者に対しては、第五条第三項の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

附則第七項を附則第九項とし、附則第二項から附則第六項までを順次二項ずつ繰り下げ、附則第一項の次に次の二項を加える。

2　授与権者は、当分の間、中学校、高等学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び教諭の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない教諭が当該教科の教授を担任することを許可することができる。この場合においては、許可を得た教諭は、第三条第一項の規定にかかわらず、当該学校又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担任することができる。

3　音楽、図画工作、保健体育又は家庭の教科について中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科の教授を担任する小学校の教諭又は講師となることができる。

別表第一の備考第一号中「大学（並びに文部大臣の認定する講習及び通信教育を含む。）が、」を削り、同号の次に次の二号を加える。

一の二　この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員養成審議会に諮問して、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当と認める課程において修得したものでなければならない。（別表第二及び第三の場合においても同様とする。）

一の三　この表中「大学」とは、大学の正規の課程、大学院及び大学の専攻科の課程並びに文部大臣がこれらの課程に相当すると認める他の課程をいう。（別表第二及び第三の場合においても同様とする。）

別表第一の備考第三号中「場合をいう。」を「場合をいう。（別表第四の二の場合においても同様とする。）」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三

所要資格／免許状の種類		基礎資格	大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関における最低修得単位数		
			一般教養科目	専門科目	
				養護に関するもの	教職に関するもの
養護教諭	一級普通免許状	イ　学士の称号を有すること。	三六	四〇	一〇
		ロ　保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により保健婦の免許を受け、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	五	四	六
		ハ　保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により看護婦の免許を受け、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	一〇	一二	八
	二級普通免許状	イ　大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること。	一八	三〇	一〇
		ロ　保健婦助産婦看護婦法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。			
		ハ　保健婦助産婦看護婦による准看護婦の免許を受け、同法第五十三条第一項の規定該当し、又は同条第三項の規定により免許を受け、且つ、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	五	四	六
	仮免許状	文部大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学し、三十一単位（内一単位は、体育とする。）以上を修得すること。	六	一八	六

別表第四の第四欄中「大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数」を「大学における最低修得単位数」に改め、同表の備考第一号を第一号の二とし、同表の備考に第一号として次の一号を加える。

一　この表中「大学」とは、大学の正規の課程、大学院及び大学の専攻科の課程並びに文部大臣が適当と認める他の課程をいう。（別表第四の二から第七までの場合においても同様とする。）

別表第四の備考第三号を次のように改める。

三　大学において単位を修得することが困難な者については、文部大臣の指定する養護教諭養成機関における単位の修得、文部大臣の認定する講習若しくは通信教育による単位の修得又は文部大臣が大学に委嘱して行う試験の合格による単位の修得をもつて、大学における単位の修得に替えることができる。（別表第四の二から第七までの場合においても同様とする。）

別表第四の次に別表第四の二として次のように加える。

別表第四の二

第一欄		第二欄	第三欄	
所要資格／受けようとする他の教科についての免許状の種類		一以上の教科について有することを必要とする第一欄に掲げる学校の教員免許状の種類	大学における最低修得単位数	
			専門科目	
			教科に関するもの	教職に関するもの
中学校教諭	一級普通免許状	一級普通免許状	甲　三〇 乙　一八	三
	二級普通免許状	一級普通免許状又は二級普通免許状	甲　一五 乙　一〇	三
	仮免許状	一級普通免許状、二級普通免許状又は仮免許状	一〇	三
高等学校教諭	一級普通免許状	一級普通免許状	甲　三八 乙　二五	三
	二級普通免許状	一級普通免許状又は二級普通免許状	甲　三〇 乙　一八	三
	仮免許状	一級普通免許状、二級普通免許状又は仮免許状	甲　一五 乙　一〇	三

備考　学力の検定は、第三欄によるものとする。

別表第五の第三欄中「大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数」を「大学における最低修得単位数」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
所要資格／受けようとする免許状の種類		基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を有し、養護教諭又は養護助教諭として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする在職年数	大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関における最低修得単位数
養護教諭	一級普通免許状	養護教諭の二級普通免許状を有すること。	三	二〇
	二級普通免許状	養護教諭の仮免許状を有すること。	三	一〇
	仮免許状	イ　保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により看護婦の免許を受けていること。		
		ロ　高等学校（旧中等学校令による高等女学校を含む。）を卒業し、且つ、保健婦助産婦看護婦法による准看護婦の免許を受け、同法第五十三条第一項の規定に該当し、又は同条第三項の規定により免許を受けていること。		
		ハ　保健婦助産婦看護婦法第五十一条及び第五十三条の規定に該当すること。		

		ニ　養護助教諭の臨時免許状を有すること。	三	二〇

備考

一　この表の仮免許状の項第二欄中ハ及びニに掲げる基礎資格を有する者に仮免許状を授与する場合については、第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この仮免許状を授与する場合及びその者に更に一級普通免許状を授与する場合についても同様とする。

二　この表の仮免許状の項第二欄中イに掲げる基礎資格を有し仮免許状の授与を受けた者に二級普通免許状を授与する場合には、二級普通免許状の項第三欄に掲げる在職年数に関する証明は、要しない。

別表第七の第四欄中「大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数」を「大学における最低修得単位数」に改める。

（教育職員免許法施行法の一部改正）

第二条　教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第二十号の三の上欄中「（明治二十九年法律第六十八号）第三条」を「（昭和二十六年法律第百四十九号）第五条」に、同表第二十号の五の上欄中「第三条」を「第五条」に、「又は甲種一等機関士」を「若しくは甲種一等機関士」に、「実地の経験を有する者で」を「実地の経験を有する者又は甲種船長若しくは甲種機関長の海技免状を有する者で」に改める。

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際、現に大学、教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に在学し、又は既にこれを卒業した者については、教育職員免許法第五条別表第一の備考第一号の二並びに同条別表第三中在学年数及び最低修得単位数に関する部分の改正規定にかかわらず、なお従前の規定を適用する。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第九十三号（昭二八・七・三〇）

◎農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「農作物共済」の下に「及び蚕繭共済」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号中「全都道府県の通常共済掛金標準率のうち最低のもの」を「最低率」に改め、同号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　当該共済目的に係る第百七条第四項第一号の通常共済掛金標準率を定めるために基礎とした平均被害率が全都道府県を通じて最低となる都道府県のその平均被害率（以下この項において「最低率」という。）の三分の一

第十三条の二を削り、第十三条の三を第十三条の二とし、第十三条の四中「前二条」を「前条」に改め、同条を第十三条の三とする。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　行政庁は、前条第一項の申請があつた場合において、設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分に違反せず、且つ、その事業が健全に行われ、公益に反しないと認められるときには、設立の認可をしなければならない。

第二十六条第一項中「一箇月」を「二箇月」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

行政庁が第二十四条第二項の規定により報告書提出の要求を発したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間は、これを第一項の期間に算入しない。

第三十二条に次の一項を加える。

任期満了によつて退任した理事は、後任の理事が就任するまでは、なおその職務を行う。

第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二　役員は、法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款及び総会の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき、第四十条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第五十九条第一項及び第七十五条中「第四項」を「第五項」に改める。

第八十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

農業共済団体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、当該団体に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。

農業共済団体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、同項の命令は係る役員を解任することができる。

第八十四条第一項第二号中「共済目的　蚕繭」を「共済目的　春蚕繭及び夏秋蚕繭」に改める。

第百六条中「標準として」の下に「次条第三項の規定による危険階級別に」を加える。

第百九条第二号中「百分の四十」を「百分の三十」に改める。

第百十条第二号を次のように改める。

二　春蚕繭については桑の発芽期から春蚕繭の収繭をするに至るまでの期間、夏秋蚕繭については桑の発芽期から最終蚕期の収繭をするに至るまでの期間

第百十一条に次の一項を加える。

前項の議決については、第四十三条第二項の規定を準用する。

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第十二条第一項及び第百六条の規定は、水稲及び陸稲については昭和二十八年産のものから、麦及び蚕繭については昭和二十九年産のものから適用する。

3　第八十四条第一項第二号、第百九条第二号及び第百十条第二号の規定は、昭和二十九年産の蚕繭から適用する。

4　農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（同法第十三条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を削り、第四条中「第十三条ノ四」を「第十三条ノ三」に改める。

5　昭和二十八年産の麦及び蚕繭についての農業災害補償法及び農業共済再保険特別会計法の規定の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第九十四号（昭二八・七・三〇）

◎郵便物運送委託法の一部を改正する法律

郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「この場合においては、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条但書の規定にかかわらず、大蔵大臣に協議することを要しない。」を削り、同項第四号を次のように改める。

四　運送事業を営む者の運営する運送施設を利用する場合であつてその運送料金が法令若しくはこれに基く行政官庁の処分により確定額をもつて定められているとき。

第七条に次の但書を加える。

但し、郵政大臣において、郵便物の運送等の委託を受けた者がその業務を誠実に執行し、且つ、その者に当該業務を継続して行わせることが郵便事業の円滑な運営のため有利であると認める場合は、その者の同意を得て、これを更新することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第九十五号（昭二八・七・三一）

◎行政機関職員定員法の一部を改正する法律

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分		定員	備考
総理府	本府	一、九一九人	
	公正取引委員会	二三七人	
	国家公安委員会		
	国家地方警察	四五、二八〇人	うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。
	国家消防本部	一一一人	
	土地調整委員会	一八人	
	宮内庁	九五五人	
	調達庁	三、九七三人	
	行政管理庁	一、七四二人	
	北海道開発庁	三、二〇三人	
	自治庁	二二三人	
	保安庁	八、一一六人	
	経済審議庁	三九五人	
	計	六六、一七二人	
法務省	本省	四三、六五九人	うち一〇、九〇七人は、検察庁の職員とする。
	司法試験管理委員会	―人	
	公安審査委員会	一〇人	
	公安調査庁	一、七〇二人	
	計	四五、三七一人	
外務省	本省	一、六五〇人	
大蔵省	本省	二四、〇五一人	
	国税庁	五一、七七一人	
	計	七五、八二二人	
文部省	本省	六三、三〇三人	うち六一、七〇三人は、国立学校の職員とする。
	文化財保護委員会	四四九人	
	計	六三、七五二人	
厚生省	本省	四五、八八六人	
農林省	本省	二五、七八八人	
	食糧庁	二八、〇三六人	
	林野庁	二二、一〇〇人	
	水産庁	一、四四三人	
	計	七七、三六七人	
通商産業省	本省	一三、二七八人	
	特許庁	七〇〇人	
	中小企業庁	一七〇人	
	計	一四、一四八人	
運輸省	本省	一七、七一七人	
	船員労働委員会	五四人	
	捕獲審検再審査委員会	五人	
	海難審判庁	一五八人	
	計	一七、九三四人	
郵政省	本省	二五五、二五五人	
労働省	本省	一九、九七五人	
	中央労働委員会	九〇人	
	公共企業体等仲裁委員会	二一人	
	公共企業体等調停委員会	一二四人	
	計	二〇、二一〇人	
建設省	本省	一〇、七八〇人	
	首都建設委員会	―人	
	計	一〇、七八〇人	
合計		六九四、三四七人	

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2　改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかわらず、大蔵省の本省の職員の定員は、昭和二十八年十二月三十一日までの間は、二万四千二百五十一人とする。

3　改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかわらず、水産庁の職員の定員は、昭和二十八年九月三十日までの間は、一千五百十人とする。

4　改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかわらず、通商産業省の本省の職員の定員は、昭和二十八年十二月三十一日までの間は、一万三千二百八十四人とする。

5　改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかわらず、昭和二十八年八月一日から海上公安局法（昭和二十七年法律第二百六十七号）施行の日の前日までの間は、保安庁の職員の定員は、―人とし、海上保安庁の職員の定員は、一万六百十九人とし、運輸省の本省の職員の定員は、一万五千二百十六人とする。

6　改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかわらず、昭和二十八年八月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間は、厚生省の本省の職員の定員は、四万四千百十五人とし、引揚援護庁の職員の定員は、千七百七十二人とする。

7　各行政機関においては、この法律施行の際現に在職する職員のうち改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の定員（前五項の規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。）をこえる員数の職員は、昭和二十八年十一月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。

8　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第六項を削り、附則第七項を附則第五項とし、附則第八項中「前三項」を「前項」とし、同項を附則第六項とし、附則第九項を附則第七項とする。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第九十六号（昭二八・七・三一）

◎有線電気通信法

（目的）

第一条　この法律は、有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによつて、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を

送り、伝え、又は受けることをいう。

2　この法律において「有線電気通信設備」とは、有線電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備（無線通信用の有線連絡線を含む。）をいう。

（有線電気通信設備の届出）

第三条　有線電気通信設備を設置しようとする者は、左の事項を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、設置の日から二週間以内）に、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

一　有線電気通信の方式の別
二　設備の設置の場所
三　設備の概要

2　有線電気通信設備を設置した者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、変更の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、変更の日から二週間以内）に、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3　前二項の規定は、左の有線電気通信設備については、適用しない。

一　日本電信電話公社（以下「公社」という。）又は国際電信電話株式会社（以下「会社」という。）が設置するもの
二　設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）又は同一の建物内であるもの（以下「構内等設備」という。）
三　警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象業務、鉄道事業、軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う者が設置するもの
四　次条第四号から第六号までの許可を受けて設置するもの
五　前各号に掲げるものの外、郵政省令で定めるもの

（有線電気通信設備の共同設置）

第四条　有線電気通信設備は、二人以上の者が共同して設置してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　構内等設備を設置するとき。
二　有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線放送の業務を行うための有線電気通信設備（以下「有線放送設備」という。）を設置するとき。
三　公社と会社とが共同して設置するとき。
四　二人以上共同して行う業務に必要な通信を行うため、その業務を行う者が郵政大臣の許可を受けて設置するとき。（第一号及び前号に規定する場合を除く。）
五　相互に緊密な関係を有する業務に必要な通信を行うため、これらの業務を行う者が郵政大臣の許可を受けて設置するとき。（第一号及び第三号に規定する場合を除く。）
六　前各号に掲げる場合の外、都市からの距離が遠く、公社が公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第二条第三号に規定する公衆電気通信役務を提供することが困難であると認められる地域であつて、郵政省令で定める基準に該当するもの（以下「特定地域」という。）に、郵政大臣の許可を受けて設置するとき。

第五条　前条第四号から第六号までの許可を受けようとする者は、申請書に左の事項を記載した書類を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

一　設置を必要とする事由
二　第三条第一項各号の事項

2　郵政大臣は、前項の申請書を受理したときは、その申請を審査し、前条第四号又は第五号の許可の申請にあつては、その設備により行う通信が二人以上共同して行う業務又は相互に緊密な関係を有する業務のため必要な通信であり、同条第六号の許可の申請にあつては、設置の場所の全部又は一部が同号の特定地域内であるときは、許可をしなければならない。

第六条　第四条第四号又は第五号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者は、前条第一項第一号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。第四条第六号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者が第三条第一項第二号の事項を変更しようとするときも、同様とする。

2　第四条第四号又は第五号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者は、第三条第一項各号の事項を変更しようとするときは、変更の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、変更の日から二週間以内）に、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。第四条第六号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者が第三条第一項第一号若しくは第三号又は前条第一項第一号の事項を変更しようとするときも、同様とする。

3　前項の規定は、第三条第三項第三号及び第五号に掲げる有線電気通信設備については、適用しない。

第七条　第四条第四号から第六号までの許可を受けて有線電気通信設備を設置した者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上あるときは、相続開始の日から三月以内にその全員の同意をもつて選定された一人の相続人に限る。）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2　前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日（同項の規定により相続人を選定したときは、その選定をした日）から一月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

（本邦外にわたる有線電気通信設備）

第八条　本邦内の場所と本邦外の場所との間の有線電気通信設備は、公社又は会社でなければ、設置してはならない。但し、特別の事由がある場合において、郵政大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

（設備の接続）

第九条　有線電気通信設備を設置した者（公社及び会社を除く。）は、その設備と他人（公社及び会社を除く。）の設置した有線電気通信設備とを相互に接続させてはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するとき。
二　第十五条第一項の規定により命令を受けたとき。
三　一の構内又は一の建物内にある二以上の構内等設備を接続するとき。
四　有線放送設備を接続するとき。
五　二人以上共同して行う業務に必要な通信を行うため、その業務を行う者が設置した有線電気通信設備を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。
六　相互に緊密な関係を有する業務に必要な通信を行うため、これらの業務を行う者が設置した有線電気通信設備を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。
七　一の特定地域内にある二以上の特定地域設備（設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の特定地域内である有線電気通信設備をいう。以下同じ。）を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。

2　前項第五号から第七号までの許可を受けようとする者は、申請書に左の事項を記載した書類を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

一　接続を必要とする事由
二　接続する設備の設置の場所
三　接続のための設備の概要及びその設置の場所

3　第一項第五号又は第六号の許可を受けて有線電気通信設備を接続した者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。第一項第七号の許可を受けて有線電気通信設備を接続した者が前項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときも、同様とする。

（他人の通信の用に供することの制限）

第十条　有線電気通信設備を設置した者（公社及び会社を除く。）は、業としてその設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その設備を他人の通信の用に供してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　前条第一項第一号に掲げる場合
二　前条第一項第三号又は第五号から第七号までの規定により有線電気通信設備を接続した者が相互に使用するとき。
三　第十五条第一項の規定による命令を受けた

き。

四　その設備が第四条第六号の許可を受けて設置した特定地域設備であるとき。

五　その設備が特定地域設備（前号に掲げるものを除く。）である場合において、郵政大臣の許可を受けたとき。

六　公衆電気通信法第八条第一号の規定により公社の業務の取扱を委託されたとき。

七　公衆電気通信法第九条の規定により会社の業務の取扱を委託されたとき。

八　その設備が公衆電気通信法第百五条第一項の規定により設置したものであるとき。

九　その設備が公衆電気通信法第百六条の規定により接続したものであるとき。

十　有線放送業務の運用の規正に関する法律第二条に規定する有線放送を行うとき。

十一　警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）第四条第二項第一号但書の規定により自治体警察が使用するとき。

十二　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十三条の規定により国家消防本部又は地方公共団体が使用するとき。

十三　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十条第二項の規定により建設大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。

十四　郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第十一条の規定により郵政省が使用するとき。

十五　前各号に掲げる場合の外、公共の利益のため特に必要がある場合であつて、郵政省令で定める事由があるとき。

（技術基準）

第十一条　有線電気通信設備（政令で定めるものを除く。）は、政令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

2　前項の政令は、左に掲げるところによらなければならない。

一　有線電気通信設備は、他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与えないようにすること。

二　有線電気通信設備は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

（設備の検査等）

第十二条　郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、有線電気通信設備を設置した者からその設備に関する報告を徴し、又はその職員に、その事務所、営業所、工場若しくは事業場に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（妨害等の防止）

第十三条　郵政大臣は、有線電気通信設備を設置した者に対し、その設備が第十一条の技術基準に適合しないため他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えると認めるときは、その妨害、危害又は損傷の防止又は除去のため必要な限度において、その設備の使用の停止又は改造、修理その他の措置を命ずることができる。

（許可の取消）

第十四条　郵政大臣は、第四条第四号若しくは第五号又は第九条第一項第五号若しくは第六号の許可に係る有線電気通信設備について、その設置又は接続を必要とする事由がなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

2　郵政大臣は、第四条第六号、第九条第一項第七号又は第十条第五号の許可に係る有線電気通信設備の設置の場所の全部が特定地域でなくなつた日から五年を経過したときは、その許可を取り消すことができる。

（非常事態における通信の確保）

第十五条　郵政大臣は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、有線電気通信設備を設置した者に対し、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信を行い、又はこれらの通信を行うためその有線電気通信設備を他の者に使用させ、若しくはこれを他の有線電気通信設備に接続すべきことを命ずることができる。

2　郵政大臣が前項の規定により有線電気通信設備を設置した者に通信を行い、又はその設備を他の者に使用させ、若しくは接続すべきことを命じたときは、国は、その通信又は接続に要した実費を弁償しなければならない。

（有線電気通信の秘密の保護）

第十六条　有線電気通信（公衆電気通信法第五条第一項の通信たるものを除く。）の秘密は、侵してはならない。

（聴聞）

第十七条　郵政大臣は、第十四条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、当該処分に係る者に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（異議の申立）

第十八条　この法律又はこの法律に基く命令の規定による郵政大臣の処分に不服がある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その理由を記載した書面をもつて、郵政大臣に異議の申立をすることができる。

2　郵政大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開の聴聞をした後文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

（準用規定）

第十九条　第十一条から第十三条まで及び前条の規定は、有線電気通信設備以外の設備であつて、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、信号を行うための設備に準用する。この場合において、第十二条第一項、第十三条及び前条中「郵政大臣」とあるのは、「郵政大臣（鉄道事業及び軌道事業の用に供する設備にあつては、運輸大臣、政令で定める設備にあつては、政令で定める行政機関）」と読み替えるものとする。

（国に対する適用）

第二十条　この法律の規定は、第十七条、第十八条及び次条から第二十六条までの規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（罰則）

第二十一条　有線電気通信設備を損壊し、これに物品を接触し、その他有線電気通信設備の機能に障害を与えて有線電気通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条　第十条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十三条　第十六条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2　有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十四条　第二十一条及び前条の未遂罪は、罰する。

第二十五条　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第四条又は第八条の規定に違反して有線電気通信設備を設置した者

二　第六条第一項又は第九条第三項の許可を受けなければならない事項を許可を受けないでした者

三　第九条第一項の規定に違反して有線電気通信設備を接続した者

四　第十三条（第十九条において準用する場合を含む。）又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者

第二十六条　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第三条第一項若しくは第二項、第六条第二項又は第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十二条第一項（第十九条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十二条第一項（第十九条において準用する場

合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十二条及び前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附　則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

（運輸・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第九十七号（昭二八・七・三一）

◎公衆電気通信法

目次

第一章　総則（第一条—第十二条）
第二章　電報（第十三条—第二十四条）
第三章　電話（第二十五条—第五十五条）
第四章　公衆電気通信設備の専用（第五十六条—第六十七条）
第五章　料金（第六十八条—第八十条）
第六章　土地の使用（第八十一条—第百四条）
第七章　雑則（第百五条—第百九条）
第八章　罰則（第百十条—第百十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社が迅速且つ確実な公衆電気通信役務を合理的な料金で、あまねく、且つ、公平に提供することを図ることによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律及びこの法律に基く命令の規定の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。

一　電気通信　有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること。

二　電気通信設備　電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備

三　公衆電気通信役務　電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。

四　公衆電気通信設備　もつぱら公衆電気通信役務を提供するための電気通信設備

五　公衆電気通信業務　公衆電気通信役務を提供する業務

（利用の公平）

第三条　日本電信電話公社（以下「公社」という。）、第七条又は第八条の規定により公衆電気通信業務を委託された者及び第四十一条第二項の契約を公社と締結した者並びに国際電信電話株式会社（以下「会社」という。）及び第九条の規定により国際電気通信業務を委託された者は、公衆電気通信役務の提供について、差別的取扱をしてはならない。

（検閲の禁止）

第四条　公社又は会社の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

（秘密の確保）

第五条　公社又は会社の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2　公衆電気通信業務に従事する者は、在職中公社又は会社の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

（業務の停止）

第六条　公社又は会社は、天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合において、重要な通信を確保するため必要があるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公衆電気通信業務の一部を停止することができる。

（公衆電気通信業務の委託）

第七条　公社は、電報の受付、伝送若しくは配達（電話による送達、着信の場所における交付その他配達に準ずる行為を含む。以下同じ。）、電話の加入に関する事務、電話の通話の取扱若しくは交換又は公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務を郵便局において行うことが適当であるときは、これを郵政大臣に委託することができる。

第八条　公社は、前条の規定による委託をすることができないときは、左の各号に掲げる事務をそれぞれ各号に掲げる者に委託することができる。

一　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備であつて、公衆電気通信設備以外のもの（以下「私設有線設備」という。）を設置している者又は電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の規定により無線局を開設している者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、その電気通信設備を利用して取り扱う電報の受付、伝送若しくは配達、電話の通話の取扱若しくは交換又は公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務

二　電報又は電話に関する現業事務を取り扱う公社の事業所からの距離が遠い地域に住所、居所又は事務所を有する者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、電報の受付、伝送若しくは配達、電話の通話の取扱又は公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務

三　電報に関する現業事務を取り扱う公社の事業所の近傍に住所、居所又は事務所を有する者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、電報の配達に関する事務又はその事務に係る電報に関する料金の収納に関する事務

四　日本銀行又は日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十七条第一項但書の規定により公社が現金を預け入れることができる金融機関にあつては、公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務

五　会社にあつては、公衆電気通信役務の取扱に関する事務の一部又はその役務の料金の収納に関する事務

六　前各号に掲げるものの外、公社が郵政大臣の認可を受けて定める条件に適合する者にあつては、公衆電気通信役務の取扱に関する事務の一部又はその役務の料金の収納に関する事務

第九条　会社は、国際電気通信役務に属する電報（以下「国際電報」という。）の受付、伝送若しくは配達、国際電気通信役務による通話（以下「国際通話」という。）の取扱若しくは交換又は国際電気通信役務の料金の収納に関する事務を他の者に委託することができる。

第十条　公社は、第八条第五号の規定により会社に国際電気通信業務を委託しようとするときは、その契約の内容たる重要な事項であつて、郵政省令で定めるものについて、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の規定は、会社が前条の規定により公社に国際電気通信業務を委託する場合に準用する。

（国際電気通信業務）

第十一条　国際電気通信業務に関し条約に別段の定があるときは、その規定による。

第十二条　会社が行うことができる国際電気通信業務は、政令で定める。

2　公社が行うことができる国際電気通信業務は、前項の政令で定めるもの以外のものとする。

第二章　電報

（電報の種類）

第十三条　電報の種類は、左の通りとする。

一　通常電報　特別電報以外の電報

二　特別電報

イ　報道電報　政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、若しくは論議することを目的としてあまねく発売される日刊新聞紙であつて、その発行部数が公社が定める数以上であるものに掲載し、又は放送事業者（電波法の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）が放送をするためのニュース又は情報（広告を除く。以下単に「ニュース」という。）を内容とする電報であつて、その日刊新聞紙を発行する新聞社（以下単に「新聞社」という。）若しくは放送事業者又はこれらにニュースを供給することを主たる目的とする通信社（以下単に「通信社」という。）の機関相互間のもの（ロからニまでに掲げるものを除く。）

ロ　報道無線電報　船舶、航空機その他の交通機関に開設される無線局により送信されるニュー

スを内容とする電報であつて、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間のもの

ハ　同報無線電報　国の機関又は新聞社若しくは通信社が公務に関する事項又は政治、経済、文化その他公共的な事項に関する報道を、一月以上の期間を通じ毎日、公社が定める数以上の同じ受取人にあて、又は航行中の同じ船舶若しくは航空機にあて発信する電報であつて、無線の方式により伝送されるもの

ニ　その他利用者の範囲又は利用の条件が特定される電報であつて、公社が定めるもの

2　公社は、前項第二号イの規定により日刊新聞紙の発行部数を定めようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

（電報の伝送及び配達の順序）

第十四条　電報は、左の順序によりその伝送及び配達をするものとする。

一　至急電報

二　普通電報

三　翌日配達電報

2　前項の規定により順序が同一である電報相互間の順序は、その受付又は受信の先後によつて定める。

3　翌日配達電報は、その受付の日には、配達をしないものとする。

第十五条　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は、前条の規定にかかわらず、他の電報に先だつて伝送及び配達をする。

第十六条　前条に定めるものを除く外、公共の利益のため緊急に通報することを要する事項で公社が定めるものを内容とする電報であつて、公社が定める者相互間のものは、第十四条の規定にかかわらず、他の電報（前条に規定するものを除く。）に先だつて伝送及び配達をする。

2　公社は、前項の規定による定をするには、あらかじめ、その基準について郵政大臣の認可を受けなければならない。

（通常電報の種類）

第十七条　通常電報（翌日配達電報たるものを除く。）は、左の二種に区別する。

一　市内電報　その電報を受け付ける電報取扱局（電報に関する現業事務を取り扱う公社の事業所並びに第七条の規定により電報に関する事務を委託されている郵便局及び第八条第一号、第二号、第五号又は第六号の規定により電報に関する事務を委託されている者をいう。以下同じ。）の配達区域（その電報取扱局が配達区域を有しないときは、その所在の場所を配達区域に含む他の電報取扱局の配達区域）内又はその所在する市町村の区域内にある者にあてる電報

二　市外電報　前号以外の電報

2　前項第一号の適用に関しては、特別区の存する区域は、一の市の区域とみなす。

（特殊取扱）

第十八条　発信人は、その発信する電報について、照合（電報の伝送又は電気通信設備による電報の受付若しくは送達に当り、照合する取扱。以下同じ。）その他の特殊の取扱であつて、公社が定めるものを請求することができる。

（配達先）

第十九条　電報は、あて名に記載された場所に配達をするものとする。但し、公社又は会社が定めるところに従い、あらかじめ自己にあてた電報を配達すべき場所を指定した者にあてた電報は、その指定した場所に配達をする。

2　電報取扱局（電報に関する現業事務を取り扱う会社の事業所及び第九条の規定により電報に関する事務を委託されている者を含む。以下この章において同じ。）からの交通が著しく困難であつて、公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める地域内の場所をあて名に記載した電報は、前項の規定にかかわらず、配達電報取扱局に留め置き、受取人が来るのを待つて交付することができる。

（正当の配達）

第二十条　この法律に規定する手続を経て電報の配達をしたときは、正当の配達をしたものとみなす。

（免責）

第二十一条　公社又は会社は、その責に帰することができない事由により電報の配達をすることができない場合において、その旨を発信人に通知したときは、配達の責を免かれるものとする。但し、第七十八条第一項第一号の規定の適用を妨げない。

（誤配達の電報）

第二十二条　電報の誤配達を受けた者は、すみやかに電報取扱局にその電報を返し、又はその旨を通知しなければならない。

2　公社又は会社は、前項の規定による電報の返付又は通知のため通常要すべき費用を補償しなければならない。

（取扱の停止及び契約の解除）

第二十三条　公社又は会社は、月額若しくは年額をもつて料金が定められている電報の利用者又は電報の料金について後払の取扱を受けている者がその料金の支払を怠つたときは、料金の支払があるまで、その者について、その電報の取扱を停止し、又はその電報の取扱の契約を解除することができる。

2　公社又は会社は、電気通信設備による受付をした電報の発信人がその料金の支払を怠つたときは、料金の支払があるまで、その者について、その電気通信設備による電報の受付をしないことができる。

（国際電報）

第二十四条　第十三条から第十八条までの規定は、国際電報については、適用しない。

2　国際電報と国際電報以外の電報との間の伝送及び配達の順序は、公社及び会社が郵政大臣の認可を受けて定める。

第三章　電話

（電話の種類）

第二十五条　その交換に関する事務が電話取扱局（電話に関する現業事務を取り扱う公社の事業所並びに第七条の規定により電話の交換に関する事務を委託されている郵便局及び第八条第一号、第五号又は第六号の規定により電話の交換に関する事務を委託されている者をいう。以下同じ。）によつて行われる電話（船舶、航空機その他の交通機関に設置する無線電話及び公社が業務上の必要により設置する電話を除く。）は、左の通りとする。

一　加入電話　公社と特定の者との契約により設置する電話

二　公衆電話　加入電話以外の電話

（加入電話の種類）

第二十六条　加入電話は、その電話回線並びに電話回線に接続する電話機（第三十六条に規定する附属的なものを除く。以下この条において同じ。）及び交換設備により、左の三種に区別する。

一　単独電話　一個の電話機及びこれと電話取扱局の交換設備との間の電話回線からなるもの

二　共同電話　二個以上の電話機及びこれらと電話取扱局の交換設備との間の共通に使用される部分を有する電話回線からなるもの

三　構内交換電話　交換設備及びこれにより接続される電話機並びにその交換設備と電話取扱局の交換設備との間の電話回線からなるもの

2　単独電話及び共同電話にあつては、その電話機の数をもつて、構内交換電話にあつては、その交換設備と電話取扱局の交換設備との間の電話回線の数をもつて、加入電話の数とする。

3　共同電話の種類は、その電話機の数により、公社が定める。

（加入契約）

第二十七条　公社との間に、加入電話の設置を受け、これにより公衆電気通信役務の提供を受ける契約（以下「加入契約」という。）を締結することができる者は、一の加入電話につき一人に限る。

（加入電話の電話機等の設置場所）

第二十八条　単独電話若しくは共同電話の電話機又は構内交換電話の交換設備（以下「構内交換設備」という。）の設置の場所は、公社と加入契約を締結した者（以下「加入者」という。）の居住の場所、事務所若しくは事業所又は加入者たる法人の役員、加入者の使用人その他加入者の行う事業に従事する者の居住の場所でなければならない。

2　前項の規定は、法人でない社団又は財団であつて、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に該当するものの代表者が加入者である場合において、その社団又は財団の事務所若しくは事業所又はその役員、使用人その他その社団又は財団の業務に従事する者の居住の場所に単独電話若しくは共同電話の電話機又は構内交換設備を設置するときは、適用しない。

3　構内交換電話の電話機（以下「内線電話機」という。）の設置の場所は、これを接続する構内交換設備が設置される場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分。以下同じ。）又はこれに準ずる区域（その区域が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分。以下同じ。）でなければならない。

4　前項の規定は、第四十一条第二項の契約の条項に従つてその契約に係る内線電話機を設置するときは、適用しない。

（加入区域）

第二十九条　公社は、その区域内における加入電話の設置についての加入契約の申込（以下「加入申込」という。）を承諾すべき区域を指定しなければならない。

2　公社は、前項の規定による指定をした場合において、必要があると認めるときは、同項の規定により指定した区域（以下「普通加入区域」という。）について、その区域外であつても、別に公社が定める額の料金の支払があることを条件として加入申込を承諾する区域を指定しなければならない。

3　公社は、前二項の規定による指定をするに当つては、一の区域ごとにその地域の社会的経済的の諸条件、行政区画、加入電話の需要及び供給の見込並びに公衆電気通信役務を提供するに要する原価を考慮しなければならない。

4　普通加入区域及び第二項の規定により指定した区域（以下「特別加入区域」という。）内の加入電話は、当該普通加入区域内の電話取扱局（当該区域内に二以上の電話取扱局があるときは、公社が指定するもの）に収容するものとする。但し、業務の遂行上支障がなく、且つ、特に必要があると認められる場合において、別に公社が定める額の料金の支払があるときは、他の普通加入区域内の電話取扱局に収容することを妨げない。

（加入申込の承諾）

第三十条　公社は、公社の予算の範囲内においては、普通加入区域及び特別加入区域（以下「加入区域」と総称する。）内における加入電話の設置についての加入申込並びに加入区域外における加入電話の設置についての加入申込（その設置が業務の遂行上支障がないと認められるものであつて、別に公社が定める額の料金の支払があるものに限る。）の全部を承諾しなければならない。

2　公社は、公社の予算の範囲内においては、前項に規定する加入申込の全部を承諾することができないときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公共の利益のため必要な加入電話に係る加入申込を優先的に承諾しなければならない。

3　公社は、加入申込に係る加入電話による通話が著しく少いと認めるとき、又は加入申込に係る共同電話による通話が著しく多いと認めるときは、その加入申込に係る加入電話の種類（共同電話の種類を含む。以下同じ。）を変更することを条件として、その加入申込を承諾することができる。

4　加入区域外の加入電話を収容すべき電話取扱局は、公社が指定する。

第三十一条　公社は、左に掲げる場合は、加入申込を承諾しないことができる。

一　加入申込に係る加入電話の設置のため必要な公衆電気通信設備の新設、改造又は修理が技術上著しく困難であるとき。

二　加入申込をした者が電話に関する料金の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき。

三　加入申込をした者が加入申込の日前一年以内にその加入申込に係る加入区域内の電話取扱局に収容されていた加入電話に係る電話加入権（加入者が加入契約に基いて加入電話により公衆電気通信役務の提供を受ける権利をいう。以下同じ。）を譲渡した者であるとき。

（普通加入区域外の加入電話の特別負担）

第三十二条　公社は、特別加入区域内又は加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつたときは、その加入電話の設置のため普通加入区域外において新たな線路を設置するための費用であつて、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い計算したものを負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

2　前項の規定による負担であつて、二以上の加入電話の設置のため同一の線路を新たに設置する場合におけるその線路に係るものは、その加入電話の加入申込をした者が共同して負担するものとし、その各別の負担額は、線路の利用の割合を考慮して公社が定める。

3　公社は、特別加入区域内又は加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつた場合において、第一項の規定による負担をさせて設置した線路（設置の後五年以上経過したものを除く。）の全部又は一部を利用してその加入電話の設置を行うことが経済的であると認めるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、その線路について同項の規定により負担させた額（当該電話取扱局に収容される加入電話に係る加入者でなくなつた者に負担させた額を除く。）の一部を負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

4　公社は、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、加入申込をした者が前項の規定により負担した額を、その線路について既に第一項又は前項の規定による負担をした者（当該電話取扱局に収容される加入電話に係る加入者でなくなつた者を除く。）に返還しなければならない。

5　公社が業務の遂行上支障がないと認めるときは、加入申込をした者は、第一項又は第三項の規定により負担する額のうち物件又は労務の費用の額に相当する部分については、物件又は労務の提供をもつてその支払に代えることができる。

（加入電話の種類の変更等）

第三十三条　加入者は、公社が定める条件に従い、加入電話の種類の変更、構内交換設備若しくは内線電話機の増設若しくは変更又は加入電話の電話機若しくは構内交換設備の移転（その加入電話の設置の場所と同一の構内（内線電話機については、同一の構内又はこれに準ずる区域）に限る。）若しくは一時撤去を請求することができる。

2　公社は、共同電話による通話が著しく少いと認めるとき、又は共同電話による通話が著しく多く、その共同電話の電話回線による他の加入者の通話に著しく支障を及ぼすと認めるときは、その共同電話につき加入電話の種類を変更することができる。

3　前条の規定は、特別加入区域内又は加入区域外において、第一項の規定による加入電話の種類の変更の請求があつた場合に準用する。

（設置の場所の変更）

第三十四条　加入者は、公社が定める条件に従い、その加入電話が収容されている電話取扱局の加入区域内の場所又はその加入区域外であつて加入電話の設置が業務の遂行上支障がないと認められる場所に、加入電話の設置の場所を変更すべきことを請求することができる。

2　第三十二条の規定は、特別加入区域内又は加入区域外の場所に変更することに係る前項の規定による請求があつた場合に準用する。

（準用規定）

第三十五条　第三十条第一項及び第二項の規定は、前二条の規定による請求があつた場合に準用する。

（附属機器の設置）

第三十六条　加入者は、公社が定める条件に従い、その加入電話について、転換器により加入電話の電話回線に接続する電話機その他の附属機器であつて、公社が定めるものの設置を請求することができる。

（加入電話設備の修理又は復旧）

第三十七条　公社は、加入電話の設備に障害を生じ、又はその設備が滅失したときは、すみやかに、これを修理し、又は復旧しなければならない。

2　第三十条第二項の規定は、滅失した加入電話の設備を前項の規定により復旧する場合に準用する。

（電話加入権の譲渡等）

第三十八条　電話加入権の譲渡は、公社の承認を受けなければ、その効力を生じない。

2　公社は、前項の承認を求められたときは、電話加入権を譲り受けようとする者が電話に関する料金の支払を怠り、又は怠るおそれがあるときでなければ、その承認を拒むことができない。

3　電話加入権の譲渡があつたときは、譲受人は、加入者の有していた一切の権利及び義務を承継する。

4　電話加入権は、質権の目的とすることができない。

第三十九条　加入者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、加入者の地位を承継する。

2　前項の規定により加入者の地位を承継した者は、承継の日から六月以内にその旨を公社に届け出なければならない。この場合において、相続により加入者の地位を承継した者が二人以上あるときは、そのうちの一人を代表者と定め、これを届け出なければならない。

3　前項後段の規定による代表者の届出がないときは、公社が代表者を指定するものとする。

4　前二項の代表者の変更は、公社に届け出なければ、その効力を生じない。

5　代表者は、公社に対して加入者を代表する。

（電話加入原簿）

第四十条　公社は、郵政省令で定めるところにより、電話加入原簿を備え、電話加入権に関する事項を登録しなければならない。

2　利害関係人は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める手数料を支払つて、電話加入原簿に記載した事項の証明を請求することができる。

（他人使用の制限）

第四十一条　加入者は、その加入電話により他人に通話をさせるときは、加入者が支払うべき料金のうちその他人の通話により増加する部分に相当する額をこえて対価を受けてはならない。

2　前項の規定は、加入者が構内交換設備に接続される内線電話機の一部により他人に通話をさせるためその契約を公社と締結した場合において、その契約の条項に従つてその他人に通話をさせるときは、適用しない。

（通話の停止及び加入契約の解除）

第四十二条　公社は、加入者が左の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めてその加入電話の通話を停止し、又は加入契約を解除することができる。

一　この法律の規定に違反したとき。

二　電話に関する公社の業務の遂行又は公社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為であつて、郵政省令で定めるものをしたとき。

2　公社は、前項の規定により加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、加入者又はその代理人の出席を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、公社の指定する職員に聴聞をさせなければならない。

第四十三条　会社は、加入者が国際通話の料金を支払わないときは、その料金が支払われるまで、その加入電話による国際通話を取り扱わないことができる。

（電話取扱局の種類）

第四十四条　公社は、左の表に掲げる加入電話の数（業務の遂行上必要があるときは、公社が郵政大臣の認可を受けて定める数を加え、又は減じた数）により、電話取扱局の種類を区別し、これを公示しなければならない。

種類	電話取扱局に収容されている加入電話の数
一級局	二十五万以上
二級局	十五万以上二十五万未満
三級局	五万以上十五万未満
四級局	八千以上五万未満
五級局	二千以上八千未満
六級局	八百以上二千未満
七級局	四百以上八百未満
八級局	二百以上四百未満
九級局	百以上二百未満
十級局	二十五以上百未満
十一級局	三以上二十四以下
十二級局	二以下

2　同一の加入区域内に二以上の電話取扱局があるときは、前項の規定の適用については、これらの電話取扱局に収容されている加入電話の総数をもつて、電話取扱局に収容されている加入電話の数とする。

第四十五条　電話取扱局は、次条第一号に規定する市内通話の料金の算定方法により、左の二種に区別する。

一　度数料金局　加入電話による市内通話の料金が市内通話の度数に応じて算定される料金制度（以下「度数料金制」という。）による電話取扱局

二　定額料金局　加入電話による市内通話の料金が市内通話の度数にかかわらず、定額である料金制度（以下「定額料金制」という。）による電話取扱局

2　度数料金局の加入電話のうち別に公社が定める種類に属するものに対しては、定額料金制によることができる。

（通話の種類）

第四十六条　加入電話又は公衆電話による通話は、公社が定めるものを除き、左の通りとする。

一　市内通話　同一の普通加入区域内の電話取扱局に収容される電話相互間の通話

二　市外通話　市内通話以外の通話

（市外通話の種類）

第四十七条　市外通話は、その接続の方法により、左の五種に区別する。

一　普通通話

二　至急通話　普通通話に先だつて接続をする通話

三　特別至急通話　至急通話に先だつて接続をする通話

四　定時通話　請求者が指定する時刻に接続をする通話（予約通話を除く。）

五　予約通話　予約した期間毎日、請求者が指定する一定の時刻に請求者が指定する一定の時間接続をする通話

2　公社が指定する地域相互間においては、至急通話及び特別至急通話は、取り扱わない。

3　公社は、通話の取扱上必要があるときは、第一項第四号又は第五号の規定により接続する時刻を、十五分をこえない範囲内において繰り下げ、又は繰り上げることができる。

（通話の接続の順序）

第四十八条　普通通話相互間、至急通話相互間又は特別至急通話相互間の接続の順序は、その通話の請求の先後によつて定める。

第四十九条　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする市外通話は、前二条の規定にかかわらず、他の市外通話に先だつて接続をする。

第五十条　前条に定めるものを除く外、公共の利益のため緊急に通話することを要する事項を内容とする市外通話は第四十七条及び第四十八条の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、他の市外通話（前条に規定するものを除く。）に先だつて接続をする。

（構内交換設備による交換取扱）

第五十一条　加入者は、公社の認定を受けた構内交換取扱者でなければ、その構内交換設備（公社が定めるものを除く。）による交換に従事させてはならない。

2　構内交換設備による交換は、電話の通話及び交換に支障を及ぼすことを防止するために必要な限度において公社が定める方法に従つて行わなければならない。

第五十二条　前条第一項の認定は、構内交換取扱者資格試験によつて行う。

2　公社は、左の各号の一に該当する者に対しては、構内交換取扱者資格試験を受けさせないことができる。

一　構内交換取扱者の認定を取り消され、取消の日から六月を経過しない者

二　著しく心身に欠陥があつて構内交換取扱者たるに適しない者

3　構内交換取扱者資格試験は、構内交換設備による交換に必要な知識及び技能について行う。

4　構内交換取扱者資格試験を受けようとする者は、五百円をこえない範囲内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める手数料を支払わなければならない。

第五十三条　公社は、構内交換取扱者が左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、又は三月以内の期間を定めて、その交換に従事することを停止することができる。

一　この法律の規定に違反したとき。

二　不正な手段により認定を受けたとき。

2　第四十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　構内交換取扱者の認定は、構内交換取扱者が引き続き三年以上当該認定に係る交換に従事しなかつたときは、その効力を失う。

第五十四条　前三条に規定するものの外、構内交換取扱者の資格の種類、構内交換取扱者資格試験の試験科目その他構内交換取扱者の認定について必要な事項は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。

（国際通話）

第五十五条　第四十六条から第五十条までの規定は、国際通話については、適用しない。

2　国際通話相互間及び国際通話と国際通話以外の通話との間の接続の順序は、公社及び会社が郵政大臣の認可を受けて定める。

第四章　公衆電気通信設備の専用

（専用契約）

第五十六条　公社又は会社は、前二章の規定による公衆電気通信役務の提供に支障がないとき、又はその提供に著しい支障がなく、且つ、公共の利益のため特に必要があるときは、公衆電気通信設備の専用の契約（以下「専用契約」という。）の申込を承諾しなければならない。

第五十七条　専用契約を公社又は会社と締結することができる者は、一の専用契約につき一人に限る。

（端末機器の設置の場所）

第五十八条　専用契約の目的となつている公衆電気通信設備（以下「専用設備」という。）の端末機器の一の部分の設置の場所は、その端末機器の他の部分の設置の場所と同一の構内でなければならない。

2　第二十八条第一項の規定は、専用設備の端末機器の設置の場所に準用する。

3　前二項の規定は、専用設備の端末機器であつて、公社又は会社が定める特殊のものについては、適用しない。

（専用契約の承諾）

第五十九条　公社又は会社は、専用させることができる公衆電気通信設備の範囲内においては、専用契約の申込の全部を承諾することができないと認めるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公共の利益のため必要な業務を行う者の専用契約の申込を優先的に承諾しなければならない。

（費用の負担等）

第六十条　公社又は会社は、専用契約の申込があつた場合において、専用させることができる公衆電気通信設備がないときは、申込をした者がその設置に必要な費用の全部若しくは一部を負担し、又は物件の全部若しくは一部を提供することを条件として、その申込を承諾することができる。

（端末機器の変更等）

第六十一条　公社又は会社と専用契約を締結した者（以下「専用者」という。）は、その専用設備の端末機器について、公社又は会社が定める条件に従い、その移転、設置の場所の変更、一時撤去、増設又は種類の変更の請求をすることができる。

2　前二条の規定は、前項の規定による請求があつた場合に準用する。

（専用契約に基く権利の移転又は承継）

第六十二条　専用者が専用契約に基いて公衆電気通信設備を専用する権利は、移転の目的とすることができない。

第六十三条　専用者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上あるときは、相続開始の日から三月以内にその全員の同意をもつて選定された一人の相続人に限る。）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、専用者の地位を承継する。

2　前項の規定により専用者の地位を承継した者は、承継の日（同項の規定により相続人の選定をしたときは、その選定をした日）から一月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を公社又は会社に届け出なければならない。

（他人の通信の用に供することの制限）

第六十四条　専用者は、業としてその専用設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その専用設備を他人の通信の用に供してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　第百六条第一号の規定により専用設備に接続した私設有線設備を有線電気通信法第九条第一項第五号又は第六号の規定により他人の私設有線設備に接続した場合において、その専用設備をその他人に使用させるとき。

二　第百六条第一号の規定により専用設備に接続した私設有線設備が有線電気通信法第四条第四号又は第五号の規定によりその専用者が他人と共同して設置したものである場合において、その専用設備をその他人に使用させるとき。

三　警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）第四条第二項第一号但書の規定により自治体警察が使用するとき。

四　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十三条の規定により国家消防本部又は地方公共団体が使用するとき。

五　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十条第二項の規定により建設大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。

六　郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第十一条の規定により郵政省が使用するとき。

七　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を通報するとき。

八　前各号に掲げる場合の外、公社又は会社が公共の利益のため必要があり、且つ、公社又は会社の業務の遂行上支障がないと認めたとき。

2　専用者は、前項第一号又は第二号の場合は、別に公社又は会社が定める額の料金を支払わなければならない。

（専用契約の解除及び専用の停止）

第六十五条　公社又は会社は、専用者の事業の目的に変更があり、又はその規模が著しく縮少されたため、その者が新たに専用契約の申込をしたものとした場合において、第五十九条の規定により他にその者より先に申込を承諾すべき者があるときは、その専用者の専用契約を解除することができる。但し、第六十条の規定によりその申込を承諾した専用契約については、その承諾後五年以内は、この限りでない。

2　公社又は会社は、天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合において、専用設備を他の公衆電気通信業務の用に供するため特に必要があるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、期間を定めてその専用設備の専用を停止することができる。

3　第四十二条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

（共同専用契約）

第六十六条　公社又は会社は、業務の遂行上支障がないときは、第五十七条の規定にかかわらず、別に公社又は会社が定める額の料金の支払があることを条件として、国の機関及び地方公共団体又は共同して同一の業務を行う二人以上の者若しくは相互に業務上緊密な関係を有するためその間の通信を必要とする二人以上の者が同一の公衆電気通信設備を専用するための専用契約の申込を承諾することができる。

（準用規定）

第六十七条　第三十一条第二号、第三十七条及び第四十二条の規定は、専用設備の専用に準用する。

第五章　料金

（料金の決定）

第六十八条　公衆電気通信役務の料金であつて、別表の上欄に掲げるものの額は、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

2　前項に規定するもの以外の公衆電気通信役務の料金の額は、公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める。但し、試行的な公衆電気通信役務の料金については、認可を受けることを要しない。

（換算割合）

第六十九条　公社又は会社は、その額が金フランの単位をもつて定められている国際電気通信役務の料金を、郵政大臣の認可を受けて定める換算の割合により本邦通貨の単位に換算しなければならない。

2　郵政大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（料金の減免）

第七十条　公社は、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、左の公衆電気通信役務の料金を減免することができる。

一　船舶又は航空機が重大且つ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通報する電報

二　船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために発信する電報

三　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報

四　災害に際し罹災者より発信する電報

五　警察機関に犯罪について通報する通話

六　消防機関に出火を報知し、又は人命の救護を求

める通話

第七十一条　報道電報又は報道無線電報の料金は、他の電報の料金より低く定めることができる。

2　ニュース又は放送事業者の放送事項を内容とする予約通話であつて、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間のものの料金は、第六十八条第一項の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて、他の予約通話の料金より低く定めることができる。

3　警察法による国家地方警察若しくは自治体警察の機関、消防組織法に規定する国若しくは地方公共団体の消防の機関又は新聞社、放送事業者若しくは通信社の事業のための市外設備（専用設備のうち、一の加入区域内の場所と加入区域外の場所との間に設置されている部分であつて、加入区域外に設置されている部分の長さが公社が定める長さ以上であるもの、いずれの加入区域にも属しない場所相互間に設置されている部分であつて、公社が定める条件に適合するもの及び一の加入区域内の電話取扱局又は電報取扱局と他の加入区域内の電話取扱局又は電報取扱局との間に設置されている部分をいう。以下同じ。）であつて、専用契約の期間が一年以上であるものの専用の料金は、第六十八条第一項の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて、その原価を下らない範囲内において、他の市外設備の専用の料金より低く定めることができる。

第七十二条　公社又は会社は、その総収入に著しい影響を及ぼさない範囲内において、臨時に、公衆電気通信役務の料金を減免することができる。

（無料通話）

第七十三条　公衆電気通信役務の利用者がその取扱について公社が定める電話に対してする通話の料金は、支払うことを要しない。

（料金の公示）

第七十四条　公社は、第六十八条第二項及び第七十条から第七十二条までの規定により公衆電気通信役務の料金を定め、若しくは減免したとき、又は第六十九条に規定する換算の割合を定め、若しくは変更したときは、郵政省令で定める方法により、これを公示しなければならない。

2　会社は、第六十八条第二項及び第七十二条の規定により国際電気通信役務の料金を定め、若しくは減免したとき、又は第六十九条に規定する換算の割合を定め、若しくは変更したときは、郵政省令で定める方法により、これを公示しなければならない。

（料金の連帯支払）

第七十五条　一の電報に関する料金を支払うべき発信人又は受取人が二人以上であるときは、各発信人又は受取人は、その料金の支払について連帯してその責に任ずるものとする。度数料金制による共同電話の加入者が支払うべき市内通話の料金及び自動接続市外通話方式による市外通話の料金又は第六十六条に規定する専用契約を締結した者が支払うべき料金についても、同様とする。

（割増金）

第七十六条　不法に公衆電気通信役務の料金を免かれた者は、その免かれた額の外、その免かれた額の二倍に相当する額を割増金として支払わなければならない。

（電報の取扱等の停止と料金の支払義務）

第七十七条　第二十三条第一項の規定により電報の取扱を停止された者又は第四十二条第一項（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定により加入電話の通話若しくは専用設備の専用を停止された者は、その停止された期間についても、料金の支払の責を免かれることがない。

（料金の返還）

第七十八条　公衆電気通信役務の料金は、左に掲げる場合において、それぞれ各号に掲げるものに限り、これを支払つた者の請求により返還するものとする。この場合において、その料金が支払われていないときは、支払うことを要しないものとする。

一　発信人又は受取人の責に帰することができない事由により、電報が速達の取扱とした郵便物として差し出したものとした場合におけるその郵便物が到達するのは通常要する時間（翌日配達電報にあつては、二十四時間を加算した時間）以内に到達しなかつたときは、その電報の料金

二　発信人又は受取人の責に帰することができない事由により、照合とした電報の通信文に誤を生じたとき（問合せの取扱により誤を訂正することができた場合を除く。）は、その照合の料金

K 5608

三　発信人又は受取人の責に帰することができない事由により、引き続き一日分以上同報無線電報の取扱をしなかつたときは、その取扱をしなかつた日数に対応するその料金

四　加入者がその責に帰することができない事由により、その加入電話（加入契約の期間が公社が定める期間以内であるものを除く。以下第百九条第一項第三号において同じ。）により通話をすることができない場合において、その旨を電話取扱局に通知した日（その前に電話取扱局がその旨を知つたときは、その知つた日。以下この号及び第百九条第一項第三号において同じ。）から引き続き二日以上その加入電話により通話をすることができなかつたときは、その旨を電話取扱局に通知した日後の通話をすることができなかつた日数に対応する電話使用料及びこれに附加して支払うべき料金（その通話をすることができなかつた設備に係るものに限る。）

五　加入者の責に帰することができない事由により、度数料金制による加入電話による市内通話が通話中にできなくなつたときは、その市内通話の料金

六　請求者の責に帰することができない事由により、第四十七条第一項第四号の請求者が指定する時刻（同条第三項の規定による繰下又は繰上があつたときは、その繰り下げ、又は繰り上げた時刻。以下同じ。）に定時通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同条第一項第四号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合を除く。）は、その定時通話料

七　請求者の責に帰することができない事由により、定時通話が一回の通話につき引き続き三分以上できなかつたときは、その通話をすることができなかつた時分（三分の倍数である部分に限る。）に対応する定時通話料

八　加入者の責に帰することができない事由により、第四十七条第一項第五号の請求者が指定する時刻（同条第三項の規定による繰下又は繰上があつたときは、その繰り下げ、又は繰り上げた時刻。以下同じ。）に予約通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同条第一項第五号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合を除く。）、その契約を解除したとき、又はその通話時数を減少したときは、その取扱をしなかつた日数、解除後の契約の期間又は減少した時数に対応する予約通話料

九　加入者の責に帰することができない事由により、予約通話が一回の通話につき引き続き三分以上できなかつたときは、その通話をすることができなかつた時分（三分の倍数である部分に限る。）に対応する予約通話料

十　専用者がその責に帰することができない事由により、その専用設備を使用することができない場合において、その旨を電報取扱局（電報に関する現業事務を取り扱う会社の事業所を含む。以下この号において同じ。）又は電話取扱局（電話に関する現業事務を取り扱う会社の事業所を含む。以下この号において同じ。）に通知した時（その前に電報取扱局又は電話取扱局がその旨を知つたときは、その知つた時。以下この号及び第百九条第一項第六号において同じ。）から引き続き二十四時間以上その専用設備を使用することができなかつたときは、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時以後の使用することができなかつた時間（二十四時間の倍数である部分に限る。）に対応する専用の料金（その使用することができなかつた設備に係るものに限る。）

十一　第六十五条第一項又は第二項の規定により専用契約を解除し、又は専用を停止したときは、その解除後の契約の期間又は停止の期間に対応する専用の料金

十二　公衆電気通信役務の料金の過払又は誤払があつたときは、過払又は誤払の料金

十三　前各号に掲げる場合の外、公衆電気通信役務の全部又は一部を提供しなかつた場合であつて、公社又は会社が定める場合に該当するときは、公社又は会社が定める料金

2　公社又は会社は、前項第十三号の規定による定をしようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3　第一項の規定による返還の請求は、その返還の事由が発生した日から起算して、六月を経過したとき

は、することができない。

（延滞金）

第七十九条　公衆電気通信役務の料金を支払うべき者がその料金を支払わず、又は第七十六条に規定する割増金を支払うべき者がその割増金を支払わないため、公社が督促状を発した場合において、支払義務者がなお支払わないときは、公社は、その支払うべき料金又は割増金の額百円につき一日四銭の割合で、督促状に指定した期日の翌日からその支払の日の前日までの日数により計算した延滞金を支払わせることができる。但し、百円未満の料金及び割増金については、この限りでない。

（料金支払義務の存続期間）

第八十条　公衆電気通信役務の料金の支払の義務は、その料金を支払うべき日から六月以内に支払の請求を受けないことによつて消滅する。

2　前項の規定は、不法に免かれた公衆電気通信役務の料金については、適用しない。

第六章　土地の使用

（土地等の使用）

第八十一条　公社は、公衆電気通信業務の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備（第百七条第三項を除き以下「線路」と総称する。）を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下単に「土地等」という。）を利用することが必要且つ適当であるときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを使用することができる。但し、他の法律によつて土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等にあつては、その事業のための土地等の利用を妨げない限度において利用する場合に限り、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

2　前項の規定により土地等を使用する権利（以下「使用権」という。）の存続期間は、十五年（地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、五十年）とする。但し、次条第一項の規定による協議又は第八十七条第二項の裁定においてこれより短い期間を定めたときは、この限りでない。

3　第一項の規定により使用する土地等に最初に設置した電柱又は地下ケーブルが前項の存続期間が満了した後なお残存する場合において、その土地等の所有者又は占有者が存続期間の満了の日から一月以内にその撤去を請求しないときは、使用権は、その電柱又は地下ケーブルが残存する期間存続する。

（土地等の使用の手続）

第八十二条　公社は、前条第一項の規定により土地等を使用しようとするときは、その土地等の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地等の所有者（所有者以外に権原に基きその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。）とその土地等の使用について協議しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第八十三条　前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、公社は、郵政省令で定める手続に従い、その土地等の使用について、都道府県知事の裁定を申請することができる。但し、同項の認可があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

第八十四条　公社は、第八十一条第三項の規定による請求を受け、且つ、なおその土地の使用を継続する必要がある場合において、当該使用権の存続期間の延長について、その請求をした者と協議することができず、又は協議がととのわないときは、郵政省令で定める手続に従い、その使用の継続について、都道府県知事の裁定を申請することができる。但し、その請求を受けた日から三月を経過したときは、この限りでない。

2　公社は、前項の規定により裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地を使用することができる。

（裁定）

第八十五条　都道府県知事は、第八十三条又は前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写を当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。

2　市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、三日以内に、その旨を公告し、公告の日から一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

3　市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、公告の日を都道府県知事に報告しなければならない。

第八十六条　前条第二項の規定による公告があつたときは、土地等の所有者その他利害関係人は、公告の日から十日以内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

第八十七条　都道府県知事は、前条の期間が経過した後、一週間以内に、裁定をしなければならない。

2　使用権を設定すべき旨を定める裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一　使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲
二　線路の種類及び数
三　使用開始の時期
四　使用権の存続期間を定めるときは、その期間

3　都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を公社及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第八十八条　使用権を設定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、公社は、その土地等の使用権を取得するものとする。

2　使用を継続すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権は、従前の存続期間が満了した後その電柱又は地下ケーブルが残存する期間存続するものとする。

（協議の効果）

第八十九条　第八十二条第一項の規定による協議又は第八十一条第三項の規定による請求を受けた場合における当該使用権の存続期間の延長についての協議がととのつた場合において、公社及び土地等の所有者が郵政省令で定めるところにより、それぞれその協議において定めた事項を都道府県知事に届け出たときは、その届け出たところに従い、使用権を設定すべき旨を定める裁定又は使用を継続すべき旨を定める裁定があつたものとみなす。

（土地等の使用の対価）

第九十条　公社は、第八十一条第一項の規定により土地等を使用するときは、これに対し対価を支払わなければならない。

2　前項の対価の額は、その使用によつて通常生ずる損失を償うように、線路及び土地等の種類ごとに政令で定める。

3　第一項の対価であつて、第八十一条第二項に規定する存続期間に対するものは、第八十二条第一項の規定による協議又は第八十七条第二項の裁定において定める使用開始の時期までに、その全額を一時に支払うものとする。但し、第八十二条第一項の規定による協議又は第八十七条第二項の裁定において五年より短い期間を存続期間と定めたときは、その存続期間に対するものは、各事業年度分を毎事業年度に支払うことができる。

4　第一項の対価であつて、第八十一条第三項又は第八十八条第二項の規定により使用権が存続する期間に対するものは、各事業年度分を毎事業年度に支払うものとする。

（土地等の一時使用）

第九十一条　公社は、左に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であつて、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することができる。但し、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

一　線路に関する工事の施行のため必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場の設置
二　天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路の設置
三　測標の設置

2　公社は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3　公社は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。但し、あらかじめ

通知することが困難なときは、使用開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

4　第一項の規定により一時使用しようとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

5　第一項の規定による一時使用の期間は、六月（同項第二号の場合において、仮線路を設置したとき、又は同項第三号の規定により一時使用するときは、一年）をこえることができない。

6　第一項の規定による一時使用のためその土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人に呈示しなければならない。但し、同項但書の場合は、この限りでない。

（土地の立入等）

第九十二条　公社は、線路に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2　公社は、前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、立入の五日前までに、その目的、日時及び場所を市町村長（国有又は公有の土地については、その土地の管理者）に通知しなければならない。

3　前項の規定による通知を受けた市町村長は、遅滞なく、通知を受けた事項を公告しなければならない。

第九十三条　公社は、線路に関する工事のため必要があるときは、他人の土地を通行することができる。

2　第九十一条第三項の規定は、公社が前項の規定により他人の土地を通行する場合に準用する。

第九十四条　第九十二条第一項の規定により立ち入り、又は前条第一項の規定により通行しようとする土地が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

2　第九十二条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は前条第一項の規定により他人の土地を通行する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

（植物の伐採）

第九十五条　公社は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が線路に関する測量若しくは実地調査に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、都道府県知事の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2　公社は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植するときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3　公社は、植物が線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、線路を著しく損壊し、通信の確保に重大な支障を生ずると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けないで、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

（立入、伐採の損失補償）

第九十六条　公社は、第九十一条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第九十二条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第九十三条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償について、公社と損失を受けた者との間に協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、公社又は損失を受けた者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

3　第八十五条、第八十六条並びに第八十七条第一項及び第三項の規定は、前項の裁定に準用する。

4　損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

5　第三項において準用する第八十七条第三項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、公社と損失を受けた者との間に協議がととのつたものとみなす。

（線路の移転等）

第九十七条　線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになつたときは、その土地等の所有者は、公社に、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができる。

2　公社は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同項の措置をしなければならない。

3　第一項の措置について、公社と土地等の所有者との間に協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、公社又は土地等の所有者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

4　第八十五条、第八十六条並びに第八十七条第一項及び第三項の規定は、前項の裁定に準用する。

5　第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期並びにその措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべきときは、その負担の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

6　第四項において準用する第八十七条第三項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、公社と土地等の所有者との間に協議がととのつたものとみなす。

（訴訟）

第九十八条　第九十六条第二項又は前条第三項の裁定のうち補償金の額又は費用の負担の額に不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。

2　前項の訴においては、公社又は損失を受けた者若しくは土地等の所有者をもつて被告とする。

（原状回復の義務）

第九十九条　公社は、土地等の使用を終つたとき、又はその使用する土地等を公衆電気通信業務の用に供する必要がなくなつたときは、その土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、土地等を返還しなければならない。

（公用水面の使用）

第百条　公社又は会社は、公共の用に供する水面（以下「水面」という。）に公衆電気通信業務の用に供する水底線路（以下「水底線路」という。）を敷設しようとするときは、あらかじめ、左の事項を郵政大臣及び都道府県知事（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十六条の規定により農林大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林大臣。以下同じ。）に届け出なければならない。

一　水底線路の位置及び次条第一項の申請をしようとする区域

二　工事の開始及び完了の時期

三　工事の概要

2　都道府県知事は、漁業権（漁業法による漁業権をいう。以下同じ。）が設定されている水面について前項の規定による届出があつた場合において、その漁業権に関する利害関係人の意見により、同項第一号又は第二号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、届出があつた日から三十日以内に、その旨を公社又は会社に通知することができる。

3　公社又は会社は、前項の規定による通知を受けた場合において、第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更が業務の遂行上支障がないと認めるときは、これを変更し、その旨を郵政大臣及び都道府県知事に届け出なければならない。

（水底線路の保護）

第百一条　郵政大臣は、公社又は会社の申請があつた場合において、水底線路を保護するため必要があるときは、その水底線路から千メートル（河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川並びに同法第五条の規定により同法の規定を準用する水流、水面及び河川（以下「河川等」という。）については、五十メートル）以内の区域を保護区域として指定することができる。

2　前項の規定による指定は、告示によつて行わなければならない。

3　公社又は会社は、第一項の規定による指定があつたときは、郵政省令で定めるところにより、これを示す陸標を設置し、且つ、その陸標の位置を公告しなければならない。

4　何人も、第一項の保護区域内において船舶をびよう泊させ、底びき網若しくはもりを用いる漁業その他政令で定める漁業を行い、若しくは土砂を掘採し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつないではならない。但し、河川等の管理者がその河川等に関する工事を行う場合であつて、やむを得ないとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

5　都道府県知事は、公社又は会社の申請があつた場合において、水底線路を保護するため必要があるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命じなければならない。

6　都道府県知事は、第一項の保護区域内の水面における漁業権の設定については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

第百二条　公社又は会社は、前条第五項の規定による漁業権の取消、変更又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

2　漁業法第三十九条第六項から第十一項までの規定は、前項の規定による損失の補償に準用する。この場合において、同条第九項中「国」とあり、又は同条第十項中「政府」とあるのは、「日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社」と読み替えるものとする。

第百三条　船舶は、水底線路の敷設若しくは修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから千メートル（河川等については、五十メートル）以内又は敷設若しくは修理中の水底線路の位置を示す浮標であつて、その旨を示す標識を掲げてあるものから四百メートル（河川等については、三十メートル）以内の水面を航行してはならない。但し、水底線路の敷設又は修理に従事する船舶内の公社又は会社の職員の承認を受けたときは、この限りでない。

（特別区の区長等に対する規定の適用）

第百四条　この章中市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区の区長に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市にあつては区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合の管理者に適用する。

第七章　雑則

（利用者による設置）

第百五条　左の公衆電気通信設備の設置は、加入者又は専用者が行うことを妨げない。但し、同一の加入電話の電話回線又は同一の専用設備たる回線の一端に接続するものの全部についてする場合に限る。

一　構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備

二　船舶に設置する加入電話の設備

三　専用設備の端末機器その他端末の設備

2　公社は、加入者又は専用者が前項の規定により設置する公衆電気通信設備の保存を公社において行うべきことの申込を受けたときは、業務の遂行上支障がある場合を除き、これを拒んではならない。

3　第一項の規定による公衆電気通信設備の設置は、公衆電気通信業務に支障を及ぼすことを防止するために必要な限度において公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合するものでなければならない。

4　加入者又は専用者は、第一項の規定により公衆電気通信設備を設置したときは、公社の検査を受け、その設置が前項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。

5　第一項の規定により公衆電気通信設備を設置している加入者又は専用者は、公社からその公衆電気通信設備が第三項の技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求められたときは、これを拒んではならない。但し、正当な事由がある場合並びに加入者又は専用者の営業時間外及び日没から日出までの間は、この限りでない。

6　前二項の規定による検査に従事する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

7　加入者は、郵政省令で定めるところにより、公社の認定を受けた工事担任者でなければ、第一項第一号の規定による構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備の設置に従事させてはならない。

8　第五十二条及び第五十三条の規定は、工事担任者の認定について準用する。

9　第二項から第五項までの規定は、会社が公衆電気通信設備を専用させる場合に準用する。

（私設有線設備の接続）

第百六条　公社は、左に掲げる場合において、公衆電気通信設備に私設有線設備を接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続しようとする私設有線設備が公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合しないとき、その他その接続により公社の業務の遂行に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合を除き、その接続をしなければならない。

一　専用設備にその専用者が設置する私設有線設備（端末機器その他端末の設備のみのものを除く。）を接続するとき。

二　内線電話機のみと通話することができるように、構内交換設備にその構内交換電話の加入者が設置する私設有線設備の電話回線を接続するとき。

三　前二号に規定する場合の外、私設有線設備を接続することが公共の利益のため必要であるとき。

（補償金）

第百七条　構内交換設備であつて、公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類のものの設置の日から五年以内に、加入者が加入契約を解除したとき、又は公社がその加入電話若しくは構内交換設備の変更の請求に応じ、若しくは第四十二条第一項の規定により加入契約を解除したときは、加入者は、その構内交換設備の撤去に要する費用の額以内において公社が定める額を補償金として支払わなければならない。

2　専用設備の端末機器であつて、公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める種類のものの設置の日から五年以内に、専用者が専用契約を解除したとき、又は公社若しくは会社がその端末機器の変更の請求に応じ、若しくは第六十七条において準用する第四十二条第一項の規定により専用契約を解除したときは、専用者は、その端末機器の撤去に要する費用の額以内において公社又は会社が定める額を補償金として支払わなければならない。

3　専用契約を締結したため新たに設置した専用設備の線路の設置の日から五年以内に、専用者が専用契約を解除したとき、又は公社若しくは公社が第六十七条において準用する第四十二条第一項の規定により専用契約を解除したときは、専用者は、その線路の撤去に要する費用の額以内において公社又は会社が定める額を補償金として支払わなければならない。

4　前二項の場合において、その専用設備が第六十条の規定により費用を支払い、又は物件を提供して設置されたものであるときは、補償金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により公社又は会社が定める額からその支払つた費用の額と提供した物件の価額の合計額（その合計額がこれらの規定により公社又は会社が定める額より大きいときは、その定める額）を控除した額とする。

5　前四項の規定は、その構内交換設備又は専用設備を引き続きその設置の場所で使用することができるときは、適用しない。

6　第一項又は第二項の規定は、その構内交換設備又は専用設備の端末機器が第百五条第一項第一号又は第三号の規定により設置されたものであるときは、適用しない。

（国際電気通信業務に関する協定等）

第百八条　公社又は会社は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に国際電気通信業務に関する協定又は契約であつて、郵政省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。但し、第六十八条第二項の認可を受けるべき場合は、この限りでない。

（損害の賠償）

第百九条　公社は、公衆電気通信役務を提供すべき場合において、その提供をしなかつたため、利用者（電報の受取人及び電話の通話の相手方を含む。以下同じ。）に損害を加えたときは、左に掲げる場合に限り、それぞれ各号に掲げる額を限度とし、その損害を賠償する。但し、損害が不可抗力により発生したものであるとき、又はその損害の発生について利用者に故意若しくは過失があつたときは、この限りでない。

一　電報が速達の取扱とした郵便物として差し出したものとした場合におけるその郵便物が到達するのに通常要する時間（翌日配達電報にあつては、二十四時間を加算した時間）以内に到達しなかつた

ときは、その電報の料金の五倍に相当する額

二　照合とした電報の通信文に誤を生じたとき（間合せの取扱により誤を訂正することができた場合を除く。）は、その電報の料金及び照合の料金の合計額の五倍に相当する額

三　加入者がその加入電話により通話をすることができない場合において、その旨を電話取扱局に通知した日から引き続き五日以上その加入電話により通話をすることができなかつたときは、その旨を電話取扱局に通知した日後の通話をすることができなかつた日数に対応する電話使用料（その通話をすることができなかつた設備に係るものに限る。）の五倍（定額料金制による加入電話にあつては、二倍）に相当する額及びその電話使用料に附加して支払うべき料金（その通話をすることができなかつた設備に係るものに限る。）の五倍に相当する額

四　第四十七条第一項第四号の請求者が指定する時刻に定時通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合並びに第四十九条及び第五十条に規定する市外通話を接続するため必要がある場合を除く。）は、その定時通話料の五倍に相当する額

五　第四十七条第一項第五号の請求者が指定する時刻に予約通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合並びに第四十九条及び第五十条に規定する市外通話を接続するため必要がある場合を除く。）は、その予約通話料の五倍に相当する額

六　専用者がその専用設備を使用することができない場合において、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時から引き続き四十八時間以上その専用設備を使用することができなかつたときは、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時以後の使用することができなかつた時間（二十四時間の倍数である部分に限る。）に対応する専用の料金（その使用することができなかつた設備に係るものに限る。）の五倍に相当する額

七　前各号に定める場合の外、公衆電気通信役務の全部又は一部を提供しなかつた場合であつて、公社が定める場合に該当するときは、公社が定める料金の五倍に相当する額

2　公社は、前項第七号の規定による定をしようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3　第一項の規定による損害賠償の請求は、その事由が発生した日から起算して、六月を経過したときは、することができない。

第八章　罰則

第百十条　公衆電気通信業務に従事する者が正当な理由がないのに公衆電気通信役務の取扱をせず、又は不当な取扱をしたときは、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2　前項の場合において金銭物品を収得したときは、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百十一条　公社又は会社の取扱中に係る電報を正当な事由がないのに開き、破り、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に配達した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百五十八条又は第二百五十九条に該当するときは、同条の刑に処する。

第百十二条　公社又は会社の取扱中に係る通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2　公衆電気通信業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十三条　前二条の未遂罪は、罰する。

第百十四条　公社又は会社の役員がこの法律の規定により郵政大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その役員は、十万円以下の罰金に処する。

第百十五条　第百一条第四項又は第百三条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第百十六条　第七十四条又は第百一条第三項の規定に違反した公社又は会社の役員又は職員は、五千円以下の過料に処する。

附　則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

別表

第一　通常電報の料金

料金種別	料金額	
一　普通電報料		
イ　市内電報料		
基本料	和文十字又は欧文五語まで	三十円
累加料	和文五字までごとに又は欧文一語ごとに	七円
ロ　市外電報料		
基本料	和文十字又は欧文五語まで	六十円
累加料	和文五字までごとに又は欧文一語ごとに	十円
二　至急電報料	普通電報料の二倍	
三　翌日配達電報料		
基本料	和文十字又は欧文五語まで	三十円
累加料	和文五字までごとに又は欧文一語ごとに	七円
四　第十五条又は第十六条に規定する電報の電報料	至急電報料と同額	

第二　電話使用料（契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。）

料金種別	料金額		
一　度数料金制による場合			
イ　基本料			
単独電話及び構内交換電話（内線電話機及び構内交換設備を除く。）	一加入電話ごとに月額	事務用	住宅用
一級局		千円	七百円
二級局		九百円	六百三十円
三級局		八百円	五百六十円
四級局		七百円	四百九十円
五級局		六百円	四百二十円
六級局		五百円	三百五十円
ロ　度数料	市内通話一度数ごとに	七円	
二　定額料金制による場合		事務用	住宅用
イ　単独電話	一加入電話ごとに月額		
五級局		千八百円	千八十円
六級局		千四百五十円	八百七十円
七級局		千百五十円	六百九十円
八級局		九百五十円	五百七十円
九級局		八百五十円	五百十円
十級局		七百五十円	四百五十円
十一級局		六百五十円	三百九十円
十二級局			
基本額		百五十円	九十円
加算額	普通加入区域内の関係線路百メートルまでごとに	四十円	二十四円
ロ　構内交換電話（内線電話機及び構内交換設備を除く。）	一加入電話ごとに月額		
五級局		二千七百円	千六百円
六級局		二千二百円	千三百円
七級局		千七百五十円	千五十円
八級局		千四百五十円	九百円
九級局		千三百円	八百円
十級局		千百五十円	七百円

十一級局	千円	六百円

備考

一　住宅用とは、加入者（法人たるもの及び第二十八条第二項に規定する加入者を除く。）がもつぱら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。

二　事務用とは、住宅用以外のものをいう。

第三　装置料　一加入電話ごとに　四千円

（加入申込を承諾された場合のもの。但し、内線電話機及び構内交換設備の装置に要するもの並びに契約の期間が三十日以内のものに係るものを除く。）

第四　市外通話料（公衆電話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話による場合のものを除く。）

料金種別	料金額			
	毎三分又はその端数ごとに			
	下記以外のもの		第四十七条第二項の規定により公社が指定する地域相互間の通話	
	下記以外のもの	六十キロメートルをこえる市外通話地域において午後十時から翌日の午前六時までの間に請求に応じた通話	下記以外のもの	六十キロメートルをこえる市外通話地域において午後八時から翌日の午前七時までの間に請求に応じた通話
一　普通通話料				
市外通話地域十キロメートルまで	十円		十四円	
二十〃	二十円		二十一円	
三十〃	二十五円		二十八円	
四十〃	三十円		三十五円	
六十〃	三十五円		四十九円	
八十〃	四十円	三十五円	六十五円	四十円
百〃	四十五円	三十五円	七十五円	四十五円
百二十〃	五十円	四十円	八十五円	五十円
百六十〃	六十円	四十円	百円	六十円
二百〃	七十円	五十円	百二十円	七十円
二百四十〃	八十円	五十円	百四十円	八十円
二百八十〃	九十円	六十円	百六十円	九十円
三百二十〃	百円	六十円	百八十円	百円
三百八十〃	百十円	七十円	二百円	百十円
四百七十〃	百二十円	八十円	二百二十円	百二十円
五百九十〃	百四十円	九十円	二百五十円	百四十円
七百十〃	百六十円	百円	二百九十円	百六十円
八百三十〃	百八十円	百十円	三百三十円	百八十円
九百五十〃	二百十円	百三十円	三百八十円	二百十円
千百〃	二百四十円	百五十円	四百三十円	二百四十円
千二百五十〃	二百七十円	百七十円	四百八十円	二百七十円
千五百〃	三百円	百九十円	五百三十円	三百円
千八百〃	三百三十円	二百十円	五百八十円	三百三十円
二千百〃	三百六十円	二百三十円	六百四十円	三百六十円
二千四百〃	三百九十円	二百五十円	七百円	三百九十円
二千四百キロメートルをこえるもの	四百二十円	二百七十円	七百六十円	四百二十円
二　至急通話料	普通通話料の二倍			
三　特別至急通話料	普通通話料の三倍			
四　第四十九条又は第五十条に規定する通話の市外通話料	普通通話料の三倍		普通通話料と同額	
五　定時通話料	普通通話料の四倍		上記の料金額と同額	
六　予約通話料（予約の期間が一月未満のものに係るものを除く。）	（月額）普通通話料の九十倍		（月額）上記の料金額と同額	

第五　公衆電話料

料金種別	料金額
一　公衆電話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話であつて、加入区域内に設置されたものによる場合	
イ　市内通話	一度数ごとに　十円
ロ　市外通話	毎三分又はその端数ごとに　第四に掲げる料金額と同額
二　公衆電話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話であつて、加入区域外に設置されたものによる場合	
イ　市内通話	一度数ごとに　十五円
ロ　市外通話	毎三分又はその端数ごとに　第四に掲げる料金額に十円を加算した額

第六　専用設備たる回線の専用（市外設備に係るものであつて、専用契約の期間が一年以上のものに限る。）の料金　（月額）　第四の一の料金額の欄の上段に掲げる額の六千倍以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

（大蔵・農林・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第九十八号（昭二八・七・三一）

◎有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法

（有線電気通信法及び公衆電気通信法の施行期日）

第一条　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号。以下「有線法」という。）及び公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号。以下「公衆法」という。）は、昭和二十八年八月一日から施行する。

（電信線電話線建設条例等の廃止）

第二条　左の法律は、廃止する。

電信線電話線建設条例（明治二十三年法律第五十八号）
電信法（明治三十三年法律第五十九号）
電信電話料金法（昭和二十三年法律第百五号）

（共同して設置した有線電気通信設備）

第三条　有線法の施行の際現に旧電信法第二条第二

号、第三号又は第五号の規定により二人以上の者が共同して設置している有線電気通信設備は、有線法の施行の日において同法第四条第四号又は第五号の許可を受けたものとみなす。

（鉱業特設電話）

第四条　有線法の施行の際現に旧鉱業特設電話規則（明治三十八年逓信省令第八十四号）の規定により施設している鉱業特設電話は、有線法の施行の日において従前の専用者たる鉱業者が設置したものとみなす。この場合において、専用者たる鉱業者が二人以上あるときは、同法第四条第四号の許可があつたものとみなす。

（公衆通信の用に供されている有線電気通信設備又は無線局）

第五条　公衆法の施行の際現に旧電信法第三条第一項の規定により公衆通信の用に供されている有線電気通信設備を設置している者又は旧無線電信法（大正四年法律第二十六号）第六条第一項の規定により公衆通信の用に供されている無線局を開設している者は、公衆法の施行の日から三月間は、その現に公衆通信の用に供されている有線電気通信設備又は無線局について、その現に公衆通信の用に供されている体様と同一の体様をもつて、同法第八条第一号の規定による委託を受けているものとみなす。但し、その者と日本電信電話公社（以下「公社」という。）との間の契約により別段の定をしたときは、この限りでない。

（構内交換電話となる接続電話機）

第六条　公衆法の施行の際現に旧電話規則の一部を改正する省令（昭和二十五年電気通信省令第二号）附則第二項但書の規定により接続電話機の取扱を受けている私設電話又は市内専用電話の設備であつて、加入電話の電話回線が収容されている交換設備の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分）又はこれに準ずる区域（その区域が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分）にある電話機でその交換設備に収容されているものに係る部分は、公衆法の施行の日において、同法第二十六条第一項第三号の構内交換電話となつたものとみなす。

2　前項に規定する設備については、公衆法第百五条第四項前段の規定は、適用しない。

（準法人）

第七条　公衆法の施行の際現に旧電話規則（昭和十二年逓信省令第七十三号）第六条第二項の規定により社寺、学校、組合又は団体であつて、法人でないもの（以下「準法人」という。）が加入者となつている加入電話については、公衆法の施行の日から六月以内は、同法第二十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　前項に規定する加入電話については、公衆法の施行の日から六月を経過した日に、旧電話規則第六条第三項の規定によりその準法人の代表者として届け出てある者が加入者となつたものとみなす。

（電話機等の設置場所）

第八条　公衆法の施行の際現に旧電話規則第四条ノ二但書の規定により公衆法第二十八条第一項に規定する場所以外の場所に設置されている単独電話若しくは共同電話の電話機又は構内交換電話の交換設備の設置の場所については、同法の施行の日から六月以内は、なお従前の例による。

（旧電話規則により受理された加入申込）

第九条　旧電話規則（明治三十九年逓信省令第二十五号）の規定により受理された加入申込であつて、公衆法の施行前に加入電話が設置されるに至らなかつたものについては、同法の施行後も、なお従前の例による。

2　公社は、公衆法の施行の日から六月以内に、少くとも三回の公告をもつて、前項に規定する加入申込に係る権利を有する者に対し、最後の公告の日から一年以内にその請求の申出をすべき旨を催告しなければならない。

3　公社は、知れている権利者には、各別にその申出を催告しなければならない。

4　第一項に規定する加入申込に係る権利を有する者が第二項の期間内に申出をしないときは、その権利は、その期間の満了の日に消滅する。

5　公社は、公衆法第三十条第二項の規定により優先的に承諾した加入申込に係る加入電話の設置に支障を及ぼさない限度において、第二項の期間内に申出

があつた加入申込に係る加入電話をなるべくすみやかに設置するようにしなければならない。

（加入電話の特別負担）

第十条　公社は、昭和三十一年三月三十一日までは、普通加入区域内における加入電話の設置について加入申込があつた場合において、その加入電話の設置のため新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえるときは、加入申込をした者がその超過額を負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

2　前項の規定は、普通加入区域内における加入電話の種類の変更の請求又は普通加入区域内の場所に加入電話の設置の場所を変更すべきことの請求があつた場合に準用する。

3　公衆法第三十二条第二項及び第五項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一条　公社は、昭和三十一年三月三十一日までは、特別加入区域内又は加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつた場合において、その加入電話の設置のため普通加入区域内において新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえるときは、加入申込をした者が公衆法第三十二条第一項の規定による負担をする外、その超過額を負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

2　前項の規定は、特別加入区域内若しくは加入区域外における加入電話の種類の変更の請求又は特別加入区域内若しくは加入区域外の場所に加入電話の設置の場所を変更すべきことの請求があつた場合に準用する。

3　公衆法第三十二条第二項及び第五項の規定は、前二項の場合に準用する。

（戦災電話の復旧等）

第十二条　公衆法施行の際現に戦災により滅失している加入電話（以下「戦災電話」という。）の加入者は、公社がその請求により同法の施行の日から昭和三十一年三月三十一日までの間に普通加入区域内においてその加入電話の復旧工事を完了した場合において、その復旧工事のため新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえたときは、公社が定める期日までに、その超過額を支払わなければならない。

2　前項の加入者が同項の規定による支払をしないときは、公社は、同項の加入電話に係る加入契約を解除することができる。

3　戦災電話の加入者は、第一項の規定により支払うべきこととなる額のうち物件又は労務の費用に相当する部分については、あらかじめ物件又は労務を提供してその支払に代えるべき旨の請求をすることができる。この場合において、公社は、業務の遂行上支障がないと認めるときは、その請求に応じなければならない。

4　公衆法第三十二条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

第十三条　戦災電話の加入者は、公社がその請求により特別加入区域内又は加入区域外においてその加入電話の復旧工事を完了したときは、公社が定める期日までに、その復旧工事のため普通加入区域外において新たな線路を設置するための費用であつて、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い計算したものを支払わなければならない。

2　昭和三十一年三月三十一日までは、前項の場合において、普通加入区域内において新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえるときは、前項の加入者は、同項の規定による支払をする外、公社が定める期日までに、その超過額を支払わなければならない。

3　戦災電話の加入者は、公社がその請求により特別加入区域内又は加入区域外においてその復旧工事を完了した場合において、第一項の規定による支払又は公衆法第三十二条第一項の規定による負担があつた線路（設置の後五年以上経過したものを除く。）の全部又は一部を利用してその復旧工事を完了したときは、公社が定める期日までに、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、その線路について第一項の規定による支払又は公衆法第三十二条第一項の規定による負担があつた額（当該電話取扱局に

収容される加入電話に係る加入者でなくなつた者の支払又は負担に係る額を除く。）の一部を支払わなければならない。

4　前条第二項及び第三項の規定は、前三項の場合に準用する。

5　公衆法第三十二条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

6　公衆法第三十二条第四項の規定は、第三項の場合に準用する。

第十四条　公衆法第三十二条第三項から第五項までの規定は、特別加入区域内若しくは加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつた場合又は特別加入区域内若しくは加入区域外において加入電話の種類の変更の請求があつた場合において、前条第一項の規定による支払をさせた線路（設置の後五年以上経過したものを除く。）の全部又は一部を利用してその加入電話の設置又は加入電話の種類の変更を行う場合に準用する。

（十一級局等の加入電話の種類の変更）

第十五条　公社は、公衆法の施行の日から二年以内は、十一級局又は十二級局たる電話取扱局の運営が著しく不経済である場合において、その電話取扱局を廃止し、これに収容されていた加入電話をもよりの電話取扱局に収容するときは、単独電話（その交換が転換器によつて行われるものに限る。）を共同電話に変更することができる。

（甲種増設電話機の交換取扱者）

第十六条　公衆法の施行の際現に旧電話規則（昭和十二年逓信省令第七十三号）第四十条第一項の規定により甲種増設電話機の交換取扱者としての資格の認定を受けている者は、公衆法の施行の日において、現にその交換に従事している構内交換設備の種類に従い、同法第五十一条第一項の認定を受けたものとみなす。但し、同法の施行の日の前日まで引き続き三年以上当該認定に係る交換に従事しなかつた者については、この限りでない。

（公衆法の施行前の料金）

第十七条　公衆法の施行前に納付し、又は納付すべきであつた公衆電気通信役務の料金については、旧電信法第十八条から第二十条まで（旧無線電信法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定は、公衆法の施行後も、なおその効力を有する。

（旧電信線電話線建設条例の規定により使用する土地等）

第十八条　公衆法の施行の際現に旧電信線電話線建設条例の規定により公社が使用している土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）については、公衆法の施行の日において、その土地等にある電柱又は地下ケーブルが残存する期間を存続期間として、同法第八十一条第一項の規定による使用権が設定されたものとみなす。

2　前項に規定する土地等に係る公衆法第九十条第一項の対価は、各事業年度分を毎事業年度に支払うものとする。

（水底電信線路又は水底電話線路の区域）

第十九条　公衆法の施行の際現に旧電信法第四十条第一項の規定により指定されている区域については、公衆法の施行の日において同法第百一条第一項の規定による保護区域の指定があつたものとみなす。但し、その水底線路から千メートル（河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川並びに同法第五条の規定により同法の規定を準用する水流、水面及び河川については、五十メートル）をこえる区域については、この限りでない。

（構内交換設備等の保存）

第二十条　公衆法の施行の際現に加入者が設置し、公社が保存している構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備の保存は、公社が行うものとする。但し、同法第百五条第一項の規定の適用を妨げない。

2　公衆法の施行の際現に加入者が設置し、公社が保存している電話機及びその附属設備であつて、前項に規定するもの以外のものの設置については、当該電話機及び附属設備の存続する期間中は、なお従前の例による。

（構内交換設備に接続される私設有線設備となる接続電話機）

第二十一条　公衆法の施行の際現に旧電話規則の一部を改正する省令（昭和二十五年電気通信省令第二号）附則第二項但書の規定により接続電話機の取扱を受けている私設電話の設備は、第六条第一項の規定により構内交換電話となつたものとみなされるものを除き、公衆法第百六条第二号の規定により接続したものとみなす。

（損失補償）

第二十二条　公衆法の施行前に旧電信法第六条又は第七条に規定する事由によつて生じた損失の補償については、公衆法の施行後も、なお従前の例による。

（滞納処分）

第二十三条　公衆法の施行の際現に旧電信法第二十一条第一項（旧無線電信法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定により国税滞納処分の例により徴収している公衆電気通信役務の料金の徴収については、公衆法の施行後も、なお従前の例による。

（旧法の規定による処分等の効力）

第二十四条　第五条、第十六条、第十八条及び第十九条に規定する場合の外、公衆法の施行前に旧電信線電話線建設条例又は旧電信法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、公衆法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

（国税徴収法の改正）

第二十五条　国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ一第一項中「債権」の下に「（電話加入権ヲ除ク以下同ジ）」を加える。

（海底電信線保護万国連合条約罰則の改正）

第二十六条　海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五百円」を「十万円」に改め、同条第三項中「千円」を「十万円」に改める。

第二条中「二百円」を「五千円」に改める。

第三条中「千円」を「一万円」に改める。

第四条中「三百円」を「一万円」に改める。

（昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の改正）

第二十七条　昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七号を次のように改める。

七　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第十二条第一項

（電波法の改正）

第二十八条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2　公衆通信業務（無線設備を用いて他人の通信を媒介し、その他無線設備を他人の通信の用に供する業務であつて、政令で定めるもの以外のものをいう。以外同じ。）を行うことを目的とする無線局は、日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社でなければ、開設することができない。但し、第十六条の二の許可を受けた場合及び政令で定める場合は、この限りでない。

第十六条の次に次の一条を加え、第十七条の見出しを削る。

（変更等の許可）

第十六条の二　免許人は、公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第八条及び第九条の規定による委託を受けようとするときは、無線局の目的の変更について、郵政大臣の許可を受けなければならない。

第五十九条中「無線通信」の下に「（公衆電気通信法第五条第一項の通信たるものを除く。以下第百九条において同じ。）」を加える。

第百八条の次に次の一条を加える。

第百八条の二　公衆通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持若しくは気象業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　前項の未遂罪は、罰する。

（土地収用法の改正）

第二十九条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十五号の二中「電信線電話線建設条例（明治二十三年法律第五十八号）」を「公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）」に改める。

（電話設備費負担臨時措置法の改正）

第三十条　電話設備費負担臨時措置法（昭和二十六年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（旧電話規則により受理された加入申込に係る加入電話の設置の場合の負担）

第四条の二　有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法（昭和二十八年法律第九十八号）第九条第一項に規定する加入申込に係る権利を有する者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間にその加入申込に係る加入電話の設置を完了したときは、日本電信電話公社が定める期日までに、加入電話及び電話取扱局の種類ごとに二万五千円以内において政令で定める額を支払う外、加入電話及び電話取扱局の種類（政令で定めるものを除く。）ごとに四万円以内において政令で定める額の債券を引き受けなければならない。

2　第二条及び第三条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第五条を次のように改める。

（構内交換電話の加入申込の場合の負担）

第五条　構内交換電話（三十日以内の加入期間を指定して加入申込をするものを除く。）の加入申込をした者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間に加入申込の承諾の通知を発したときは、第一条第一項の規定による支払及び債券の引受をする外、日本電信電話公社が定める期日までに、設備の種類ごとにその設置に通常要する費用の額以内において政令で定める額の債券を引き受けなければならない。但し、加入者がその構内交換設備及び内線電話機を設置する場合は、この限りでない。

2　第一条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第五条の次に次の三条を加える。

（構内交換設備の増設等の場合の負担）

第五条の二　構内交換電話への加入電話の種類の変更又は構内交換設備若しくは内線電話機（三十日以内の使用期間を指定して請求するものを除く。）の増設若しくは変更の請求をした加入者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間にその請求に応ずべき旨の通知を発したときは、日本電信電話公社が定める期日までに、設備の種類ごとにその種類の変更又は増設若しくは変更に通常要する費用の額以内において政令で定める額の債券を引き受けなければならない。但し、加入者がその構内交換設備又は内線電話機を設置する場合は、この限りでない。

2　前項の加入者が同項の規定による債券の引受をしないときは、日本電信電話公社は、同項の請求に応じないものとする。

（附属電話機の設置又は増設の場合の負担）

第五条の三　日本電信電話公社が定める附属的な電話機（三十日以内の使用期間を指定して請求するものを除く。以下「附属電話機」という。）の設置又は増設の請求をした加入者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間にその請求に応ずべき旨の通知を発したときは、日本電信電話公社が定める期日までに、その設置又は増設に通常要する費用の額以内において政令で定める額を支払わなければならない。

2　前項の加入者が同項の規定による支払をしないときは、日本電信電話公社は、同項の請求に応じないものとする。

第五条の四　日本電信電話公社は、前条第一項の規定による支払があつた附属電話機が設置又は増設の日から十年以内に左の各号の一に該当するに至つたときは、同項の規定により支払つた額から、その設置又は増設の日からその附属電話機が左の各号の一に該当するに至つた日までの期間（その期間に六月未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、六月以上一年未満の端数があるときは、その端数を一年として計算する。）一年につき同項の規定により支払つた額の十分の一に相当する額を控除した額を、その附属電話機が左の各号の一に該当するに至つた際における加入者に支払わなければならない。

一　加入者がその使用を廃止したとき。（当該附属電話機に係る加入契約が失効した場合を含む。）

二　日本電信電話公社がその使用を禁止したとき。

第六条を次のように改める。

（専用設備の端末機器の設置等の場合の負担）

第六条　第五条の二の規定は、専用設備の端末機器その他端末の設備（政令で定める期間以内の期間を指定して請求するものを除く。）の設置、増設又は種類の変更の場合に準用する。

第七条中「若しくは増設機械」を「、構内交換設備、内線電話機、附属電話機若しくは専用設備の端末機器その他端末の設備」に改める。

第三十一条　改正前の電話設備費負担臨時措置法第六条の規定は、改正前の同法第五条第一項の規定による支払があつた増設機械については、前条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。但し、増設機械たる交換機及びこれにより加入電話の回線に接続される電話機にあつては、公衆法の施行の日から六月を経過した後及び加入者が次条第一項の規定により請求をした後は、この限りでない。

（債券の交付等）

第三十二条　公社は、公衆法の施行の日における構内交換電話の加入者又は専用者であつて、左の各号の一に該当するものに対しては、その請求により、債券（日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十二条第一項の規定により発行する電信電話債券であつて、郵政省令で定めるものをいう。以下同じ。）を交付し、又はそれぞれ各号に規定する支払に係る設備を無償で譲渡しなければならない。但し、国が専用者である場合は、この限りでない。

一　昭和二十六年七月一日以後公衆法の施行前に、加入電話の増設機械たる交換機又はこれにより加入電話の回線に接続される電話機に係る改正前の電話設備費負担臨時措置法第五条第一項の規定による支払をした加入者

二　昭和二十六年十一月一日以後公衆法の施行前に、旧電信電話料金法別表二、第四類　専用電話に関する料金、第一　市内専用電話料、一　設備料のうち電話機若しくは交換機に関するもの若しくは五　機械種類変更料のうち交換機に関するもの又は第二　市外専用電話料、三　端末設備料のうち電話機若しくは交換機に関するものの支払をした専用者

2　前項に規定する加入者又は専用者が公衆法の施行の日から六月以内に前項の規定による請求をしないときは、公衆法の施行の日から六月を経過した日に前項の規定による債券の交付の請求をしたものとみなす。

3　第一項の規定により交付すべき債券の額は、左の通りとする。

一　第一項第一号の加入者に対しては、その支払をした額（その加入者が公衆法の施行前に、その加入電話の増設機械たる交換機若しくはこれにより加入電話の回線に接続される電話機（以下「増設機械」という。）の一部については改正前の電話設備費負担臨時措置法第六条の規定による支払を受けたときは、改正前の同法第五条第一項の規定により支払つた額のうちその増設機械の一部に係る額を控除した額）

二　第一項第二号の専用者に対しては、その支払をした額から、電話機にあつては一個について四千円（構外からの引込線不要のものにあつては千五百円）、交換機にあつては公衆法第六十八条第二項の規定により公社が郵政大臣の認可を受けて定める料金であつて、その交換機と同一の種類の構内交換設備の装置の料金に相当する額を控除した額

（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律の改正）

第三十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律

第一条中「電信電話料金法（昭和二十三年法律第百五号）」を「公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）」に改める。

第二条中「増設機械」を「構内交換設備、内線電

話機、附属電話機若しくは専用設備の端末機器その他端末の設備」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第一条の目的を遂行するためアメリカ合衆国の軍隊が設置する有線電気通信設備については、有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の定めるところによる。

（旧法の罰則の適用）

第三十四条　公衆法及び有線法の施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、第二条、第二十六条及び第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵・郵政・建設大臣署名）

◆

法律第九九号（昭二八・七・三）

◎自治大学校設置法

（設置）

第一条　地方公務員の資質を向上し、勤務能率の発揮及び増進を図り、もつて地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を期するため、地方公務員に対する高度の研修を行う機関として、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条第一項の規定に基いて、自治庁に、自治大学校を置く。

（所掌事務）

第二条　自治大学校は、左に掲げる事務を行う。

一　地方公務員でその任命権者の推薦に係るものに対し、高度の研修を行うこと。

二　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十九条に規定する研修の内容及び方法について調査研究を行い、及びその成果を刊行すること。

2　自治大学校は、前項に規定する事務とあわせて、左に掲げる事務を行う。

一　地方自治に関する制度及びその運営に関する理論及びその応用について基本的な調査研究を行うこと。

二　地方自治に関する制度及びその運営に関する資料を収集し、編さんし、及び保存すること。

3　自治大学校は、地方公共団体の行政に密接な関係がある職務に従事する国家公務員に対しても、その任命権者から依頼があつた場合においては、研修を行うことができる。

（地方公共団体の研修機関に対する技術的援助）

第三条　自治大学校は、地方公共団体が設置する研修機関に対し、第二条第一項第二号の規定による調査研究の成果の提供、講師のあつ旋その他研修に関して必要な技術的援助をすることができる。

（調査研究の受託及び資料等の交換）

第四条　自治大学校は、地方公共団体の機関の委託を受けて、第二条第一項第二号又は第二項第一号に規定する調査研究を行うことができる。

2　自治大学校は、関係機関との間において、第二条に規定する研修又は調査研究に関する資料、成果その他の便宜の交換を行うことができる。

（位置）

第五条　自治大学校は、東京都に置く。

（組織）

第六条　自治大学校に、校長その他所要の職員を置く。

2　校長は、自治庁長官の命を受け、校務を掌理する。

3　前二項に定めるものの外、自治大学校の内部組織は、総理府令で定める。

（自治大学校運営審議会）

第七条　自治大学校に、自治大学校の運営について校長の諮問に応ずるため、地方公共団体の長及び議会の議長の全面的連合組織の代表者並びに学識経験者で組織する自治大学校運営審議会を置く。

2　前項に定めるものの外、自治大学校運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2　自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　地方公務員に対し、当該地方公務員の任命権者の依頼を受けて研修を行うこと。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（自治大学校）

第二十四条の二　自治庁に、自治大学校を置く。

2　自治大学校の所掌事務、組織その他の事項については、自治大学校設置法（昭和二十八年法律第九十九号）の定めるところによる。

（内閣総理大臣署名）

◆

法律第百号（昭二八・七・三一）

◎昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

（国債の元金償還のための繰入額の特例）

第一条　昭和二十八年度において、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条第一項の規定による国債の元金の償還に充てるため一般会計から繰り入れるべき金額については、同条第二項の規定は、適用しない。

（日本国有鉄道等の負う法定債務の償還金等の帰属会計の特例）

第二条　この法律施行後償還期限又は利払期日の到来する日本国有鉄道法施行法（昭和二十四年法律第百五号）第九条第二項又は日本電信電話公社法施行法（昭和二十七年法律第二百五十一号）第八条第二項の規定により日本国有鉄道又は日本電信電話公社が政府に対し負う債務の償還金及び利子（以下「法定債務の償還金等」という。）で昭和二十八年度において政府に支払われるものは、国債整理基金特別会計の歳入とする。

（一般会計からの資金のみなし繰入）

第三条　政府が昭和二十八年度において日本国有鉄道及び日本電信電話公社から法定債務の償還金等の支払を受けたときは、その支払金額に相当する金額が、国債整理基金特別会計法第二条第一項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・運輸・郵政・内閣総理大臣署名）

◆

法律第百一号（昭二八・七・三一）

◎登録税法の一部を改正する法律

登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条ノ二第一号を次のように改める。

一　公認会計士法第十七条（同法第十六条の二第四項及第六十三条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル登録

公認会計士	金三千円
会計士補	金千五百円

公認会計士法第十六条の二ニ規定スル外国公認会計士　金三千円
公認会計士法第六十三条ニ規定スル計理士　金千五百円

第十五条ノ二を第十五条ノ三とし、第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条ノ二　鉱業法第百十四条第二項ノ規定ニ依ル登録ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムベシ

一　新規登録　土地又ハ建物ニ関スル損害賠償ノ支払金額　千分ノ一
二　抹消シタル登録ノ回復　毎一件　金二十円
三　登録ノ更正、変更又ハ抹消　毎一件　金十円

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条ノ二　登記所其ノ他ノ登記又ハ登録ヲ為シタル機関登記又ハ登録後ニ於テ当該登記又ハ登録ニ係ル登録税ノ納付ニ使用セラレタル印紙ガ偽造、変造又ハ消印除去ニ係ルモノナルコトニ因リ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ登録税ノ全部又ハ一部ヲ免レタルモノナルコトヲ発見シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ当該登記又ハ登録ヲ受ケタル者（以下申請者ト謂フ）ノ住所地ノ所轄税務署長ニ通知スベシ但シ申請者ガ二人以上アル場合ニ於テハ其ノ内一人ヲ選定シテ当該申請者ノ住所地ノ所轄税務署長ニ通知スベシ

前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル税務署長ハ当該申請者ヨリ免レタル登録税額ヲ直ニ現金ヲ以テ徴収スベシ此ノ場合ニ於テ申請者ガ二人以上アルトキハ連帯シテ納付ノ責ニ任ズルモノトス

第十九条第七号中「法令ニヨル公団、」及び「公団ニ関スル法令、」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2　この法律施行前に納めた、又は納めるべきであつた登録税については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百二号（昭二八・七・三一）

◎有価証券取引税法

（有価証券取引税の課税）

第一条　この法律の施行地において有価証券の譲渡（贈与による譲渡を除く。以下同じ。）が行われたときは、この法律により、有価証券取引税を課する。

（定義）

第二条　定義この法律において「有価証券」とは、左に掲げるものをいう。

一　国債証券
二　地方債証券
三　社債券（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）その他の特別の法律により法人の発行する債券を含む。以下同じ。）
四　日本銀行その他の特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
五　株券
六　証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項に規定する証券投資信託の受益証券
七　貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する受益証券

2　前項各号に掲げる有価証券には、外国又は外国法人の発行する有価証券で当該各号に掲げる有価証券の性質を有するものを含むものとする。

3　株券の発行前における株式、株式の引受に因る権利及び新株の引受権は、この法律の適用については、株券とみなす。

4　この法律において「証券業者」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券業者をいう。

（みなし譲渡）

第三条　有価証券の売付があつた場合において、その売付に因る債務の履行が当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付、相殺その他の事由に因り、その売付に係る有価証券の全部の譲渡以外の方法によつて行われたときは、この法律の適用については、その売付をした者（その売付が委託に基くものである場合においては、自己の計算においてその委託をした者とし、その売付のうちに委託に基く部分がある場合においては、当該部分については、自己の計算においてその委託をした者とする。）が、自己の計算において売付又は売付の委託をした当該売付に係る有価証券のうちその売付に因る債務の履行のための譲渡がされなかつたものを、その履行の時において、譲渡したものとみなす。但し、その売付が取引所税法（大正三年法律第二十三号）第五条第一項の規定により取引税を課せられるものである場合においては、この限りでない。

2　前項の場合において、同項の売付に因る債務の履行が、その売付に係る有価証券以外の有価証券の譲渡により行われたときは、その譲渡された有価証券に対応する当該売付に係る有価証券については、同項の規定は、適用しない。

3　信託の場合において、受託者が信託財産に属する有価証券を固有財産に属する有価証券とし、又は固有財産に属する有価証券を信託財産に属する有価証券としたときは、この法律の適用については、受託者が当該有価証券の譲渡をしたものとみなす。受託者が一の信託財産に属する有価証券を他の信託財産に属する有価証券としたときも、同様とする。

（国債証券等の譲渡とみなす場合）

第四条　国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録された国債（証券の発行されているものを除く。）、地方債又は社債の名義変更が行われたときは、この法律の適用については、名義変更が行われた時に、国債証券、地方債証券又は社債券の譲渡があつたものとみなす。

2　法人の社員、会員、組合員その他の出資者の持分の譲渡は、この法律の適用については、株券の譲渡とみなす。

（納税義務者）

第五条　この法律の施行地において有価証券の譲渡をした者は、有価証券取引税を納める義務がある。

（非課税団体）

第六条　有価証券取引税は、国及び地方公共団体には、課さない。

（非課税有価証券）

第七条　第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券のうち、一年以内の償還期限をもつて発行する国債証券、国民貯蓄債券その他政令で定めるものについては、有価証券取引税を課さない。

（有価証券の非課税の譲渡）

第八条　左に掲げる有価証券の譲渡には、有価証券取引税を課さない。

一　有価証券の信託の場合における委託者から受託者への当該有価証券の譲渡
二　有価証券の信託の終了の場合における受託者から委託者又はその相続人への当該有価証券の譲渡
三　第二条第一項第七号に掲げる受益証券に係る信託の受託者への当該受益証券の譲渡
四　第二条第一項第七号に掲げる受益証券に係る信託の受託者がなす当該受益証券の譲渡
五　有価証券を目的物とする消費貸借及びその終了の場合における当該有価証券の譲渡
六　売出の方法によつて有価証券を発行する場合における当該有価証券の譲渡
七　国債、地方債又は社債の発行に際し、その総額を契約により引き受けた者又は募集の委託を受け自らその一部を引き受けた者が、当該引受に係る有価証券の発行の日から一年内にする当該有価証券の譲渡
八　その他政令で定める有価証券の譲渡

（課税標準）

第九条　有価証券取引税の課税標準は、売買による譲渡については売買価額とし、その他の譲渡については譲渡の時における価額とする。

2　前項の売買価額及び譲渡の時における価額を譲渡価額と総称する。

（税率）

第十条　有価証券取引税は、左の税率により、課する。

第一種　証券業者を譲渡者とする売買による譲渡
甲　第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡　譲渡価額の万分の六

乙　その他の有価証券の譲渡　譲渡価額の万分の三
第二種　第一種以外の譲渡
甲　第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡　譲渡価額の万分の十五
乙　その他の有価証券の譲渡　譲渡価額の万分の七

（現金による納付）

第十一条　証券業者が有価証券の譲渡をした場合においては、証券業者は、その譲渡の日の属する月の翌月末日までに、政令で定めるところにより、その譲渡の日の属する月中に納税義務の生じた有価証券取引税額その他の事項を記載した納付高申告書を政府に提出し、あわせて当該納付高申告書に記載された金額の有価証券取引税を、現金をもつて、政府に納付しなければならない。

2　証券業者以外の者が、証券業者への売委託により有価証券の譲渡をした場合又は証券業者へ有価証券の譲渡をした場合においては、当該証券業者は、当該譲渡が行われた際、当該譲渡に係る有価証券取引税を現金をもつて徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、政令で定めるところにより、その徴収の日の属する月中に徴収した有価証券取引税額その他の事項を記載した徴収高計算書を政府に提出し、あわせて当該徴収高計算書に記載された金額の有価証券取引税を、政府に納付しなければならない。

3　前二項に規定する証券業者に営業所が二以上あるときは、これらの項の規定による納付高申告書及び徴収高計算書の提出並びに有価証券取引税の納付は、各営業所ごとにしなければならない。

4　証券業者が前三項の規定により有価証券取引税を納付する場合においては、その月中の有価証券の譲渡を同一の税率が適用されるものごとに区分し、その区分ごとに算出したその月中の有価証券の譲渡価額の合計額を課税標準とし、これにそれぞれの税率を適用して算出した税額の合計額をもつてその月分の納付すべき有価証券取引税額とすることができる。

（印紙による納付）

第十二条　有価証券取引税の納税義務者は、前条の規定の適用がある場合を除く外、印紙をもつて、有価証券取引税を納付しなければならない。

2　前項の場合において、第十条の規定により計算された有価証券取引税額が十円未満であるときは、これを納付することを要しない。当該税額に十円未満の端数があるときにおける当該端数金額についても、同様とする。

3　第一項の規定の適用を受ける有価証券取引税の納税義務者は、有価証券の譲渡が行われた際、大蔵省令で定める様式の有価証券取引書を作成し、これに有価証券取引税額に相当する印紙をはり、且つ、当該取引書の紙面と印紙の彩紋とにかけ、自己の印章又は署名をもつて、判明に印紙を消さなければならない。

4　前項の納税義務者は、同項の有価証券取引書をその作成の日から一年間保存しなければならない。

（強制徴収）

第十三条　証券業者が、第十一条第一項又は第二項の規定により納付すべき有価証券取引税を納付しなかつたときは、国税徴収の例により、これを証券業者から徴収する。

2　前条第一項の規定により有価証券取引税を納付しなければならない者が、同項の規定による納付をしなかつたときは、同項の規定にかかわらず、現金をもつて、これを当該者から徴収する。

3　前二項の場合において、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第九条の規定により督促するときは、第十四条又は第十五条に規定する利子税額を、あわせて督促することができる。

（利子税額）

第十四条　第十一条第一項又は第二項の規定により納付すべき有価証券取引税額を納付しなかつた場合においては、当該証券業者は、その未納に係る税額に対し、これらの項に規定する納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を有価証券取引税額にあわせて納付しなければならない。

3　前項の場合において、証券業者がその未納に係る有価証券取引税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる有価証券取引税額は、同項の未納に係る有価証券取引税額からその一部納付に係る有価証券取引税額を控除した額による。

3　利子税額計算の基礎となる有価証券取引税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該有価証券取引税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4　利子税額が三百円未満である場合には、これを納付することを要しない。

5　第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合において、証券業者が納付した有価証券取引税額が第十一条第一項又は第二項の規定により納付すべき有価証券取引税額に達するまでは、その納付した税額は、当該有価証券取引税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八条の規定の適用を妨げない。

第十五条　第十三条第二項の規定により有価証券取引税額を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条の規定による指定納期日までに当該税額を完納しなかつたときは、その未納に係る有価証券取引税額に対し、当該納期日の翌日から納付の日までの期間に応じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を有価証券取引税額にあわせて徴収する。

2　前条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

（軽加算税額）

第十六条　第十一条第一項の規定により提出すべき納付高申告書をその提出期限までに提出した場合において、当該申告書に記載された有価証券取引税額が、納付すべき有価証券取引税額に満たなかつたときは、過少の有価証券取引税額を記載した当該申告書を提出したことについて相当な事由がないと認めるときは、政府は、当該納税義務者が納付すべき有価証券取引税額のうち、当該申告書に記載されなかつた部分の税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する軽加算税額を徴収する。

2　第十一条第一項の規定により提出すべき納付高申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合において、当該申告書を提出しなかつたことについて相当な事由がないと認めるときは、政府は、その納付すべき有価証券取引税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する軽加算税額を徴収する。

3　第十一条第二項の規定により納付すべき有価証券取引税額を完納しなかつた場合において、その完納しなかつたことについて相当な事由がないと認めるときは、政府は、その未納に係る有価証券取引税額に対し、同項に規定する納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、その期間が一箇月以内のときは百分の十の割合、一箇月をこえ二箇月以内のときは百分の十五の割合、二箇月をこえ三箇月以内のときは百分の二十の割合、三箇月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する軽加算税額を徴収する。

4　第十二条第一項の規定により納付すべき有価証券取引税額を完納しなかつた場合において、その完納しなかつたことについて相当な事由がないと認めるときは、政府は、その未納に係る有価証券取引税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する軽加算税額を徴収する。

5　政府は、前四項の規定により徴収する税額を決定したときは、これを第十一条第一項若しくは第二項又は第十二条第一項の規定により有価証券取引税を納付する義務がある者に通知する。

6　第十四条第三項及び第四項の規定は、第一項から第四項までの規定による軽加算税額について準用する。

（重加算税額）

第十七条　前条第一項から第四項までの規定の一に該当する場合において、第十一条第一項若しくは第二項又は第十二条第一項の規定により有価証券取引税を納付する義務がある者が、事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて、過少の有価証券取引税額を記載した納付高申告書を提出し、若しくは納付すべき有価証券取引税額を完納しなかつたときは、政府は、前条第一項から第四項までの規定による軽加算税額の外、その軽加算税額計算の基礎となる有価証券取引税額（当該有価証券取引税額の一部が、有価証券取引税